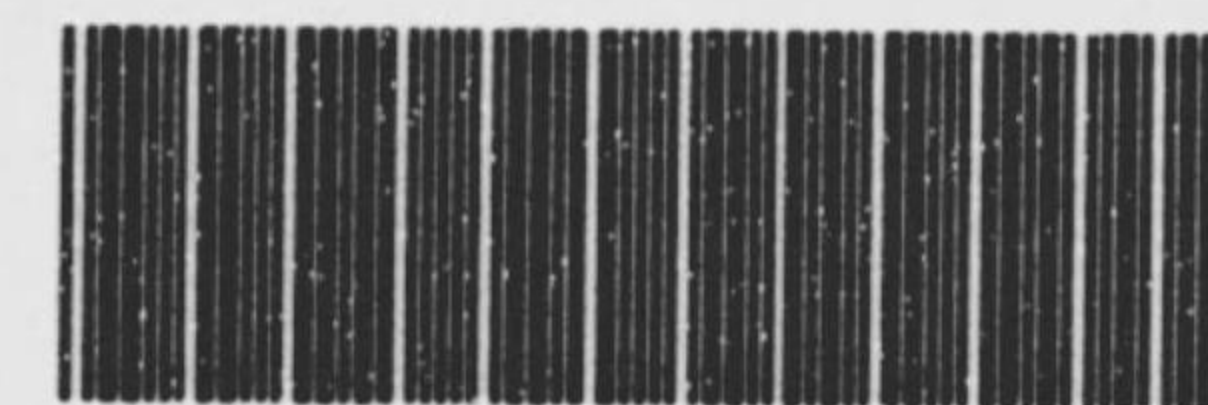


366.059
R64
K2



0037674001

0037674-001

366.059-R64-K2

労働年鑑


協調会・編


協調会

昭和8-17年版

1933-1942

AGF





IF-97

昭和八年
勞働年鑑

財團法人
協調會發行

366.059

R64

K2



34083

序

大正十五年三月本會調査課にて前年中、歐米各國に於ける労働運動その他の情勢に關して特に重要にして参考となるべき事項を調査蒐録し初めて『各國労働界の情勢』と題して出版せし以來、この事業は毎年繼續して今日に及んで居る。その間にこの年次報告は『協調會の労働年鑑』として一般に知らるゝに至り、その編纂上に於ても各方面の多大の援助と懇切なる指導を賜はりしことも一再ならず、『海外労働年鑑』は海外各國の労働者運動の動向を内容とし、唯一の年鑑として名譽を博するを得た。従來の『海外労働年鑑』がその内容に於ても、編纂の方針上に於ても尙ほ充實完成すべき點の多々あることは云ふまでもなく、この點に於て今後とも各方面の指導と鞭撻とを期待するものであるが、本年度に於ては、従來各方面の希望に基き、本邦に於ける労働運動の動向をも採録し、内外併せて對照参考に便すべきことに決し、こゝに調査課の外、労働課、農村課及び教務課の協力を得て第一回の試みとして本篇を出版することとなつた。本年度はこの新しき試みの爲出版の時期も遅延し、且従來も各方面にて利用の便宜を認められし附録、日誌及び統計表を採用せざりしことを遺憾とする。本篇の内容の執筆は日本の部に於ける産業労働界概観以下階級的消費組合運動に至る諸項は本會労働課員之を擔當し、農林問題、農民運動及び小作争議の項は農村課員、而して労働者教育は教務課員に於て各分擔執筆したもので、以上各項終末に執筆者の姓名を録して責任を明らかにしてある。海外の部は専ら調査課水上鐵次郎の執筆するもので、唯ソウェート聯邦の一部(労働者家計及び労働時間)はロシア問題研究所長大竹博吉氏の執筆を煩はし、中華民國の全項は岡野一朗氏の寄稿せるもの、尙ほ早稻田大學講師大西邦敏氏其他の調査報告を利用せし箇所もあり、資料文献翻譯上に於て文學士佐藤莊一郎氏の援助にあづかりしことをこゝに録して感謝の意を表す。

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

昭和八年十二月

目次

日本

産業労働界概観	一	反組合會議派及び左翼労働組合の動靜	三三
無産政黨運動	三	フアンズムに對する労働組合の態度と國家社會主義	三四
概説	三	労働組合の生誕	三五
總選舉と無産政黨	三	日本主義労働運動の擡頭	三六
國家社會主義運動と社會民衆黨の分裂	三五	昭和七年に於ける労働組合の組織狀況	三六
國家社會主義運動と全國労働大衆黨の動搖	三五	労働争議	四〇
新黨準備會の分裂と日本國家社會黨の結成	三八	概説	四〇
新日本國民同盟の創立	三九	業態別に現れた労働争議	四一
合同運動の進展と社會大衆黨の結成	四〇	労働争議の原因・要求事項及び結果の情況	四二
社會大衆黨の國際政策	四四	労働組合の争議方針	四六
當面の諸運動	四五	勞資のとれる争議戰術	四七
共産黨の運動	四六	一 煙突・袋蟲・マスト・望樓・タンク登り戰術	四七
労働組合と政黨との支持關係	四六	二 籠城、モグラ戰術	四八
労働組合運動	四六	國家主義運動	四九
概説	四六	概説	四九
戦線統一運動と日本労働組合會議の結成	四六	昭和七年前半期——外延的躍進期	五〇
		イ 無産陣營内の國家社會主義轉向	五〇
		ロ 従來の國家主義團體の躍進	五三
		ハ 非合法運動の勃發	五七

昭和七年後半期——内部的清算期……………一七〇

イ 臨時議會と農本主義運動……………一七〇

ロ 國家主義運動の退潮……………一七〇

ハ 國家主義陣營の統一機運……………一七〇

國家主義運動の思想的清算……………一七〇

附 録……………一七〇

日本労働組合現勢一覽……………一七〇

愛國團體一覽……………一七〇

階級的消費組合運動……………一七〇

はしがき……………一七〇

労働者消費組合運動の現勢……………一七〇

個別的組合の現勢……………一七〇

一 労働團體を中心として組織されるもの……………一七〇

二 労働團體と關係なきもの……………一七〇

聯合機關の現勢並にその運動……………一七〇

農政問題……………一七〇

農産品價格の昂騰と農家の現金所得……………一七〇

一 農産品昂騰の不齊……………一七〇

二 販賣状況……………一七〇

三 購入品價格の昂騰……………一七〇

四 價格と生産費の關係……………一七〇

匡救事業の進捗と農業問題の新展開……………一七〇

救農土木事業……………一七〇

經濟更生運動……………一七〇

産業組合運動……………一七〇

其他の諸状況……………一七〇

六十四議會の農政問題……………一七〇

米穀問題と米穀統制法案……………一七〇

農業金融問題と負債關係法律案……………一七〇

農民運動……………一七〇

總 論……………一七〇

小作組合の數的發達状況……………一七〇

地主組合及び地主小作協調組合……………一七〇

主要小作組合の状況……………一七〇

主要小作組合の組織分裂状況……………一七〇

小作組合の主なる運動……………一七〇

一 小作料の減免運動……………一七〇

二 耕作權確立運動……………一七〇

三 農村窮乏打破運動……………一七〇

四 政治運動……………一七〇

五 教育運動……………一七〇

六 消費組合運動……………一七〇

七 青年部運動……………一七〇

八 少年部運動……………一七〇

主なる地主組合の概況……………一七〇

大日本地主協會の概要……………一八〇

地主組合の運動状況……………一八〇

結 言……………一八〇

日本農民組合全國大會の状況……………一八〇

全國農民組合青年部代表者會議……………一八〇

全國農民組合第六回全國大會の状況……………一八〇

小作爭議……………一八〇

一般經濟事情の小作爭議に及ぼしたる影響……………一八〇

イ 凶作の影響……………一八〇

ロ インフレ政策の影響……………一八〇

ハ 一般産業界不振の影響……………一八〇

小作爭議の一般的趨勢……………一八〇

イ 爭議件數の増加……………一八〇

ロ 關係範圍の縮小化……………一八〇

ハ 分布状況……………一八〇

小作爭議の態様……………一八〇

イ 不作凶作に依る小作料一時減要求爭議……………一八〇

ロ 農産物價格低下による小作料一時減要求爭議……………一八〇

ハ 契約小作料高率を理由とする永久減要求爭議……………一八〇

ニ 小作慣行改廢に伴ふ爭議……………一八〇

ホ 小作料滞納に依る爭議……………一八〇

ヘ 小作料値上に依る小作爭議……………一八〇

ト 小作料値上其他小作權關係爭議……………一八〇

テ 契約又は調停條項不履行に依る爭議……………一八〇

小作爭議に於ける手段……………一八〇

イ 小作人の對抗手段……………一八〇

ロ 地主側の手段……………一八〇

小作爭議の結末……………一八〇

事例一、高知縣下、T兩郡に於ける小作爭議……………一八〇

事例二、兵庫縣下T村S部落の小作爭議……………一八〇

事例三、鳥取縣下S郡M地方の小作爭議……………一八〇

労働者教育……………一八〇

緒 言……………一八〇

労働組合及無産政黨の教育的活動……………一八〇

労働組合……………一八〇

無産政黨……………一八〇

政府及び地方公共團體と労働者教育……………一八〇

労働者輔導學級及労働者講座……………一八〇

東京市社會局の労働者教育事業……………一八〇

吳市公民講座……………一八〇

主要労働者教育關係團體の活動……………一八〇

日本労働者教育協會……………一八〇

協調會……………一八〇

労働者輔導協會……………一八〇

日本成人教育協會……………一八〇

福岡縣勞務者教育協議會……………二四〇
 各種の團體の經營する勞働學校……………二四一
 大阪勞働學校……………二四一
 神戸勞働學校……………二四三
 中央勞働學校……………二四四
 勞働學院……………二四五
 帝大セツルメント勞働學校……………二四七
 關東學院セツルメント勞働學校……………二四九

海外

一九三二年海外勞働運動の概況……………二五一
 概観……………二五一
 各國の選舉戰……………二五二
 軍縮運動……………二五四
 不況對策大會……………二五六
 イギリス……………二五六
 獨立勞働黨の獨立……………二五六
 第四十回年次大會……………二五九
 特別大會……………二六〇
 勞働黨左傾……………二六三

第三十二回大會……………二六四
 勞働組合評議會……………二六八
 第六十回大會……………二六九
 共產主義運動……………二七四
 イギリス領諸國……………二七五
 カナダ勞働運動……………二七五
 新失業救濟法……………二七六
 勞働組合……………二七六
 産業勞働評議會大會……………二七九
 全カナダ勞働評議會……………二七九
 協同共和國同盟……………二八〇
 オーストラリア失業問題……………二八〇
 濠洲勞働運動……………二八二
 勞働組合大會……………二八三
 印度國民運動……………二八四
 印度勞働組合運動……………二八五
 統一大會……………二八六
 アイルランド總選舉……………二八九
 アイルランド勞働運動……………二九〇
 勞働黨大會……………二九一
 勞働組合評議會大會……………二九一
 南アフリカ……………二九二
 勞働組合大會……………二九三

アメリカ合衆國……………二九五
 勞働立法……………二九五
 團結及び罷業權確立……………二九六
 ウィスコンシン州失業保險法……………二九八
 勞働運動……………三〇〇
 社會黨大會……………三〇〇
 社會黨選舉綱領……………三〇二
 勞働總同盟大會……………三〇五
 ドイツ……………三〇八
 大統領選舉……………三〇八
 國會總選舉……………三〇
 勞働組合……………三三八
 總同盟特別大會……………三八
 經濟改造案……………三九
 フランス及南歐諸國……………三三二
 フランス……………三三二
 社會黨大會……………三三三
 イタリヤ……………三三五
 勞働組合……………三三五
 職團省活動……………三三八
 全國職團會議……………三三八
 スペイン……………三三九
 總同盟中央委員會……………三三九

勞働組合大會……………三三〇
 社會黨大會……………三三三
 スイス……………三三七
 ソウェート聯邦……………三四〇
 勞働事情……………三四〇
 失業問題……………三四一
 勞働者家計……………三四四
 勞働日と勞働時間の動趨……………三四七
 勞働運動……………三四八
 勞働組合中央委員會……………三四八
 勞働組合大會……………三四九
 共產黨大會……………三五〇
 バルト・北海沿岸諸國……………三六三
 ベルギー……………三六三
 勞働組合の不況對策……………三六八
 勞働組合年次大會……………三六七
 オランダ……………三六八
 社民黨分裂……………三六八
 勞働組合大會……………三七〇
 デンマルク……………三七一
 社民黨政綱……………三七二
 勞働組合……………三七三
 スウェーデン……………三七三

社會黨大會……………三六四

バルト諸國……………三七六

中欧及バルカン諸國……………三八一

オーストリア……………三八二

社會民主黨大會……………三八三

ハンガリア……………三八二

ブルガリア……………三八四

中華民國……………三八七

上海の労働問題……………三九〇

上海市政府の失業者救済計畫實施……………三九〇

家賃免除處理法……………三九〇

上海の罷市停止と復工……………三九〇

労働法制……………三九二

總工會の工會法改正要求……………三九三

勞資爭議處理法の修正……………三九三

労働運動……………三九八

全國郵便罷業……………四〇二

農村問題……………四〇四

浙江省小作料輕減法……………四〇六

藍衣社……………四〇七

藍衣社組織條例……………四〇九

中國共產運動……………四一四

共產軍の構成と特徴……………四二四

支那ソウェート區域……………四一八

中華ソウェート共和國稅制……………四二四

リットン報告と中國共產黨……………四二六

脱黨問題……………四二八

上海反戦デー……………四三〇

陳獨秀の逮捕……………四三〇

ミーラン事件……………四三三

滿洲に於ける共產運動……………四三三

國際……………四三五

社會民主主義團體……………四三五

アムステルダム・インターナショナル……………四三六

國際労働組合大會……………四三七

業別インターナショナル……………四三九

公務従業員……………四三九

石版工……………四四二

教員……………四四三

運輸労働者……………四四四

郵便従業員……………四五一

製本工……………四五二

鑛業労働者……………四五三

智能労働者國際聯合會……………四五六

基督教労働組合……………四五九

共產主義團體……………四六一

日 本

産業労働界概観

最近の産業界を特徴づけるものは、世界的不況の深刻化とその切抜策としての共同利益への分裂と結合である。即ち國際的には經濟戰の激化従つて自給自足經濟への方向を辿らんとする政策の強き現はれであり、國內的には自由主義の揚棄従つて統制經濟への傾向の強き現はれであり、思想的には國家主義乃至は國民主義の擡頭である。而して斯くの如き傾向への諸々の政策を強調し乃至は斯くの如き現象を基礎付けんとする國民主義運動の擡頭せしことは政治的にも思想的にも強き衝動と關心を與へし事象であつた。

1 産業労働界概観

世界經濟恐慌の波の中に更に舊平價金解禁と云ふ特種事情を重荷せしめられた昭和五年の我國産業界はあらゆる方面に於て急激な悪化の中に終始した。翌六年に入つてからもその歩調は前年程激しくはなかつたが尙悪化の傾向は掩ひ難い。次いで七年に入つてからは金輸出再禁止に伴ふ爲替の低落、滿洲上海事變による軍需品の民間工場への注文増加並に時局匡救費の膨大なる支出等によつて下半年より一般に景氣の上向を見るに至つた。今經濟産業界の況不況を指標する物價、生産額、手形交換

高、貨物輸送高、並に労働者人員指數、賃銀等に就いて數字的に觀察しよう。

先づ物價の變動を日銀の物價指數に就いて見るに左の如く、昭和五年に於ては僅か一箇年間に四三ポイントの激落を示したが、昭和六年に入つては二、三、四月は安定し七月には六月よりも二ポイントの上騰さへあつたが、その他は低落を示し結局十一月迄に一四ポイントの低下を示して居る。十二月は四ポイントの奔騰を見たが之は金輸出再禁止の結果である。七年に入つて當初の三箇月間は金再禁止前に比し一二、三ポイント方の高値を示して居たが實勢は未だ伴はず爲めに其後低落し六月

	5年	6年	7年
1月	201	159	160
2月	200	158	161
3月	196	158	159
4月	193	158	154
5月	189	154	150
6月	181	151	146
7月	177	153	178
8月	176	152	156
9月	171	150	167
10月	165	147	169
11月	162	147	178
12月	161	151	185
平均	181	153	161

には前年の最低時よりも低下した。然し下半年期に入つてからは前掲各種

の事情から、果然上向を示し十二月には六月の最低に比し四〇ポイント方の上昇を示してゐる。

對外貿易に就て見るに輸出に於ては昭和六年は五年に比し約二割餘の減退であるが七年に入り下半期に於て急激に増加し五年度に殆んど匹敵する迄に達した。輸入に於ては昭和六年は五

	月	輸出額		輸入額		輸出	輸入
		5年	6年	5年	6年		
1	月	146,004	105,395	182,770	103,746	70,583	115,906
2	月	118,932	91,817	160,296	98,664	80,131	128,281
3	月	135,911	96,215	182,746	127,964	101,079	166,556
4	月	117,293	81,532	148,484	126,936	92,782	142,525
5	月	115,102	102,111	155,526	128,163	103,464	151,640
6	月	98,949	100,336	126,233	105,303	101,768	111,633
7	月	117,295	103,416	104,622	93,841	110,789	68,153
8	月	127,683	107,721	96,013	86,985	136,682	73,363
9	月	130,682	100,733	92,340	94,066	140,747	95,772
10	月	128,511	97,879	102,598	77,414	147,458	97,723
11	月	117,475	77,037	95,743	80,947	751,857	119,244
12	月	116,008	82,769	98,749	12,638	172,713	160,688
計		1,353,843	1,064,196	1,447,301	1,124,080	1,409,992	1,431,461
		1,469,852	1,146,981	1,546,050	1,235,675		

金はけるに年を半は於年が有退の割亦比年に

禁に對する手當の爲め増加し總額に於て一割五分餘の増加を示してゐる。

次に労働方面に就いて見よう。先づ労働者人員指數及失業率に就いて見るに、左の如く、人員指數は昭和五年中に於ては累月低下し一四・六ポイントの低落を示したが、六年に入つてからは小康を得て居るが如くであるが、尙四月及九月の労働需要期を除き僅か乍らも低落し翌七下半期に至り漸く上向を示して居る。失業率に於ても同様に一高一低しつゝも悪化の傾向を示して七年九月最高率を示したが十月以後は下向し來つた。

	月	労働人員指數			失業率		
		5年	6年	7年	5年	6年	7年
1	月	88.7	74.9	72.9	4.93	6.31	6.94
2	月	87.8	74.6	73.0	4.99	5.61	6.92
3	月	86.9	74.6	73.5	5.02	5.79	6.80
4	月	86.1	75.3	74.5	5.25	5.69	6.87
5	月	84.9	75.0	74.6	5.33	5.77	6.86
6	月	83.1	74.3	74.5	5.12	5.60	6.83
7	月	80.5	74.5	74.5	5.34	5.83	7.20
8	月	78.5	74.4	74.7	5.44	5.98	7.10
9	月	77.9	74.8	75.5	5.59	6.01	7.02
10	月	77.2	74.4	75.8	5.39	6.24	6.98
11	月	76.2	74.2	76.4	5.08	6.45	6.45
12	月	75.6	73.7	77.0	5.25	6.68	6.68

労働人員指數の低下及失業率の増ははたその数字に表はれたる率に僅少なりとも實際問題としては

ない。大量解雇に就いて見るも昭和六年に入つてから株式会社室蘭製鋼所室蘭工場の一〇〇名、海軍工廠の一〇〇名、三菱の長崎兵器製作所及長崎電氣製作所の四九三名、横濱船渠株式会社社の九九八名、茨城縣の日立製作所の四八三名、株式会社川崎造船所の二、九三五名、三菱電氣株式会社の二九八名、藤永田造船所は二回に亘り一八名及二二四名計三四二名、王子製絲株式会社大泊工場及豊原工場の三五七名、八幡製鐵所の八八二名及同二瀬出張所一、七九五名等の事例を見る時は、如何に労働者が解雇と失業に脅かされつゝあるかを窺ひ得よう。別稿労働争議に就いて見るに、如く解雇反對の理由に基く労働争議の激増もよく此の間の事情を説明するものである。

	月	定額			實收賃銀		
		5年	6年	7年	5年	6年	7年
1	月	98.6	93.2	89.5	100.4	92.6	87.6
2	月	98.4	92.8	89.3	101.8	93.1	89.4
3	月	98.2	92.4	89.1	102.8	94.2	90.2
4	月	97.6	91.9	88.6	100.6	91.9	87.2
5	月	97.1	91.6	88.3	100.1	91.3	87.0
6	月	96.6	91.2	88.2	98.9	91.0	86.8
7	月	95.8	91.4	88.0	98.5	90.1	86.2
8	月	95.3	91.0	87.7	97.8	89.0	86.1
9	月	94.7	90.7	87.5	97.0	88.7	86.5
10	月	94.3	89.9	87.3	96.2	88.4	88.8
11	月	94.1	89.7	86.8	95.7	88.5	88.7
12	月	93.7	89.5	86.6	95.6	89.1	92.1
平均		96.2	91.3	88.1	98.7	90.7	88.1

賃銀は季節的變動を考慮に入れても可

成りの低落を示して居る。殊に實收賃銀指數は定額賃銀指數の緩落なるに比し、急激な低落をなし、その結果六年五月以降は實收賃銀は定額賃銀以下に低落し七年八月最低に達したが其後回復を示しつゝある。

今賃銀値下げの二三の事例を見るに長野縣製絲同業組合聯合會は六年度製絲女工賃銀に付き、最低賃銀二十五錢（五錢下げ）養成女工十二錢（二錢下げ）平均賃銀四十錢（八錢下げ）と二割見當の引下げの協定を爲し、夏挽き即ち七月より實施した。其他日本鋼管株式会社の一割六分値下、汽車製造株式会社の平均一割二分値下げ等がある。賃銀値下げ反對の理由に基く労働争議の激増も亦推察に難くないであらう。

上述の如く何の方面を見ても不況の恢復乃至は停止を示すに至つたのは七年度からであつて産業界は其間あらゆる不況對策を講じ來つた。我々はそれ等の對策の内に産業機構の目立たないが然し大きな變革が急速に進行しつゝあるを見る。我々は此處で七年度に至る迄の不況の進行状態に就いて、一方に於て賃銀の不斷の低落と失業の増加に伴ふ購買力の激減並に取引の減退を見つゝ、物價が比較的その低落の歩調を鈍らしてゐたことに留意せねばならぬ。斯くの如き矛盾は何故であらうか。次節以下に於て我々は之を明かにし得よう。概言すればそれは政府並に資本家の必死の不況對策の努力によるものであつた。

深刻化しつゝある恐慌を切抜けんが爲の努力の一つは、諸外國からの競争を免れ國內市場を確保することであつた。即ち輸入防遏と國産品愛用奨励である。

戦後各國は物價騰貴と財政收入補填の爲に關稅率を高めつゝあつたが、不況の襲來と共に自國商品の市場確保の必要から、保護關稅主義の傾向を濃厚にした。此の傾向を助長せしめた原因の一は、大戦以來金本位制に歸り得ざる國々の爲替ダンピングであり、その二は所謂ダンピングである。獨逸は賠償金支拂の爲め輸出の必要から、又露國は五箇年計畫遂行の爲め資金の必要上盛んにダンピングを行つたが、其他の諸國に於ても不況打開の爲めに自國品の不當廉賣に依つて外國市場を脅す事益々露骨となつた。諸國はこれに對して防衛策として關稅障壁を設けて自國市場を守らざるを得ない。近年に於て工業の發達し來つた諸後進國も亦同様に關稅引上げを行つた。殊に新しき機械設備による生産品の競争に對し過剩乃至非能率的となつた生産設備を持つ先進國は、その急激に清算せんとする打撃を緩和する爲にも關稅引上げ政策をとらざるを得なかつた。かくて互に市場の狹隘化に苦しみつゝ、尙自國産業防衛の必要上互に關稅を引上げた。關稅戰が愈々激烈を加へつゝあるといふことは世界經濟に於ける現狀である。

今昭和六年中に於ける關稅引上げを見るに、インド、佛領印度、支那、シヤム、比律賓、香港、海峽植民地、土耳其、伊太

利、埃太利、和蘭、白耳義、南亞聯邦、加奈陀、アルゼンチン、智利、北米合衆國、ウルガイ、ブラヂル、濠洲、スイス、埃及、英領東アフリカ、スダン、ニュージールランド、イギリス、フランス等二十七箇國に互る。就中永年自由貿易主義を誇つた英國が遂にダンピング防止法の名の下に機械紡織品等三十品目以上のものに對して十割乃至五割の課稅をなすに至つたことは特記すべきである。

我國に於ては第五十九議會前後に於て鐵鋼關稅、硫安關稅、木材關稅等の引上げ運動が盛んに行はれたが、結局前二者は實施せられず木材關稅の引上げのみ第五十九議會を通過し實施せらるゝに至つた。我國の關稅は既に古くより保護主義の色彩が濃厚であつて極度に引上げられて居る爲に此の方面の運動は比較的少なかつたが、恐慌の益々進展するに伴ひ、國産奨励運動と共に再び各種の保護關稅が唱へられ翌昭和七年六月の第六十二議會には「關稅定率法中改正案」及「輸入稅の從量稅率に關する法律案」を通過せしめ、前者に於ては小麥鉄鐵等二十九品に對し從價稅を引上げ、後者に於ては從量稅を一律三五%の引上げとなした。

國産奨励乃至國産品愛用の運動は購買力の減退による市場の狹隘化の補ひである。前年六月設置された産業合理局は國産愛用の委員會を組織し、講演會、講習會による宣傳、國産品と輸入品との對比展覽會を初めとして優良國産品の選定推奨等國産國に於ても資本の流出速かに激増してイングランド銀行の金準備保有高は最低必要限度に迄激減するに至り、遂に英國政府は九月二十一日金本位制の停止を斷行した。世界の金融市場たる英國が一度金本位制を停止するや丁抹、諾威、瑞典を始めとし、フィンランド、ポルトガル、南北ローヂシア、コロンビア、ボリビア等之に倣ふもの續出した。我國に於ても英國の金本位制停止以來殊に再禁止論が喧しくなり、金輸出禁止を見越せる弗思惑買も亦盛んに行はれ、正金は十月三日より若槻内閣崩壊前迄に三億四千萬圓の正貨を米國に現送し、日銀の正貨準備は五億圓臺を割らんとするに至つた。日本銀行は之に對し金流出防止の爲十月六日及十一月八日の再度に互り利上げを決定したが尙その勢を喰止めることは出来なかつた。十二月十二日若槻内閣辭職し、犬養内閣成立するや、十三日直ちに金輸出再禁止を斷行した。かくて我國も亦金本位制の停止によつて世界經濟からの連鎖を離れ獨自の立場に於て所謂「孤立の繁榮」への政策を企圖するに至つた。

世界經濟に於ける恐慌對策が鎖國經濟への方向をとりしに對し國內經濟に於ける恐慌對策の中心をなすものは産業の統制であつた。

企業者の自らの結合による産業の統制即ちカルテルによる産業の統制は我國に於ても既に大正九年乃至昭和二年の恐慌後幾

宣傳に就いて猛烈なる運動を起したがその實績は本年に入つて次第に現はれつゝある。政友會の發表せし産業五箇年計畫の如きは端的に國産奨励とその關稅保護を主張せるものである。上述の如く關稅障壁と國産奨励による國內市場の確保といふことは世界經濟に於ける共通の傾向である。此の傾向は世界の國々をして分裂孤立せしめつゝある。即ちその方向は世界經濟より鎖國經濟への道を辿るものであり、自給自足經濟への道を辿るものである。蓋し世界大戰の創夷未だ癒えず、而も力の均衡の格段に懸け離れた現在の世界經濟の現狀に於ては斯くの如き手段によつて自己防衛を爲す外に途がないのである。

世界經濟の分裂孤立化による自國産業維持の方策として尙殘されたものは金本位制の停止であつた。金本位制の停止は世界經濟からの分離を意味する。即ち金本位制の停止によつて其國の物價は世界經濟の趨向に背いて騰貴せしめ得べく、更に爲替ダンピングによつて過剩生産を處置し得る。かくて金本位制の停止は瀕死の状態にある産業をして蘇生せしめる唯一の匡救策と考へられた。我國に於ても濱口内閣の舊平價金解禁は産業資本家に最も激しき打撃を與へた。それ以來金の輸出再禁止論又は新平價解禁論は非常なる勢力を得るに至つた。然し金本位制の停止は其國の信用を害すべく、従つて各國共此の手段をとることを躊躇して居たのであるが、偶々本年六月獨逸が經濟破綻を暴露して以來歐洲の經濟不安は急激に表面化され、爾來英

多の事例を有して居るが、殊に一昨年秋の世界恐慌の襲来以來カルテルの組織とその活動は目覚しき發展をなした。即ち最近活動せるカルテルに就いて見るに、紡績業、製絲業、石炭業、石油業、鐵鋼業、製紙業を始めとし、我國の重要産業二十五種の中麥酒事業を除き皆各種のカルテルが組織され、生産制限、共同販賣、共同購入、價格協定等を行つて居る。本年の我國物價が昨年

に比し稍や小康を得たのは一は是等のカルテルが需給關係に逆行して價格の維持乃至引上げを行つた事も與つて力があつた。昭和五年六月設置され臨時産業合理局が最も力を注いだのも斯くの如きカルテルの結成による企業の統制であつた。臨時産業合理局は既に前年に於て、輸出紡三綾綿布工業、輸出綿縮工業及び過燐酸工業に對しその統制組織を實現せしめたが、更に廣く各種産業の統制を實現すべく三個の法律を立案した。即ち第五十九議會を通過した「重要産業の統制に関する法律案」、重要輸出品工業組合法中改正法律案」及「輸出組合法中改正法律案」及第六十三議會を通過した「商業組合法案」是れである。

重要産業の統制に関する法律案の骨子は、「重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ」加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ、當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定

組合をして中小工業に關する金融機關たる機能を持たしめたこと、保證責任制度を認めたこと、工業組合聯合會に工業組合に非ざる個人たる工業者も加入し得る途を開き以て聯合會が全國的に統制を行ふに便宜を與へたこと等であつて、一般中小工業の統制を鞏固にしその機能を充分發揮せしめる様にしたものである。工業組合の發達に就いて見るに、

年	聯合會數	組合數
昭和4年末	8	82
昭和5年末	9	111
昭和6年末	10	132
昭和7年末	19	212

即ち昭和五年中に於ける工業組合の設立數二九に對し七年末に於ては五年末に比し約二倍の増加を見た。

輸出組合法中改正法律案の要旨は組合事業の範圍を擴張したること、營業上の弊害に關する監督を嚴密ならしめたこと同業組合への不可入又は脱退を認めたこと、保證責任制度を認めたること、議決權の制限を緩和したること、輸出組合聯合會制度を認めたること等であつて、我國輸出貿易に秩序と統制とを與へ海外販路の開始を圖らしめんとする輸出組合制度の本來的目的を達成せしむるために外ならない。

商業組合法案も同様なる構成である。上述各個の法律は何れも企業の統制を強固ならしめると共に政府が産業に對する干渉又は統制を積極的に行はんとする意思を表明せるものである。重要産業統制法がカルテルの助成法又は強制法なりと稱せられるのも無理はない。是等の法律の實效

ニ加盟セザル同業ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得」とするものである。

産業統制法は六月一日より實施されたが、之に對し當業者より同法の適用を申請せるもの十七種工業を算し、統制委員會は之に更に現在統制を實行中の十九種工業を加へ、審議の結果十二月一日左の十八種産業に統制法を適用することに決定し、

綿絲紡績業、絹絲紡績業、人造絹絲製造業、洋紙(印刷用紙、筆記用紙、圖書用紙、模造紙、新聞用紙)製造業並びに板紙(五オンス以上のもの)製造業、カーバイト製造業、晒粉製造業、硫酸製造業、酸素製造業、硬化油製造業、セメント製造業、小麥粉製造業(日産五百バレル以上のもの)、鉄鐵製造業(高爐をもつて常時月額三千グラムトン以上の生産をなすもの)、合金鐵製造業、棒鋼製造業(自製鋼塊を用ひて常時月額百グラムトン以上の生産をなすもの)、山形鋼製造業(常時月額百グラムトン以上の生産をなすもの)鋼板製造業(常時月額百グラムトン以上の生産をなすもの)線材製造業銅又は真鍮の壓延板(セバまたはノビと稱するものを除く)製造業。更に昭和七年に入りて揮發油製造業又は販賣業及精糖業をもその適用を受くるものとした。

重要輸出品工業組合法中改正法律案の要旨は、「重要輸出品工業組合法」を改めて單純に「工業組合法」とし適用範圍を輸出品工業に限らず一般工業に及ぼすこととしたこと、組合の事業を擴張し新たに貯金の受入及資金の貸付を行ふ事を認め工業に就いては相當危ぶむ論者も多いが、その法案成立の意義は決して輕々に看過さるべきでない。即ち企業の自由に重大な制限を加へられたこと換言すれば産業自由主義の廢棄を意味する。それは自由主義經濟への重大なる修正であり、自由主義經濟組織から統制經濟組織への轉換を意味する。

上述の如きカルテルを通じた産業統制の外に製鐵合同案を始めとして羊毛工業、造船工業、電機工業等に於ける合同案が企畫された。これ等のカルテル的統制の外にトラストの結成も亦促進され、製鐵合同案は遂に第六十四議會に「日本製鐵株式會社法」として提出される運びとなり、又製紙業に於ては「王子、富士、樺工」の三社の合同成立し、自動車工業に於ては石川島、ダット二社の合同が成立した。これ等も亦上述の如き統制經濟への欲求の傾向を如實に反映せるものと云へよう。

打續く不況による購買力の減退にも拘らず、工産品價格が比較的低落しなかつたことは上述の如き政府及資本家の必死の切抜策殊に企業のカルテル的活動によるものが最も多い。然しこの現象は反面に於て農産物價格と工産物價格との間の缺差を益益大ならしめる原因となつた。それは農業生産自體の性質及我國に於て特に顯著なる過小農制の結果恐慌對策としても全面的なる統制の計畫及實行がその効果を擧ぐるには可成り困難を伴ふこと及從來當局の對策も兎角看却され勝ちであつたことにも

よるであらう。

然し農業恐慌の進展はこの困難を突破するのなれば農村の救済は不可能となつた。農産品価格の暴落は農家の収入減農家負債の激増となり、延いては中小地主の没落、小作争議の潮發を齎し未曾有の深刻なる農業恐慌を展開し遂には我國の農村自體を潰滅せしむるのではないかとさへ思はしめた。この農業恐慌が明らかに表面に現はれたのは昭和四年秋以降であつて殊に翌五年の米の大豊作は決定的の致命傷であり、従つて昭和六年より七年に掛けて最も深刻化し、種々なる農村救済運動も嘗てなき大掛りな形で現はれ遂には現存社會組織の根柢をも否定する運動とさへもなつた。

この農村問題の重大化は第六十二議會をして時局匡救決議案を滿場一致通過せしめ、これに基き齊藤内閣は八月更に第三臨時議會所謂時局匡救議會を召集し膨大なる時局匡救豫算と共に各種の農業關係法案を成立せしめた。かくてこの議會は我國農業統制への端緒を作つたものであり同議會を通過した各種の法案に基き或は之と關聯して價格生産販賣等の全面に互る統制が實現化されつゝある。

農業部面に於ける統制的制度としては大正十年四月米穀法が制定せられ米穀の數量及價格の調節を爲し來つたのであるが、農業恐慌の深刻化殊に植民地團の目覺ましき進出と昭和五年の大豊作に對しては殆んどその機能を喪失してしまつた。勿論同

法も數次の改正を経また米穀買上基金も大正十年の二億圓から昭和四年には二億七千萬圓、六年には三億四千萬圓と幾何級數的に増額されたのであるがそれも大した効果はなかつた。

こゝに於て第六十二議會により米穀部の設置が認められ米穀統制計畫の立案を爲さしめつゝあつたが六十三議會に於ては昭和八年末迄從來の率勢米價を米穀生産費とすること及植民地團の移入の統制を行ふ事とし、同時に米穀需給調節特別會計法を改正し米穀買上基金の借入限度を四億八千萬圓に擴張されて應急策を講ずると共に米價統制に力を注ぐ方針を明かにした。恒久策に關しては專賣制、管理制、公定制等の諸案を米穀顧問會議及米穀統制委員會に附議し第六十四議會には新たに米穀統制法を提出するの運びとなつた。農家収入の根幹をなす米穀の外に蠶絲業に就ても統制問題が論議され製絲業免許法案もその一の現はれであるが、尙原蠶種の國家管理に就ても論議多く來議會には同法案も亦米穀統制法案と共に提出の運びとなつた。

尙農業統制に關して注目すべきは第六十三議會に提出された追加豫算中に含まるゝ農村經濟更生費であつて、之に基き實行に移された農村更生運動は我國今後の農業の動向を見るに當つて看過し得ないものであらう。之によれば各町村道府縣に經濟更生委員會を設け各地域内の農林漁業の全般に互つて組織的統制計畫に關する調査立案並にその實行に關する指導審査督勵を爲し、更に中央には事務官廳としては農林省に經濟更生部を案に對し反對の叫びを擧げて立つた資本家的の産業團體は、聯合協議會を結成し猛運動をなしつゝあつたが、二月二十七日東京商工會議所に於て議會に提出された労働組合法案に對し絶對反對の決議を爲したる後「今回の産業團體の結成を機とし産業に共通利害ある問題に就き全國共同の研究をなし、調査及び運動上統一を圖るため恒久的の全國産業團體聯合會を組織すること」を滿場一致を以つて決定した。

全國産業團體聯合會の目的は規約によれば、「本會ハ全國ノ産業團體ニ共通ナル産業經濟上ノ重要問題ヲ研究審議シ之ニ關スル意見ノ發表及實現ヲ期スルヲ以テ目的トス」であるが、その主たる目的が、資本家的の労働政策を樹立しその立場よりして政府並に労働組合に對し組織的統一的に有效なる闘争をなさんとすることにその成立を促した機縁から見ても當らずとも遠からずと云へよう。

我國の資本家乃至は資本家團體は社會政策的立法に對しては常に殆んど例外なく反對運動を爲し來つたが今次の議會前後に於ける程露骨にして大掛りな運動はなかつた。現實に議會に提出された組合法案は其數日前迄社會局案として發表され提出を豫想されて居たものゝ根本的なる骨抜き案であり、而も殆ど罷業禁止法案とも云ふべき労働争議調停法の改正案を添へて提出されたのであつたが貴族院に於て握りつぶしにあつてしまつた。一方に於て企業家の團結と統制が強制されながら他方に於て勞

置くと共に諮問及審議機關として農村經濟更生中央委員會を設け農林大臣の諮問に應じ更生計畫に關する事項を調査審議せしむることとした。我國農業はかくて計畫經濟の第一歩を踏み出したものと云へよう。

從來の所謂労働運動が勃興してより既に十數年を経過し其間労働組合運動も急激に進長し、それと共に幾多の社會立法も制定せられた。然し不況の深化はこの方面に於ても多大の影響を持たずにはゐなかつた。

勞資の對立が最も白熱化したのは昭和六年の第五十九議會に提出された(労働組合法案)をめぐる運動の展開せられた時であつた。それ以後國民主義乃至は國家主義の運動の擡頭によつて從來の社會運動は世人の社會的關心から漸次その方向を前者に向けるに至りつゝある。

世界經濟からの斷絶と企業の統制によつて恐慌の切抜け策を講じつゝある我國の産業は、更に一面に於て生産費の切下げ、殊に物價に比し低落の困難なる労働費の節約に力を注ぎつゝある。賃銀値下げ、解雇等に就いては既に瞥見した。従つて又幾分にも経費を要し或は紛議を起し易き社會政策に對しては必死の反抗を試みた。殊に「労働條件ノ維持改善ヲ目的トスル」労働組合を助長する労働組合法に對する反對は云ふ迄もない。

第五十九議會に提案されたる諸種の社會立法殊に労働組合法

働者の團結權さへも法認されないとはいふは餘りにも跋行的なる現象ではなからうか。第五十九議會に提出された社會立法には右の勞働組合法案及び勞働爭議調停法中改正法律案の外に勞働者災害扶助法案、船員保險法案、入營者職業保障法案修正、小作法律案、治安警察法中改正法律案等があつたが、此の中兩院を通過したものは勞働者災害扶助法案と入營者職業保障法案とのみである。民政黨内閣は「金の掛からぬ社會政策」のみを行はんとするとの皮肉を浴せられたが、その金の掛からぬ社會立法すらも殆んど實現出来なかつたのである。昭和七年度に於ては失業救済土木事業の外社會立法として擧ぐべき何物も制定せられなかつた。

備考 全國産業團體聯合會は四月二十一日工業俱樂部に於ける創立協議會に於てその組織を確定し、その構成團體たる地方聯合會は四月二十二日の關東聯合會の成立を初めとし七月二日の中部聯合會の創立總會を最後として正式に設立手續を採り茲に全國的に完全なる成立を遂ぐるに至つた。全國産業團體聯合會は五箇の地方聯合會によつて構成され、地方聯合會は當該地方に於ける産業團體及び賛助員を以て構成される。十二月二十日現在の各地方聯合會加盟會員數及び賛助員數は左の如くである。

地方聯合會名	會員數	賛助員
關東産業團體聯合會	三九	六九
關西産業團體聯合會	五三	一九〇
中部産業團體聯合會	五〇	四七

西部産業團體聯合會 一〇
北部産業團體聯合會 一二

資本金團體の膨大なる戰線統一の結成に對し勞働組合の分野に於ても多年の懸案であつた戰線統一が不完全ながらも、勞働立法促進委員會を中心として勞働組合主義の旗幟の下に「勞働俱樂部」の名に於て結成された。これは分裂抗争に寧日なかりし我國勞働運動に於ける劃期的なる出來事である。然しこの戰線統一の實現も不況時に處する勞働組合の生きんが爲の唯一の道であつたのであらう。翌七年には日本勞働俱樂部は日本勞働組合會議に改組され又政治戰線に於ても社會民衆黨と大衆黨との合同成立し社會大衆黨となつた。然しそれは國民主義乃至は國家主義運動の擡頭及それへの分裂の影響であつて、在來の指導精神の上に立つ勞働運動は此年を以て華やかな進出的コースから自己批判への守勢的コースへは入ることを餘儀なくされつゝある。

國家主義運動の擡頭は一は上述の如き經濟情勢、一は雇主團體の強化、一は滿洲上海事變を中心とする國際政局の危機、更にはイタリヤに於けるファシズム及ドイツに於けるナチスの運動の發展及それのもつ思想等の影響によるのであるが、殊に滿洲上海事變を契機とする國民意識の覺醒が與つて力があつた。かくてこの思想は既成政黨、社會民主主義其他の無産運動に影響を與へ轉向者を續出せしむると共に在來の所謂國粹團體も亦

社會制度に對する考へ方を受け入れ、一個の膨大なる運動を展開せしむるに至つた。即ち無産陣營から出た日本國家社會黨と新日本國民同盟、國粹團體から進出し來つた大日本生産黨等その主たるものであり、又農村の窮乏を背景とした自治農民協議會も亦世人の視聽を集めた運動であつた。這般の情勢に就ては別項に於て詳細なる記述があるであらう。

恐慌の深化とそれに対応せんが爲の國民經濟の世界經濟からの分裂孤立、國民經濟に於ける産業の統制、是等は最近の産業界を特徴づける顯著なる事象である。我々は是等の事象の中に世界經濟に於ける國家主義、國民經濟に於ける團結主義の強き現はれを見る。それは現代資本主義經濟組織の、即ち自由主義經濟組織、個人主義經濟組織の修正への動きである。

上述の如き傾向は獨り我國のみならず廣く世界的なる傾向である。而して斯くの如き政策乃至傾向をとらざるを得ない諸般の情勢を是認し、之を強調せんとする運動の擡頭も亦世界的なる傾向である。我國に於ても斯くの如き運動は滿洲事變の勃發を契機として特に著しく社會の表面に現はるゝに至つた。是等の運動は國家社會主義と呼ばれ、或はファシズムと呼ばれ、或は日本主義と呼ばれる。その呼稱の區々なるが如くその産業組織乃至政治組織等の細部の問題に就いては未だ統一されたるものではない。現在に於ては唯インターナショナルナリズムを排棄してナショナルリズムを強調する點にのみその共通點を見出し得るに過ぎない。然し今後の我國産業勞働界の動向は、如上の諸傾向を綜合的に觀察するのなれば把握し得ないであらう。

(長谷孝之)

無産政黨運動

概説

昭和七年、この一箇年間に互る無産政黨運動を通観して見る
と所謂非常時日本の諸情勢の反映の結果として、過去數年に比
較してその活動が沈滞してゐたが、尙ほ著しい情勢の變化が見
うけられる。

年初の無産政黨陣營は右に社會民衆黨、左に全國勞農大衆黨
と二黨が併立してをり、是等の線に副つて日本國民社會黨準備
會があつた。この間に、前年(六年)來引續いて流れてゐる相反
撥しつゝ、渦まく二つの潮流があつた。其の一つは過去數年來無
産政黨運動の中心問題になつてゐる戦線統一の問題、即ち社會
民主主義諸黨間の合同運動である。他の一つは一昨年秋(六年
九月)滿蒙事變の勃發を契機として無産陣營内に擡頭した國家
社會主義或は國民社會主義へのイデオロギー的轉換と新黨樹立
の運動である。

七年に於ける無産政黨運動は叙上の二潮流を中心に奔流し展
開したのであるが、その歸結したところは既成無産政黨の分解
作用と新分野の形成であつた。即ち一方に於て、國家社會主義

運動の胎生と生長の影響をうけて、社會民衆黨が分裂し、全國
勞農大衆黨は動搖を起し一部脱退者を生じた結果、日本國家社
會黨、新日本國民同盟の結成を見た。又他方に於て社會民衆黨
と全國勞農大衆黨が合同して新たに社會大衆黨を結成した。
かくの如く、過去一箇年間は無産政黨の陣營には、著しい變
遷と動搖を生じた多事多難の年であつた。茲に、其の間に於け
る重要な諸問題と諸運動の生起消長の過程と輪廓を極めて平
面的に經過的に素描してみよう。

總選舉と無産政黨

六年末の政變の結果、豫期の如く第六十議會は一月二十一日
解散となり、犬養政友會内閣の下に普選第三次の總選舉が二月
二十日を期して行はれた。

無産政黨は過去二回の選舉戦の經驗に鑑み、各黨の把持する
主義主張と政策を基本として選舉闘争方針を樹て、最も效果的
に選舉戦を闘ふと同時に、又選舉戦を以て一個の階級的なる大
衆政治闘争の一過程として闘ふべく、總數三十六名の立候補者
を擁立して總選舉に臨んだ。各黨は言論を唯一の武器として全

力をあけて闘つたと云へ、一般的に見て氣乗薄の感があつた。

選舉の結果は當選者五名、得票總數二九〇、九七九票にて意外
の不成績であつた。今この成績を前二回の總選舉に比較すれば
當選者數に於て第一回の八名に對して三名の減少なるも第二回
と同數を獲得してゐる。得票總數に於て第一回の四九二、二二
一票に對し二〇一、二四二票、第二回の四九八、二二一票に對
し二〇七、二四二票の減少を示してゐるが、前二回に比較して
立候補者數の著しく減少せる點並に立候補者一人當平均得票數
を比較すれば第一回の五、五九三票、第二回の五、四七五票に
對し八、〇八三票を獲得し約三千票の増加を示してゐる。

候補者數の激減は、打ち續く經濟恐慌と農村の極度なる窮乏
の結果資金難に陥りたるに原因するもの、如くである。而して
一般的に敗因と認むべき點は、(一)對立抗争 (二)組織の缺陷
と選舉地盤の脆弱 (三)未組織大衆に對する魅力の缺乏 (四)
選舉制度の不利等である。

スローガン

- 社會民衆黨 イ 金融産業貿易の國家管理
- 專賣 ハ 滿蒙權益を民衆の手へ
- 保全融 ホ ドル買三井、三菱、住友打倒。
- 全國勞農大衆黨 イ ドル買暴利の沒收
- ロ 土地國有及米穀
- ニ 耕作農民に對する無擔
- ク 敗兵戰士家族永久

其一 黨派別選舉成績一覽(七年二月)

黨名	候補者數	當選者數	次者數	落選者數	得票總數	平均得票
社會民衆黨	15	3	4	12	122,262	8,151
全國勞農大衆黨	13	2	6	11	134,364	10,336
日本國民社會黨	3	—	—	3	15,477	5,159
日本國民同盟	5	—	—	5	18,876	3,775
合體立計	36	5	10	31	290,979	8,083

生活補償 ハ 帝國主義戰爭絕對反對
ホ 沒落資本主義の打倒
ヘ ファッショ反動の粉碎
ト 物價
チ 小作料減免 納稅猶豫
借金据置令の制定

各黨當選者
社會民衆黨 (三名)
東京府第二區 安部 磯雄(元議員)
福岡第二區 龜井貫一郎(元議員)
同 第四區 小池 四郎(新)

全國勞農大衆黨 (二名)
東京府第六區 松谷與二郎(再選)但(七年十二月國民同盟に轉向)
大阪府第五區 杉山元治郎(新)

國家社會主義運動 と社會民衆黨の分裂

社會民衆黨内に胎生した國
家社會主義運動は約半歲にし
て社會民主主義派に對峙する
一大勢力を築き遂に分裂を見
るに至つた。

書記長赤松克麿氏は雑誌
「日本社會主義」の同人として

其二年次別比較表

昭和三年二月				
黨名	候補者数	當選者数	得票	總数
社会民主党	19	4	128,756	
日本労働农民党	13	1	86,975	
日本农民党	40	2	193,028	
日本地方無産党	13	0	46,180	
總計	88	8	492,221	
昭和五年二月				
黨名	候補者数	當選者数	得票	總数
社会民主党	33	2	170,968	
日本大衆党	22	2	161,342	
労働农民党	13	1	79,729	
全国农民党	4	0	19,695	
地方無産党其他	19	0	66,487	
總計	91	5	498,221	
昭和七年二月				
黨名	候補者数	當選者数	得票	總数
社会民主党	15	3	122,262	
全国労働农民大衆党	13	2	134,364	
日本国民社会党	3	0	15,477	
労働組合無産党	5	0	18,876	
總計	36	5	290,979	

をとる兩派の併存は許されず、遂に兩派の正面衝突をなす時が来た。

新運動方針書綱要(前文略)

- 一 日本の國體を尊重するの精神を一層明確にすること。
- 一 國家の本質に對する認識に於いてマルクス主義の排他的國家觀を排し、純正なる統制機能をもつる機構としての國家觀を肯定する立場を明確にし、更にその統制機能の民衆化の實現を期すること。

一 現下の熾烈なる民族闘争の世界狀勢下に於いて、國民的利害關係を無視し、全世界の無産階級の共同利益のみを高調し、且つ機能的劃一的國際闘争を企圖するマルクス主義的國際主義は空想的誤謬なることを明かにし、無産階級の國民的立場を明確化した上

國民社會主義の諸論を發表し、パンフレット「國民主義と社會主義」を發刊して以來、黨内並に支持團體間に次第に赤松氏の主義主張に賛同する一派を生じ、國家社會主義派は一勢力として起つた。而してこの國家社會主義の主張(社會主義日本の建設)は社會民衆黨の奉ずる指導精神の自然的發展轉化にしてたゞ表現方法の多少の相違なりと云ふも、一般的には國家社會主義への指導精神の轉換と看做される結果、やうやく黨内の重要問題となつたが、一月十九、二十日の兩日に互つて開かれた黨第六回全國大會に於て、左記の如き新運動方針書が提案議決された。是明かに國家社會主義への轉向を示したものと認むべきである。而して、なほ、此の大會に於ては、國家社會主義的なる新運動方針書と、やゝ主張を異にする所謂社會民主主義的なる三反

で、最も現實的なる國際主義を採ること。

一 我等は從來議會萬能主義を奉ずるものではなかつたが、絕對的議會否認主義の共產黨と對立した關係上、往々我等の運動方針が議會萬能主義であるかの如き印象を一般に與へた。今日我等は斯くの如き印象を一掃するの必要を感じると共に更に加ふるに現在の客觀狀勢に直面して、我等は議會政策と相並んで一層活潑なる議會外の大衆行動を展開するの必要を認めること。

四月七、八兩日の中央執行委員會に於て、戦線統一に關する件を中心議題として、國家社會主義派の赤松案と社會民主主義派の片山案について討議されたが、社會民主主義派は分裂防止の政策上妥協を計るべく小委員會の開催を主張し、片山、吉川、松岡三氏修正案を提出したが、意見の一致を見ることなく、採決の結果赤松案十二票、片山、吉川、松岡案十二票にて赤松案が多數を占めたが、更に中央委員會を開催し審議することに決定した。今、その兩案を記せば左の如くである。

赤松案

我等は現下の客觀的狀勢に鑑み、本年度大會に於て決定されたる新運動方針の精神に基き、即時解黨して廣く同志を天下に求め一大新黨の樹立に向つて邁進すべし。

片山、吉川、松岡案

我等は現下の客觀的狀勢に鑑み、本年度大會に於て決定されたる新運動方針の精神に基き、即時一大政黨を樹立すべく解

黨を條件として全國労働农民大衆黨その他の無産團體と協議すべし。

四月十五日、第二回中央委員會が開かれた。

中央執行委員會より持越しの二つの戦線統一決議案につき討議が行はれたが、其の間に何等の妥協の餘地なく、採決をとりたる結果、赤松案五十二票、片山外二氏案六十一票にて、九票の差を以て赤松派即國家社會主義派の敗北となつた。

決議採決に敗れたる國家社會主義派は直ちに退場して、黨本部に引上げ社會民衆黨脱黨を決議し、同時に國家社會主義新黨樹立を聲明した。

斯の如く、社會民衆黨はイデオロギーの對立より分裂を見るに至つたが、脱退派の主なる人物及其の背景をなす労働團體は左の通りである。

- 日本農民組合 平野力三氏、稻富稜人氏
- 逓友同志會 赤松克麿氏、當清氏
- 俸給生活者組合 小池四郎氏
- 社會青年同盟 陶山篤太郎氏、大槻正秋氏
- 社會婦人同盟 小池文子氏、赤松明子氏
- 總同盟中央合同労働組合製氷支部 野口榮二氏
- 其他 馬島佃氏、山元龜次郎氏、菅舜英氏、淺井敬吾氏。

國家社會主義運動と全國労働农民大衆黨の動搖

國家社會主義運動は左右兩翼を包含する共同戦線黨として生れた全國勞農大衆黨内にも擡頭した。その運動は最も有力なる黨支持團體の一である全國勞働組合同盟を中心に發生した。三月十一日全國勞働組合同盟中央委員にして同時に黨中央執行委員である今村等氏、藤岡文六氏、望月源治氏、安藝盛氏等五名は國家社會主義的立場より、黨運動方針の變更即國家社會主義的指導方針への轉向に關する左記の如き意見書を提出した

意見書

一 我黨は從來、其の外貌は共產主義的左翼主義の立場を採り、觀念的に黨を拘束し、實質に於いては、勞農組合の經濟闘争の範圍に閉ぢ籠つてゐた。従つて大膽に實現に即して、今日の資本主義の諸情勢に對應し黨を活潑に躍進せしめ、國民の要求を指導することが出来ない結果、常に現實行詰りを暴露し、今次の如き滿蒙事件の發生するや、我黨は黨の活動を休止して、黨をも、黨の指導下の大衆をも、俗悪なる日和見主義に彷徨せしむるに至つた。二 先きに我黨が大會の運動方針書に於いて、資本主義が危機に於て自動的に没落するものではないと規定したのは正しい。然るに、その後續けて、日本資本主義それ自體には經濟的危機を反映するところの政治的不安はあるが、無産階級陣營に於ける主體勢力の未成熟なるが故に、階級對立に於ける政治的危機はないと嘆じてゐる。然るに右運動方針書は、如何にして主體勢力を完成すべきやの實踐的戰略方法に就いては何等示すところなく、たゞ機械的にその未成熟の原因を羅列してゐるに過ぎない。(昭和六年大會

議案四頁参照)

惟ふに、政治的危機を齎すべき主體勢力の完成に就いては、日本に於ける現在のプロレタリアートの組織勢力の比較的弱勢なる事實に顧みる必要あり、これのみに頼つて決定的勢力を完成することは不可能なりと言はざるを得ぬ。若し然らば、國民の凡ゆる階級層の反資本主義勢力を結集し、主體勢力を完成する所の實踐的戰略こそ、當面の重要問題である。而して、その戰略の排除こそは我黨の根本的缺陷なりと云ふべきである。

三 「政權獲得」は大會の聲明を以て終るべきではない。資本家政權の不安定條件を現實に認識し、その不安定を益々擴大せしむる爲に、あらゆる機會に乗じ、大衆的結集力を以て、國民的に、國家的に深刻なる闘争を展開せしむべきである。黨は速やかに過去の形式的立場を清算し、運動方針を根柢より改革し我が國家社會の現實に即し、實踐的戰略の上に堅固なる陣營を確立し以て政權獲得の一路を勇往邁進すべきである。敢て中央執行委員諸君の猛省を促す所以である。

昭和七年三月十一日

- 中央執行委員 今村 等
同 藤岡 文六
同 安藝 盛
同 望月 源治
中央委員 岩内 善作

全國勞農大衆黨中央執行委員會御中

此意見書の提出は、國家社會主義運動と關連した、どかくの風評の起つてゐた全國勞農大衆黨の陣營に一つの衝撃を與へた。

茲に於て、黨内の動搖を防止し、意見書に對する態度決定の意味に於て、三月二十四日第二回中央執行委員會が開かれた。此の委員會に於ては、

- 一 黨運動方針の具體化、解釋の確定統一と若干の補遺：公式主義共同戦線黨を止揚し、第二、第三インターナショナルを否定日本共産黨との對立、ファッシン粉砕、政權獲得を目標とすること等に關する規定
二 ファッシン粉砕に關する方針書

の審議討論が行はれ可決されたが、意見書の如き國家社會主義的轉向は一蹴された。

斯くの如く國家社會主義派の主張は中央執行委員會に於て大なる反響を呼ぶに至らなかつたが、これ等の主張を有つ人々は更に運動の擴大發展のために、新黨樹立までの運動過程のプログラムとして、社會民衆黨内の同志の人々を誘つて、四月十一日『我等は此の重大なる時局に直面し、最も適正なる現状打開の道を考究するため同志と共に茲に「時局研究会」を設立し、以て諸般の問題を調査審議せんとするものである。』と趣意書を發表して時局研究会を設立した。この時、時局研究会發起人に名を連ねた者の氏名を記せば左の如くである。

- 大衆黨 大矢省三、藤岡文六、望月源治、安藝盛、坂本勝、岩内善

作、白鳥廣近、熊本與一、山名義鶴、今村等の諸氏

社民黨 赤松克廣、小池四郎、陶山篤太郎、菅舜英、淺井敬語、馬島側、山元龜次郎、平野力三、稻富稔人、佐藤吉福の諸氏

大衆黨内に起つた國家社會主義運動は全國勞働組合同盟の幹事によつて主張され、同盟を中心起つた運動であつた。ことに最高幹部に依つてなされた運動である關係上その影響するところ甚大にして、同盟の運命に關する重大問題となつた。殊に時局研究会の成立によつて、更に同盟の政治方針は改めて明確に決定するの必要が生じた。茲に於て、全國勞働組合同盟第六回中央委員會は五月四、五の兩日に亘り政黨支持即ち政治方針に關する件を中心議題として開かれた。委員會に於て、國家社會主義派は「政黨支持自由論」を提唱し、同時に大衆黨支持取消を主張したが討議採決の結果、政黨支持自由案(國家社會主義派及中立)六票、從來通りの政治方針にて進むべしとなす案(大衆黨支持派)七票にて、僅かに一票の差を以て敗れた。かくて、同盟の政治方針は「全國勞農大衆黨を從來通り支持すべし」と明確に決定した。

大衆黨内の國家社會主義運動は以上の如く、黨中央執行委員會に於て其の意見は顧みられず、全國勞働中央委員會に於て亦其の所説が破れたる結果、五月八日、大矢省三、藤岡文六、安藝盛、今村等、望月源治、白鳥廣近、山名義鶴の七氏は、われ等は遂に大衆黨本部を信任し得ず、大衆黨に依つて、われ等の

政治的信條の達成し得ざるを確かめたるが故に、こゝに連袂脱黨するものである」と聲明して脱黨した。而して、是等の脱黨した諸氏並に國家社會主義派は直ちに社民黨脱退派の構成する「國家社會主義新黨準備會」に合流した。

尙ほ、これ等の國家社會主義派を支持する主なる組合は、全國労働九州聯合會、同高知縣聯合會、關東合同労働組合、大阪建築労働組合等である。

新黨準備會の分裂と日本國家社會黨の結成

國家社會主義新黨樹立の運動は、社民大衆兩黨脱退派の國家社會主義新黨準備會と、日本國民社會黨準備會との合同に依る「國民日本黨」の結成まで進んだが、結黨直前に至り兩者分裂して一は「日本國家社會黨」として、一は「新日本國民同盟」として各別個に結成するに至つた。

社民大衆兩黨を脱退した赤松克麿氏を中心とする國家社會主義派は四月十六日直ちに「國家社會主義新黨準備會」を組織し、準備委員として小池四郎氏外三十四名、常任委員として赤松克

麿、平野力三、陶山篤太郎、馬島側、小池四郎の五氏を選任し各地に支部準備會の結成に、陣營の整備につとめたが、五月八日大衆黨を脱退したる今村等、望月源治氏等大衆黨系國家社會主義派の合流するに至り更に陣營を擴大した。而して準備會の企圖する新黨の基準は左の如きものであつた。

- 一 新黨は國民主義の黨たること。
- 二 社會主義の黨たること。
- 三 空想的インターナショナルを排して、現實的インターナショナルに立つこと。
- 四 實踐的行動主義の黨たること。

五月十二日に至り、既に前年來別個に「日本國民社會黨準備會」として存在する下中彌三郎氏一派との間に「新黨結成綜合準備會」が成立し、第一回準備委員會を五月十九日に開催して以來、數次の委員會に於て協議を凝したる結果、五月二十九日を期して新黨結成大會を開催すること、黨名を「國民日本黨」と決定してゐたのであつたが、結黨直前に於て役員銜衝基準に關し赤松派は社民系、大衆系、國民社會黨系と三單位基準説を主張したるに對し、下中派は新黨準備會對國民社會黨準備會の二單位基準説を主張し、兩者共に相譲らず、結黨當日午後二時に至るもなほ妥協ならず、遂に兩派袂別して獨自の行動をとることになり、國民社會黨派は會場より退出するに至り、残つた社民大衆脱退派よりなる國家社會主義新黨準備會の單獨結黨と

龜次郎、野口榮治の諸氏
中央執行委員三十七名略、中央委員百十二名略

新日本國民同盟の創立

日本國民社會黨準備會は一月二十五日、二十七日の準備委員會に於て黨誓、綱領、政策、規約を決定し、黨結成大會を總選舉後に擧げべく準備がなつたが、その後の社民大衆兩黨内の國家社會主義運動の進展と、客觀的情勢を靜觀しつゝ黨前衛隊としての國民青年同盟を二月十一日紀元節を期して結成したるのみにて、單なる準備會として結黨の機を待ちつゝあつたが、社民、大衆脱退派の國家社會主義新黨準備會との合流意の如くならず、獨自に新日本國民同盟を結成した。

五月二十九日の「國民日本黨」結成大會を前にして、赤松派（社民大衆黨脱黨派）と妥協ならず袂裂して退場したる日本國民社會黨準備會代議員約三百名は、午後十二時三十分より東京市麴町區内幸町幸ビル内本部屋上に於て協議會を開き下中彌三郎氏を座長に推し、佐々井一晁氏の袂裂に至るまでの経過報告後國家社會黨準備會に對し不参加の「通告書」を送るべきことを可決し、續いて下中氏の提唱に基き、獨自に國民的運動を起すために、直ちに國民社會黨準備會を解體して「新日本國民同盟」を創立することを議決し左記の如き聲明書を發表した。尙ほ綱領役員等左記の如くである。

日本國家社會黨の結成大會は綜合準備會袂裂の後をうけて、二十九日午後三時三十分より東京市芝公園協同會館に於て開かれた。出席代議員二六五名、今村等氏を議長に推し、赤松克麿氏の経過報告の後、左記議案を議決し、役員を決定して大會を終へた。

- 一 黨名(日本國家社會黨)。
- 二 齋藤内閣に對する態度決定の件。
- 三 國民生活窮乏打破に關する件。
- 四 日滿統制經濟に關する件。
- 五 綱領、主張、規約決定の件。

綱領
一 君萬民の國民精神に基き搾取なき新日本の建設を期す。

- 一 吾黨は國民運動により金權支配を廢絶し皇道政治の徹底を期す
- 二 吾黨は合法的手段に依り資本主義機構を打破し、國家統制經濟の實現に依り國民生活の保障を期す。
- 三 吾黨は人種平等資源平衡の原則に基きアチア民族の解放を期す

役員
 總理 保留
 黨務 長 赤松克麿氏
 常任中央執行委員 今村等、山名義鶴、小池四郎、陶山篤太郎、望月源治、馬島側、平野力三、安藝盛、山元

聲明書

祖國日本は文字通りに未曾有の非常時局に當面してゐる。この非常時難を打開して、國運民命を輝ける明日にまで導くべく、我等は同志と共に日本國民社會黨準備會を形成し、更に社會民衆黨並に全國勞農大衆黨退派の諸勢力を糾合して、純粹なる國民の黨としての國民日本黨の結成に努力し來つたのであるが、不幸にしてこれ等社會民主主義の轉向派が其の心事に於ても、その思想に於ても、依然として從來のエセ無産黨的齷齪を脱し得ざるの事實を發見し、これ等の諸勢力と提携することの、無意義を痛感したるを以て、この種エセ無産黨的諸勢力を基調として、新黨を組織するの意圖を全く斷念し、こゝに「新日本國民同盟」を結集して、汎く天下同憂の士と共に、この非常時の國運を負擔せんとするものである。

昭和七年五月二十九日

盟誓

新日本國民同盟

建國の本義に基き搾取なき新日本の建設を誓ふ。

綱領

- 一 我等は合法的國民運動により金權支配を廢絶し以て天皇政治の徹底を期す。
二 我等は資本主義機構を打破し國家統制經濟の實現により國民生活の確保を期す。
三 我等は人種平等資源衡平の原則の上に新世界秩序の創建を期す

役員

本部委員長 下中彌三郎氏(現在は辭任して缺員)

本部書記長 佐々井一是

中央常任委員 近藤榮藏氏、高山久藏氏、濱田藤次郎氏、森榮一氏

滿川龜太郎氏、佐野好男氏、神田兵三氏、坂本孝三郎氏(後日辭任)

天野辰夫氏、中谷武世氏、神永文三氏

(以上三氏は愛國勤勞黨が支持を取消したる關係上脱退)

顧問 權藤成郷氏、鹿子木員信氏、貴志彌次郎氏、小野武夫氏

相談役 島中雄三氏

合同運動の進展と社會大衆黨の結成

國家社會主義運動の擡頭とその無産階級戰線への浸透は間接的に社民、大衆兩黨間の合同を急速に促進し、社會大衆黨の結成となつた。

戰線統一問題によつて分裂を見た社會民衆黨は四月十六日、中央執行委員會を開き、片山哲氏を書記長に任命し、本部の組織の整備確立を計ると同時に、中央委員會の決議に基き、全國勞農大衆黨への合同の提議並に合同委員として片山哲、松岡駒吉、川村保太郎の諸氏七名を任命した。

翌四月十七日、この合同委員は大衆黨を訪問の上三輪書記長に左記合同提議書を手交した。

合同提議書

一 合同の目的

(イ) 没落資本主義打倒のため單一無産政黨の結成

(ロ) 勞働組合戰線の具體的統一

(ハ) 勞農提携の強化、中間社會層への働きかけの強化。

二 新黨の性質及び方針

(イ) 勞働者、農民、一般無産者の社會主義的大衆政黨たること

(ロ) 階級協調主義反對。

(ハ) ファッショ排撃。

(ニ) 帝國主義戰爭反對。

(ホ) 政權獲得を目的とすること。

三 新黨の組織方針

(イ) 動員主義を中心とする組織たること。

(ロ) 支部は地域支部とし、工場班、經營班、部落班、市民班を構成單位とす。

(ハ) 工場班は産業線に沿ふて産業委員會を持つこと。

四 黨と支持團體の關係。在來の形式的、片務的なる支持關係を合理化する。

五 勞働組合方針

支持勞働組合は、全國勞働組合會議を結成し、それが産業別整理を斷行せしめること。

六 農民組合方針

ファッショ反對闘争の集中點として、農民組合の擴大強化に全力を擧ぐべきこと。

(前文略) 我黨と貴黨との間に新黨組織に關する協議會の即時開催を提議す。

昭和七年四月十七日

社會民衆黨

全國勞農大衆黨御中

この社民黨よりの合同提議書を接受した大衆黨は四月二十五日常任中央執行委員會を開き協議したる結果、左の如く決議すると同時に受諾の回答をなした。

決議

社會民衆黨よりの無條件合同の提議を受諾し、來るべき中央執行委員會の決定を経て合同委員を選任し急速に合同交渉を開始す。

四月二十五日

全國勞農大衆黨常任中央執行委員會

回答書

貴黨よりの合同提議に關し、本日の常任中央執行委員會は別紙の如く決定致しました。追つて近日中、中央執行委員會の決定を経て合同委員を任命し、合同交渉を開始致します。

四月二十五日

全國勞農大衆黨

社會民衆黨御中

以上の如く、社民大衆兩黨間の合同は誓約によつて一步を進めたが、五月二十一日、二十二日の大衆黨中央執行委員會、中央委員會は多少の反對意見を反映しつつも、合同基準並に合同委員を左の如く決定した。

合同基準(要項のみ摘録)

七 黨名に就いて

既往の黨名にこだわらざること。

合同委員

委員長 河上丈太郎氏

委員 河野密氏、菊川忠雄氏、田所輝明氏、平野學氏、阿部茂夫氏、宮崎龍介氏、須永好氏、高橋涉氏、山崎劍二氏、

淺沼稻次郎氏、吉川守邦氏。

大衆黨中央委員會に於ける合同問題に關する態度方針の決定によつて、社民大衆兩黨間の合同運動は具體化して、實踐的に一步を進めたる最初の兩黨合同協議會は五月二十八日東京芝浦會館に於て開催された。兩黨合同委員十八名出席、片山哲氏並に河上丈太郎氏の挨拶ありて、(一)綱領政策審議委員會、(二)運動方針宣言起草委員會、(三)規約委員會を設けられ、委員を任命して、合同に依る新黨樹立の具體的準備に着手した。爾來合同委員會を開くこと五回にて、兩黨の合同は極めて順調に進み七月二十三日社民黨は臨時大會を開き、大衆黨は中央委員會を開き、兩黨合同を可決して、翌七月二十四日東京市芝公園協調會館に於て、合同に依る新黨、社會大衆黨の結成大會を舉行した。出席代議員三八六名、麻生久氏を議長に推し、河上丈太郎氏の合同經過報告後、左記諸議案を議決し役員を決定した。新黨の宣言、綱領、政策、役員は左記の如くである。

一 綱領、政策、規約に關する件(別記)

無産階級の陣營を死守し、階級的使命の達成に邁進せんことを

合同政黨を育成し、使命遂行のため城砦たらしめんことを

盟約者の矜持と自信とを以て我黨の組織を防衛せんことを

重ねて言ふ、現實の狀態は急迫を告げつゝある。都市に農村に、大衆の飢餓行進は既成政治を完全にノックアウトしてつた。今こそ我等の起つべき秋である。反動と彈壓と狂亂の中に新黨を結成する

三十萬の黨員は自ら深く期するところがある。政治戦線の統一を機とし、明確なる目的意識と確乎たる行動規程に従ひ、献身的闘争に

終始することが、この際における我等の覺悟である。極左一黨の盲動を蹴破しファッショ反動の腐蝕運動を一擲し、こゝに無産階級の大

旗を高揚す。右宣言す。

一九三二・七・二四

綱領

一 我黨は労働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戦ふ。

一 我黨は資本主義を打破し、無産階級の解放を期す。

建設 大綱

一 重要産業並に金融機關の國有管理、労働者の生産自治、生産者の生活を確保する労働制度の建設、社會保險制度の完成。

二 土地の國有、耕作權を確保する土地制度の建設、農業經營の自主的協同組合化、農業生産の機械化、重要農産物の國家統制。

三 經濟會議の建設、公營勞學教育制の建設、住宅並に醫療機關の公營。

四 工業、農業の融合、都市農村の均衡化、

二 黨名に關する件(社會大衆黨)

三 農村窮乏打破闘争に關する件

四 失業反對闘争の件

五 ファッショ粉碎闘争の件

六 齊藤内閣打倒の件

七 宣言發表の件(別記)

立黨 宣言

社會民衆黨、全國勞農大衆黨はこゝに合同して新黨を組織した。我等は、政治戦線の單一結成を喜び、強力無産黨の出現に心からなる萬歳を叫ぶ。

底止するところなき世界恐慌の波は、完全に資本主義の没落を現實化した。二百五十萬を超える失業者の大衆、植民地、半植民地、世界の農業國を貫く窮乏農民は資本主義打倒の尖鋭なる軍隊を形成してゐる。資本主義の矛盾はもはや資本主義自體に依つて克服することはできぬ。無産階級がその使命を遂行すべき機運は刻々に熟しつつある。

合同政黨はかゝる狀態と意識の下に生れた。それは必然に資本主義の打破、無産階級の解放を目的とする。混迷せる大衆に一新の大道を明示し、社會の炬火を掲ぐる事が新政黨の根本方針である。科學的なる日本資本主義の批判に立つて、労働者農民の結合を經とし中間階級層を緯とし、以て大衆的闘争的なる方途に於てこの目的を具現せんとする。是れ我が新政黨の具體的戰術である。新黨の結成に當り我等は廣く同志と共に誓ふ。

五 世界民族の平等、世界平和の建設。

政策

一般政策

一 (イ) 警察政治の廢止、地方自治の徹底

(ロ) 徹底普選の獲得、選舉公營

(ハ) 無産階級彈壓諸法令の撤廢

(ニ) 官吏公務員の職權濫用、收賄の重刑

(イ) 高率累進財產税の設定、相續税の高率累進賦課、獨占資本税、土地増價税の設定

(ロ) 消費諸税の廢止、所得二千圓未満の者の一切の課税免除

(ハ) 鐵道、郵便、煙草等官業獨占價格の引下げ

(イ) 軍備縮小

(ロ) 資本主義的帝國主義侵略政策の廢絶

(ハ) 世界關稅障壁の撤廢

(イ) 兵士の待遇改善

(ロ) 入營、戰傷死、癩疾兵士並に其の家族生活の國家保證

(ハ) 一般養老年金制・寡婦・孤兒年金制の確立

(ニ) 兒童學用品、食費の公給

(イ) 封建的賤視觀念の打破

(ロ) 華族制度の廢止

勞働政策

一 七時間労働制、生活賃銀制の確立、團結罷業權を確認する

自主的労働組合の制定

- 二 國家負擔による失業手当、失業保險制度の確立、職業紹介機關の擴充並に労働組合管理、癆疾保險法の制定、健康保險法の改正
- 三 少年及び婦人の夜間労働、危険作業の禁止、労働婦人の母性保護
- 四 俸給生活者法、商店従業員法並に漁民法の制定
- 五 徒弟制度及び飯場制度の廢止

農村政策

- 一 耕作權を強化する小作法の制定、立入禁止、土地取上げの禁止、開墾、開拓、荒蕪地處理強制定法の制定、官有の林野、河川、湖沼等の開放
- 二 肥料・種子・農業機具の國營配給、農民の爲め農業信用機關の設置及農産資金の無擔保貸付
- 三 凶作・逋蕩に對する農民生活國家保證價格安による農民損失の國家補償
- 四 遊食地主高率課税、勤勞農民の負擔税の減免
- 五 勤勞農民の自主的農村自治制の建設

- 中央執行委員長 安部磯雄氏
- 書記長 麻生久氏
- 會計 三輪壽壯氏
- 會計監査 吉川守邦氏、和田操氏

常任中央執行委員

- 淺沼稻次郎氏、小山壽夫氏、爲藤五郎氏、河野密氏、原彪氏、阿部温知氏、平野學氏、宮崎龍介氏、吉川末次郎氏、山崎劍二氏、松永義雄氏、龜井貫一郎氏、片山哲氏、田所輝明氏、阿部茂夫氏、渡邊善壽氏、須永好氏、齋藤健一氏、山川宗彬氏、菊川忠雄氏、河上丈太郎氏。

社會大衆黨の國際政策

滿蒙事變以來、我國の國際關係は、對支問題、對國際聯盟問題を中心に、その外交政策は恒に國民一般の關心をもつ重大政治問題の焦點となつた。各政黨並に政治團體は競つてその態度方針を聲明してゐたが、社會大衆黨に於ては九月以來數次の委員會を開き討議したる結果十月一日左記の如く「黨面の國際政策要綱」を發表し、更に十二月に開かれた「全國委員會」に於て「日蘇不侵略條約締結促進」の決議をなし、黨の外交方針を指示した。従來、外交政策に關し明確なる態度具體的方針を缺いた無產政黨の外交政策として注目し値する點である。

黨面の國際政策要綱

一 我黨國際政策の根本方針としてその建設大綱に掲示せる世界平和の大業は世界資本主義の打倒、社會主義の建設、各國間に於ける貿易、移住、資源開發等の經濟交通の國際的自由を先行要件として實現さるゝものなることを確認する。

二 滿洲國の承認を経て今や日滿統制經濟論が日本資本主義の更生策として提唱せられつゝある。日本が資本主義經濟を維持し滿洲國が資本主義を採用する限り日滿統制經濟は不可能である。又それは最高度のトラストを成立せしめ兩國大衆の購買力を收奪し、大衆の犠牲を強要し民衆の生活を破壊に導くものである。その矛盾は同時に日本資本主義の矛盾として發現せねば已まぬであらう。兩國の如何なる産業協調も日本の社會主義建設と滿洲社會自治國たることの條件の上に於てはなれば可能でない。

三 更に日滿統制經濟によつて一の鎖國的自給自足經濟の可能を説くものもあるが之も亦不可能である。支那其の他の諸國民との自由なる共同經濟を無視して日本の大衆經濟はあり得ない。

四 今や大衆におほひかゝる戰爭の夢魘は之を一掃するを要す。具體的には蘇聯邦と日本との間に不可侵條約を結び極東の平和維持に積極的に發途すべきである。

五 完全なる民族自治と租界外法權の回復等による自主權の完成と資源、通商、居住移動の自由とを基調とする一聯の政策を滿洲及び支那に對して必要とする。

六 要するに日本の對滿政策は其の始點より大衆をして錯覺の軌道を走らしむるものである。これが繼續する限りに於て負擔重加、

民衆反抗及投資矛盾等々の失敗は益々加り之は總て日本大衆經濟の重大なる破綻に結果すべきことを指摘する。

七 亞細亞諸國に共通せる特殊農業社會構成の上に立つ日本は東洋諸國に於て帝國主義に反抗するあらゆる「國民革命」「民族獨立」「農民反抗」を貫き自主的自治的解放を要求しつゝある反抗主體の聯合を目標とする一連の東洋政策に出發すべきである。之實に英米資本主義に對立するものである。従つて日本に於ける社會主義實現こそが、この國際政策の基調たり且其の出發點たるものである。

黨面の諸運動

以上の叙述の外、對議會運動に於て、社會大衆黨は第六十三議會に對し所屬議員團の手を経て失業防止法、失業手当法、小作人保護法の三法案を提出、國家社會黨は亦小池議員の手を経て母子扶助法案を提出した。特に著しい特色ある運動として見るべきものは社會大衆黨の農村窮乏打破に關する請願運動にして、日常闘争と關連して行はれた十萬餘の請願書は八月二十六日東京に於て勞農大衆會議を開催して議會に提出した點であらう。

本年度に於ては日常闘争は極めて不活潑であつた。支持團體と聯繫のもとに生活防衛闘争、農村窮乏打破闘争、失業反對闘争が行はれたに過ぎない。日常闘争の不活潑が即ち無產黨不振の聲を聞く所以であらうが、その原因の一つは本年度前半期は

國家社會主義運動の影響をうけた分裂過程であり、後半期は組織の確立と整備に迫られた点にあるのではなからうか。社会大衆黨は去る十二月の全国委員会に於て、協同組合運動の促進に關する決議をなしたが生活防衛闘争と關連して注目すべき点である。

共産黨の運動

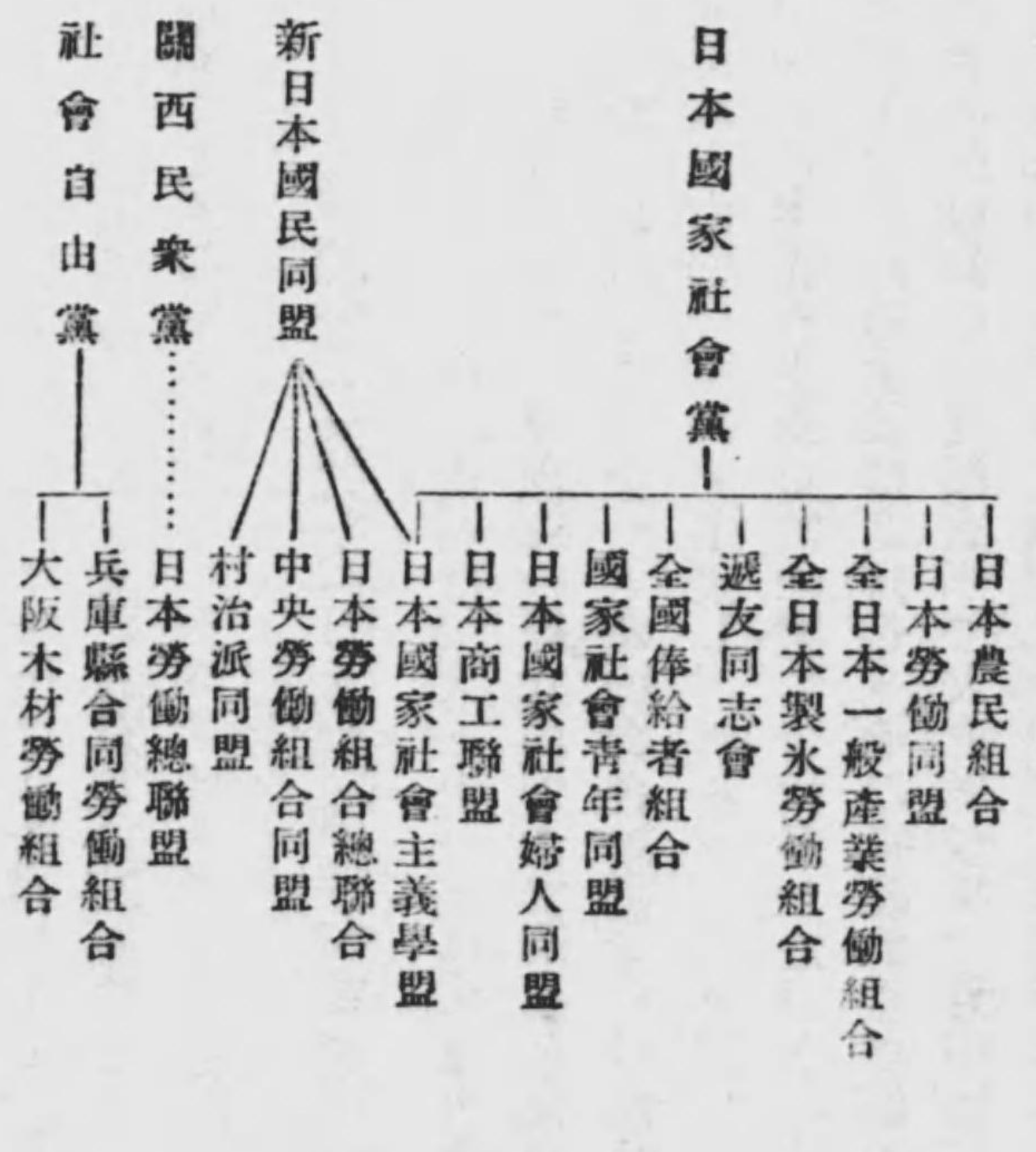
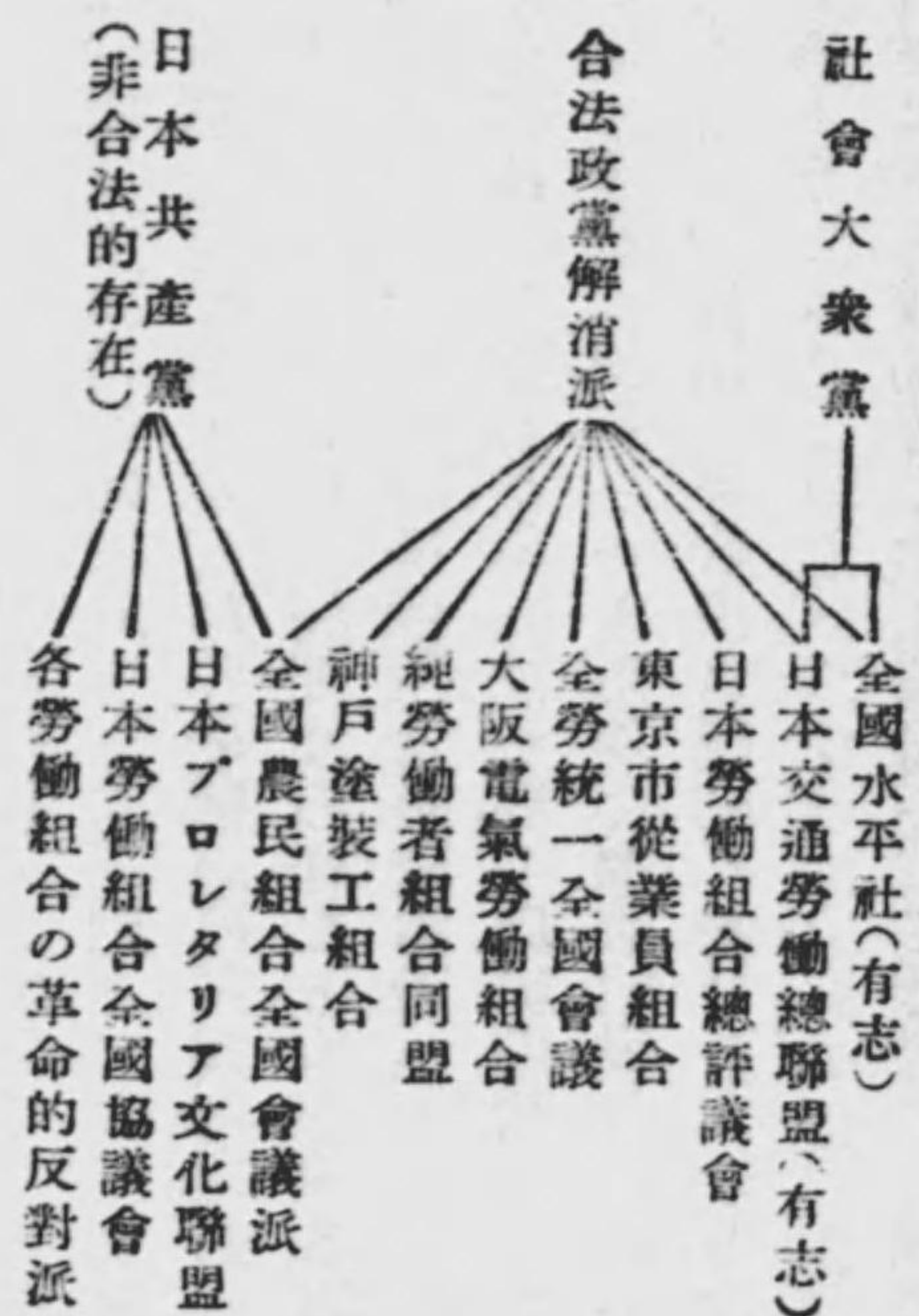
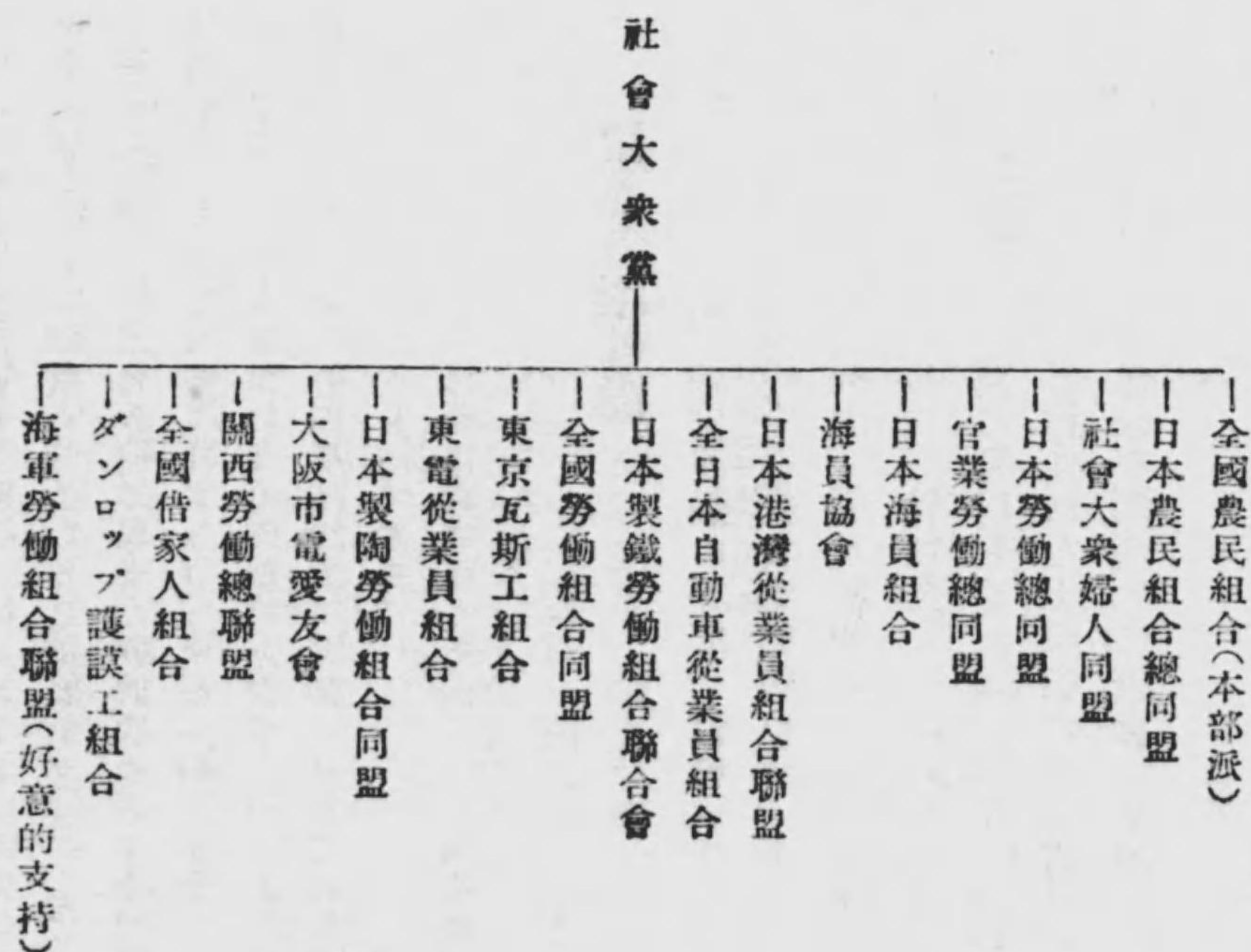
以上は合法的無産政黨運動の諸形態であるが、第三インターナショナルの直接影響下にある非合法的な政治運動、即ち共産黨の運動は潜行的なる關係上、真相を把握するは極めて困難なるも、日本労働組合全国協議會、全農全國會議派、日本プロレタリア文化聯盟を中心に、あらゆる社會的動搖の機會、民衆の生活不安に乗じて會社、工場、學校、銀行、病院等の俸給生活者、學生労働者、農民層の間にシンパ網、組織網の確立が潜行的に敢行されてゐるものゝ如くである。

十月三十日熱海に於ける地方代表者會議の檢舉を端緒として二府十縣に亘つて大檢舉が行はれた。所謂、新生共産黨事件、第四次共産黨事件と稱せられるものである。該事件の發表に依つて、四・一六事件以後の共産黨再建運動の全貌が明かにされたが、その活動は社會の各層に組織網を擴大し黨員の大量的獲得を計り、資金獲得のためには、單にシンパ網の擴大のみならず、あらゆる手段方法を講じ、大森銀行襲撃事件を生じたものゝ如

くである。

労働組合と政黨との支持關係

(昭和七年十二月現在)



(中川賢一)

労働組合運動

概説

世界恐慌の壓力と國際關係の緊張とによる社會情勢の逼迫は労働組合運動の分野にも著しい情勢の變化を齎した。殊に滿洲問題を楔機として發展した國家社會主義思想及運動は、まづ社會民衆黨の分裂によつて表面化し、政治的社會的不安の増大と共に煽情的に展開された。之に刺戟を受けて、右翼労働組合の大同團結成り、労働陣營多年の要望が達成せられたことは、日本の労働運動史に於ける劃期的の史實である。右翼派の一大結成は、國家主義乃至國家社會主義運動と、共產主義運動——たとへ労働階級に對する直接の影響力は薄弱になりつゝありと雖も——との挾撃によつて促進せられたものとみる事ができるがこれによつて、我國の労働組合が政治戦線から一步退いて、その思想團體的傾向を清算し、一箇の經濟團體としての任務即ち労働者の共済、福利といふが如き經濟的職分に重心を置くに至つたことは、我國の労働組合運動に於ける大なる收穫と見るべきであらう。

端的に言へば、昭和七年の労働組合運動は、客觀的狀勢の變化

に伴つてその指導精神を確立する必要に直面した年であつた。即ち労働組合はあくまで經濟團體として建設的に發達せしめんとする「労働組合主義」派、反資本主義的諸勢力の總動員によつて全面的政治闘争に進展せしめんとする「國家社會主義」派、日本固有の建國の大義に則らんとする「日本主義」派等それら各の獨自の立場に於てそのイデオロギーを再認識し、或は確立せんとしたのである。この一文はこれ等の諸動向を極めて大雑把に觀察したものである。

戦線統一運動と日本労働組合會議の結成

労働組合の戦線統一運動は、大正十一年以來屢々企てられた然しそれはいつも指導理論の對立によつて決裂を重ねてきた。その最初の計畫は大正十一年の總聯合計畫であつたが、無政府主義派は自由聯合主義を主張し、ボルシェヴィキ派（共產主義派）は中央集權主義を主張して相譲らず決裂した。

その後、無政府主義は凋落し、その指導的立場を失ひ、共產主義乃至同傾向の一派によつて大正十五年、昭和三年の二回に互り「總聯合計畫」が提唱されたのであるが、これまた共產主義の如く労働組合の任務を經濟的行動主義に置かず、團體協約、共済保險制度の如き建設的平和的職分を忠實に履行し、又共產主義、フランスムの如く労働組合を政治闘争の動員團體視せず、それ自體獨立した經濟團體として發達せしめんとするものである。

かくて俱樂部の成立以來、自主的労働組合法、労働協約法の調査立案、失業對策、労働時間、最低賃銀等の基礎的労働條件の調査を行ひ、組合法、協約法に關してはその立案を政府に陳情し、その他労働組合の産業別整理に關する申合せ、本年度國際労働總會労働代表の選出に關する人選その他政治的方面に於ても加盟組合の連絡を圓滿にし、その間日本港灣從業員組合、日本製鐵労働組合聯合會の加盟を得て順調なる發展を遂げて來た。

然るに昭和六年秋以來、滿洲事變を楔機として國家主義乃至國家社會主義運動擡頭し、本年に入るや社會民衆黨及全國勞農大衆黨の内部にもこの種の運動起り、黨の分裂、ひいては労働組合の分裂を見たので、四月五日開催された俱樂部第五回懇談會は、這般の情勢に關し懇談した結果「日本労働俱樂部はクラブ自體の任務としては、政黨の合同に精進するよりも俱樂部創立の精神に鑑み一日も早く労働組合會議に改組發展することに向つて其の全力を傾倒すべし」との決議をなし、その決議の實現に關する一切の準備をクラブ銓衡委員會に一任した。

かかる情勢は一方に於て政治戦線の統一を促進し社會大衆黨

義對反共產主義の對立のため決裂せざるを得なかつた。かくて全労働組合の總聯合に見切りをつけた右翼派は、昭和三年十二月、日本労働總同盟、日本海員組合、海員協會、官業労働總同盟、海軍労働組合聯盟、日本造船労働聯盟等相誘つて「労働立法促進委員會」を組織し、右翼陣營を固むるに至つた。

しかし、一方中間派的立場にあつた全國勞農大衆黨は、依然總聯合の計畫を捨てず、昭和六年二月「全國労働組合會議」の結成を提唱したが、結局前記右翼六團體の参加を得るに至らず停頓状態に陥つた。

かくして戦線統一運動は失敗の歴史を重ねるのみであつたが、昭和三年以降共產主義運動は漸次降り坂となり、社會民主主義派の勢力増大するに及び、昭和六年四月日本海員組合が發起となり、右翼中間派團體を勧誘して、戦線統一懇談會を開催した結果、全國労働組合同盟、日本労働組合總聯合、日本労働總同盟の三團體の賛成を得るに至り、六月二十五日、右翼中間派による日本労働俱樂部——全國組合會議の準備組織としての——の成立を見るに至り、こゝに漸く我國主要労働組合の大同團結への一步を踏み出すことができたのである。（海軍聯盟は海軍當局との諒解成らず参加を保留）

俱樂部は「健全なる労働組合主義」を指導精神とした。「健全なる労働組合主義」とは反無政府主義、反共產主義、反フランスムにあるとした。詳言すればアナキズム乃至サンディカリズム

の結成を見るに至つた。クラブ銓衡委員会は爾來數回に互り協議を遂げ、第一回(六月十二日)準備委員会は労働組合會議の主義方針、目的、事業、加盟團體の範圍、會議の機關、加盟組合の義務、爭議發生時に於ける態度、無産政黨との關係等につき協議し、主義方針については俱樂部の方針を踏襲することとし、第二回(七月九日)の委員会には前回の協議事項を基礎として組合會議草案に關し逐條審議し、第三回(七月二十六日)委員社は役員及大會代議員の割當、選舉比率、結成大會の期日場所等の具體的決定を見最終の總會(八月二十日)に於て以上の諸準備を一切完了し、更に未參加團體に對し加盟の勧誘状を發することとし八月二十六日付を以て交通労働總聯盟、日本製陶労働組合同盟、東京瓦斯工組合、東電従業員組合、東京市従業員組合、海軍労働組合聯盟、大阪市電愛友會の七組合に對し參加勧誘状を發した。これに對し參加の回答をなしたものは東電従業員組合のみで、その他製陶、瓦斯工、愛友會、海聯は夫々の團體の内部的事情により保留を申出で、交總、市従は不参加の旨回答した。九月二十三日、組合會議結成準備會を開催し、東電従業員組合の參加を承認し、大會の宣言、議案、スローガン其の他の準備をなし、九月二十五日芝浦會館に於て結成大會を舉行するに至つた。

構成

一 「健全なる労働組合主義」を以て其運動の主義方針となすもの

東電従業員組合

一、六五〇

合計 十團體

二七三、一〇一

因に労働立法促進委員會以來行動を共にした日本造船労働聯盟は、全國労働及東電従業員組合の主張と合致せざることを理由として脱退した。造船聯盟については後述する。この機會に組合會議參加團體の簡単な説明を附加して置く。

日本海員組合 は大正十年五月七日の創立で、友愛會海員部が主體となつて當時存在した二十有餘の海上團體を統一合同して成立したものである。その後組合は順調な發達を遂げ大正十年には海員共同救濟會、大正十四年東洋俱樂部、大正十五年海洋統一協會、昭和二年大日本船舶司厨同志會、昭和四年郵司同友會商船C.K.クラブ、昭和六年商船同志會を順次合同し海上を全く統一した。而も海事協同會を通じて船主協會と團體協約を締結する我國最大の産業別組合である。組合會議の成立についてはその運動の中心をなしたことは前述の通りである。

海員協會 は高級船員の團體で明治四十年三月の創立、社團法人組織であるのを特色とする。海員組合との姉妹團體である。

日本港湾従業員組合聯盟は、海員組合の指導によつて昭和五年五月全國主要港湾の労働者によつて組織された團體である。港湾労働者は小型船、船等によつて河川港湾のみを航行して貨物及旅客を輸送する謂はゆる港湾運輸事業に従事する労働者を謂ふ。

日本労働總同盟 は、大正元年八月一日創立された友愛會の後身である。總同盟は本年度の大會に於て、「健全なる労働組合主義」の徹底

二 會費納入者千名以上の團體
但し大會又は評議員會に於てこれを認むるときは千名以下の團體の加入を許すことあるべし。

目的 加盟諸團體の利害を増進し且つ一般的に労働者の經濟上及社會上の幸福を増進し以て無階級の解放を期す。

事業

- 一 構成團體間に於ける融和と協力の緊密化
 - 二 社會立法の制定及改善
 - 三 國際労働問題に對する態度の決定
 - 四 労働時間、最低賃銀、團體協約、失業問題等の基礎的労働條件の確立
 - 五 産業別組織確立への協力
 - 六 未組織労働者に對する組織運動
- 日本労働組合會議參加團體及勢力
- 日本海員組合 九四、二七六
 - 海員協會 一三、三六五
 - 日本港湾従業員組合 一〇、五〇一
 - 日本労働總同盟 四七、九八六
 - 全國労働組合同盟 四七、一一六
 - 日本労働組合總聯合會 二五、四三七
 - 日本製鐵労働組合聯合會 八、九〇〇
 - 日本労働總同盟 七、六六九
 - 官業労働總同盟 一六、二〇一

を期するため綱領の改正を行つた。

(創立當時の綱領)

- 一 我等は公共の理想に従ひ、識見の開發、徳性の涵養、技術の進歩を圖らんことを期す。
- 一 我等は共同の力に依り、着實なる方法を以て、我等の地位の改善を計らんことを期す。
- 一 我等は互に親睦し一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

(大正十一年の改正綱領)

- 一 我等は團結の威力と相互扶助の組織を以て經濟的福利の増進並に知識の啓發を期す。
- 一 我等は斷乎たる勇氣と有効なる戦術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し、徹底的に闘争せんことを期す。
- 一 我等は労働者階級と資本家階級とが、兩立すべからざることを確認す。我等は労働組合の實力を以て、労働階級の完全なる解放と自由平等の新社會の實現を期す。

(昭和七年の改正綱領)

- 一 我等は同胞相愛の理想に邁ひ、識見の開發、技術の進歩、徳性の涵養を圖り、以て自己の向上と完成を期す。
- 一 我等は労働者の自主的組織と訓練により労働條件の維持改善並に共同福利の増進を期す。
- 一 我等は國情に立脚し、資本主義の根本的改革を圖り、以て健全なる新社會の建設を期す。

全國労働組合同盟 は、總同盟第二次分裂(大正十五年十二月)によつて組織された日本労働組合同盟と第三次分裂(昭和四年九月)によつて組織された労働組合同盟と北海労働組合同盟の三團體とが昭和五年六月合同して結成せられた、我國労働運動の中間派としての一大勢力を占むる團體である。昭和六年十一月労働俱樂部加入問題より「クラブ排撃同盟」の分立を見、同時に國家社會主義運動に侵入されて同盟の主要幹部を失つたが、排同一派も大部分は本年七月復歸し只管陣容の整備に力めてゐる。

日本労働組合同盟 は、大正十五年一月の創立であるが、昨秋國家社會主義に轉換し、從來支持して來た全國労働大衆黨を脱し新日本國民同盟を支持政黨とした。然し組合運動に於ては組合會議に参加し、經濟運動第一主義をとり政治運動は第二義的問題としてゐる。日本製鐵労働組合同盟は、大正九年六月「共同研究會」として創立し昭和五年十一月標記の如く改稱したのである。八幡製鐵所の技術者と職夫によつて組織され、官業労働總同盟の同志會と並立してゐる。本聯合會に最近往時の共同研究會に還元すべしとの論がある。それ等の空氣は十一月十三日の七年度大會に於て新綱領を發表したことによつて理解される。

- 一 我等は雄大にして尊嚴なる建國の理想に従ひ、情義を尊び和衷協力し、以て國家産業の發達を期す。
- 一 我等は團結の力を以て労働條件の改善向上を圖り進んで労働者の社會的權利の伸張を期す。
- 一 我等は我國獨自の國情と國民性とに立脚し、純日本の社會の實

織して左翼ブロックを形成した。これと前後して大阪に於ても「大阪地方クラブ粉碎同盟」なるものが組織された。

然し乍ら一方クラブ派の順調なるに反し、反クラブ派の歩調は漸次亂れ「排同」の大部分は本年七月「全勞」に復歸し(殘留派は組合會議結成されクラブ解消したるを以て「全勞全國統一會議」と改稱)東電従業員組合も組合會議に参加し、東京瓦斯工組合も從來の左翼的態度を清算して組合會議支持の態度に變更した。ゆゑ、統一協議會は有名無實の狀態になつた。この間交通労働總聯盟は屢々反クラブ派の懇談會を計畫し東京地方の左翼派によつて「關東労働組合戦線統一懇談會」を組織し(参加組合は交總、東京市從、總評關東地方評議會、排同)組合會議結成の前日には、本所公會堂に「組合會議粉碎大會」を開催し「我等は日本ブルジョアジーの庇護の下に帝國主義戦争の煽動者として生れたる大右翼結成の日本労働組合會議の創立に對し日本プロレタリアートの名に於て斷乎として反對する」との決議をした。これ等の組合は謂はゆる合法左翼派と稱する一派で非合法派の日本労働組合同盟(略稱、全協)に對立する。いま試みにこのブロックの陣容を見れば大體次の如くであるが、その主張は各組合夫々獨自のものがある。即ち「總評」は合法政黨を否認し同時に共產黨も忌避してゐる。「交總」は政黨支持を自由とし「共產黨」全協に對しては何等の態度を表明してゐない。全勞統一全國會議は總評型であり、その他は交總型の日和見的

現を期し國家を無視し私利私闘を逞する徒輩に對しては斷乎として磨礫を期す。

日本労働總聯盟 は、純向上會の改稱せるもので、大正十一年十一月大阪砲兵工廠に於ける向上會より分裂せる八木信一氏一派によつて組織せられたものである。産業立憲を指導精神とし團體協約を熱心に主張してゐる。

官業労働總同盟 は、大正十二年二月の創立で陸軍省、專賣局、八幡製鐵所の従業員を以て組織されてゐる。労働立法促進委員會以來、戦線統一運動には重要な役割を演じて來た。

東電従業員組合 は、東京電燈株式會社の従業員を以て組織せられてゐる單獨團體である。創立は昭和二年二月、全國労働と共に全國労働大衆黨を支持して來た中間派組合であつた。

反組合會議派及び左翼労働組合の動靜

労働クラブの成立は中間派労働組合について見れば共產主義的傾向の清算であり、同時に中間派運動の解消とも見るとができる。かゝる意味に於て全國労働組合同盟の内訌は必然的の現象であつた。即ち全勞内部の左翼派はクラブの非階級性を強調し「全國労働クラブ排撃分裂反對同盟」(略稱排同)を結成して事實上の分裂を見、これに東京瓦斯工組合、東電従業員組合、東京市従業員組合、横浜市従業員組合等の諸組合等も同一歩調をとり、これ等の反クラブ派は、日本労働組合總評議會、中央一般労働組合と共に昭和六年末「關東労働組合統一協議會」を組

と稱せられてゐる。

左翼合法派に屬する組合及勢力

日本労働組合總評議會	六、九一〇
關東地方	二、三五五
中部地方	八五五
關西地方	二、五二〇
北海道樺太地方	八八〇
九州四國中國地方	三〇〇
全勞統一全國會議	二、八八〇
關東地方	二、三七〇
大阪地方	二一〇
九州地方	三〇〇
日本交通労働總同盟	一五、七一〇
純労働者組合同盟	三〇〇
東京市従業員組合	二、〇〇〇
大阪電氣労働組合	七五〇
神戸染装工組合	二五〇

非合法派の「全協」は合法左翼運動に對しては「改良主義的組合」としてそれを排撃してゐることは注目すべきである。七年九月の全協擴大中央委員會の報告によれば「今や日本に於ける労働組合運動は革命的労働組合同盟と直接間接にフックシストに指導せられる反共產主義的労働組合と明らかに對立するに至つた」とし右翼、中間派、左翼の一切の改良主義者がそ

の本質に於て何等變りがないので「總評議會は革命的であるから極力利用せねばならぬと云ふ態度は改められねばならぬ」としてゐる。「全協」の組織は組合數(準備會を含む)十四、組合員數は約三千と推定されてゐる。

共産黨、全協の分派運動の一形態として「革命的反對派運動」がある。これは合法團體内に於ける反幹部的傾向、反指導部的傾向を利用し、刺戟してその勢力を扶殖せんとする戦術である。然し現在のところこの運動の効果は充分認められてゐない。それは九月下旬に開かれた全協の擴大中央委員會の報告中に於ても「改良主義組合内に反對派を作りこれを纏つたグループとして全國協議會に繰入れると云ふ仕事は全く不充分である。この方面での最大の缺陷は改良主義組合大衆の革命的に立遅れてゐると云ふことである。部分的には大阪地方に於ける全勞革反のやうに企業内グループの周圍に大衆的有志團を結成してゐる。これは確かに反對派運動の一步前進である。併し乍らその他の地方に於ては舊態依然として全協の組合員のみによつて組織されて居り、東京地方の如き可成りの影響を高めてゐるに拘はらず革命的反對派の組織が何等の進展を見てゐない」と言つてゐる如くである。

無政府主義派は純粹のアナキズムを奉ずる全國勞働組合自由聯合會(約一、〇〇〇)と、稍々現實的立場をとる日本勞働組合自由聯合協議會(約六〇〇)とがあるが、何れも殆んど無活動の状態

つた。

綱領

- 一 我等は一君萬民の日本建國の精神に基き勞働階級の生活を絶對的に保證する搾取なき新國家の建設を期す。
- 二 我等は勞働組合が資本主義打倒の全面的政治闘争に於ける經濟的部分を擔當することを認識し、これが完全なる使命の遂行を期す。
- 三 我等は強固なる團結と勇敢なる戦術とを以て資本家階級の彈壓に抗せんことを期す。

尙大會宣言として發表せられたものを要約してみるならば、共産主義、社會民主主義に反對し「從來の經濟闘争主義の範圍内より脱却前進し全面的政治闘争への進展を勇敢に容認すべきである」とし、これがためには「反資本主義各層の諸勢力と密着融合し、空想的、觀念的、國際主義にこだはることなく國家的國民的精神の下に大衆を統一動員し資本主義打倒の強固にして有力なる組織へと發展せしむる」ことが妥當にして有效なる根本的方針なりとしてゐる。

反資本主義的勢力の總動員によつて資本主義を打倒すると云ふ同盟の指導精神に對しては、議會外の力によりて財閥と既成政黨とを撲滅するにはフラスコ的手段を用ふる外はない。金權政治に代ふるに獨裁政治を以てするといふことは、國家社會主義者の當然行くべき道である(前記安部氏論文)とし、或は、現在群

にある。

ファシズムに對する勞働組合の態度と
國家社會主義勞働組合の生涯

滿洲事變の勃發は、我國に於ける國家社會主義的思想の擡頭を急進せしめ、まづ社會民衆黨内の赤松克麿氏一派によつて謂はゆる「國家社會主義運動」が提唱され、遂に同黨の分裂を見るに至つたことは別項無産政黨の情勢に於て詳述されてゐる如くである。しかし、こゝに注意すべきことは、社民黨の分裂原因は、國家社會主義に對する純理論的立場の相異ではなく、赤松氏等の運動が「フラスコ」であり、少なくとも「フラスコ」の香を十分に有してゐる(五月三日、社會民衆新聞、安部磯雄氏、立憲の精神から見て)の一節)ためであるとされてゐる點である。

社民黨の分裂に伴ひ、その影響は勞働組合に波及し赤松氏の勢力範圍にある總同盟の遷友同志會、中央合同勞働組合の製氷支部は總同盟を脱退し、一方全國勞働大衆黨内に於てもその有力支持團體たる全國勞働内に國家社會主義轉向派を生じ九州聯合會、關東合同勞働組合の大半、大阪聯合會の一部の脱退を見るに至つた。これ等の轉向派によつて五月二十九日、日本國家社會黨が組織され、翌三十日、同黨系の勞働組合によつて暫定的に「日本國家社會勞働同盟」が結成されたが、十一月二十日に至り「日本勞働同盟」として正式に創立大會を開催するに至

生するフラスコに共通するものは、(イ) 自己の組織力によつて一定の社會を實現せんとする能力を缺き、従つて強力なる獨裁官英雄の出現を希望する。(ロ) 私有財産、特權を捨てることを欲せず反社會主義的である。(ハ) 世界觀に於ては個人主義、利己主義を脱しきれない排他的國家主義を採ること。等であるが故に、これ等はデモクラシーを基調とする組織力によつて、世界の勞働者を資本主義の桎梏より解放せんとする勞働組合運動とは明らかに對立し、又國家社會主義或は新日本主義の名の下に勞働組合運動を破壊せんとするものなりとし(總同盟大會決議「反動フラスコ粉砕の件」)或は「フラスコ」の本質は、「政治的にはブルジョア・デモクラシーの發展たる獨裁政治に結合し經濟的には金融資本主義の歸結たる國家資本主義の統制經濟下に立脚して、資本主義の没落を喰ひ止めんとする點にある。フラスコムは或時は階級協調主義、國粹主義、極左主義を、或るときは國家(國民、民族)社會主義、資本主義反對、議會否認、國民革命謳歌を、或時は暴力革命民族闘争を讚美するなどその時と所によつて粉飾をこらし大衆を欺瞞し無産階級を攪亂するものであることは既に國際的並に國內的經驗が充分に主張し曝露してゐる。今日のフラスコは資本家、封建的反動勢力、無産階級からの脱落分子の合成物であつて、その足場としてねらふ所は小市民農民、意識のおくれた勞働者層で、フラスコはこれ等の小ブルジョア層の反資本主義的イデオロギイを巧みに捉へてこれを引

きづり廻し、労働階級の解放運動の本隊から切離し無産運動に對立せしめて資本主義の擁護をなさんとするもの」であるとし（全国労働大會決議「ファッショ反動粉碎に關する件」或は「日本に於けるファッシズムは、金融資本に對する小市民層並に農民層の不平不満がプロレタリア・イデオロギーに結びつかず反對にブルジョア・イデオロギー（特にブルジョアジーに依り多年生育された封建的イデオロギー）に結びついたもので金融ブルジョアジーがこれを利用して議會政治を廢棄し、より高度の專制的支配を確立せんとするものである」とし、我國のファッシは軍部の少壯將校團、生産黨その他の反動團體と國家社會黨一派によつて結成されてゐるとしてゐる。（總評大會決議「ファッショ粉碎闘争に關する件」）

日本労働組合會議は前述の如く我國に於けるファッシズムに對する定義の區々たるに鑑み、次の如くその内容を規定した。即ちファッシズムとは

- 一 資本主義肯定、資本家擁護の立場をとるもの
- 二 その行動は強權又は暴力による獨裁專制を旨とするもの
- 三 その政治運動展開のために労働組合を動員化する方針をとるもの

とし、國家若くは國民をその政策の内容、對照とすることを以てファッシズムとは認めないこととした。即ち組合會議所屬團體はファッシにあらざると裏書したわけである。

國家社會主義派に屬する組合及勢力

労働聯盟の所屬組合たる石川島自彊組合で、その組合長なる神野信一氏によつて代表されてゐる。石川島自彊組合は、石川島造船所が共產主義運動に悩まされたとき、その左翼派の闘士であつた神野氏によつて、大正十五年十月創立されたもので、その綱領は次の如くである。

- 一 本組合は建國の精神を尊重し進んで社會問題の解決を期す。
- 二 本組合は皇國労働者の人格の向上と技術の進歩とを計り以て産業の發達を期す。
- 三 本組合は組合員相互の福利を増進せしめ労働條件の維持改善を計り社會共存共榮の實績を擧げんことを期す。

自彊組合は昭和六年末以來、日本主義労働團體の全國的統一計畫を樹て「日本産業労働聯盟」の結成に向つて活動中であるが、一方重金屬工業對策全國協議會を提唱し、日本労働組合總聯合、日本労働總聯盟、勇信労働組合、横濱工信會と共同運動を行つて密接なる連絡を保つてゐる。又國防献金運動をくさびとしてその主張を全國的に宣傳してゐる。

尙こゝに附言して置きたいのは、海軍労働組合聯盟の態度である。同組合は「労働クラブ」の成立と共に従來の右翼連衡より遠ざかり、組合會議に對して参加を保留してゐるので本年度の海聯大會はこの問題を如何に取扱ふかといふことにつき關心をもたれたが、組合會議への参加を忌避し造船聯盟、總聯合、

日本労働同盟	昭和七年十一月二十日創立	一三、七六〇
逓友同志會	大正十四年九月三十日創立	二、六七〇
全日本製氷労働組合	昭和七年七月創立	三五〇
全日本一般産業労働組合	昭和七年七月三十日創立	八八〇

日本主義労働運動の擡頭

労働組合運動の基調を建國の精神に置き、一切の階級闘争を超越せんとする、謂はゆる日本主義労働組合の運動の擡頭も、國家社會主義労働運動と同じく注目すべき動向の一つである。

日本主義労働運動は「社會民主主義、國民社會主義を包含すべき運動で、國家存立の本義に則して生産の基礎を確立せしむる運動である」（労働時代昭和七年四月二十日「日本主義労働運動の使命と組織形態」）換言すれば「産業立國を第一義とし、純正日本主義の見地に立つ經濟統制の新機構の確立」即ち「國家統制の下に勞資兩者の協力を基調とする新經濟組織の再建」を目標とするものである。労働時代昭和七年九月二十日「日本主義労働運動の特色は「工場に於ける王道の實現」といふ如き道義的觀念を高く掲げて、勞資一體主義を奉じ、従つてその組織は事業を中心とする縦斷組織にある點である。この運動の窺ひ所は、從來大工場、鑛山等に散在する謂はゆる勞資協調團體、修養團體等を對照とするものと見られてゐる。本運動の主體は、日本造船

製鐵聯合會等との最右翼結成に進むべしとの説に傾いたものゝ如く取沙汰されてゐる。このことは同大會の宣言中に「生活の基礎は國家の消長にある。國家の興隆を度外視して何等の運動のあるべきでない。——吾等は社會の客觀的情勢を凝視すると共に深く吾等の環境と特異性を認識し、徒らに模倣追従を排し海軍労働組合聯盟獨自の大旗の下に我國に於ける健實なる労働運動の先覺者たらんことを誓ふ」といふ一節をみてもその片鱗を見出すことができる。而して、この海聯の態度と、日本造船労働聯盟が、組合會議脱退聲明書中全國労働、東電の帝國主義戰爭絶對反對、ファッシ粉砕に關し反駁してゐる一節即ち「吾等は若し現下の國際情勢が、滿洲問題を楔機として世界戰爭の危機ありとするならば、日本は自衛上、敢然戰はざるを得ないことを確認するのである。此の明確なる國家認識に對し、彼等は殊更に異を樹て、帝國主義戰爭、或は資本家地主の侵略戰爭なりと稱するのである。吾等は軍器製作に従事する労働者なるが故に一層優秀なる軍器を作製することに努力し、以て我國境を固守せんとするものである。そこに眞の平和が齎らされ、従つて労働階級の幸福が得らるゝものなることを確信する。又國家の安全、國內産業の發展、民族の繁榮を第一義となすものに對し彼等は敢てファッシの空辭を浴びせるに過ぎない」との一節及び製鐵聯合會の新綱領（前記）等とは彼我相通するものがあることを明瞭に觀取することができる。今後この種の運動がいかな

道府県	組合数	組合員数	道府県	組合数	組合員数
北海道	34	12,697	山梨	4	508
東京	181	67,842	岐阜	29	4,710
京都	44	6,032	宮城	10	1,193
大阪	103	57,484	福島	8	885
神奈川	47	38,443	秋田	7	993
兵庫	71	92,537	福井	8	1,431
長崎	19	8,553	石川	15	2,050
新潟	8	1,853	岡山	6	645
埼玉	9	3,177	広島	30	18,309
群馬	11	1,190	山口	16	3,533
千葉	2	1,016	和歌山	24	2,331
茨城	14	939	徳島	12	1,690
栃木	21	5,188	高知	14	1,625
奈良	13	1,026	福岡	34	22,011
三重	6	766	佐賀	11	529
愛知	53	9,141	鹿児島	9	3,043
静岡	12	1,507	沖縄	7	638

労働組合の所在道府県別
(五百人以上の組合員ある道府県のみ掲記)

(内藤義弘)

業 態 別	昭和七年末現在		昭和六年末現在	
	組合数	組合員数(孤女含む)	組合数	組合員数(孤女含む)
機械器具	80	92,689 (1,579)	93	95,353 (1,345)
化学	84	19,487 (1,574)	81	20,272 (1,781)
染織	44	16,540 (6,700)	38	15,477 (3,470)
飲食物	27	4,781 (569)	22	4,874 (264)
雑工業	147	20,283 (2,115)	120	17,140 (1,092)
鑛業	23	6,330 (142)	24	6,945 (197)
瓦斯電気	14	9,738 (82)	17	10,002 (189)
運輸交通	109	148,507 (1,459)	103	148,529 (1,600)
通信	5	3,050 (1)	7	2,535
土木建築	47	8,391	41	7,116
其の他	352	47,829 (2,806)	272	40,732 (1,948)
計	932	377,625 (17,027)	818	368,975 (11,886)

昭和七年末現在に於ける我國労働組合数は九三二、組合員数は三七七、六二五人(内女一七、〇二七人)にして、同期に於ける労働者総数は八六〇、二七六人(内女一、五〇五、〇三九人)に對する組織率は七・八%である。これを昭和六年に比較すると組合数に於て一一四、組合員数に於て八、六五〇人の増加を示してゐるが、昭和五年頃迄は毎年組合員数二、三萬人の増加を示してゐたことに比すると、昭和七年に於ける組織運動は甚だ不振に

る形態に於て發展するかは注目し得る。

昭和七年に於ける労働組合の組織状況(社会局調査ニ依ル)

職業産業別

種 別	昭和七年末現在		昭和六年末現在	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
職業別	149	22,481	148	22,585
産業別	469	313,243	428	310,644
一般労働者	314	41,901	242	35,746
計	932	377,625	818	368,975

単一聯合別

種 別	昭和七年末現在		昭和六年末現在	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
単一組合	489	187,287	386	182,827
聯合組合	66	190,338	61	186,148
(聯合加盟組合)	377	377	371	371
計	932	377,625	818	368,975

終つたと言はざるを得ない。これは經濟界の不況と滿洲事變による社会状況の影響によるものと思はれる。次に業態別、職業産業別、単一聯合別、労働組合の分布状態等を表示しよう。

勞 働 争 議

概 説

昭和七年度に於ける我國産業經濟の困窮は依然として根本的解決の曙光を見ることを得ぬ。只僅かに昭和六年九月に端を發せる滿洲事變並に上海事變は、軍需品工業に對して好影響を及ぼし、更に同年十二月斷行せる金輸出再禁止は、之に伴ふインフレーション政策と關聯して一時物價の騰貴を招來し、一部財界に活況を齎せりと雖も、而も之は暫定的にして必ずしも全産業にまで恒久の安榮は約束されてゐない。即ち大企業の操業短縮と其の合理化の實施、わけても中小企業の疲弊轉落は相次で起り、爲に事業の休廢縮小、解雇の續出、給與不拂等の現象は舊態に比し五十歩百歩の觀なきを得ぬ。加ふるに生活必需品の上昇は、賃銀増率と往々反比例し、彼此相俟つて勞働争議の悪化は、他の諸情勢と共に深憂に堪へぬものがある。

斯かる情勢下に於て、本年一月以降十二月末迄の勞働争議の發生件數は、内務省社會局の調査に依れば、二、二一七件にして昨年同期間の二、四五六件に比し二三九件の減少を示してゐる。同じく其の参加人員に就いて見るも、累計一二三、三一一

正八年以降の勞働争議件數並に参加人員を記して参照に資することにする。

41 勞 働 争 議

如斯争議減少の原因に就き今遽に明確なる根據を示し難しとするも、其の數字的移動に就いては蓋し(イ)日支事變に依る民族意識の昂揚は延いて各産業擔當者をして自ら自重せしめたこと、(ロ)既述せる經濟界の一時的小康(ハ)右翼勞働組合の産業平和運動、(ニ)逼迫せる經濟恐慌の下に於て強ひて争議を行ふも無益なる事情を従業員が察知し來れること等を擧げ得らるるであらう。更に一件當りの平均参加人員の減退は如實に深刻なる中小産業の萎微沈衰に起因する多數の争議ありしことを證するものにして、同時に不況時に於ては一般従業員の態度が消極的となり、争議關與による犠牲を怖れる結果、特殊の事情に纏綿せる被解雇者或

年 次	製造工場 機械器具	化工 學業	染織 織業	飲食物 製造業	雜工業	鐵 業	瓦斯 電業	運輸 業	土木 建築	通信 業	其の 他	計
昭和6年	513	383	339	67	358	56	11	245	133	1	380	2,456
昭和7年	322	311	336	74	308	56	9	264	152	4	380	2,217
昭和6年	20.8	15.6	13.8	2.7	15.0	2.3	0.5	10.0	5.4	0.1	13.8	100
昭和7年	14.5	14.0	15.2	3.4	13.9	2.5	0.4	11.9	6.9	0.2	17.1	100

は勞働組合加盟者のみによつて行はれるものが相當數を占めることは昨年と軌を一にする。従つて争議期間の如きも例年に比し勞資妥協の餘地乏しく、荏苒長期に互る傾向を呈しつゝある。就中大阪丸松莫大小工場争議の百十七日、やまと新聞社争議の百二十一日、關東紡績平塚工場争議の百四十九日等は其の代表的のものにして、其他七年度に於ける特異の争議現象として、兵役應召者待遇に關するもの及び映畫従業員に係るものを想起せしめらる。以下章を逐ふて七年度争議の大綱を見ることが

業 態 別 に 現 れ た 勞 働 争 議

業態別に現れた勞働争議の情況を見るに、其の發生件數の昭和六年に於けるものと對比は上表の通りである。之に依つて見るに、従來勞働組合の組織率高く、且又比較的知識分子や熟練工が多く、加ふるに例年壓倒的多數を占めてゐた機械器具の製造工業及び化學工業の争議が、七年度に入つて相當減少してゐることに注意せしめらる。其の原因は種々あるも、特に軍需品に關係深き本産業が、日支事變の影響を受けしことは既に述べし所によつても明白である。然し乍ら機械器具製造工業中、造船業、鐵工業等は依然として不況裡にあり、大阪製鐵株式會社、横濱ドック、淺野造船所、造船業山本福三郎外三二名(兵庫)、新潟鐵工所蒲田工場等の如く小規模ならざる

名にして前年同期間より三一、二一五名少く、更に一件當りの平均参加人員は五六名にして、之を前年の六三名、同じく昭和四年の一二一名に比すれば其の懸隔の甚だしきものがある。大

年 別	勞 働 争 議			同 盟 罷 工 閉 鎖 工 場 閉 鎖		
	總件數	總加入 參人	一 件 當 人 員 當 加	件數	參 加 人 員	一 件 當 人 員 當 加
大正8年	2,388	335,225	140	497	63,137	127
同 9年	1,065	127,491	119	282	36,371	129
同 10年	896	170,889	191	246	58,225	237
同 11年	584	85,909	147	250	41,503	166
同 12年	547	68,814	106	270	36,259	134
同 13年	933	94,047	101	333	54,526	164
同 14年	816	89,387	110	293	40,742	139
同 15年	1,260	127,267	101	495	67,234	136
昭和元年	1,202	103,350	86	383	46,672	122
昭和2年	1,021	101,893	100	397	46,252	117
同 3年	1,420	172,144	121	576	77,444	134
同 4年	2,289	191,805	84	906	81,329	90
同 5年	2,456	154,528	63	998	64,536	65
同 6年	2,217	123,313	56	893	54,783	61

争議の頻発を見る。又化学工業に於て製紙業、護謨製品業に武川護謨會社(兵庫)三馬護謨工業會社(北海道)高砂護謨工業會社(東京)弘瀬製紙工場外二七工場(高知)の如き工場閉鎖、解雇反對等に依つて相當大規模の争議が行はれてゐる。猶窯業、漆器業にありては、下半年に於て本關係経済界の好轉並に季節的な需要増加により、低減されたる賃銀の復活を要求して、之が主産地なる愛知、岐阜、長崎、愛媛の各縣同業者間に齊しく争議が惹起されてゐる。

染織工業の争議は、爲替の暴落による輸出の好轉乃至生絲の市價の騰貴等により多少緩和さる向もあれど、前年來の不況は容易に回復さるべくもなく、事業の経営難による工場の休廢縮小は一般該従業員の解雇及諸待遇の低下となり、更に夥多の不拂賃銀と相關聯して、本年度中に於て三三六件全體の一五・二%を占むるが如く自然發生的に争議を誘發せしめてゐる。殊に染色整理其他の加工业又は他部門に屬する中小工場に甚だしきものあるは勿論なるも、レナウンメリヤス(東京)、丸松メリヤス(大阪)、富士瓦斯紡績保土ヶ谷工場(神奈川)、明正紡績三島分工場(愛媛)、關東紡績平塚工場(神奈川)、東洋紡績天満工場(大阪)大日本紡績一宮工場(愛知)、東洋モスリン金町工場(東京)、東洋紡績神崎工場(兵庫)、寺田紡績工廠(大阪)、太壯製絲場(島根)東洋紡績一宮工場(愛知)、日本ビロード七條及膳所工場(滋賀)等可成大規模工場に於ても發生してゐる。分けても關東紡績平

塚工場の争議は、紡績争議中稀有の大争議にして、争議戦術其他に幾多の研究資料を供せるものと云ふべきであらう。鑛業の争議總件数は前年同様五六件なるも、殊に本年度に於て撫順炭のダンピングが如何に炭坑争議を誘出せしめたかは注目すべき問題である。其の主なるものに、山陽無煙炭坑(山口)向山炭坑(佐賀)、北海道鑛山、川瀨炭鑛常磐鑛業所(福島)、中通炭坑(長崎)、島廻炭坑(福岡)、古河鑛業新屋敷炭坑(佐賀)、勝山炭坑(福岡)、麻生商店炭坑(福岡)、古河鑛業入野炭坑(佐賀)、大日本炭鑛磯原鑛業所(茨城)、等がある。

運輸交通業は他の諸産業の不振の打撃を受けて揚々たらず、昭和五年來の経営難は七年に入つて一層深刻となり、爲に電氣軌道方面の争議にあつては、各々ゼネスト的な色彩を帯び、且公益事業なるが故に直接市民に關係する所大にして常に社會問題化する虞がある。陸運業中電氣軌道方面に於ける主要争議は東京市電、横濱市電、地下鐵、京濱鐵道、東武鐵道、小田急、玉川電車靜岡電氣軌道、西武鐵道、秩父鐵道、箱根登山鐵道等にして、乗合バス及びトラック運送に關するものに、東京市營バス大塚營業所、同新宿營業所、オーバン自動車(東京)、橋本タクシー(北海道)、津乗合自動車(三重)、濃飛自動車(岐阜)、東屋自動車(東京)、大正運輸川口支店(大阪)、栃木商事大阪支店(大阪)等があり、是等自動車の交通によつて次第に生活上の脅威を受けつゝある人力車業の争議として、高野山道の人力車夫組合、福島の二宮人

力車業があるのも近代相の一反映である。海運業方面にあつては東京灣汽船、酒井汽船(北海道)、富島組神戸支店、神戸二類船業組合、共進組神戸支店、尼ヶ崎汽船會社其他該仲仕人夫等の争議は相當數に上つてゐる。尙十月十八日東京市電氣局が、事業更新の目的を以て人員整理、賞與及諸手当削減を發表するや従業員一萬三百名の反對する所となり、之に乗じて日本交通労働總聯盟の暗躍其他左右兩翼組合諸團體の策動交錯し、一時社會の關心を咬りしも、我國最初の強制調停に依り十一月九日解決の運びに至りしは特筆すべきものである。

土木建築業に於ては、其の建築材料の低下による請負業者の中間搾取の増大、乃至は勞賃未拂、或は請負工事の性質上勞働強化による不満、又は都市失業者の地方移入と相俟つて鮮人労働者使用による都鄙内鮮従業員の待遇並に感情の齟齬等原因となり前表の如く一五二件の争議を醸してゐる。特に政府(一例、舞鶴港灣修築場、大和川災害復舊工事場筑後川改修工事場等)又は自治體(一例、東京市土木局隅田川工事出張所、愛知縣營道路工事場、奈良縣道路改修工事場、長野、兵庫、廣島、栃木、青森各縣道路改修工事場)に於て失業救済事業として興されし土木事業に屢々争議が發生したことは、要するに官公吏が請負業者に一切を放任するを以て起る諸種の弊害を實證するものである。如斯原因に依つて多く惹起されし本關係争議は、従つて其の要求する所も概して賃銀増額、未拂賃銀の請求、勞働強化反對等にして、目下

農村救済又は失業者救済の爲の本企畫が當局に於て慎重に議せられてゐる際一段の注意を要すべきであらう。

雜工業も又製版印刷製本業、木竹製品製造業等の中小工業不振にして、執拗なる争議の行はるゝもの少しとせず、新聞事業の争議は例年になき發生を見、九月末迄に罷業を伴ひしもの六件、工場閉鎖一件を數へる。

其の他の業に屬するものに至つては、商業使用人、病院従事員、保險會社員、漁師、ダンサー、女給、ボーイ、各社新聞配達夫、俳優、屠屋、僧侶、隠坊其他各層に互つて殆んど争議を見ざる所なく、如何にも社會の混沌不安の諸相を是等争議の上に現はしてゐる。就中映畫關係争議は嘗てなき頻發を見、全國殆んど行はれざる地方なく前年の七一件を遙に超過し、一七〇件を突破し居る情況である。是等は一名トーキー争議と稱せらるゝも、以前より早くも各映畫會社並に各映畫館の経営難を生じつゝありし際、トーキーの流入となり俄然樂士辯士の大恐慌を來し延いては映寫技師、案内人等亦渦中に投ぜられ、映畫界空前のゼネストが行はれたのである。其の中主なるものは東京の松竹、日活、S.P.、日興の各ゼネスト、大阪の松竹ゼネスト、神戸に於けるゼネスト等にして此の外映畫製作所争議として新興キネマ太秦撮影所、日活京都太秦撮影所あり。機械文化の齋せる此の事實は何等かの暗示を與へるであらう。

労働争議の原因・要求事項及び結果の情况

以上に於て大略業態別に現はれた本年度争議の主なる動向に觸れたが、翻つて是等の争議が如何なる原因に因由して發生せしものなるかを考察せねばならぬ。然し之は極めて困難なることにして、社會の諸情勢の複雑多岐なるが如く其の原因も多種多様にして彼此相關聯し、容易に之を捕捉し難しとするも、其の大部分は經濟不況による各種事業の疲弊不振に依らざるものはない。即ち事業の休廢止又は縮小が、延いて該従業員の解雇休職となり或は賃銀諸手當の減額、停止、廢止、支拂延滞を來し中には事業主自ら其の負債に耐へ得ずして責を従業員に轉嫁

せしむるが如きものもあり、又は雇傭契約、争議解決條件等の契約不履行、勞資感情の衝突、従業員間の同情、其他一般作業規則、賃銀算定の改變低下となり、極度に是等従業員の生活を脅すことに基因する防衛的のものである。猶同一工場に對して労働組合が組合員獲得の爲に強めて其の威力を示さんとする衝動的行動又は組合運動行詰りの打開策としてのもの、更に事業主の組合壓迫等が其の原因となれるものも珍らからず。總じて好景氣時代に於て見たるが如き積極的原因は殆んど見出す事を得ない。従つて之が要求事項も、原因とは必ずしも一致せずとも、概して相表裏せる傾向が窺はれる。左に要求事項に現はれた争議の情况を示すこととする。

年次	賃増額	賃減額	賃給又は賃法規定變更	賃支拂	休業反對	休業手当削減	解雇反對	解雇手當削減	労働時間短縮	公休日設定	作則は業の反對又は業の變更	組合の自由	労働組合の組織	労働組合の組織	監督排斥	難	計	百分比		
																		件数	件数	
昭和6年	290	419	103	281	115	80	540	377	31	3	22	18	0	9	40	128	2,456	11.8	17.1	
昭和7年	397	289	98	286	81	53	488	327	20	3	17	7	0	11	26	114	2,217	17.9	13.0	
昭和6年																			4.2	11.4
昭和7年																			4.4	12.9
昭和6年																			4.7	3.3
昭和7年																			3.7	2.4
昭和6年																			22.0	22.0
昭和7年																			15.3	14.8
昭和6年																			1.3	0.9
昭和7年																			0.9	0.1
昭和6年																			0.1	0.1
昭和7年																			0.1	0.1
昭和6年																			0.9	0.8
昭和7年																			0.8	0.3
昭和6年																			0.7	0.3
昭和7年																			0.7	0.3
昭和6年																			0	0
昭和7年																			0	0
昭和6年																			0.4	0.5
昭和7年																			0.4	0.5
昭和6年																			1.6	1.2
昭和7年																			1.6	1.2
昭和6年																			5.2	5.1
昭和7年																			5.2	5.1

以上の中賃銀に關するもの一、〇七〇件あり、全體の四八・三%を占む。就中賃銀増額要求は前年より一〇七件の増加を示してゐる。然し是は必ずしも好況に向へるものへの積極的要求とは云ひ難く、寧ろ現在の甚だしき労働條件の低下に耐へかね、賃銀に復活せしめよとの意味のもの、或は事業主側の減額發表を窺知して先鞭を着けしものと見るべく、減額反對と共に消極的な色彩が濃厚である。賃銀算定支給方法の變更又は反對の要求も同様である。更に未拂賃銀の支拂要求の夥多に上れるは、以て現下に於ける事業界の甚しき衰微の狀を察知するに足る。又他面恒産なき該従業員の窮乏は思惟の外にあり國家の現状と併せ考へ深省を發せざるを得ぬ。次に事業の不振による工場休廢又は解雇反對等に關するもの九四九件あり、總數の四一・八%に當る。而して失業者の増加しつゝある今日猶も工場鑛山等に於て、本要求の相當數を占むることは輕々に看過し難いことである。以上は不況時に當つて發生する争議の諸要求中常に最も多數に上るものである。

其他の要求諸事項は、大率事業の隆盛なる時期に於て行はるる常とすれば、本年度に之が要求率の少きは異とするに足らぬ。然し其の中特に本年度に於て廣汎に且眞剣に取扱はれしものに日支事變に相關せる兵役應召者の待遇問題がある。斯かる例は從來は極めて少なかりしに、今回は従業員側に於て應召者が續出するや直ちに之が解雇反對、應召中日給全額支給、又は除隊後無條件復職等の要求相次いで提出され、加ふるに軍部の入念な關係事業主側への通達もあり、頗る重要視され、種々之が對策が考究されるに至つた。而してそれ等の要求の大半が貫徹されると共に之が附帶事項も多く承認されたのである。(因に是等の問題は電氣軌道關係者に多數の例を見た)

之を要するに本年度の争議は、陰慘なる經濟界の不安の反映として發生したるものと見らるべく、従つて勞資各々自己の立場を墨守して譲歩せず、爲にその解決の上にも相當難色ありしを窺はれ得る。而して其の終結を見るに、比較的大規模の争議に於ては第三者(調停官吏、警察官吏、其他有志の者等)の斡旋に依る解決多く、小規模のものにありては當事者の直接交渉に依るものが多い。之が結果に至りては争議中要求内容の變更するものあり、或は諸要求事項の中何れが争議團側の主張する重要條項なるやを明確に把握し難い場合等ありて、嚴正に之が判断を下すことは頗る困難である。然れ共前記の如く要求事項の中最も多數を占めざるものは、かゝる不況時に於ける一般従業員の

衷心よりの要求と見るべきが妥當にして、従つて其の結果も、自ら右の範圍内に於ける貫徹、妥協、不貫徹に歸して理解すべきであらう。かゝる見解の下に本年度の解決條件を見るに其の貫徹されたものは總數の約二五%にして他は妥協又は不貫徹に終つてゐる。然し概して消極的要求の多き本年度に於て假令之が貫徹するも、積極的に労働條件の改善にまで至らざるは注意すべきことである。尙前年數箇所に實例を見し勞資共同管理は、七年にあつても大阪の日竹鑄造所、山口の宇都王子炭坑等に於て行はれた。

労働組合の争議方針

於茲當然各労働組合が争議に關し、如何なる態度又は方針を有するやの検討を必要とする。云ふ迄もなく労働組合は労働條件の維持改善を主たる目的とするものなるが故に左右中間各組合の主義主張の如何に不拘、此の目的の阻止さるゝ時、概して未組織労働者よりも一層争議に對する關心深く且其の影響の甚大なるものがある。

先づ國家主義労働組合は、未だ創立の日も淺く、従つて独自の立場より争議に關與せし事少きを以て今俄に之が態度方針を明確になし難きも、日本労働總同盟を中心とする右翼労働組合にあつては、可及的争議を避け、平和的交渉によつて事件の圓滿なる解決を圖らんとした。例へば總同盟七年度大會に於ける

間に於て著しく短いことを考慮しても減少してゐることは明白である。其の原因の一として「我が同盟の過去一箇年の活動が主として内部的な統制問題に終始したる爲、外に向つて充分の力を發揮し得なかつた」と述べてゐる。

次に非合法的左翼組合殊に日本労働組合全國協議會系の組合は、争議を以て階級闘争の激成手段となし、動もすれば争議を悪化せしめて、政治的解決の爲めの大衆的訓練と稱し、勝敗を度外視して同盟罷業、工場襲撃等を惹起すること尠とせず。「吾々は事件の後を追つかけるのではなく、意識的に計畫的にストライキを工場内に起して行かねばならぬ。」然し吾々はゼネストを弄ぶことを排撃した。何時如何なる條件の下に於てもゼネストを煽動しなければならぬと云ふ様な考へ方は徹底的に排撃されねばならぬ。だが大衆的罷業へその状態を作り出すことに吾々の全機構は系統的に準備しなければならぬ。決議「大衆的政治的ストライキを導くことに注意を集中せよ」とあるを見て其の態度方針が窺はれるのである。本年度中に於て全協系労働組合の直接間接に關與せし争議は、之を正確に分知することを得ざるも全争議件數の約一〇%を占めてゐるものゝ如くである。

勞資のとれる争議戦術

最後に勞資が如何なる争議戦術をとりしかを考察しよう。既

中央争議部報告中、争議に對する方針として「毎年繰返し述ぶるが如く、我同盟の方針は一貫して「罷業最少化」の方針である。この方針が著々實現を見つゝあることは、本年度の罷業状態に於ても現はれて居る。團體協約運動の發展に伴ひ、勞資關係合理化が行はれ、罷業の減少することは産業上、労働者生活上喜ぶべきことであるのみならず、労働組合の戦闘費を減少せしめ、建設的方面に一層活用するを得べく、労働組合主義徹底の爲に缺くべからざることである。」と述べてゐる。特に最近中小企業家への攻勢は、餘程緩和されつゝある傾向は刮目すべき現象である。左に本同盟七年度大會中争議部報告中に記された關與罷業、工場閉鎖並に其の結果(自昭和六年九月至昭和七年八月末)を掲げる。

形 態	件 數	同 參 人 上 加 員	結 果 數			繼 續 的 の 数
			有 利	妥 協	不 利	
同盟罷業	106	6,765	63	26	7	10
工場閉鎖	43	1,329	28	10	2	3

次に全國労働組合同盟其他中間派と稱せらるゝ労働組合は、右翼派の如く平和的解決を求めずもなく、又左翼派の如く極端に矯激な態度をとらざるも、概して闘争激發の方針である。猶本組合同盟が昭和六年十月より同七年八月末迄に關與せる争議件數は二九一件(北海道、九州、高知、廣島の一部等未報告の分は統計に入れず)と報告され、昭和六年度大會に於ける報告七二二件(期間は十六箇月)に比し期

に繰述せるが如き不安深刻なる經濟事情の下に行はれたる争議は、必然其の解決に甚大なる影響を及ぼす戦術をして相當辛辣なる手段に訴へしめてゐる。先づ事業主側のとれるものを見るに工場閉鎖があり、本年九月迄に三一件を數へる。是は必ずしも積極的手段としてのみではなく不況による不可抗力が然らしめたものもある。次に所在を稍晦して會見交渉を忌避するもの漸増の傾向にある。文雅堂印刷所争議の如き半歳に亙るも猶解決を見ざりしは之が爲である。更に又首謀者の解雇乃至御用組合の使用による争議團の切り崩し、組合の壓迫並に其の掃蕩策等講ぜらるれども、結果は却つて事件の悪化を招來するやに見受けられた。他方従業員側の争議手段は、職場占領及び同盟罷業を以て唯一最高のものとする。之は事業主側のロツクアウツに相配すべきものであらう。而して本年度九月迄に行はれた同盟罷業中労働組合の關與せるもの四三一件ある。其他積年の經驗を経て其の戦術は組織的計画的となり、益々巧妙の度を増しつゝある。以下本年度に於て特に著しかりしものを擧げることとする。

一 煙突・養蠶・マスト・空樓・タンク登り戦術

嘗て富士瓦斯紡績川崎工場に端を發せる煙突登りの戦術は、當時相當の効果を收めたる爲か爾來盛に行はれ、最早舊套の感すら與ふるも依然として廢れず、本年度に入りても三月大阪の日本エレベーター工場争議に於て、附近の帝國大學附屬病院内

の煙突に滯空四八時間登り居りたるものあり、滋賀の旭絹織膳所工場、東京の清水組砂町工場其他各所の争議に於て散見する。又煙突男に緒を得しものか夫々の職業別に於て類似の手段を用ひたるものあり。例へば東京の製菓業虎屋の事件に養蠶男とて、煙突上よりハンモックを吊して中に這入り次第に綱の細り行く爲途に降りたるが如き、或は東京廣尾小學校建築工事場争議に左官職人が屋上の消防望樓に上り「左官工賃不拂を死を以て對抗す」と大書せる大旗を樹てたるが如き、或は海運争議に於て大阪商船株式會社扶桑丸のメンマスト男事件、又は東京瓦斯深川製作社所外工争議に於て、八月二日夜半十名が瓦斯タンク上に登り、四晝夜炎天下に籠居して病人を出せるタンク男事件等を擧げ得らる。

二 籠城、モグラ戦術

六月東京新宿の武蔵野館争議に於て映寫技師等七名が映寫室に一週間籠城して完全に其の功を収めたるは、映畫館争議の戦術として着目せしめらる。モグラ戦術として殊に社會の耳目を聳動せしものは、三月行はれたる東京地下鐵の争議であらう。

此の外催涙瓦斯を風船玉に充填して劇場内に持ち込み開演中を之を破碎して場内を大混亂に陥れたるもの(一例、九月廣島の帝國館及び太陽館争議)又は三月和歌山の草加製材工場争議に三八名の小學兒童が同盟休校を斷行せしことは特に印象の深いものがある。其他飢餓行進(一例、三月廣島の森川石粉工場争議)絶

食同盟(一例、八月神戸共進組仲任争議)汚物投入(前記虎屋事件)薬人形(一例、丸松メリヤス工場争議に於て支配人の門前に薬人形二個を釘にて打ち付けし事件)等あるも前年より漸減の傾向を見る。一方争議の延滞紛糾に伴ふテロ化は漸次個人的のものより大衆的集團テロに推移しつゝある。例へば多木肥料(一月)大東京タクシー(十一月)尼ヶ崎汽船の争議(十一月)等は其の尤なるものである。

之を通覽するに勞資共如何にせば相手に最も困難を與へ得るかとの點に鋭意努力の跡が窺はれる。即ち其の虚を衝き以て争議を有利に導かんとするもの、如くである。之は一應止むを得ざる事情とするも、嚴正なる意味よりすれば、社會の安寧を害ひ、産業を衰頽に導き、人命物資を暴殄し、徳義を紊る惡むべき行爲と謂はねばならぬ。況や世の奇名を博さんが爲強めて珍奇な手段を選ぶが如きは共に戒慎せねばならぬ。寧ろ却つて勞資共榮の爲にこそ夫々の立場より種々の手段方法が考究されねばならぬ。

國家主義運動

概説

昭和七年の國家主義運動の跡を叙するには、之を滿洲事變まで遡つて見ねばならぬ。最近一箇年の歳月を顧みれば、眼眩しき時局の推移に、人々は眞に愕然たらざるを得ないであらう。時の歩みは寸時も止る事はないが、とりわけ此の一箇年有餘の間は、我が國近世史上會て見ざる非常時局面を現出し、歴史は急角度の旋回をなした。一九三〇年アメリカに始まれる世界經濟恐慌の嵐は、全世界の資本主義國家を席捲し、各國民經濟の異常なる對立抗争を激化した。斯の如き國際的軍歴は、遂に世界地圖の上に新しき一個の獨立國家を生むに至つたが、此の滿洲新國家の出現は、後世永く記録さるべき歴史的な大事變にして、我が日本は、これを楔機として、あらゆる意味に於て新段階への第一歩を踏み出したのである。

こゝに概述せんとする國家主義運動も、此の滿洲事變がモメントとなり、非常時の名にふさはしき逼迫せる内外の諸情勢をその背景として社會運動の舞臺に力強く登場するに至つた。打ち續く經濟界の不況に、勞働者農民は云ふに及ばず、中小商工

業者に至る迄その窮乏疲弊は極度に達し、全國に漲る農村恐慌の重壓は、政黨政治否認の思想を醸成せるのみならず、偶々滿洲事變による軍部の對社會活動は、一層此の氣運に拍車を加へたもの、如くであつた。かくて國民的愛國運動は、一個の時流となつて、各階級を通じて全國的に、江河を決する勢を以て展開されたのである。會ては單なる反動團體として一笑に附せられ、浪人團體暴力團體の如く看做されし愛國諸團體も、こゝに突如として飛躍的發展を遂げ、素晴らしい活動を開始した。而して既成政黨は勿論、社會民主主義、共產主義等の無産陣營からの轉向者相次ぎ、所謂フナシ時代を招來した。滿洲事變と云ふ歴史的なる一大事實に逢着して、社會運動諸團體は、右翼たると左翼たるを問はず、全般的なる客觀的情勢の再認識を餘儀なくされると同時に、從來の指導精神及び運動形態の再検討とその清算の必要に迫られた。マルクス主義に立脚するインターナショナルナリズムによつて、帝國主義戦争反對を主張せし無産陣營は、一度此の國際的危機に直面するや、緊切なる現實問題として幾多の思想的動搖を起し、最早日和見主義的態度を許されざる状態となつた。茲に於て國家主義陣營は、無産陣營からの轉

向者を迎へ、一大躍進を見ると共に、有力なる地盤の上に、従前の高踏的にして觀念的なる態度を脱却し、具體的にして實踐的なる運動に進化した。洵に滿洲事變は、我が國の社會運動史の上に、一新紀元を劃すると共に、これを機縁として國家主義運動も、新しき意義と生命を獲得し、社會運動分野の一角に、確乎たる地歩を占むるに至つたのである。

かくの如く、滿洲事變を中心として、一方に於て在來の國家主義團體の、運動が著しく展開され、他方無産陣營内に於ても國家社會主義への轉換的動向を見るに至つて、國家主義運動は異常なる進展を示したが、昭和七年初頭、先づ上海事變の勃發を序幕として、内に外に客觀的情勢急迫するに従ひ、フツシの氣運も亦益々奔騰し、偶々血盟團事件の突發するや、社會の耳目を聳動せしめ、謂はゆる五・一五事件に至つて、其の機運は最高潮に達したかの如き觀があつた。次いで齋藤舉國一致内閣の出現、臨時議會の開會、インフレーション政策の反應、其の他滿洲國承認等、客觀的情勢の變化に應じて、さしも嵐の如く進出せし國家主義運動も、その後漸次退き潮となり、こゝに沈衰清算の時期に這入つた。即ち昭和七年の國家主義運動は、五・一五事件を其の最高潮點となすべく、從つて該運動を述べるにも、五・一五事件を中心として前半期を後半期との二に分ち、前者を以て國家主義運動の外延的發展期とし、後者を内部的清算期として觀察する事が、最も妥當であり且つ便利であると信ずる。

昭和七年前半期——外延的發展期

4 無産陣營内の國家社會主義轉向 愛國的風潮と中堅軍部の社會的活動とは、無産陣營内に異常なる衝撃を與へ、急激なる勢を以て、ナシ・ナリズムの波濤がその内部に浸透するに至つた。先づ全國勞農大衆黨の支持組合たりし日本勞働組合總聯合の國家社會主義移行を見て、下中彌三郎氏一派の經濟問題研究會(註一)、中谷武世氏一派の愛國勤勞黨(註二)と共に、一月十七日、日本國民社會黨準備會が結成された。他方社會民衆黨内部に於ても、書記長赤松克麿氏を中心として、國家社會主義が擡頭し、一月二十日の社民黨大會に於て、國家社會主義的新運動方針書と、三反綱領に基く合同方針書が、同時に決定された事に依つて、相容れざる矛盾が黨内に胚胎する事となつた。四月十五日全國中央委員會に於て、結局その矛盾は清算され、國家社會主義派は即日脱黨して、國家社會主義新黨準備會を結成した。次いで社會青年同盟、日本農民組合、遯友同志會、俸給生活者組合、國家社會婦人同盟等の右新黨支持の決定となつたのである。

註一 經濟問題研究會は、(一)大權の發動による經濟統制、(二)私有財産の徹底的制限、(三)搾取によらざる後進國開發、(四)勞働力の全國國民動員を綱領として、昭和六年十一月二十五日、下中氏の外佐々井一、滿川龜太郎、杉田省吾、高橋忠作の諸氏を指導

者として創立されたもの。

註二 愛國勤勞黨の綱領及び中心人物

綱領

- 一 吾黨は天皇と國民大衆との間に介在する一切の不當なる中間勢力を排撃し、一君萬民君民一家の大義に基き搾取なき國家の建設を期す。
- 一 吾黨は天皇政治を徹底し個人主義を基調とする諸般の組織に根本的改革を加へ、産業大權の確立によりて全産業の國家的統制を期す。
- 一 吾黨は勤勞日本の實現を意圖し、農村勤勞者、都市勤勞者、諸海上勤勞者の利害の調和を期す。
- 一 吾黨は資本主義の傀儡たる特權政黨と國性を無視せる無産政黨とに鋭く對立し、之が克服を期す。
- 一 吾黨は日本民族の世界的使命を高調し、人種平等、資源衝突の原則の上に國際正義の確立を期す。

中心人物

中谷武世、天野辰夫、矢部周、神永文三、小栗慶太郎。之は十一月九日、指導精神の懸隔を理由として、新日本國民同盟より脱退した。

社民黨に於ける斯の如き情勢は、同時に全國勞農大衆黨にも現はれた。即ち三月十一日、同黨の主力支持團體たる全國勞働組合同盟の幹部今村等、望月源治外三氏の署名になる國家社會主義轉向の意見書提出によつてそれが具體化した。而して遂に

五月三日組合同盟幹部諸氏の脱黨となり、更に七日、赤松氏等の新黨準備會に合流し、強力なる國家社會主義の新黨を樹立する事になつたが、時宛かも、此の運動の推移を傍觀しつゝあつた國民社會黨準備會では、國家社會主義單一政黨創立の希望を傳へ、黨名を國民日本黨とし、五月二十九日、結黨大會を舉行する事になつた。さり乍ら結黨當日、本部役員の振當問題で衝突し、戦線不統一を暴露して、両者は各自單獨結黨を舉行し、茲に日本國家社會黨と新日本國民同盟の、二團體の結成を見たのである。

更に上記の外、大衆黨所屬代議士松谷與二郎氏は、昭和六年末議員視察團と共に、滿洲を視察し、歸來同黨の「帝國主義戰爭反對」に對し異論を持ち、滿蒙問題に對する意見書なる國家社會主義的の長文を發表して、自己の所見を明かにし、遂に八月一日勞農大衆黨を脱退した。其後同氏を中心に、新日本建設研究會から新日本建設同盟(註一)へと組織を發展し、一時國家社會黨への合流を噂されたが、十二月二十一日安達謙蔵氏を總裁とする國民同盟へ參加した。又、舊勞農系支持團體たる日本勞働組合總評議會關西地方評議會の小田孝、飯田豊市、矢勝義雄氏等中心となり、大阪中之島公會堂に於て三月二十六日發企人三十名集合し前諸團體と同巧異曲の綱領政策(註二)を掲げて社會自由黨を結成した。又、日本共產黨中央委員たりし中村義明氏の、日本勤勞者同盟結成による右翼急轉換を見たのも、

此の期間である。尙、國家社會主義を學術的に理論づける爲に、日本社會主義研究所(昭和六年九月創立)を中心として、四月十八日日本國家社會主義學盟(註三)が生れたのも、國家主義運動の上に特筆すべき事柄である。

註一 新日本建設同盟の綱領、主張、役員

一 我等は搾取なき國家の建設を期す。

綱領

- 一 國家統制經濟の確立
- 一 議會政治の徹底的改革
- 一 日滿經濟ブロックの確立
- 一 君統治の東洋國建設
- 一 國家主義勞農組合の創設

役員

會長 松谷與二郎、常任理事 高原淺一(外四名) 理事 小松原光太郎(外四名)

註二 社會自由黨の綱領、政策

綱領

一 我が黨は立憲政治の本義に違ひ國民大衆の利益とその伸張の爲めに行動す。

政策

- 一 國民外交の確立
- 一 財閥政治の打倒
- 一 反動恐怖獨裁政治の排撃
- 一 金融機關の統制
- 一 國民生活を基礎とする産業の保護と統制
- 一 滿蒙利權の國民的確保
- 一 選挙公營
- 一 投票機關の廢止

註三 日本國家社會主義學盟の趣旨、綱領

趣旨

今や日本は明治以來未曾有の危機に遭遇して居る。かゝる危機に直面して我等は何を爲すべきか。須らく資本と政黨との野合的勢力を徹底的に打倒し、彼等によつて壟斷されつゝある政治的經濟的支配を完全に排除すると共に、白色帝國主義の野望を根本的に打破し、以て内外の國難を匡救し、上天皇と下國民大衆との間に何等の階級的特權の介在をも許さざる新政治形態と新經濟組織の上に、眞に國民大衆の福祉を確保すべき更生日本を建設し以て昭和維新の大業を完成すべきである。その唯一の方法は日本國家社會主義の實現以外にはあり得ない。それは飽く迄國家主義を奉じて個人主義を排し、新たな國民主義に立脚して在來の國際主義を斥け、社會的弊害の源泉たる資本主義を廢絶し土地及資本を國有としてその營利性を剝奪し、之を國法の下に統制して國民福利を適合せしめ、搾取制度を撤廢し階級の對立を根絶し、依て以て全國民的基礎の上に社會主義を樹立せんとするものである。如上の趣旨により本學盟は左記の目的を貫徹せんとするものである。

綱領

- 一 本學盟は國家社會主義の理論及び方法を學術的に研究し、且之を全國民に徹底せしめんことを期す。
- 二 本學盟は國家社會主義を否定し、或は之に背反する一切の思想を排撃克服せんことを期す。
- 三 本學盟は國家社會主義の實現を目的とする諸運動を支持し、

轉向者を出せるナシナリズムの潮流は、相關的に又、在來の國家主義陣營の活動を著しく活潑ならしめ、その指導精神も社會情勢に適應して、頗に國家社會主義的色彩を加へ、運動は擴大尖鋭化するに至つた。これまで極めて漠然たる國粹民族主義に立脚せる大日本生産黨(註一)の如きも、昭和六年十一月第一回大會に於て、八幡博堂、鈴木善一氏等の日本國民黨(註二)外數團體を吸収するに及び、純正國家主義政黨の實を具へ、爾來國家主義の機運濃厚化するに従ひ、その活動も、著しく表面化してきた。殊に愛國運動戰線統一を目的とする「全日本愛國者共同闘争協議會(註三)」の一加盟團體たりし、津久井龍雄氏の急進愛國黨(註四)が一月十日合流するや同黨の傾向にも可なりの進境を見るに至つた。即ち漠然たる民族主義的指導精神が、日本國民黨並びに急進愛國黨の合流によつて、觀念的より實踐的に、抽象的より具體的に、漸次發展尖鋭化するに至つた。就中第一回の勞働代表として活躍せし堂前孫三郎氏の入黨により、勞働運動或は經濟運動に可成りの努力を用ひ、大阪金屬産業勞働者組合、大阪紡織産業勞働組合、大阪化學産業勞働組合、其他大阪借家人協議會、全國鐵道構内立賣従業員同盟の如き職業

註一 從來の國家主義團體の圖進

かくて、無産陣營から多くの轉向者を出せるナシナリズムの潮流は、相關的に又、在來の國家主義陣營の活動を著しく活潑ならしめ、その指導精神も社會情勢に適應して、頗に國家社會主義的色彩を加へ、運動は擴大尖鋭化するに至つた。これまで極めて漠然たる國粹民族主義に立脚せる大日本生産黨(註一)の如きも、昭和六年十一月第一回大會に於て、八幡博堂、鈴木善一氏等の日本國民黨(註二)外數團體を吸収するに及び、純正國家主義政黨の實を具へ、爾來國家主義の機運濃厚化するに従ひ、その活動も、著しく表面化してきた。殊に愛國運動戰線統一を目的とする「全日本愛國者共同闘争協議會(註三)」の一加盟團體たりし、津久井龍雄氏の急進愛國黨(註四)が一月十日合流するや同黨の傾向にも可なりの進境を見るに至つた。即ち漠然たる民族主義的指導精神が、日本國民黨並びに急進愛國黨の合流によつて、觀念的より實踐的に、抽象的より具體的に、漸次發展尖鋭化するに至つた。就中第一回の勞働代表として活躍せし堂前孫三郎氏の入黨により、勞働運動或は經濟運動に可成りの努力を用ひ、大阪金屬産業勞働者組合、大阪紡織産業勞働組合、大阪化學産業勞働組合、其他大阪借家人協議會、全國鐵道構内立賣従業員同盟の如き職業

組合を組織し、遂に十月二十日には、堂前氏を會長とする職業組合聯合會(註五)の結成式を舉ぐるに至つた事は、國家主義團體としては、寔に特色ある運動と云はねばならぬ。

註一 大日本生産黨(總裁内田良平)の主義、政綱

- 主義 一 大日本主義を以て國家の經綸を行ふにあり。
- 政綱 一 欽定憲法に遵ひ君民一致の善政を徹底せしむる事。
- 二 國體と國家の進運に適合せざる法律制度の改廢を行ひ政治機關を簡易化せしむる事。
- 三 自給自足立國經濟の基礎を確立する事。

註二 日本國民黨の綱領、政綱

- 一 吾黨は一國一家主義の建國精神に則り國民生活の安定と向上發展を期す。
- 一 吾黨は建國精神に對立する現存の非國家的諸制度組織の徹底的改革を期す。
- 一 吾黨は建國精神に則り道義的世界の建設を期す。
- 綱領
- 一 君萬民の大義の徹底と君民同治の政治的大本の確立を期す
- 一 財産土地の無制限的私有に對する限定制の確立を期す。
- 一 重要生産業の國家的統一を期す。
- 一 階級的制度組織を改革して國民生存權の確立を期す。
- 一 法制及税制の根本的改正を期す。
- 一 教育制度の根本的改革と國民信念の統一徹底を期す。

- 一 軍備の徹底的整理充實を期す。
- 一 農民、労働者及小市民大衆の生活権の擁護を期す。
- 一 道義的外交を以て國家生存権の國際的確立と有色人種の世界解放を期す。

本

日

網

領

三

全日本愛國者共同闘争協議會(略稱日協)の綱領、役員

一

東西文明を融合統一し、日本文化の世界的開顯宣布を期す。

二

余日本愛國者共同闘争協議會(略稱日協)の綱領、役員

一

我等は亡國議會政治を覆滅し天皇親政の實現を期す。

二

我等は産業大権の確立により資本主義の打倒を期す。

三

我等は國內階級對立を克服し國威の世界的發揚を期す。

役員

常任委員

狩野敏、平田九郎、雲竹榮(以上行地社青年部)、津久井龍雄、伊地知義一(以上舊急進愛國黨)、八幡博堂、鈴木善一、奥戸足百(以上舊日本國民黨)、山本重太郎(東興聯盟)、馬場園義馬(國民戰線社)等の諸氏。之は現在、自然消滅の形にある。

注四

急進愛國黨の綱領

一

天皇中心主義の下に全日本大衆を忠實に代表し、之が擁護と伸長を期す。

二

國際的プロレタリアとしての日本の地位を自覺し、國內階級對立の掃蕩と相俟つて國際的大進出の敢行を期す。

注五

大日本生産黨職業組合聯合會の宣言、綱領、主張

一

吾等は全國民の職業別大同團結を期す。

二

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

三

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

四

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

五

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

六

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

七

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

八

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

九

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十一

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十二

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十三

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十四

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十五

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十六

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十七

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十八

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

十九

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

二十

吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

主義を稱へる既成無産政黨労働組合の奴等だ。されば親愛なる一般國民大衆諸君！この國難來を匡救するものは誰れぞ！祖國日本を守るものは誰れぞ！忠君愛國に燃ゆる労働者農民、漁民、小市民なのだ。この熱烈なる祖國愛に燃ゆる國民を飢餓窮乏のドソ底に追ひ込んだ資本家地主、共産主義、社會民主主義者を粉砕し大日本主義新日本を建設することこそ吾等一般國民大衆に與へられたる歴史的使命。この使命を勇敢に大膽に細心に遂行する陣營こそ大日本生産黨職業組合聯合會だ。吾等はこの歴史的使命を死を賭して決行する。サレド前途は荆棘の道である。吾等同志が傷き倒るればその屍の山を踏み越えあくまで前進せんとするものである。

綱領

- 一 吾等は全國民の職業別大同團結を期す。
- 一 吾等は全日本主義を以て新日本の建設を期す。

主張

- 一 ガリ資本家地主打倒
- 一 反大日本主義粉砕
- 一 既成労働組合の粉砕
- 一 非國家的産業合理化反對
- 一 失業者製造をやめる
- 一 賃銀値下げ並びに解雇絶對反對
- 一 官僚的雇傭契約並びに就業規則の改廢
- 一 中間搾取制の撤廢
- 一 臨時雇傭者の撤廢
- 一 同一労働に對する同一賃銀制の確立
- 一 保護労働者に對する寄宿舎制度の改廢
- 一 最低賃銀制の設定
- 一 八時間労働の實施
- 一 國民大衆運動暴壓諸法令の撤廢
- 一 治安警察法
- 一 労働争議調停法
- 一 暴力行為取締法
- 一 行政執行法

親愛なる一般國民大衆諸君！資本家地主と彼等の手先共の一切の彈壓と迫害、共産主義者、社會民主主義者共のデマの嵐の吹きすさぶ中に大日本主義の錦の御旗を振りかざして、吾が職業組合聯合會は生れた。直視せよ！吾國の諸情勢を。資本主義の内部的諸矛盾は金の偏在となり、金融資本の確立は産業の萎縮となり、而して失業群の簇出となつて一般國民大衆の生活苦は今や其の頂點に達せんとしてゐる。其の間隙に乗じて共産主義者、社會民主主義者の國を毒する惡思想は潛入し今や吾が國家は累卵の危きに至つてゐる。サレド昨年九月十六日聯邦支那に起きたる滿洲事變及び上海事變に對する吾が生命戰確保の爲めに立ち上つたる勇敢さ、銃後に於ける一般大衆の熱烈なる國論の一致、之こそ吾が國民大衆の心の奥底に焰と燃え出づる祖國だ！親愛なる一般國民大衆諸君國民の九割九分を占むる國民大衆を飢餓窮乏のドソ底にタタキ込んだ誰れぞ！祖國日本を政治的に、經濟的に、思想的に國難來を叫ばしめたのは誰れの罪ぞ！吾等は率直に叫ぶ！ブルジョアインテリ共だ！即ち資本家と地主、資本家地主の代辯者とその手先だ、プロレタリアインテリ共だ！共産主義、社會民主主義を報ずる一切の社會主義者だ！酷使と××とを強行して搾取を敢行した資本家地主と其代辯者手先は、祖國日本帝國の赤子を生活不安の窮地に陥入れたのだ！その窮地に落ち込んだ一般國民大衆を無産階級解放の名に於て結合せしめ、或は私腹を肥やすために或は祖國を外國に賣つけんとして全國民大衆の幸福を百年の彼方に追ひやらんとしたのが、社會民主主義、共産

警察犯處罰令へ 盜犯防止令 ト 逸警罪即決令 一 團結権 罷業權 團體交渉權の獲得 一 労働立法の改正並に制定 一 建國祭に全國的休業

他方に於て、専ら軍部方面に根強き觸手を伸ばしてきた大川周明博士の、行地社(註二)を主體とし、二月十一日神武會(註二)が組織された。これには、實業家石原廣一郎氏や河本大佐等が協力したが、その人物の顔觸れと資金の豊富なるに忽ち國家主義運動の核心團體として、社會の多大なる注目を惹いた。宛かも施行せられつゝあつた總選挙を機会に、行地社、生産黨、日協其他の國家主義團體の青年分子、及び日大教授永井了吉、評論家澤田謙氏等の學者文人を加へて構成せる遊説隊を全國に派遣して、日本主義の鼓吹に力めると同時に、既成政黨排撃の廣告文(註三)を全國新聞に掲載して、機運の促進に努めた。此の神武會の全國遊説は、到る所多大の反響を呼び、月餘を出でずして新會員三萬人を獲得したと云はれて居るが、これを以て見ても、當時如何に、全國的に愛國的氣分が瀰漫せるかを、窺ひ知る事が出来るであらう。

註一 行地社の綱領

- 一 維新日本の建設。
- 一 國民的理想の確立。
- 一 精神生活に於ける自由の實現。
- 一 政治生活に於ける平等の實現。

- 一 經濟生活に於ける友愛の實現。
- 一 有色民族の解放。
- 一 世界の道義的統一。

注二 神武會の趣旨、主義、綱領。

内は農民の窮乏、勞働者の貧困、失業群の増大に、到る所唯是れ生活の惨苦に呻く聲のみ高い。外は國際的地歩日に危くして四面楚歌を聞く。君國內外の形勢實に累卵の危きよりも危きに拘らず、國務の重責に任ずる政黨政治家は、黨利、黨略を事としてまた愛國の誠なく、金融産業を支配する政商財閥は私利私欲に専らにして毫も愛民の情がない。思想は動亂を極めて居る。階級闘争は深刻を加へつゝある。日輪の轉ずる所吾等は天下の事たゞ日に非なるを見る。

而も困厄の時は即ち奮起の時、死の時は即ち活の時である。水流究まらんとして又通じ、一路絶えなんとして大道開弘す。日本の今は實に其時でなければならぬ。愛國の士が奮起すべき秋が来た。茲に四海同志の友と共に、激やかに赤誠を修め、凜烈の氣を鮮かにして、神武建國の精神を體し、以て君國の命脈を此の非常時に負擔すべく、興然として起つて神武會を組織したのは、志す所他なし、ひとへに神武精神の發揚によつて、神聖なる國體を無窮に護持し、國難を抜本的に打開して國家隆興の根本を確立せんが爲である。四方の同志、希くば來りて吾等と共に君國の榮辱を双肩に荷はん事を。

主 義

一 神武建國の精神を宣揚し、誠忠を皇室に誓ひて神聖なる國體を無窮に護持し、天業を四海に恢弘するの覺悟を堅確にして先づ有色民族の解放及指導に任じ、更に世界の道義的統一に向つて勇往邁進す。

綱 領

- 一 日本建國の精神、日本國家の本質及び國民的理想を闡明し、本末主客を顛倒せる形式的教育の弊風を改革し、眞個の日本國民を育成すべき皇國的教育組織の實現を期す。
- 一 天皇親政の本義に則り、黨利を主として國策を従とする政黨政治の陋習を打破し、億兆心を一にして天業を四海に恢弘すべき皇國的政治組織の實現を期す。
- 一 一君萬民の國風に基き私利を主として民福を従とする資本主義經濟の搾取を排除し、全民の生活を安定せしむべき皇國的經濟組織の實現を期す。

注三 神武會遊説の廣告文

「我が同胞は滿蒙に上海に鮮血を流して戦つて居る時、内に既成政黨は政權争奪の選挙に没頭して居る。見よ。形の醜劣なる泥試合を。内閣の代る毎に行はれる大小官吏の更迭を。政黨政治による國民負擔の増大を、利權運動を。黨勢擴張の爲めにする政府事業の起工又は停止を。内外國務多端の際國務大臣の選挙應援振り。代議士の素質を。政黨政治の齎らす國民思想の影響を。吾等は飽きた。現在の政黨には呆れ果てた。」

國民は何處に行くか。何人に投票するか。

ハ 非法運動の勃發 東北、北海道地方の凶作は、一層農村の窮迫を過重し、慘憺たる生活苦を如實に國民の前に示して、非常時局の打開は、寸時も猶豫すべからざる緊急問題となつたかくて右翼の急進行動は、極度に非法化し、遂に總選挙最中の二月九日前蔵相井上準之助氏は、小沼正と云ふ青年の手に依つて暗殺され、續いて三月五日三井合名理事團琢磨氏が同じく暗殺血盟團の一員たる菱沼五郎のため射殺さるゝや、こゝに暗殺血盟團員十五名の檢擧となつて、國內は鼎の沸くが如く、物情騒然たるものがあつた。世人は俄然として今更乍ら、國家主義團體の全貌を知る事に努め、或は血盟團員所有の拳銃の出所につき、軍部少壯將校との關係が喧傳され、而して又國家主義團體と軍部の關係及び少壯將校の急進運動等に關する、流言蜚語、揣摩臆測の渦中に立つて、國家主義運動は、全く疑惑と脅威の焦點となつた。

かくして政治不安は益々擴大深化する情勢にあつたが、特に生絲の慘落と肥料の高値が、五十億の負債下に重壓さるゝ農村恐慌に拍車し、社會不安は此の一角から、殊に尖鋭に捲き起さるゝ形勢にあつた。五・一五事件は、實にかゝる勞團氣の下に軍部急進運動者によつて、疾風迅雷的に、惹起せられたのである。即ち五月十五日後五時半を期して陸海軍將校十七名(海軍六名、陸軍十一名)は、手榴彈、拳銃を持つて、首相官邸を襲

ヒ、犬養首相(同夜死亡)其他を狙撃、警視廳には爆彈二發を投げて二名を狙撃、日本銀行、三菱銀行、牧野内大臣邸、政友會本部を襲撃、爆彈を投じ各所に「日本國民に懺す」とのビラを撒布して、帝都未曾有の恐怖手段を實行した。なほ同時刻、別動隊として愛郷塾一派の農民決死隊は、田端、下尾久、龜戸、鳩ヶ谷、小松川の各變電所に爆彈を投じ、帝都の暗黒化を圖らんとしたが、これは遂に失敗して事なきを得た。此の事件によつて、フレンジの空氣は、その最高峰に達した。而も、此の事件の持つ内面的志向は、前年九月十八日の滿洲事變、同年十月十八日の×××事件、及び暗殺血盟團事件等の奥底を一貫する、一連の社會的推進力の、その先端が奔出せるものと見られてゐる。更に該事件の餘勢は、八月中旬頃の神武會顧問今牧嘉雄博士一派及び十一月上旬、天行會、獨立青年社一派の、新陰謀事件として展開したが、五・一五事件を楔機として、國家主義運動は漸く沈靜期を迎へ、内部的清算の時期に這入つたのである。

昭和七年後半期——内部的清算期

イ 臨時議會と農本主義運動 五・一五事件によつて政局は急轉し、五月二十六日非常時協力内閣として齋藤内閣の成立を見るに至つたが、同内閣の出現は急進化しつゝあつた國家主義的氣分を幾分緩和したかの觀があつた。

同内閣は六月一日第二次臨時議會、八月二十二日第三次臨時議會を召集した。非常時の社會的壓力は、遂に「時局匡救決議案」を、貴衆兩院に通過せしめたが、此の議會中、國家主義運動の上に逸する事の出来ぬのは、農村救済請願運動の導火線をなした自治農民協議會の活動である。

自治農民協議會は、昭和六年末結成された日本村治派同盟が七年一月擴大して農本聯盟となり、それが政治運動、經濟運動の兩派に分れ、前者が四月中旬、長野朗氏を中心とし、長野縣日本農民協會和合恆男氏、解放戦線社盟主宮越信一郎氏、愛郷塾主×××氏等によつて組織されたものであるが、第二次臨時議會の召集さるゝや、直ちに、一、農家負債三箇年据置、二、肥料資金反當一圓補助、三、滿蒙移住費五千萬圓補助を請願内容として、一大請願運動を開始したのである。尙同協議會は、農村の自給自足を期し、印度に於けるガンヂー運動の如く、醬油を自家醸造とし屑繭を以て自ら紡ぎ自ら織る事を實行せんとし、權藤成郷氏の農本主義を基調とし、從來の階級的農民運動及び國家社會主義等を排撃し、以て地主、自作農、小作人を打つて一丸とする君民共治農本自治の達成を、その指導精神とせるものである。

自治農民協議會の綱領及び政策

一 政治的には我が社稷體統共同自治を確立す。

二 經濟には我が共存共濟の原則により農を本として衣食住物資の充足に努む。

三 教育は人の性能を陶冶するを以て目的とす。

四 外交は彼我協和の主旨を重んじ有無疎通を以て目的とす。

政 策

一 自給自足を實行し營利經濟より厚生經濟に遷る其ため現狀に於て實行し得る一切の自給手段を取る。又共存共濟の原則により産業組合を改造し且つその發展を圖る。

二 農民生活保證のため自治町村の食糧貯藏を圖り其供給權を確立す。

三 村内に居住せざる者の土地所有及侵耕を排拒し地主の作付義務を促成す。

四 農家負擔の根本整理を遂行す。

五 農家負擔の軽減を圖る。

六 代表選出の弊習を戒飭し自治結束を以て公民權の伸張を圖る。

七 滿洲移民を農民の手によつて實現するため一切の準備調査をなす。

國家主義運動の退潮

過般、日本國家社會主義學盟中央常任委員會の名を以て發表された「國家戦線の同志諸君に敬す」と云ふリーフレットの冒頭に次の如き一文がある。「昭和八年の年頭に立つて我等が戦線を展望すれば、うたゝ感慨無量なるものがある。一昨年秋以來澎湃として立つた國家社會主義的政治運動の波は、一應昨年夏を以て退潮期に入り、春のはなやかな

の苦惱を緩和せし事も合せて考ふべきであらう。かくの如く國內情勢の變化と共に、フッシ運動退潮の原因をなすものは、國際情勢、就中滿洲事變の推移であつた。滿洲事變は、上海事變の終熄を以て一段落を告げ、問題は軍事行動より専ら外交々涉に移り、それと共に國民の熱狂的な戦時気分も、何時しか醒めるに至つた。のみならず、臨時議會に於ては六月十四日滿洲國承認決議案が可決され、九月十五日、日滿兩國議定書の調印によつて、正式に滿洲國承認が行はれるに及んで、國民の眼は漸次、國際聯盟及び滿洲國建設へと集中した。かくて國民は、戦時感情より、冷靜なる平時理性に立ち歸り、滿洲問題を再認識するの必要に立ち至つた。此の事が亦フッシ運動の推進力を阻んだ一つの客觀的原因である。

次に擧ぐべきは國家主義運動の中樞かの如き觀を與へつゝあつた軍部の、五・一五事件以後に於ける反省とその自重である。事件直後、海軍は首腦部會議の結果、「軍紀振肅の保持」「軍人の政治不干渉」を強調し、陸軍も緊急軍事參議會に於て同様の決意をなし、荒木陸相は、「皇軍はムッソリニヤヒットラーの如きものゝ指呼により動くものにあらず……私兵の如く部分的に横斷的に結成して、勝手に動くが如きは、斷じて許さるべきものではない」旨の聲明を試みると同時に、外部からの働きかけに對しても、嚴重なる警戒を加へた。こゝに於て、國家主義團體が當初軍部にかけて居た多大の期待が甚だしく失はれて、運動

りしジ・ナリズムの跳躍から、秋のみじめなる低迷へと凋落した。屋氣樓の如き「革命」の幻想を追ふてうかれ出た反動國家主義者や「愛國主義者」の氣まぐれ者は、淺き夢さめると共に、再びあわたとしくも彼等の安全地帯内に逃げこみ去つた。一方また、所屬無産陣營の「轉向」を確乎たる信念もなく乗り出した者の多くは、最初のさゝやかなる躰きに忽ち怖れをなして後退を開始した。現に我等が戦線に踏み止まつて、兎にも角にも昭和維新の旗を守る者の間にも、疑惑と悲觀と躊躇と動搖とがうかゞはれる。我等が陣營はかくて受難期に入つた。這是國家主義運動家の自己批判として、客觀的に妥當性を持つ。上述の如く、前半期まで冲天の勢を以て進展せる國家主義運動も、齋藤内閣の成立及び臨時議會の前後より、次第に消極的な形を見せた。退潮的傾向の原因と思はるゝものは、齋藤内閣の内包する性質自體が、先づ國家主義運動の鋭鋒を緩和するに役立ちし事は見逃せないがその最も重要な素因は、經濟界一般の景氣が可成好轉の徴候を示し來つた事である。即ちインフレーション政策は、昭和七年六月より九月にかけて、顯著にその効果を現はして來た。同時に諸種の時局匡救事業費が臨時議會に於て認められ、その好影響の一端が、早くも九月頃より現はれた事も有力な原因の一つである。加之、主要農産物價格の一般的騰貴は、アメリカのインフレーション進行と相俟つて、繭、生絲の價格を高騰せしめ、茲に勞働者中小商工業者のみならず、農民

の動向をかなり轉換せざるを得ざる状態になつた。更に從來まで國家主義運動の指導的立場にあつた×××氏が六月十八日×××中心勢力たる神武會が動搖した事も他團體に多大の影響を與へ、國家主義陣野の一大衝戟となつた。而して他に幾多の原因が伏在して居たが、如上が該運動を不振に導いた最も有力な主體的原因をなしたのである。

ハ、國家主義陣野の統一機運 國家主義運動が、前年の前半に異常なる躍進をとげ、一大國民運動を捲き起すかの如き勢を呈したにもかゝらず後半に至つて漸次消極的態度となり、國民運動への希望も頓に薄らぐに至つたことは、前述の通りであるが、この退却的傾向は同一目標を掲げる諸團體の間に合同乃至聯合の氣分を生んだが、結局はかばしき進展を見ずしてやんだ。

さり乍ら其の背後には徐々に集中作用が働き、秋以後は特に統一氣運が醸成され國難打開聯合協議會、大同俱樂部或は國體擁護聯合會の結成となり、是等が國家主義戰線統一の氣運を促進する苗圃となつた。

國難打開聯合協議會は、六月九日、日本國家社會黨、大日本生産黨、神武會、勤皇維新同盟(註一)の代表者相集り國社の共同戰線を張るために結成されたもので、同一傾向を有する新日本國民同盟其他の参加を勧誘して、永續的闘争團體たらしむ事とし、後記の如き聲明書(註二)を發表した。

大日本生産黨
日本國家社會黨
神武會
勤皇維新同盟

六月十六日、新國民運動の先鞭をつけるべく、上野自治會館に於て、同協議會主催の下に、國民大會を開いて氣勢を擧げたが、其の後暫らくは別段の運動を見られなかつた。ところが明糖稅問題、司法省赤化問題等に對する共同闘争を通じて、十一月頃より戰線統一を要望する聲漸く高まり、機運濃厚化すると共に、十二月六日には前記四團體の外に新日本國民同盟、愛國勤勞黨の新加入を得、更に協議會の強化を目ざして同月二十九日第一回の委員會を開いた。其の時當面の闘争として國民生活窮乏打破運動、國際聯盟退促進運動、司法省赤化糾弾運動を捲き起す事を決定し、尙協議會の強化のため、各黨各派は今後諸政策及び主張に就ては、或程度までの合致點を見出し、以て戰線統一運動の基礎的準備にまで進捗するに至つた。これまた同協議會内部には、屢々戰線統一運動が企てられ、而もそれが結果に於て諸種の行懸り上無力化したか、此處に協議會をして恒常的な而も融合した統一醗酵機關として甦生せしめたため今後國家主義團體の統一運動は意外の好調を齎らすのではないかと視らるゝに至つた。

此の戰線統一の要求は、亦大同クラブの組織となつて具體化

註一 勤皇維新同盟の綱領、役員

綱領

- 一 我等は建國勲業の第一主義に立脚し、皇史による維新の興國運動に直進する。
- 二 我等は明治維新の第二次連結として、民主的金融資本の返上奉還を絶叫する。
- 三 我等は大化改新の精神に復古し、民有生産の、皇本的統制並に政治經濟文化等萬般の、日本の大完成を待望する。

役員

總理 永井了吉、副總理 田尻隼人、三浦大寬。

註二 國難打開聯合協議會の聲明書

今や最後の破局に直面せる國內外の諸狀勢は、新興國民大衆の直接的總躍起によらずんば、遂に之を打開するの路なきに至つた。齋藤内閣は「舉國一致」を標榜して吾等の前に現れたが、道は舊き日本を代表する欺騙的舉國一致に過ぎず、現前の國難の時局を打開し、新日本を建設するの資格と能力とを全く缺如せるものたる事論を俟たぬ。吾等は此處に新日本を代表する勢力を糾合し、こゝに國難打開聯合協議會を結成し、その第一着手として「新滿洲國即時承認」と「國民生活窮乏打破」とをスローガンとして一大國民運動の發展に邁進する事になつた。

全國の大衆諸君！ 此の劃期的國民運動を嵐の如く支援せよ！
昭和七年六月九日

國難打開聯合協議會

された。大同クラブは「祖國維新は青年の手で」、「戰線統一は青年分子の統一より」をスローガンとし、十月十六日、大日本生産黨、大日本青年同盟、神武會、日本國家社會黨、國家社會主義青年同盟、洛北青年同盟の中堅青年分子の手に依つて結成されたが其の後聯絡委員の盡力により、前記各派の外、勤皇維新同盟、皇國農民同盟、日本社會主義研究所、新日本國民同盟等の青年分子を網羅し構成範圍を擴大するに至つた。尙後記の部則、趣意書を發表して、鈴木善一、影山正治(日青)、鈴木欸平田九郎、榊原文史郎、川俣孔義、大石茂(神武會)、飯本正義菊地一雄(國社)、大森一聲(維新同盟)、中山裕(洛青)、坂本八郎(研究所)、杉田省吾、西郷降秀、吉元俊熊、藤村又次郎(無所屬)以上の十六氏を委員(世話人)として推薦した。

註一 部則

- 一 本クラブは維新日本の建設に貢献せんとするものゝ親睦融和協同を促進するを以て目的とす。
- 一 構成は個人を以てし加入は部員三名の推薦を要す。
- 一 部員は月額二十錢の部費を負担するものとす。
- 一 經費は部費及び寄附金を以て之に充つ。
- 一 毎月一回十五日(夜)を以て例会とす。
- 一 本クラブの目的に反すると認めらるゝ者は總會の意思によつて除名す。

註二 趣意書

今や我が國は××の危機にある。滿洲國の成立は太平洋岸に第二次世界大戰の戦火を孕み、國民生活の極度の窮乏はその反抗運動を激成して興か亡か、戦争か××か正にその一途を選ばんとして居る。此の非常の秋に及んでも猶改造團體の陣營は七花八裂依然として割據的分散の戦線を維持してゐるのは眞に國家的損失と云はねばならぬ。我等は陣營の整備と大同團結の結成が當面の必須的任務なる事を信ずるものである。茲に大同クラブは斯る使命への媒介たらんとして誕生した。日本の合理的改造と其對世界的使命を荷へる滿天下の諸戰士の魂の結合心の連絡に一聯の鎗となり一臺の足場たらんとするもの、従つて本クラブは苟くも志を同ふる限り何人の加入をも妨げず、又あらゆる先輩及既成愛國團體とも何等對立せんとするものではない。而もそれは又機械的な合同の前提たるものでもなく、眞に一大包容力を持つ處の有志の休憩所であり、相義相信の機縁を得んがための公開的社交機關でもある。今や内に外に未曾有の危機に直面する秋、滿天下の同志青年は眞に街頭より工場より書齋より一切の行懸りを捨て我等の大同クラブに参加されん事を望むものである。

斯くの如く各派より多數の愛國的青年闘士を網羅して相互の親睦融合及び各團體の連絡統一に努めつゝあつたが、過般勃發せる司法部内の赤化事件の暴露せらるゝや、國家主義の立場より打ち棄て置くべきにあらずとなし、十一月二十九日齋藤首相並びに小山法相を訪問して左の如き聲明書(註一)並びに決議文(註二)を手交し關係當局者の反省と自決を促す所があつた。

註一 聲明書(大意)

今や祖國を廻る内外一切の諸情勢は日々に非にして國民の苦吟街に横溢し、加ふるにソヴェート・ロシアの思想的、政治的便衣隊たる國內共産分子の自棄的亡國行動は隨所に族出しつゝある。かゝる非常重大時局に際して、國家機關の中樞部を占め、天皇の御名に於て大權を行使する司法部當局は特に細心なる注意と不抜の愛國心を以て只管その重責を果すべきである。が司法部内には陛下の御委託に背き奉り、下は國民の信頼を裏切りたる未曾有の不祥事件は、我等愛國青年の斷じて黙視する能はざる處である。我等は、司法部監督の地位にある小山法相が、斯る不祥事件を發生せしめたる責を負ふて謹んで閣下に不徳の罪を謝し、即時辭職すべきことを臣たるの道なりと信ずるものである。(中略)我等は國民大衆と共に斯の如き不祥事件の徹底的掃蕩の爲めに、小山、齊藤、牧野、一木各大臣の即時辭職を要求するものである。

註二 決議文

司法部未曾有の重大不祥事件の責を負ひ謹んで、閣下に不徳の罪を謝し奉り即時辭職せよ。

尙大同クラブの運動としては、十二月九日青山會館に於て舉行され五・一五事件農民決死隊員×××の國民葬を擧げねばならぬ。これは大同クラブの斡旋により、大日本生産黨、神武會、愛國勤勞黨、新日本國民同盟、勤皇維新同盟、日本國家社會黨、大日本青年同盟、國家社會主義青年同盟、神武青年隊、洛北青年同盟、皇國農民同盟、拓大魂ノ會、帝大七生社及び朱

光會、國士會、日大日ノ會、選友同志會、日本勞働同盟等の大同クラブ構成團體の外日本皇政會、愛國青年聯盟、愛國學生聯盟の全國的賛意を得て、國家主義各派聯合、愛國者國民葬の名の下に行はれたものである。斯の如き有力愛國團體の殆んど全部の参加を得た事は各團體の關係を一層緊密化し、従つて愛國戦線統一機運を促進するに與つて力があつたと云はれて居る。

内外の急迫せる社會狀況は、一方極左共産黨の活動を執拗且つ悪性化たらしめ、遂に一〇・三〇事件の大檢舉となつたが、此の極左翼の熾烈な運動が他動的に國家主義運動の整理過程を著しく進捗せしむるに至つた。従來日本精神の確立、赤化思想の撲滅を掲げ來つた國粹主義團體は、今次の共産黨事件、とりわけ司法部内の赤化事件を動機として、國體擁護の旗印の下に、國體擁護聯合會なる聯合體を組織するに至つた。其の起りは、十二月二日、日比谷松本樓に於て開催された滿洲國侍從武官次長工藤忠氏の歡迎會散會後、政教社盟主五百木良三氏が中心となり、愛國團體の代表者總會となり、司法部内不祥事件に就て各自の所見を述べ、今後は各團體思ひ／＼の運動を排し、國體擁護のため、日本精神の強調を旗印に各派打つて一丸となり、目的を貫徹する事を申合せた。越えて七日、愛國社、明德會、黒龍會、愛國法曹聯盟、政教社、大統社、國民戦線社、國防協會、昭和同志會、霜雪會、建國會等の各愛國團體代表者第二次協議會を開き、今後の實際方針に關し協議を進め、出席者一同

を發起人とする事に決定した。更に十三日、第三次協議會を開催して國體擁護聯合會を組織して愈々實行運動に這入る事になつた。その時決定せる常務實行委員及び決議文は左の如である。

- 常務實行委員 五百木良三、入江種矩、小山内大六、須藤理助、齋藤努夫、松浦市十郎、鹽谷慶一郎、増田一税、薩摩雄次、鈴木勇、瀨尾榮太郎、實川時次郎、小山田劍南、佐藤慶次郎、津田隆司、高畑正、原藤右門、馬場國義馬、深澤源造、金子力三、千々波敬太郎、荒牧退助、小島高踏、鈴木善一、下澤秀夫、田村滿治、佐藤天風、田中七五三、原田政治、林逸郎、角岡知良、平野鐵舟。

決議文

- 一 現内閣は共産黨に對し全然對策を有せざるものと認む。
 - 一 今次發覺せる司法部内の一大不祥事件は輔弼の重責を盡きざるものと認む。
- 依つて内閣總理大臣齋藤實、司法大臣小山松吉は速かに引責自決すべし。

右決議す

昭和七年十二月十三日

國體擁護聯合會

國家主義運動の思想的清算

同じ國家主義團體と稱するも、嚴密にその思想内容を検討する時、理論的にも従つて實踐的にも、著しくその内容と方向とを異にせるを、容易に看取するであらう。この思想的不消化こそ、從來幾多の社會的事情と相俟つて、戦線の統一純化を妨げ

つゝあつた最大の内面的要素と云はねばならぬ。曰く國家主義、日本主義、皇道主義、祖國主義、國民主義、國本主義、皇室中心主義、國家社會主義、國民社會主義、民族社會主義、大亞細亞主義、東洋モンロー主義等、その名稱のみにても千態萬様、所謂フッショの定義が、見る人によつてまちまちであり、體系的なるフッショ理論なしと謂はるゝも、國家主義思想が如何に難然たるかを證明して餘りある。併しそれ等紛然たる思想的混淆も、社會運動の範疇に包攝さるべき國家主義團體の現在の動向より大觀すれば、まがふ可くもなく二つの中心思想に歸納し得るであらう。一は即ち日本國家の傳統を把握して一切の非國家的要素を排除せんとする所謂純正日本主義、他は即ち國體の不變性を把持して一國內社會主義を實現せんとする科學的國家社會主義、この二つの對立、抗爭分化の行程は、昭和六年秋以來その度を深めつゝ展開されてゐる。

次に述べるものは、大日本生産黨機關紙「改造戦線」昭和七年十一月號「大同團結の諸問題」と題する社説の一節である。「國家社會主義者の中にも大別して二通りある。一は社會主義を日本精神の下に消化吸収せんとする人々、一は改革の目標は資本主義か社會主義の外なしと信ずる人々である。前者は純正國家主義たる素質を持つてゐるが、後者は結局社會民主主義の範疇を出で得ない。純日本主義者(純正日本國體主義者)は、日本の改革に於ては資本主義の後に來るべきものを社會主義のみなりとする獨斷を排して、日

本國家の傳統、日本民族の歴史を貫く皇道の本義に副ふ可き制度文化を以て、建設の根本方針とするのである。即ち此の一派の主張は資本主義の修正(盲目日本主義者)にも、社會主義の修正(國家社會主義者)にもなく、實に皇道政治皇道經濟、皇道文化の具體的建設にあるのである。」

彼等の所謂純正日本主義は、資本主義の後に來るべきものを社會主義のみとする豫斷を排して「皇道の本義に副ふべき制度文化を以て建設の根本方針とする」ものである。斯の如きイデオロギーは、一般に純正日本主義乃至皇道主義と稱せらるゝも、共通觀念と云つて差し支へない。然るに一方現在、科學的國家社會主義を標榜する最も代表的な日本國家社會主義學盟は「我が國固有の天皇制を以て、我が國最適の國家形態と信じ……生産資源の公有、生産及び分配の公營を原則とする集成的、國家計畫經濟の樹立(暫定綱領)を期して、次の如く主張する。

「資本主義日本を社會主義日本に置き代へる事が、眞に日本精神を資本主義の冒瀆から救出する事であり、それを以て不滅化することであると吾々は確信するものである。かゝる日本國家乃至國民本位の社會主義實現を科學的には國家社會主義と稱し、精神的には日本主義と見る。然らざる限り日本主義なるものは、社會生活の經濟的基礎から遊離し去つた空想的牧歌的乃至は欺瞞的お題目以外の何ものでもない事になる。吾々は日本主義の名をかく墮落させ度くない。吾々は日本主義を生かすために國家社會主義を主張しなければならぬ。かくて吾等國家社會主義者こそ眞の日本主義者である。……」

たゞ我等の排斥するものは日本主義そのものにあらずして、「日本主義」の假名の下に反動の役割をはたせんとする無智なる一群の頑迷分子である事をこゝに宣明する。(前掲國社戦線の同志に徴す) 斯の如きが、科學的國家社會主義の内容とされ、而も之が現在國社的イデオロギーの典型的なものと云ふも、過言でない。これに依れば、大日本生産黨の主張する如き純正日本主義は、「反動の役割を果さんとする日本主義」に外ならぬ。これに反し後者の言を借りて言へば、かゝる國家社會主義は「資本主義の後に來るべきものを社會主義のみなりと獨斷」して「結局は社會民主主義の範疇を出で得ない」とされる。

註 國家社會主義の理論的指導機關と見られて居た日本社會主義研究所は、十一月十一日研究所の解體と日本國家社會主義學盟への合流に關する聲明書を發表し、十二月一日、國家社會主義戦線に亘る固き思想的統一、全國國家社會主義團體を貫く縱横の思想的結合を期する旨の改組宣言を發表して、日本國家社會主義學盟及び日本社會主義研究所を改組合體した。此の事は一切の國家社會主義的思想を所謂科學的國家社會主義に迄高めると共に、所謂精神主義的日本主義との間に明確なる一線を劃して、戦線の強固なイデオロギー的統一を期待する一方、之を通じて戦線の實質的統一を遂行せんとするもの、と一般に見られて居る。尙その改組宣言、暫定綱領、役員は次の通りである。

日本國家社會主義學盟改組宣言
我が日本國家社會主義學盟と日本社會主義研究所とは、本昭和七

年十二月一日以後を以て改組合體し、日本國家社會主義學盟の統一名稱の下にその運動を進めて行くことにした。蓋しかくするこゝが、日本國家社會主義運動前進の爲に、必要にして且有効と信じたからである。

惟ふに、我等の日本國家社會主義運動は、今や一の重大なる試練期に際會してゐる。内に於ては尙強固なる統一を缺き、外に於ては暴虐なるブルジョア反動政治の危険の前に曝されてゐる。來るべき時期に於て我等がマルクス主義者と單なる國家主義者との兩側挾撃に會ひ乍ら、一層大なる彈壓と迫害の下に立たねばならぬことは火を賭るより明らかである。國家社會主義運動が一朝にして、棚ボタ式に華やかなる政治的舞臺に上るが如く考ふるのは、裏切りの狂想以外の何物でもない。國家社會主義運動國家社會主義者の前には長い、荆棘の道が豫定されてゐる。而して我々が能くこの困難に對抗し、これを能く克服して行かんが爲には先づ第一に強固なる思想的結合とその果敢なる思想戦とを必要とする。全戦線に亘る固き思想的統一、全國國家社會主義團體を貫く縱横の思想的結合、而してその組織的、計畫的活動を絕對に必要とする。これなくしては一切の運動は勝利の道に進み得ない。我等は、茲に深く省みるところあり、深く將來を期して、前記の如く日本國家社會主義學盟及び日本社會主義研究所を改組合體し大なる決意の下に、一路所期の目的に向つて邁進せんとするものである。希くば普ねく同志諸君の萬難を排して参加協力せられんことを。

昭和七年十二月一日

日本國家社會主義學盟
日本社會主義研究所

暫定綱領

一 我等は我が國固有の天皇制を以て、我國最過の國家形態と信じ、一切の經綸をこの信念の下に行はん事を期す。二 我等は日本國民は凡て勞働の義務を有し、國家は國民の生活及び生存を保障するの責任ありと信じ、これに必要な一切の改革を期す。三 我等は、資本主義經濟組織は國民生活の維持發展を阻害するものと認め、これが撤廢を期す。四 我等は、現國民生活窮乏の打開は、生産資財の公有、生産及び分配の公營を原則とする。集中的、國家計畫經濟の樹立にありと信じこれが實現を期す。五 我等は、世界各國は其の生存資源に於いて平等の權利を有すべきものと信じ、過當資源獨占國民に向つて、その開放を要求し以て新世界秩序の創建を期す。

我等は以上を以て基本綱領とする。國家社會主義を絕對的に信奉し、果敢に全國民大衆にこれを宣傳普及し、且つこれに背反する一切の思想の排撃克滅を期すると共に、全國家社會主義者の固き思想的統一結合を計り、凡ゆる國民層を縱横に貫く、一大思想組織を形成し、以て國家社會主義運動の大成を期するものである。

役員

顧問 林癸未夫、大川周明、下中彌三郎、島中雄三。
中央常任委員 近藤榮藏、平野力三、五十嵐隆、松本悟朗、石川準十郎、別府竣介、矢部周、東橋忠作、坂本八郎。

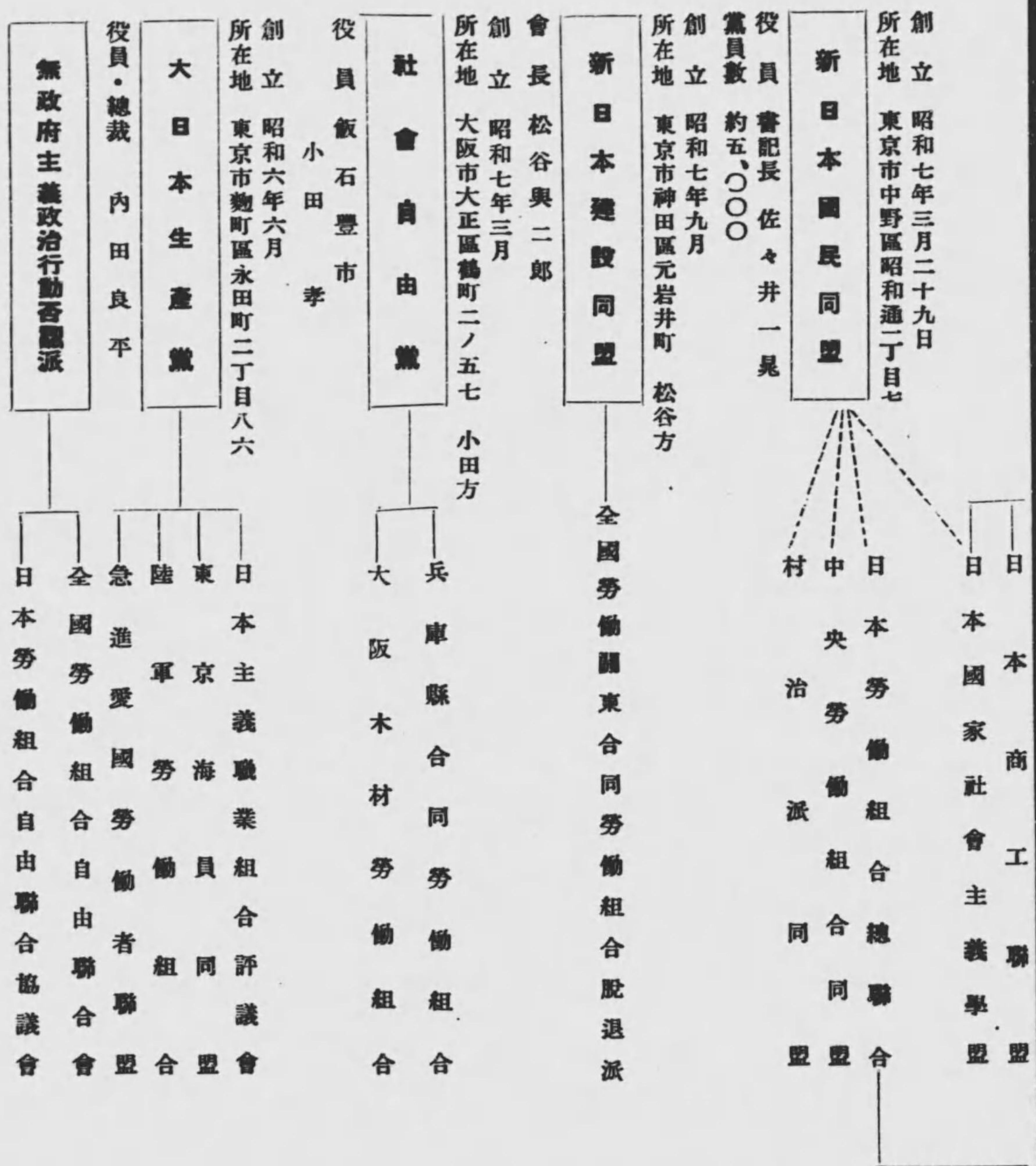
事務局員 主事、石川準十郎、五十嵐隆、田邊三郎、別府竣介、池田禎二、坂本八郎、小林三郎。

各専門部長 組織部長坂本八郎、教育宣傳部長田邊三郎、機關紙部長別府竣介、財政部長五十嵐隆。

かゝる思想的乖離とその論争は國家主義運動を指導する中樞的な二潮流となつた。國家主義諸團體は意識的無意識的に、此の兩者何れかに向つて吸収されんとする形勢になつた。新日本國民同盟内の愛國勤勞黨の中谷武世、天野辰夫氏一派と、總聯合の近藤榮藏氏一派の對立、次いで愛國勤勞黨の脱退（十一月九日）更に近藤氏一派と佐々井一晁氏一派との思想的矛盾、それ等は端的に這般の事情を具現化するもの、日本國家社會黨内部に於て、陰鬱なる空氣の低迷するもの、これ亦思想的清算期に直面せる同黨の悩みを物語るものであらう。

曩には滿洲事變の勃發と共に、時代の寵兒となりし國家主義運動も、かくして本年度は、危険と苦難に富める荆棘の路を辿り行くであらう。そして、思想的清算の範圍を益々擴大し、その程度を愈々深化する事によつて、それは必然的に陣營の對立分化の過程を、より深大化しゆくであらう。而も對立分化は同時に集中統一を孕み、辯證法こそは正しく發展の形式である。實に此の故に、思想的清算と陣營の整理とは、國家主義運動の將來を約束する鍵鑰であり、その展望は、一に懸つて此の點に重要な意義と多大の關心が持たれるであらう。

(坂井隆治)



組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數
關西労働同盟會	大阪市北區三丁目三番	大八・一	西尾米吉	(女三、八四五)
前橋合同労働組	前橋市一毛町二番	昭五・九	石田新太郎	(女四五)
關東交通労働組	群馬縣群馬郡澁川町下郷	昭四・四	小岩井相助	(女三三)
常磐炭鐵夫組合	福島縣岩城郡内郷村	昭四・三	廣瀬貞	一〇五
札幌労働組合	札幌市南四條東三丁目一八	大三・五	鈴木健次郎	五一
秋田榨丸工組合	同	昭三・二	宮腰庄太郎	三五
秋田製材職工組合	秋田縣山本郡能代町畑町	大八・一	佐藤忠三	二七
埼玉労働組合	埼玉縣北足立郡草加町松原	大四・六	竹内弘吉	(女二)
關東醸造労働組	東京市芝區三田四丁目二番六	大七・八	堀越梅男	(女三六)
地方部				
川崎支部				一五〇
保土ヶ谷支部				六〇
平塚支部				四〇

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數
大阪聯合會	大阪市北區會根	大六・一	西尾米吉	(女三、一九三)
大阪金屬労働組	同	大四・四	塚本重藏	(女四〇)
大阪合同労働組	同	大四・四	金尾重吉	(女二七)
大阪印刷出版労働組合	同	大四・八	小林廣吉	(女三〇)
逓友自治會	同	昭七・六	鈴木重治	三六
電線工組合	大阪市此花區春日町二四七	大八・二	松本力男	(女一〇〇)
大阪製鋼労働組	大阪市此花區今開町一ノ一〇	昭四・〇	片山健一	一一〇
大阪鋼業労働組	大阪府泉南郡佐野町松原	昭三・一〇	渡邊周吉	(女六)
關西紡織産業労働組合	同	昭三・一〇	木村彦三郎	(女二、〇一三)
大阪支店聯合會	同	昭三・三		(女三三)
京都聯合會	京都市中區區坊城通蛸薬師角	昭五・六	西尾末廣	(女五〇)
京都合同労働組	同	昭五・六	林宏吉	九九
京都金屬労働組	同	昭七・六	國島泰次郎	二六八
京都運輸労働組	京都市下京區東九條松田町	昭四・九	黒田吉彌	三五

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數
日本労働總同盟	東京市芝區三田四丁目二番六	大八・一	西尾末廣	(女八、六五〇)
關東労働同盟會	同	大二・一〇	松岡末廣	(女四、七〇七)
東京聯合會	同	昭二・三	池原善二	(女三、七四八)
東京鐵工組合	同	大三・六	内田藤七	(女一、〇〇)
中央合同労働組	同	大五・二	齋藤健一	(女二、〇〇)
出版印刷労働組	同	大五・二	池原善二	(女三、〇〇)
中央硝子工組合	同	昭六・一〇	德永正報	(女八三)
東京水道同志會	同	昭五・六	仲濱藤治	(女一、七)
紡績労働組合	同	大五・三	大越半忠	(女二、七三)
運輸労働組合	同	昭二・六	仲濱藤治	八三
東京自動車同志會	同	昭四・三	松岡駒吉	六八
東京塗裝工組合	同	昭六・五	齋藤安次郎	一、三三
生保従業員組合	同	昭七・三	松岡駒吉	一、五

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數
日本縫工組合	東京市品川區西品川九六七	大三・三	磯市之助	(女二、八)
東京革工組合	東京市足立區千住二丁目	大四・六	茂澤國太郎	(女四、四)
八王子労働組合	東京府南多摩郡由井村西長田	大五・一	杉本仲次郎	八八
神奈川聯合會	川崎市新川通り五九	大五・三	三木直作	(女一、七六)
神奈川鐵工組合	同	大五・七	近藤武男	(女一、六四)
神奈川電氣労働組合	同	大五・七	土井直作	(女一、七)
神奈川合同労働組合	同	大五・七	土井直作	(女七)
神奈川製材労働組合	横濱市中區濱松町一四	大五・一〇	大川直作	(女三)
染色労働組合	同	昭四・三	高月直吉	(女三)
神奈川石油労働組合	横濱市鶴見區潮田町二五二〇	大五・二	川畑幸藏	(女九)
製網労働組合川崎支部	同	昭四・三	齋藤萬一	(女二、六)
セメン労働組合	川崎支部	昭四・三	齋藤萬一	(女二、六)
ト労働組合	川崎支部	昭四・三	齋藤萬一	(女二、六)
關東醸造労働組合	カスケー	昭四・三	齋藤萬一	(女二、六)

因島労働組合	廣島縣御調郡因島土生町	昭二・二六	小川 近一	七六一
向島造船労働組合	同	昭二・二六	宮川 金太	二七〇
福山労働組合	福山市新馬場町	昭二・二六	金光 平	一七〇
中國紡織労働組合	同	昭二・二六	同	一七〇
三原合同労働組合	廣島縣御調郡三原町西町	昭二・二六	宮川 金太	八〇
神奈川石油労働組合	同	昭二・二六	同	八〇
九州聯合會	福岡縣小倉市山越町	昭二・二六	伊藤 卯四郎	七
下關運輸労働組合	下關市神之町	昭二・二六	久保 時造	二、九八
關彦金屬労働組合	下關市西大坪	昭二・二六	遠山 重勝	(女二〇)
柏屋労働組合	福岡縣粕屋郡仲原村字酒殿	昭二・二六	内野 福太郎	(女二〇)
日本石炭坑夫組合	福岡縣飯塚市吉原仲町	昭二・二六	伊藤 卯四郎	七三三
長崎印刷技工組合	長崎市小島町一〇〇	昭二・二六	田中 定吉	四〇五
門司印刷労働組合	門司市葛葉九軌停留所前	昭二・二六	白木 清三	五三
小倉伸仕労働組合	小倉市東富野町	昭二・二六	崎野 秀九	三六一

京滋支部聯合會	神戸市須佐野通四丁目二五	昭五・六・七	今津 菊松	(女五〇)
兵庫縣聯合會	同	昭五・六・七	金子 巽	(女二八七)
扇港染色労働組合	同	昭五・六・七	今津 菊松	六六一
尼崎金屬労働組合	尼崎市南城内五	昭五・六・七	森岡 鶴藏	六〇二
尼崎合同労働組合	同	昭五・六・七	佐藤 文治	五〇二
尼崎木管工組合	同	昭五・六・七	林 元一雄	(女二〇〇)
灘製糖工組合	兵庫縣武庫郡御影町濱仲	昭五・六・七	古谷 松三郎	四九五
灘輪竹工組合	同	昭五・六・七	谷木 榮藏	六六一
灘ゴム工組合	西宮市用海町	昭五・六・七	谷本 榮	二〇一
灘合同労働組合	兵庫縣武庫郡御影町濱仲	昭五・六・七	金子 巽	二〇五
神戸合同労働組合	神戸市南本町五丁目一	昭五・六・七	今津 菊松	二〇二
神戸尾崎ゴム工組合	同	昭五・六・七	濱崎 勇之進	(女九〇)
關西紡織産業労働組合	同	昭五・六・七	同	(女五)
灘支部	同	昭五・六・七	同	(女二〇〇)

製綱労働組合兵庫支部	名古屋市南區白鳥町中島四九	昭五・九	小泉 七三	(女一六三)
聯合會直屬組合	同	昭五・九	梶田 勝利	(女四七三)
愛知縣聯合會	同	昭五・九	增田 幸太郎	七五一
中央鐵工組合	同	昭五・九	荻原 德右衛門	三六一
中部伸銅工組合	同	昭五・九	小泉 七三	(女三〇)
愛知合同労働組合	同	昭五・九	同	(女三〇)
中部紡織労働組合	同	昭五・九	鳥居 幸衛門	(女三五〇)
名古屋時計工組合	名古屋市南區波寄町一六	昭五・九	藤木 安太郎	二五五
露橋労働組合	名古屋市中區向町一四	昭五・九	梶田 勝利	二二〇
一宮中央合同労働組合	一宮市春日吉町五六	昭五・九	高野 芳太郎	(女六五)
刈谷労働組合	愛知縣碧海郡刈谷町小山	昭五・九	小瀬木 兼市	(女四)
中部合同労働組合	岐阜市春日町二丁目北組	昭五・九	金正 光平	(女五)
聯合會直屬組合	廣島縣御調郡因島土生町	昭五・九	伊藤 卯四郎	(女五〇)
中四聯合會	同	昭五・九	同	(女五)

官業労働總同盟

所 在 地	大阪府東區越中町八六〇	創 立	大正十三年二月九日	
組 合 組 織 及 勢 力	三同盟會 一聯合會 二協議會 一〇組合			
西日本石炭坑夫聯合會	長崎縣北松浦郡	昭六・八	伊藤 卯四郎	一七六
製綱労働組合小倉支部	同	昭六・八	同	(女七)
セメント労働組合門司支部	同	昭六・八	同	三〇〇
聯合會直屬組合	同	昭六・八	同	一九〇
地 方 部	關西紡織産業労働組合	大阪府北區會根崎新地三丁目三	山西 末廣	(女二九六)
直屬組合及個人會員	同	昭六・八	山口 正義	(女三六)
本 部 直 屬	同	昭六・八	同	(女三八)
製綱労働組合	東京市芝區三田	昭六・八	三木 治朗	(女三三)
セメント労働組合	四國町二ノ六	昭六・八	土井 直作	(女三〇)
各地個人會員	同	昭六・八	同	一九五

組合員總數 一六、二〇一
 政黨關係 社會大眾黨支持
 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
 國際労働會議との關係 支持
 機關紙 官業労働新聞、労働の九州(九州同盟會)

役員
 名譽會長 賀川 豊彦
 中央委員長 西浦 宇吉
 主 事 川村保太郎
 會 計 井上 寅吉
 中央委員 坂口若松 宮本 静一 蓮沼 武
 白石泰茂 豊島 兼吉 大羽 一則
 渡邊善壽 林 武 一大平嘉三郎
 濱橋 文作 幸 義 知關 矢直
 池邊丑之助 寺島嘉藤太(外一名缺員)
 鷗井貫一郎 政治部長 渡邊 善壽
 國際部長 川村保太郎 調査部長 辻井安治郎
 組織部長 渡邊年之助 會計監査 尾崎喜太郎
 教育部長 (外八名)

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
官業労働同盟	大阪市東區越中町八六〇	大二三・九西浦	豊彦 宇吉	一六、二〇一	

所 在 地 神戸市海岸通三丁目二六
 創 立 昭和五年五月八日
 組合の勢力 十五組合 組合員總數 一〇、五〇一
 政黨關係 社會大眾黨支持
 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
 國際労働會議との關係 支持
 機關紙 「港灣聯盟」(月刊)
 役員 會長 濱田國太郎

日本港灣從業員組合聯盟

本部東京市小石川區表町六九
 陸軍労働組合協議會
 會長 坂口若松
 主事 渡邊善壽
 本部東京市淀橋區淀橋町角等五二五
 煙草労働組合協議會
 會長 白石泰茂
 主事 鎌田政雄
 芝煙草從業員組合
 名古屋煙草從業員組合
 大阪煙草労働組合

陸軍労働組合協議會	東京市小石川區表町六九	昭六	坂口若松	五、九六五	四組合
煙草労働組合協議會	東京市淀橋區淀橋町角等五二五	昭五	白石泰茂	六、四三三	四組合

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
關西同盟會	大阪市東區越中町八六〇	大二三・七〇	川村保太郎	五、六〇一	
大阪聯合會	同	昭七・三	辻井安治郎	四、四一	
向 上 會	同	大八・三	宮本 静一	二、六八二	
大阪煙草労働組合	大阪市南區日本橋筋四丁目七六	大二三・九	白石泰茂	三、〇八	
大阪市從業員組合	大阪市東區玉造町五二七	昭四・二	辻井安治郎	一、四五五	
名古屋向上會	名古屋市中區熱田東町横田二二	大二三・三	西浦 宇吉	九、六八	
名古屋煙草從業員組合	名古屋市中區伊勢山町一四四	昭五・三	大羽 一則	一、九三	
東京官業労働同盟會	東京市小石川區表町六九	昭六・一	渡邊 善壽	一、九七三	
東京工廠從業員組合	同	昭六・一	中村 善壽	一、八〇〇	
芝煙草從業員組合	東京市芝區君塚町一七	昭六・一	寺島嘉藤太	二、三	
芝煙草從業員組合	東京市芝區君塚町一七	昭六・一	林 龍造	三〇	
九州同盟會	八幡市春野町五丁目	大二三・七・〇	大平嘉三郎	八、六二五	
勞働組合同志會	小倉市馬借町川端	大八・三	濱橋 文作	八、四八	
革 正 會	同	大二三・七	大平嘉三郎	二〇九	

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本港灣從業員組合	神戸市海岸通三丁目二六	昭五・八	濱田國太郎	一〇、五〇一	
神戸海友同志會	同	昭四・一	赤崎 寅藏	一、〇九七	
東京海友同志會	東京市芝區芝浦町一丁目一	昭二・六	松浦 清一	一、二〇〇	
戶畑海友同志會	戶畑市清水町四丁目	昭三・三	西向 太	九七〇	
名港海友同志會	名古屋市中區港本町三丁目	昭四・六	加藤 清勝	四三六	
瀬戸内港灣從業員組合	尾道市土堂町學校西野村方	昭四・七	石川 源正	八三五	
山口海友同志會	下關市岬之町一五五	昭五・八	久保田長一郎	七四五	

主 事 赤崎 寅藏
 會 計 赤崎 寅藏
 顧問 堀内 長榮
 中央委員 赤崎 寅藏
 山 川 宗 彬
 久保田 長一郎
 田 口 源 記
 濱 山 孫 作
 西 向 太 郎
 米窪 滿亮
 田名邊 耕三
 麻生 喜市
 加藤 卜堂
 柁 田 助一
 木下 善市
 田 口 秋 作
 都竹 要次郎
 新妻 德壽
 沼田 吉太郎
 加藤 清勝
 高木 源藏
 木村 唯 作

門司海友同志會	門司市祝町二丁目	昭五・九三〇	久保田長一郎	四四三
大阪海友同志會	大阪市港區六條	昭五・九二六	新島德壽	一、四二二
長崎海友同志會	長崎市稻佐町一丁目	昭五・九三三	加藤光吉	一、二五六
日本海員時戶友會	長崎縣西彼杵郡	昭五・二〇一	山口秋吉	七三
鹿兒島縣海友同志會	鹿兒島市易居町	昭六・一六六	新名眞藏	三三六
淡路海友同志會	兵庫縣三原郡	昭六・八六六	津村高吉	五三
橫濱港灣從業員組合	橫濱市海岸通り	昭七・一七〇	山川宗善	四六三
小樽港灣從業員組合	小樽市南濱町四丁目	昭七・四二七	木村唯作	一八五
博多港灣從業員組合	福岡市筑子町	昭七・一〇・一六	宮本重太郎	一〇〇

日本造船労働聯盟

所在地 神奈川縣浦賀町築地新町一一
 創立 大正十四年五月二十日
 組合の勢力 加盟組合數二、組合員數四、二四〇
 政黨關係 支持政黨なし
 組合會議との關係 日本労働組合會議創立には参加したるが創立間もなく脱退を聲明した。

國際労働會議との關係 支持
 労働時代(月刊)
 役員
 會長 石井熊藏
 理事 永野友章
 相談役 神野信一
 顧問 佐藤孝太郎
 常務委員 田中延太郎
 山口豊次
 津田鶴男
 金木雄山
 市原市衛
 大久保秀次
 會計 大倉岩藏
 監査 政賀偉介
 加盟組合一覽

日本労働組合總聯合會

所在地 東京市芝區三田四國町一五
 創立 大正十五年一月十七日
 組織及勢力 地方聯合會 二 府縣聯合會 五 加盟組合 四
 政黨關係 新日本國民同盟支持

組合名	所在地	創設年月日	代表者	組合員數	備考
日本造船労働聯盟	神奈川縣浦賀町築地新町一一	大正十四年五月二十日	石井熊藏	四、二四〇	
浦賀工愛會	同	大正十四年五月二十日	永野友章	二、二四〇	浦賀船渠株式會社
石川島自強組合	東京市京橋區新佃	大正十四年五月二十日	石井熊藏	二、二四〇	石川島造船
同	東京市京橋區新佃	大正十四年五月二十日	神野信一	三、〇〇〇	

組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
 國際労働會議との關係 支持
 機關 紙 労働運動(月刊)
 役員
 中央執行委員長 坂本孝三郎
 中央執行委員 高田久雄 ○皆川利吉
 宇野信次郎 ○森榮一
 川島穉三 ○今井武吉
 ○橋本定吉 末中勘三郎
 ○佐野好男 森脇甚一
 土屋一雄 (○印は常任執行委員)
 會計 皆川利吉
 監査 小泉敷太郎 九鬼治三郎
 大野高治郎
 專門部長 國際部長 皆川利吉
 政治部長 佐野好男 青年部長 川島穉三
 法律部長 山崎今朝彌 組織部長 森榮一
 婦人部長 末中勘三郎 調查部長 森脇甚一
 爭議部長 宇野信次郎 教育部長 近藤榮藏
 事務部長 今井武吉 出版部長 高山久藏
 顧問 高橋龜吉 山崎今朝彌 金子忠吉

組合名	所在地	創設年月日	代表役員	組合員數	支部數
日本労働組合總聯合會	東京市芝區三田四國町一五	大正十四年五月二十日	坂本孝三郎	二五、四三九	(女一、四三三)
東京聯合會	同	同	高山久藏	一〇、七九九	(女三、九六)
日本精技會	東京市品川區東大崎町二ノ三一二	昭四・七・八	高山久藏	八、〇九九	(女三、五七)
東京労働技友會	東京市大森區入新井町一ノ一〇五	大正二・三・三	菅沼由藏	三三三	(女二)
荏原地方工場從業員組合	東京市荏原區戸越	昭五・四・六	福田鐵之助	一、八七七	(女二五)
城南技工組合	東京市品川區品川	昭五・四・六	信田孝太郎	四二六	(女二六)
東京工務組合	東京市芝區三田四國町一五	昭五・二・九	熊澤子之吉	二、四〇〇	(女五〇)
東京硝子工組合	同	大正一〇・三	高橋慶造	一、八七五	(女三三)
日本勞技會	東京市向島區隅田町三ノ四五九	昭六・一・一	森利造	五九五	(女四八)
關東染色労働組合	東京市芝區三田四國町一五	昭六・八・一	宇野信三郎	七三六	(女六)
東京工場從業員組合	同	昭六・九・九	岩本信次	三三三	(女二)
東京支店協議會	同	昭六・九・九	淺井貞三	三六四	(女三六)
東京支店協議會	同	昭五・一〇・〇	高山久藏	六五〇	(女三六)

海軍労働組合聯盟

Table listing labor unions such as 神戸一般労働組合, 神戸造船労働組合, 兵庫縣自動車従業員組合, etc., with columns for location, date, and members.

Table listing labor unions such as 京濱船夫組合, 東京支部, 東京聯合會直屬支部, etc., with columns for location, date, and members.

所 在 地 吳市本通十二丁目十五番地ノ五
組織及勢力 加盟組合 七 組合總數 三八、七五〇
政黨關係 政黨支持關係を明瞭にせざるも大體に於て社會大衆黨に對し好意的支援を有つものゝ如し。

Table listing labor unions such as 大阪鐵工組合, 大阪一般労働組合, 大阪硝子工組, etc., with columns for location, date, and members.

關東合同労働組合	東京市神田區東福町三	昭四・七・九	藤居 康	二、四〇〇	二五
關東金屬産業労働組合	同	昭四・九・六	齋藤 忠利	一、五〇〇	一三
日本運輸交通労働組合	同	昭三・〇・三	三輪 壽壯	一、三三〇	二三
關東食料産業労働組合	同	昭六・九・六	渡邊 惣藏	七、三三〇	七
全國映畫劇場従業員組合	同	昭六・二・二	靜田 錦波	七、一三〇	六〇
東京乗合自動車現業員會	同	大四・二・二〇	遠藤 一美	七、〇〇〇	一四・五分
關東木材産業労働組合	同	昭五・六・六	淺沼稻次郎	三、四八〇	三
東京地方自由労働者組合	同	昭五・一〇・五	同	三、五〇〇	二
關東新聞従業員組合	同	昭五・二・七	同	二、三三〇	二
關東革技工組	東京市荒川區南千住町二ノ四	昭二・四・三	菊川 忠雄	七、九五〇	二
大阪聯合會	大阪市此花區江成町二三	昭四・一〇・一	山口常次郎	一七、六三三	一
大阪金屬労働組合	同	大五・四・四	同	七、八九六	二六・五分
大阪化學一般産業労働組合	同	昭六・一・二	鈴木悦次郎	二、七三〇	二七
大阪運輸交通労働組合	同	昭四・一〇・〇	井上 良二	三、七四〇	一七

大阪電氣労働組合	大阪市此花區江成町二三	昭六・六・六	山田勝太郎	七、五五〇	一・五分
大阪廢物労働組合	大阪市天王寺區日東町一三八	昭七・八・二六	山口常次郎	一、三三〇	一九
泉州労働組合	堺市花田町八一	昭六・六・一	油谷 虎松	三、七七〇	八
大阪從業員聯盟	大阪市港區八幡松大町二ノ二〇七	昭五・八・二六	山口常次郎	九、六九〇	三・五分
大阪市保險部從業員組合	大阪市港區八幡屋松之町二ノ二〇七	昭四・九・二三	同	四、五三〇	七
大阪市土木從業員組合	同	昭五・六・六	同	二、〇〇〇	二
大阪港灣從業員組合	同	昭四・一〇・三	田万 清臣	三、三九〇	三
阪神地方聯合會	尼ヶ崎市北城内九	昭五・八・四	山口常次郎	三、三九〇	三
阪神金屬労働組合	同	大五・一・一	福島 玄	五、三三〇	三・五分
阪神合同労働組合	同	大五・一・一	同	一、八六〇	五分
神戸地方聯合會	神戸市海岸通二ノ四	昭七・一〇・一四	永江 一夫	一、六三〇	五分
共立ゴマ從業員組合	神戸市灘區倉石通四ノ二〇ノ二丹波方	昭七・一〇・一四	岩佐 次男	一、〇五〇	五分
神戸製靴從業員組合	神戸市葺合區吾妻通り一丁目	昭七・一〇・一四	瀨崎 壽次	一、〇〇〇	五分
神戸自由労働者組合	神戸市海岸通二丁目	昭七・一〇・一四	永江 一夫	三、五〇〇	五分

全國労働組合同盟

所在地 東京市神田區東福町三
 創立 昭和五年六月一日
 組織及勢力 地方聯合會 八 加盟組合 五四 組合員總數 四七、二一六
 政黨關係 社會大衆黨支持
 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
 國際労働會議との關係 排撃(但し戰略上投票權を行使することあり)
 機關紙 全國労働新聞(月二回發行)
 役員
 中央委員長 河野 密
 主事兼會計 菊川 忠雄
 關西事務局長 鈴木悦次郎
 中央委員 鈴木悦次郎 ○山口常次郎

舞鶴共立會	京都府加佐郡中舞鶴町中町三丁目	大二三・三・三	高谷勝次郎	三、〇〇〇	舞鶴海軍共立
佐世保勞愛會	佐世保市松浦町一七	大二三・三・二	野副勝一郎	七、三〇〇	佐世保海軍工廠
廣廠工俵會	廣島縣加茂郡廣村	大二三・三・二	渡邊 猷一	一、六〇〇	廣海軍工廠
德山燃工會	山口縣德山町寺町三七〇六	大二三・三・二	森光 方祐	七〇〇	德山燃料廠
平塚總愛會	神奈川縣平塚市新昭富一五	昭三・二・三六	遠藤竹次郎	六〇〇	平塚海軍火藥工廠

加盟組合一覽

全國労働組合同盟	東京市神田區東福町三	昭五・六・一	河野 忠雄	四七、二一六	(女八、二七五)
關西事務局長	大阪市此花區江成町二三	昭五・六・一	鈴木悦次郎	八、六〇〇	(女六、四三〇)
本部直屬組合	東京市神田區東福町三	昭三・四・八	上條 愛一	六、九〇〇	(女六、三三〇)
日本紡織労働組合	同	昭三・四・八	高梨 二夫	一、七〇〇	(女一、五〇〇)
日本鐵夫組合	同	昭五・八・三	茅野 眞好	二、九三三	(女七、七三三)
東京地方聯合會	同	昭五・八・三	波邊 惣藏	九	一五

政治部長 菊川 忠雄
 組織宣傳部長 山口常次郎
 教育部長 鈴木悦次郎
 調查部長 後藤 貞治
 顧問 高野岩三郎
 高橋 松次
 井上 良二
 天滿芳太郎
 茅野 眞好
 森居 康
 齋藤 忠利
 鶴 五三
 ○印は常任執行委員
 棚橋 小虎
 國際部長 河野 密
 法律部長 田 萬清臣
 青年部長 鶴 五三
 出版部長 内田 佐久郎
 婦人部長 井上 良二

神戸市従業員組合	神戸一般労働組合	神戸造船労働組合	神戸木材労働組合	神戸染色労働組合	前田鐵工所従業員組合	神戸一般労働組合	中国聯合會	福山労働組合	中国履物労働組合	廣島一般産業労働組合	廣島映畫従業員組合	廣島自由労働組合	高知縣聯合會
神戸市海岸通二丁目四	同	同	同	神戸市林田區明治通二ノ三〇ノ一	神戸市海岸通り二丁目四	同	福山市東堀端町八	同	廣島縣松永町東町上ノ町世良方	廣島市國泰寺町一三〇	廣島市蟹屋町一九	同	高知市水道町下一丁目一五
昭四・三	昭四・三	昭四・三	昭四・三	昭四・三	昭四・三	昭四・三	昭五・六	昭五・六	昭六・八	昭七・七	昭七・七	昭五・五	昭五・六
濱野勝太郎	同	永江 一夫	濱口 金重	中島 重雄	永江 一夫	同	久下 本有	同	世良 鐵幣	吉本 隆一	佐竹 新市	同	小笠原國射
五〇〇	二五〇	一〇〇	六〇	八〇	三五	五〇	(女一、六六六)	(女二、三三三)	三三	(女二、三三三)	(女六、四四四)	(女一、〇〇〇)	(女二、三三三)

海南合同労働組合	高知製紙労働組合	高知印刷出版労働組合	榑木縣聯合會	大谷石材労働組合	聯合會直屬支部	北海道聯合會	小樽出版労働組合	小樽港労働組合	地方部	播州化學産業労働組合	中部映畫同人組合	和歌山一般木材労働組合	全教合同労働組合
高知市水道町下一丁目一五	同	同	宇都宮市旭町一ノ三五六	栃木縣河内郡城山村荒針一四一森山	方	小樽市富岡町一ノ五	同	同	兵庫縣加古郡高砂町農人町	名古屋市中區門前町中春ビル	和歌山市北海岸一ノ一	福井縣敦賀郡北津内一八三	
昭四・七	昭六・六	昭五・二	昭五・七	昭三・五	昭五・六	昭五・六	昭六・九	昭五・一〇	昭六・〇	昭六・〇	昭六・〇	昭六・七	
同	同	同	黒澤 幸一	森 山	荒川 甚吾	同	同	同	西川 類	赤坂 幸造	雪下 健三	山口小太郎	
(女二、四四四)	(女二、七七八)	一〇〇	(女九、九四三)	四三七	五二六	四六	三三〇	一〇〇	(女二、九九三)	(女三、三三三)	(女二、三三三)	(女三、三三三)	

郡山労働組合	東北合同労働組合	長岡労働者向上會	佐世保合同労働組合	京都出版産業労働組合
郡山市古館三二	八戸市古常泉下一	長岡市袋町	佐世保市俵町八七	京都市下京區大宮通り花屋町上ル
大五・七	昭二・三	昭四・八	昭七・四	昭五・一〇・二〇
田中 利勝	西村菊次郎	清澤 俊英	青野 富榮	西川欽次郎
七五	九〇	一〇〇	五二〇	一一〇

日本労働總聯盟

所在地 大阪市北區相生町六三
 創立 大正十一年十一月二十八日
 組織及び勢力 加盟組合 一六 組合員總數 七、六六九
 政黨關係 關西民衆黨支持
 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
 國際労働會議との關係 支持
 機關紙 日本労働新聞(月刊)
 役員
 會長 八木信一
 副會長 丹羽市太郎
 主事 内田文市
 會計 中村鑑之助
 會計監査 松下兼一 安達 素

組名	所在地	創設年月日	代表役員	組合員數
日本労働總聯盟	大阪市北區相生町六三	大正二二・二・二六	八木 信一	七、六六九
大阪金屬労働組合	同	大正二四・九・九	内田 文市	九七五
大阪官業労働組合	同	大正二八・一・二〇	伊藤 喜太郎	(女一〇〇)
大阪サラリーマン組合	同	昭六・五・五	淡賀 繁一	(女四六)
關西コルク労働組合	大阪市東區鶴野町六八六(松下方)	大正二四・二・二二	松下 兼市	(女九一)
大阪電氣労働組合	大阪市東區今福町京都電氣工場内	大正二四・四・四	安達 素	(女一〇〇)
大阪河川労働組合	大阪市北區善源寺町淀川堤防	大正二五・八・八	荒木 彦吉	三三〇
大阪石工労働組合	大阪市港區大正通り二丁目	昭六・三・三	村上 直一	六七
大阪製氷化學労働組合	大阪市北區仲ノ町五ノ四二	大正二三・三・三	大和 淺吉	一六
大阪従業員清淨労働組合	大阪市港區大正通り二丁目七〇	昭五・七・七	龜田 文之助	九六
大阪合同労働組合	大阪市東區彌生町六二内田文市方	大正二三・五・五	内田 文市	(女七〇)

教育部長 押久保義正 調査部長 井手清太郎
 政治部長 北川 種藏 宣傳部長 谷内田誠二
 組織部長 山本英吉 事業部長 片山善三郎
 加盟組合一覽

組合名	所在地	創年月日	代表役員	員組合	備考
大阪染色労働組合	大阪市東成區彌生町六二	昭七・二・二〇	内田文市	八五	
大阪硝子工労働組合	大阪市北區相生町六二	昭六・八・一〇	奥村源太郎	一四〇	
名古屋官業労働純向上會	名古屋市熱田澤上町三〇	大九・四・一〇	宮下松太郎	七〇	
山陽無煙炭礦労働組合	山口縣美彌郡大嶺村田懸之助方	昭三・二・一〇	丹羽市太郎	九〇	
京都電氣労働組合	京都市吉祥院門口一六新口萬藏方	昭四・二・一〇	田中萬藏	三〇 (女三五)	
京都金屬労働組合	同	昭四・二・一〇	須川太一	九六	
日本労働總聯盟 關東事務局	東京市澁谷區千駄ヶ谷町四七〇				

關西労働組合總聯盟

組合名	所在地	創年月日	代表役員	員組合	備考
關西労働組合總聯盟	大阪市浪速區櫻川町一丁目	昭五・五・一〇	阿部隆一 榎繁夫	七三	社會大衆黨支持
關西金屬労働組合	同	同	榎部好一	一五	
關西化學労働組合	同	同	金光	五〇	
關西印刷労働組合	同	昭五・五・一〇	西田英一郎	八〇	

組合名	所在地	創年月日	代表役員	員組合	備考
關西皮革労働組合	大阪市浪速區櫻川町一丁目	昭四・二・二〇	阿部隆一	七〇	
大阪總合労働組合	同	同	榎繁夫	五五	
大阪俸給者組合	同	同	阿部隆一	五〇	
大阪府映畫解説者組合	同	昭七・同	三〇〇		
播州一般産業労働組合					
播州化學労働組合					

立憲労働黨

組合名	所在地	創年月日	代表役員	員組合	備考
日本労働組合聯合立憲労働黨	大阪市港區夕風町二丁目一〇	大四・九・一〇	後藤田正毅	五六	
日本建築労働協會	同	大三・一〇・一〇	同	二四八	
日本鐵筋工組合	同	大三・七・一〇	中村乙十郎	七五	
日本左官工組合	同	大三・八・一〇	小田末廣	四〇	
日本大工労働組合	同	大三・二・一〇	後藤田正毅	八三	
日本土工組合	同	大四・七・一〇	佐世太三郎	一〇五	
大阪合同労働組合	同	大四・七・一〇	高橋利治	一〇〇	
關西車輛工組合	同	大四・七・一〇	高橋利治	一〇〇	

關西仲士労働組合	大阪市港區夕風町二丁目一〇	大四・二・三	後藤田正毅	四六
日本貝鉦工組合	同	昭三・三・六	石田秀吉	六三

日本労働組合總評議會

所在地 東京市芝區神明町六四
 昭和六年四月十八日
 組織及勢力 地方評議會 三 加盟組合 四一 組合員總數 六、九一〇
 政黨關係 支持政黨なし。合法社會民主主義政黨を排撃し、これに代る政治的運動の機關として『勞農政委員會』……舊勞農黨の發展的解消を目標とした『勞農政治闘争同盟』と同質のもの……の樹立を企圖してゐる。

組合會議との關係 排撃
 國際労働會議との關係 排撃
 機關紙 なし(左翼労働者)と題する機關誌發行の豫定なるも未だ發刊を見ず)

役員
 中央執行委員長 木村鏡吉
 書記長 田部井健次
 中央執行委員 中田惣壽 三木一雄
 兼島景毅 朝日俊雄
 山崎常吉 田中一

組織兼争議部長 三木一雄
 政治部長 兼島景毅
 財政兼機關紙部長 中田惣壽
 教育兼婦人部長 朝日俊夫
 救済兼調査部長 山崎常吉
 青年部長 田中一
 加盟組合一覽

組合名	所在地	創年月日	代表役員	員組合	備考
日本労働組合總評議會	東京市芝區濱松町二丁目一七番地	昭六・四・八	木村鏡吉	六、九一〇	
關東地方評議會	同	昭六・五・三	中田惣壽	二、三五五	
關東金屬労働組合	同	昭七・六・二	山花秀雄	四八五	
關東木材労働組合	同	昭七・九・八	松迫實	一五〇	
關東出版労働組合	東京市神田區今川小路三ノ八	昭六・七・五	露久保賢次	二〇〇	
關東一般使用人組合	同	昭七・九・八	鈴木勇	一三〇	
關東労働者組合	同	昭四・二・三〇	山花秀雄	六二〇	
橫濱合同労働組合	東京市品川區大崎町居木橋二二三	昭五・五・一三	三木一雄	三三〇	
水戸合同労働組合	山形市保土ヶ谷區方山町二一六七佐藤方	昭五・六・一七	富田豊作	一〇〇	

桐生友禪工組合	群馬縣桐生市三吉町	昭六・六	山下 純一	三〇〇
横堀労働組合	秋田縣雄勝郡横堀町	伊勢方	伊勢	五〇
入間合同労働組	埼玉縣飯能町出口	細田 政夫	細田 政夫	五〇
合津一般労働組	會津若松市針屋名古屋町	保志 宗輔	保志 宗輔	五〇
合若松新聞配達組	同	同	同	五〇
中部地方評議會	名古屋市中區若松町二丁目三	昭六・六	山崎 常吉	八五五
合静岡合同労働組	静岡縣日之出町四七	昭三・六	同	八〇〇
合志田一般労働組	静岡縣藤枝町長樂寺青島方	昭六・	同	五〇〇
合静岡東部合同労働組合	静岡縣玉姫町小中島四二七	大四・二・六	酒井 光好	二〇〇
合濱松合同労働組	濱松市砂山六五三	大五・一・三	飯田 正行	二五〇
合中部合同労働組	名古屋市中區若松町二ノ三	大四・	赤松 勇	一五〇
合中部金屬労働組	同	昭五・九・一	梅野 宇行	二二〇
合中部自由労働組	名古屋市中區北一色大池町	昭五・六・	正島 幸行	二〇〇
合中部草履工組合	名古屋市中區米野町東出七	昭五・五・三	田中 一	一〇〇

關西地方評議會	大阪市港區千代見町四丁目八	昭六・六・一	兼島 景毅	二、三〇〇
全京都一般産業労働組合	京都市東山區五條鐵道北側東大路西二丁目	朝日 俊夫	朝日 俊夫	二五〇
京都瓦工組合	同	同	同	一〇〇
大阪金屬労働者組合	大阪市港區千代見町四ノ八	大四・五・六	安島 高行	二〇〇
大阪木材労働組	同	大四・七・八	同	二〇〇
關西電氣労働組	同	昭二・二・九	尾方 重行	六〇〇
大阪化學労働組	大阪市東淀川區本庄通一丁目二四	朝日 見瑞	朝日 見瑞	四〇〇
大阪一般労働組	大阪市東淀川區豐崎西通二ノ三一	朝日 俊夫	朝日 俊夫	一五〇
神戸金屬労働組	神戸市林田區四番町六丁目四八ノ一	森口 新一	森口 新一	二〇〇
神戸出版労働組	同	同	同	一〇〇
神戸一般労働組	同	同	同	一五〇
神戸化學労働組	神戸市林田區東尻池町七丁目一ノ八	木村 錠吉	木村 錠吉	二〇〇
神戸俸給者組合	神戸市葺合區坂口通五丁目一二古家方	古家 實三	古家 實三	五〇
北海道樺太地方				八〇〇

全樺太労働組合	樺太豊原町東一條南四丁目	昭四・八・三	坂本 實	一〇〇
合帯廣一般労働組	北海道帶廣町東三條八ノ四	同	松田 清二	一〇〇
合十勝木材労働組	同	同	同	一〇〇
合全小樽労働組合	北海道小樽市稻穂町東三ノ二八	昭四・八・三	細川貞次郎	三〇〇
合全札幌労働者組	札幌市北二條東九ノ九	同	正木 清	一五〇
合釧路一般労働組	北海道釧路市西幣町頓化	同	竹木實三郎	八〇
九州四國中國地方				三〇〇
土佐紙工組合	高知縣吾川郡伊野町	同	吉岡 繁	一〇〇
伊野一般労働組合準備會	同	同	同	五〇
九州合同中津支部	大分縣中津市豊岡町三ノ一	昭四・九・	池田 種男	一五〇

日本労働同盟

所在地 東京市神田區小川町五天下堂ビル内
 創立 昭和七年十一月二十日
 組織及勢力 地方聯合會 六 加盟組合 三八 組合員數 一三、七六〇
 政黨關係 日本國家社會黨支持

組合會議との關係

不明なるも排撃に近き態度をとるもの、如く看做し得る。

國際労働會議との關係

排撃なし

役員

- 會長 今村 等
- 主事兼會計 白鳥 廣近
- 中央委員 ○野口 音松 ○陶山篤太郎
- 關根喜四郎 ○安藝 盛
- 望月源治 ○大矢省三
- 藤岡文六 本田滋二
- 熊本與市 山下榮二
- 矢尾喜三郎 山下龍助
- 森 登守 松尾 邦一
- 印は常任中央委員
- 相談役 山名義鶴 小池 四郎 石川準十郎
- 顧問 龍井四郎 林 癸未夫
- 争議部長 熊本與市 組合宣傳部長 陶山篤太郎
- 政治部長 山名義鶴 調査部長 望月源治
- 教育部長 大矢省三 出版部長 森 直次
- 法律部長 五十嵐春孝 婦人部長 藤岡文六
- 國際部長 今村 等 青年部長 安藝 盛

加盟組合一覽

組合名	所在地	創 年 月 日	代 表 役 員	組 員 數
長崎交通労働組合	長崎市桃島町三五 藤田ビル内		森 登守	八〇
長崎自由労働者組合	同		同	四五〇
諫早一般労働組合	長崎縣北高來郡諫早 町光江野中方		同	二二〇
映畫従業員組合	同		同	七五
佐世保合同労働組合	佐世保市汐見町村田 方		同	二〇
日本石炭坑夫組合	福岡縣田川郡川崎村 光吉悦心方		同	七〇
福岡交通労働同志會	福岡市春吉前新屋一 九〇福岡方		同	一八〇
九州金屬労働組合	八幡市前田長者町三 丁目萬治方		同	二五〇
八幡刷新労働組合	富方		同	三三〇
九州鐵夫組合	福岡縣飯塚市徳前老 松通り		同	一八〇
全國鐵山労働組合	福岡市恵比壽通り		同	一〇〇
四國聯合會	高知市中島町上一丁 目二〇七		安藝 盛	六六〇
土佐一般産業労働組合	同		同	三五〇
土佐ヤニ紙工組合	同		同	一五〇

組合名	所在地	創 年 月 日	代 表 役 員	組 員 數
日本労働同盟	東京市神田區小川町 五天下堂ビル内	昭七・二・二〇	今村 等	一三、七六〇
關東聯合會	同	同	白鳥 廣近	三、七五〇
關東合同労働組合	同	昭七・四・	同	一、五〇〇
日本映畫従業員組合	同	昭七・九・二四	安藝 盛	三三〇
勤勞向上會	東京市荒川區三河島 町一ノ二六九五水田 方		望月 源治	六〇〇
京濱合同労働組合	大森區大森町澤田二 三五河田方		同	三三〇
神奈川縣化學一般産業労働組合	横濱市鶴見區鶴見町 一〇五六關根方		陶山篤太郎	五五〇
神奈川縣自由労働者組合	川崎市砂子町一ノ三 八	昭七・二・〇三	同	三〇〇
屋井乾電池従業員組合	同		同	一〇〇
大阪聯合會	大阪市西區本田通り 一丁目	昭七・八・三	藤岡 文六	四、六〇〇
大阪自由労働組合	大阪市西區本田通り 一丁目		熊本 與市	七〇〇
大阪自動車交通労働組合	同		松下 芝一	三〇〇
大阪金屬産業労働組合	同		平井 美人	一、三〇〇

大阪運輸労働組合	大阪市西區本田通り 一丁目		松下 芝一	三〇〇
大阪一般産業労働組合	同		岡 五郎	五〇〇
大阪建築労働組合	大阪市港區市場通り 三ノ二		山本 龍助	一、三〇〇
阪神産業労働組合	尼ヶ崎市築地本町一 ノ三山本方		同	三〇〇
泉州一般産業労働組合	堺市		同	一〇〇
滋賀縣聯合會	大津市高見町矢尾喜 三郎方		同	六五〇
全滋賀労働組合	同		藤岡 文六	三三〇
石山三工場従業員組合	滋賀縣石山町石山驛 前		同	三〇〇
京都聯合會	京都市高倉通二條上 ル		平井 美人	六〇〇
全京都労働者組合	同		同	三〇〇
西陣貨業者組合	京都市上京區北大路 通大宮西入大徳寺		同	三〇〇
九州聯合會	長崎市桃島町三五藤 田ビル内		今井 等	三、〇七〇
長崎合同労働組合	同		森 登守	三五〇
海員向上會	同		同	二二五

組合名	所在地	創 年 月 日	代 表 役 員	組 員 數
高知縣屬産業労働組合	高知市中島町上一丁 目二〇七		安藝 盛	一六〇
地方組合				
關東工夫組合	福島縣湯本町辰ノ口 竹田方		同	一三〇
北陸合同労働組合	富山縣高岡市成美町 五四二		同	一五〇
姫路化學一般産業労働組合	姫路市小梨町三九寺 田方		同	一五〇

日本製陶労働組合同盟

組合名	所在地	創 年 月 日	代 表 役 員	組 員 數	備考
日本製陶労働組合同盟	名古屋市中區芳野町 一ノ九七	昭六・七・二六	武馬文左衛門	二、九五〇	社會大 衆黨支 持
名古屋製陶労働組合	同	昭五・六・一	荒谷 宗治	二五〇	日本勞 働組合 對我好 意的立
瀬戸製陶労働組合	瀬戸市瀬戸町一九二	昭六・三・二	伊藤榮次郎	一、一五〇	
下品野陶畫工組合	愛知縣春日井郡品 野町字下品野三六七	大・三・七 七・二七	中島 茂	八〇	
岐阜縣聯合會	岐阜縣土岐郡駄知町 二〇三〇ノ二		大野 金十	一、四七〇	
駄知製陶労働組合	同	大・四・二 一・二二	同	五五〇	

組合名	所在地	創年月日	代表役員	組合員数	備考
下石製陶労働組合	岐阜縣土岐郡下石町	昭四・八・一五	水野義郎	二八〇	
妻木村門田陶工組合	岐阜縣土岐郡妻木村	昭五・八・一五	久野豊	一五〇	
泉製陶労働組合	岐阜縣土岐郡泉村	昭五・八・一五	澤田	八五	
瑞浪土岐労働組合	岐阜縣土岐郡瑞浪町	昭五・三・一	南波得一	二〇〇	
土岐津窯業労働組合	岐阜縣土岐郡土岐津町	昭六・六・一	松原政義	一〇五	
多治見製陶労働組合	岐阜縣土岐郡多治見町	昭六・六・一	佐分利幾太郎	一〇〇	

中央労働組合同盟

組合名	所在地	創年月日	代表役員	組合員数	備考
中央労働組合同盟	東京市深川區東六間堀二七	昭六・八・二六	坪井專治郎	三〇〇	新日本國民同盟支持
中央金屬労働組合	同	昭六・四・一〇	同	二〇〇	
中央金屬労働組合	同	昭六・四・一〇	同	二〇〇	
關東浴場従業員組合	同	昭五・二・一〇	同	八〇	

純労働者組合同盟

組合名	所在地	創年月日	代表役員	組合員数	備考
純労働者組合同盟	東京市深川區御船藏前町二〇	昭六・七・二五	大久保勇	三〇〇	
金屬労働者組合	同	同	同	一〇〇	
化學労働者組合	同	同	鈴木久作	一〇〇	
建築従業員組合	同	同	福本直二	一〇〇	

昭和六年七月日本労働組合總聯合より脱退して改組結成を見たもの。支持政黨なし。組合會議に對しては排撃の態度をとつてゐる。

日本交通労働總聯盟

所在地 東京市京橋區築地三丁目八築地ビル
 創立 大正十五年六月二十七日
 組織及勢力 加盟組合七、組合員總數一五、七一〇
 政黨關係 支持政黨なし。政黨問題は組合員各自の自由問題としてゐる。
 組合會議との關係 排撃
 國際労働會議との關係 排撃
 機關紙 日本交通労働新聞(月刊)
 役員 中央委員長 目黒留吉
 中央常任委員 篠田八十八 山下卯三郎 大仲彦三郎

組合名	所在地	創年月日	代表役員	組合員数
日本交通労働總聯盟	東京市京橋區築地三丁目八築地ビル	大正一五・六・二七	河野平次	一五、七一〇
東京交通労働組合	同	昭四・六・二五	同	一〇、〇〇〇
大阪市電従業員自助會	大阪市港區八幡屋元町一ノ二八八	大正一五・一・一八	大仲彦三郎	三、六〇〇
神戸市電従業員組合	神戸市海岸通二丁目四ノ一	昭四・四・一〇	柴田良夫	一、二五〇
東京郊外電鐵従業員組合	東京市目黒區上目黒町四三〇	昭四・四・一〇	佐藤三治	四三〇
大阪自動車従業員組合	大阪市港區新池田町一丁目七二ノ六	昭四・六・一〇	松田長左衛門	一五〇
中部交通労働組合	名古屋市中區千種町石井八六	大正一四・二・二三	酒井松次郎	七〇
函館水電従業員交誼會	函館市新川町一八	大正一四・七・一	下山直太郎	五〇

安藤和一 慶 武市柴田良夫
 松田長左衛門
 中央會計 小池孝治 安藤和一

加盟組合一覽

全勞統一全國會議

(舊稱全國労働組合俱樂部排撃分裂反對同盟)

所在地 東京市芝區濱松町二丁目十一番地

組合名	所在地	創年月日	代表役員	組合員数
全勞統一全國會議	東京市芝區濱松町二丁目十一番地	昭六・二・三	加藤勘十	二、八八〇
關東金屬產業労働組合	同	同	同	五〇〇
關東化學產業労働組合	同	昭六・二・三	難波虎一	六五〇
關東木材産業労働組合	同	昭六・二・三	同	四〇〇
東京出版労働組合	同	昭五・三・一	田中貞吉	三〇〇
日本紡織労働組合	同	昭六・二・三	加藤勘十	二〇〇
日本運輸労働組合	同	同	久保田敏	四〇〇

創立 昭和六年十一月三日
 組織及勢力 加盟組合一一、組合員總數二、八八〇
 政黨關係 支持政黨なし
 組合會議との關係 排撃
 國際労働會議との關係 排撃
 機關紙 日本労働新聞(月刊)
 役員 常任實行委員 加藤勘十 高野實久 保田敏
 難波虎一

加盟組合一覽

組合名	所在地	年月日	連絡委員	組合員數	備考
大阪合同労働組合	大阪市大東区	昭四・一〇	小池長次郎	一〇〇	
大阪印刷出版労働組合	同	同	同	三〇	
大阪繊維労働組合	同	昭五・六	同	八〇	
西部鐵山労働組合	福岡縣嘉穂郡飯塚市	昭三・五	濱田專次郎	一五〇	
九州合同労働組合	門司市大里中通七	昭五・三	深井菊松	一五〇	

全國労働組合自由聯合會

組合名	所在地	年月日	連絡委員	組合員數	備考
全國労働組合自由聯合會	東京市京橋區木挽	大・一・五	水沼辰	一、〇〇〇	機關紙自
關東労働組合自由聯合會	東京市京橋區木挽	大・一・五	吉田昌德	七〇〇	閉政治行動
東京印刷工組	同	大・一・五	高木精一	五〇〇	
労働者自治聯盟	東京市品川區大崎	昭五・一〇	大久保卯太郎	五〇	
横濱地方労働者聯盟	横濱市中區宮本町	昭三・三	和田英太郎	一〇〇	
上毛印刷工組	前橋市萩町二六四	大・一・六	梅本英三	五〇	

日本労働組合自由聯合協議會

組合名	所在地	年月日	連絡委員	組合員數	備考
日本労働組合自由聯合協議會	東京市大島町三	昭五・一	田所義明	五五〇	機關紙新
關東地方自由聯合協議會	同	同	江西一三	五〇	閉政治行動
關東出版産業労働組合	東京市神田區淡路	昭五・一	宇田川一郎	一〇〇	
關東一般労働者組合	同	昭五・六	白井新平	三五〇	
關東金屬工組合	東京市大島町三	大・一・二	村田常次郎	三〇	

關西労働組合自由聯合協議會

組合名	所在地	年月日	連絡委員	組合員數	備考
關西労働組合自由聯合協議會	大阪市西區九條	大・一・九	小池長次郎	六五〇	
大阪印刷工組	同	大・一・四	同	三五〇	
地方組合	同	大・一・五	同	三〇	
岡山一般労働組合	岡山市下石井町三	昭三・三	同	二四五	
廣島労働組合自由聯合會	廣島市鐵砲屋町三	大・一・二	同	二〇	

組合名	所在地	年月日	連絡委員	組合員數	備考
京濱合成労働組合	川崎市大島町二六七	昭六・三	高橋光吉	三五	
關西地方自由聯合協議會	大阪市浪速區水崎町四六	昭四・一〇	小川一郎	八〇	
大阪機關技工組合	同	大・一・五	速見吉三	五〇	
泉州純労働者組合	同	昭四・一〇	同	一五	
泉州漁業労働者組合	同	同	同	一五	

主要單獨組合

組合名	所在地	年月日	代表役員	組合員數	備考
日本海員組合本部	神戸市海岸通	大・一・二六	濱田國太郎	九、二六	一、支持政黨 二、機關紙三組 三、海員(月刊) 四、日本労働組合會議加盟
函館支部	函館元町二三	同	宮本十次郎	同	
小樽支部	小樽市南濱町四丁目五	同	木村唯作	同	
東京支部	東京市芝區芝浦町一丁目一	同	横山孫作	同	
横濱支部	横濱市海岸通四丁目二四	同	山川宗彬	同	
名古屋支部	名古屋市南區港本町三ノ六	同	加藤清勝	同	
大阪支部	大阪市港區六條通一ノ三	同	片山國治	同	
川口支部	大阪市西區本町三ノ七〇	同	横川孝太郎	同	
門司支部	門司市祝町二丁目	同	久保田長一郎	同	
戶畑支部	戶畑市清水町四丁目	同	増原操	同	
三池支部	福岡縣大牟田市三里	同	長野金市	同	
下關出張所	下關市岬ノ町	同	木下善一	同	

創立昭和三年十二月 日本労働組合全國協議會

機關紙「労働新聞」	各産別組合ニユース	共產主義政黨支持	組合員數約										
日本金屬労働組合	日本化學労働組合	日本木材労働組合	日本出版労働組合	日本電氣労働組合	日本通信労働組合	日本織維労働組合	日本交通運輸労働組合	日本食糧労働組合	日本一般使用人労働組合	日本土木建築労働組合	日本鑛山労働組合	日本海員港灣労働者組合(準備會)	日本農業労働組合(準備會)

組名	所屬同所屬聯所屬組	員所屬組合
日本労働同盟	二	四七、九八六
官業労働同盟	三	一六、二〇一
日本港灣従業員同盟	一	一〇、五〇一
日本造船労働同盟	一	一〇、五〇一
日本労働組合総連合	一	四、二四〇
海軍労働組合同盟	一	二五、四三七
全国労働組合同盟	八	三六、七五〇
日本労働組合同盟	一	四七、二一六
立憲労働組合同盟	一	七、六六九
關西労働組合同盟	一	七、三三七
立憲労働同盟	一	五六一

労働組合勢力一覽表

神戶市従業員組合	神戶市林田區	昭四〇	石本源右衛門	六〇〇	一、日本國家社
足尾銅山職工組合	栃木縣上野原町	昭四〇	前田隆一	三、七五〇	一、日本國家社
福井縣労働同盟	福井市寶永上	昭四〇	齋木重一	八五〇	一、日本國家社
日本土木建築業協同組合	東京市吾妻町	昭四〇	加藤昇	三〇〇	一、なし
自由労働同盟	東京市目黒区	昭四〇	同	三〇〇	一、日本國家社

伏木支部	富山縣伏木町	昭四〇	加藤善之助	一、六五〇	一、日本國家社
因島支部	廣島市御調郡土生町	昭四〇	田口源記	一、六〇〇	一、なし
大連支部	大連市山縣通二一八	昭四〇	濱尾保	一、六〇〇	一、なし
社団法人海員協会	神戸市下山手通八丁目八〇	昭四〇	尾崎麟太郎	三、六四〇	二、海員協會
東京市従業員組合	東京市神田區旭町二五五大木ビル内	昭四〇	小野正造	二、〇〇〇	一、日本労働組合
東京瓦斯新工組合	東京市深川區本村町五四	昭四〇	平野安藏	三、五五〇	一、自由開
東電従業員組合	東京市下谷區入谷町二一	昭四〇	岩永榮一	一、六五〇	一、自由開
遷友同志會	東京市芝區今入町一五和合	昭四〇	赤松克磨	二、六七〇	一、日本國家社
全日本製氷労働組合	東京市本所區平川町	昭四〇	野口榮治	三、五〇〇	一、日本國家社
東京モスリヤ工員會	東京市向島區吾妻町西二ノ	昭四〇	山田重太郎	一、六〇〇	一、なし
全國俸給者組合	東京市芝區内田ビル内	昭四〇	小池四郎	七〇〇	一、日本國家社

縣名	組合數	組合員數
神奈川	二五	二二、九〇八
大阪	九	七〇、七六五
京都	二	五、一〇八
東京	九七	九三、〇五五
北海道	一〇	一、四七六
樺太	一	一、五〇
總計	一五〇	一三三、九〇一

地方別に見たる單位組合の分布状態

主要單位組合	組合數	組合員數
日本労働組合總評議會	一	六、九一〇
日本製陶労働組合同盟	一	一三、七〇〇
中央労働者組合同盟	一	二、九〇〇
純労働者組合同盟	一	三、〇〇〇
日本交通労働總連盟	一	一五、七〇〇
全労働統一全國會議	一	二、八〇〇
全國労働組合自由聯合會	一	一、〇〇〇
日本労働組合自由聯合協議會	一	三、〇〇〇
日本労働組合全國協議會	一	一四九、二三〇
總計	一〇	三九五、八五五

關東精鐵労働組合	東京市向島區寺島町三七	昭四〇	小笠原峰雄	四三四	一、社會大衆黨
浦田労働會	東京市蒲田區四三	昭四〇	加藤留吉	五〇五	一、社會大衆黨
工信會	横濱市中區橋本	昭四〇	松村磯雄	三、一〇〇	一、社會大衆黨
横濱沖仲仕共濟會	横濱市中區三浦	昭四〇	中谷米吉	一、三三〇	一、社會大衆黨
大阪市電愛友會	大阪市中區大正	昭四〇	大道勘一	二、〇〇〇	一、社會大衆黨
陸軍労働組合	大阪市北區生野	昭四〇	河村政治	七五〇	一、大日本生産黨
日本美術友人社組	大阪市東淀川區十三東町	昭四〇	永田幾太郎	九五〇	一、大日本生産黨
新大阪労働組合	大阪府北河内郡大板町三河内	昭四〇	山本寅造	八二〇	一、大日本生産黨
京阪同友労働組合	大阪府浪速區大津町三丁目	昭四〇	西口末吉	九三〇	一、大日本生産黨
大阪電氣労働組合	大阪市浪速區櫻川町三丁目	昭四〇	能美要	五五〇	一、社會大衆黨
日本製鐵労働組合	八幡市立町三丁目	昭四〇	島津重藏	八、九〇〇	一、日本労働組合
労働者組合	神戸市筒井町一ノ三	昭四〇	西井仙太郎	五三〇	一、社會大衆黨
ダンロップ労働組合	神戸市林田區水笠通	昭四〇	青柿善一郎	一八〇	一、社會大衆黨
兵庫縣合同労働組合	神戸市海通三丁目	昭四〇	赤崎寅藏	一、〇〇〇	一、社會大衆黨
全日本自動車従業員組合	三丁目二六	昭四〇	同	一、〇〇〇	一、社會大衆黨

團體名	所在地	創立	代表役員	支持政黨
國家社會主義青年同盟	東京市芝區櫻田本郷町角内田ビル内	昭七・七	陶山篤太郎	一、日本國家社會黨
日本國家社會同盟	同	昭七・〇	赤松 明子	一、日本國家社會黨
社會大衆婦人同盟	東京市芝區南佐久間町一ノ五五	昭七・八・二七	赤松 常子	二、日本國家社會黨 三、婦人戰線 四、社會大衆黨 五、勤く婦人

無産青年及婦人團體

年次	組合數	組合員數
大正十四年	四七	二五、二六二
同十五年	四八	二八、七三九
昭和二年	五〇	三〇、四九三
同三年	五〇	三〇、九〇〇
同四年	六三	五三、九八五
同五年	七二	五三、三三二
同六年	八八	三六、九七五
同七年	九三	三六、六二五

日本プロレタリア文化聯盟

(コ ッ プ)

略稱	本部	機關紙	幹部
日本プロレタリア文化聯盟 (Kopf)	東京市牛込區市ヶ谷田町二ノ二	プロレタリア文化 (月刊)	河上 肇
大河内信成 (小川信一)	宮本 顯治	秋田 雨雀	細田 民樹
貴司 山治	中野 重治	山下 德治	村山 知義
小林多喜二	山田清三郎	山下 德治	村山 知義
中條百合子	小林多喜二	山田清三郎	村山 知義
小林多喜二	山田清三郎	村山 知義	村山 知義
山田清三郎	村山 知義	村山 知義	村山 知義
村山 知義	村山 知義	村山 知義	村山 知義
村山 知義	村山 知義	村山 知義	村山 知義
村山 知義	村山 知義	村山 知義	村山 知義

日本労働組合會議
 所在地 神戸市海岸通三丁目二六
 創立 昭和七年九月二十五日
 役員
 議長 濱田國太郎 副議長 長松岡駒吉
 書記長兼會計 米窪滿亮 執行委員 坂本孝三郎
 八本信一 尾崎麟太郎 川村保太郎
 菊川忠雄
 加盟團體及勢力
 日本海員組合 九四、二七六
 海員協會 一三、三六五

日本労働組合會議

支部組合員數は便宜上本部組合員數に合算せり

支部名	所在地	組合員數
富山	一	一、〇〇〇
福井	二	一、〇〇〇
秋田	三	六六
青森	四	九〇
福島	五	六九〇
岐阜	六	一、四七
滋賀	七	六〇
静岡	八	一八五
愛知	九	七、九九
名古屋	一〇	四、九三
計		二五、〇〇〇

年次	組合數	組合員數	労働者總數に對する組織率 (%)
明治四十年	四〇	不詳	不詳
大正七年	一〇七	同	同
同八年	一八七	同	同
同九年	二七三	同	同
同十年	三〇〇	一〇三、四二二	同
同十一年	三九九	一三三、一七一	同
同十二年	四三三	一五五、五一	三・三%
同十三年	四六九	一八三、二七六	三・三%

労働組合數及組合員數 (内務省社會局調査)

機關紙	組合會議時報 (季刊)	組合員數
日本造船労働聯盟 (脱退聲明)		一〇、五〇一
日本港灣從業員組合聯盟		四七、九八六
日本労働總同盟		四七、一六
全國労働組合同盟		二五、四三七
日本製鐵労働組合聯合會		八、九〇〇
日本労働總聯盟		七、六六九
東電從業員組合		一、六三〇
官業労働總同盟		一六、二〇一
計		二七三、一〇一

愛國團體一覽

愛國團體一覽 (配列五十音順)

團體名	年創立	本部所在地	幹部名
愛國勤勞黨	昭五・三	茨城縣東茨城郡常盤村	橋孝三郎
愛國無產青年同盟	昭五・三	四谷愛住町一三	天野辰夫 神永文三
愛國皇民黨	昭五・三	市外羽田一〇	中谷武世 深田政太郎
愛國青年聯盟	昭五・三	小石川區指ヶ谷町一〇	浦部武夫
愛國學生聯盟	昭五・三	芝區白金臺町一ノ	岩田愛之助
愛國法曹聯盟	昭五・三	神田區金澤町一六	大澤武三郎 大澤米吉
愛國青年社	昭五・三	神田區小川町四一	三原朝雄 小田實
愛國勞働社	昭五・三	神田區有樂町一ノ	角岡知良 林逸郎
愛國新開社	昭五・三	本郷區蓬萊町六	若谷直次郎
愛國青年社	昭五・三	水戸市外常盤村石	橋孝三郎
愛國青年社	昭五・三	小原三〇三九	長澤九一郎 三浦一郎
愛國青年社	昭五・三	落合町下落合二一	松木良勝 鈴木格
愛國青年社	昭五・三	麴町區有樂町一ノ	楠瀬幸彦 増田寛助
愛國青年社	昭五・三	瀧野川區田端一九	五内藤方

關東國粹會本部	昭五・一	虎ノ門ビル二七號	伊藤祐光 梅津勘兵衛
學生興國聯盟	昭四・二	本郷區本郷四丁目	高岡重利
恢弘會	昭三・四	目黒區飯田町三丁目	大井成元
舊邦社	昭三・三	麻布區本村町一五	友野直三
行地社	昭四・二	牛込區喜久井町三	遠藤友四郎
錦旗會	昭三・五	四谷區宮村町三四	大川周明 狩野敏
金鷄學院	昭三・四	小石川區原町一二	酒井忠正 安岡正篤
勤皇維新同盟	昭三・三	深川區古石場町四	永井了吉 田尻隼人
勤王聯盟	昭五・一	四谷區南寺町四二	菊地武夫 佐藤清勝
歸一協會	昭五・一	本郷區南寺町四二	小石川區白山御殿
救國學生聯盟	昭五・一	町一七	後藤正治
軍縮國民同盟	昭六・二	千駄ヶ谷八七三	藤田修
經濟國策研究會	昭六・二	芝區平町二二	清瀨一郎 湯淺凡平
慶大國防研究會	昭五・一	千駄ヶ谷町穩田一	石井秀雄 船口萬壽
慶大精神科學研究會	昭三・四	慶應大學內	新館正國 天川勇

建國會	大五・三	三河島三河島七五	赤尾敏 深澤源藏
原理日本軍	大五・四	西大久保三四五	鬼倉重次郎
京大猶興學會	昭六・二	京都左京區黒谷町二	石田眞平
敬大愛人會	昭六・二	京都大將軍鷹司町	山田圭一郎
原理日本社	昭七・三	世田ヶ谷若林二七	養田胸喜
皇民意識振興會	昭七・三	大坂市此花區梅香	中村義明
皇國義團	昭七・三	淀橋町角管二二八	松田榮治 鳴島榮次郎
興國同志會	昭七・三	西大久保四五八	關直彦 後藤靜香
興國青年同盟	昭七・三	京都左京區北白川	柴山滿
更始會	昭七・三	大井町春秋園內	角田清彦
興民會	昭七・三	赤坂區福吉町一日	日堂則義 小幡一正
國心會	昭七・三	堂內所區瓶橋一ノ三	熱田佐伊藤 芳男
國體科學聯盟	昭七・三	西宮市宮西町十六	里見伊藤 岸雄
國維會	昭七・三	麴町區內幸町大坂	近衛文磨 酒井忠正
國防聯盟	昭六・二	麴町區平河區六ノ	平沼駿一郎 竹内賀久治
國民外交研究會	昭六・二	中野町文圃十一	望月義人 入江吉三郎
國民解放社	昭六・二	赤坂區青山南町六	內藤順太郎 西山暢造
國民社會主義黨	昭六・二	芝區沙留町二ノ四	宮越信一郎 秋元清一郎
衛家聯盟	昭七・三	八幸町一ノ七幸ビ	下中彌三郎 高橋忠作

國教宣明團	明六・三	澁谷猿樂三二	酒井勝軍
國策樹立協會	昭五・二	芝區平町一不二ビ	岡梯二板垣守正
國風會	昭五・二	牛込區五軒町一	上泉德彌
國士同盟會	昭五・二	青山南町六ノ八三	內藤順太郎
護皇會	昭五・二	市ヶ谷富久町一〇	中山忠次
國士會	昭五・二	世田ヶ谷一〇〇六	柴田德次郎
皇國修養會	昭五・二	牛込區矢來町五二	東郷吉太郎
黑龍會	昭五・二	赤坂區新町五ノ七	內田良平 池田弘壽
國粹大衆黨	昭五・二	大坂東區北濱町一	笹山良一
五高東光會	昭五・二	熊本五高內	八波則吉
國家社會主義婦人同盟	昭五・二	芝區田村町二內田	赤松明子 小池元子
國難打開聯合協會	昭五・二	內山下町東洋ビル	新日本國民同盟 勳皇維
國民運動社	昭五・二	神武會內一ノ六商興	津久井龍雄 千葉直太郎
權藤會	昭五・二	內幸町一ノ六商興	權藤同人 成郷
皇道會	昭五・二	四谷區新宿一ノ七	權藤同人 成郷
皇國青年黨	昭五・二	武草區千束町一ノ	高橋乙一郎 奥村惠
國家社會主義青年同盟	昭五・二	芝區田村町二內田	陶山篤太郎 大槻正秋
產業奉還促進協會	昭五・二	下合二一九	遠藤友四郎 長澤九一郎
自治農民協會	昭五・二	青山原宿一七〇ノ	長野朗

大日本國粹聯合會	昭五・一	虎ノ門ビル二七號	伊藤 祐光	木田伊之助
大日本正義團	昭四・二	大阪東淀川區豊崎	酒井 榮藏	木村 嘉孝
大日本帝國振武會	昭五・八	〇砂原方	砂原 留吉	湯淺 泰昌
大日本皇道義會	昭七・七	千駄ヶ谷六五八	鈴木 井三	郎
大日本武德會	昭六・四	京都平安神宮内	鈴木 木	莊 六
大化會	昭九・四	市ヶ谷加賀町二ノ	岩 田	富美 夫
大正赤心團	昭六・七	深川平久町二ノ九	森 建	二
大行社	昭三・三	本郷駒込千駄木町	清水 行之	助
大民クラブ	昭五・一	世田ヶ谷若林二八	柴 田	徳次 郎
大統社	昭二・二	千葉縣八幡町	吉 田	三 郎
大亞義團	昭七・一	澁谷大和田	三 浦	義 一 郎
大日本護國會	昭四・二	本所區駒形町二ノ	片 岡	君 惠
大日本殉國會	昭五・三	小石川區香羽六ノ	増 井	潤 一 郎
大日本國輝會	昭四・〇	麴町區内幸町一ノ	岩城 隆徳	肥田 琢司
大日本奉公團	昭三・九	麴町土手三番町二	蓮 井	繼 太 郎
大日本青年護國聯盟	昭四・三	本所中ノ郷業平三	河 野	龜 芳 郎
大東文化協會	昭三・一	麴町富士見町六ノ	山 本	悌 二 郎
大日本國民思想善導會	昭三・二	牛込辨天町	武 智	徳 平
大衆統一協會	昭五・三	内幸町第二商興ビ	芳川 哲	平野 小劍

對外同志會	昭六・三	千駄ヶ谷五三一	一條 實孝	小林順一郎
大日本生産黨	昭六・六	麴町區永田町二ノ	内田 良平	池田 政
大日本青年同盟	昭七・二	虎ノ門ビル	津久井龍雄	伊地知義一
拓大魂の會	昭三・三	拓殖大學内	平 田	九 郎
大日本思想研究會	昭七・七		高須芳次郎	上村 敏
大日本護國聯盟	昭八・三			
大衆國威聯盟	昭二・三	麴町區元平河町一	箕 浦	春 浪
大命社	昭五・七	〇神田佐久間町三ノ	長岡 利泉	池下重太郎
大日本愛國義團	昭五・〇	本所區太平町三ノ	松岡 林造	渡邊 正良
大同俱樂部	昭七・二	内幸町幸ビル	鈴木 善一	影山 正治
中央報徳會	昭二・二	四谷三光町八	水 町	袈 袈 六
中央乃木會	昭三・六	赤坂區新坂町六三	坂谷 芳郎	坂本 俊篤
天業青年團	昭三・一	代々木山谷一七	田 中	智 學
鐵道青年會	昭四・一	麴町富士見町一ノ		
鐵道共敬會	昭九・九	淺草橋場町一四〇	安 藤	嶺 九
帝國文化協會	昭三・三	西大久保四三八	上 村	藤 若
天行會	昭七・七	澁谷常盤松一二	頭 山	秀 三
同志會	昭四・二	市外福生村四三三	村野 金七	原島 清吉
東海聯盟	昭四・二	碑谷町碑文谷八一大	杉 精	一

七生義團	昭三・八	入新井町新井宿一	藤川 新	木村 清
縱橫俱樂部	昭六・六	戸塚町源兵衛一五	森 傳	佐々木 貢
辛未同志會	昭六・八	芝櫻田善左衛門町	井上 清純	大井 成元
新國民會	昭三・〇	高田町雜司ヶ谷一	井筒 調策	小林 一郎
新日本協會	昭三・五	澁橋柏木九八	山本悌二郎	福原 武
紫雲莊	昭三・三	麴町内幸町一ノ六	橋 本	徹 馬
秋水會	昭三・七	代々木山谷一七	寺 田	稻 次 郎
修養會	昭三・二	千駄ヶ谷新屋敷六六	平 沼	駿 一 郎
新道會	昭四・七	小石川久堅町三	田 邊	頼 眞
修養團朝鮮聯合會	昭三・四	京城府青葉町三丁	宇 津	木 勢 八
神武會	昭七・二	東洋ビル三階	大川 周明	狩野 敏
士林莊	昭五・三	代々木山谷一四四	西 田	
七生社	昭四・二	本郷森川町一五	鈴木 木	吾 一
朱光會	昭七・二	東京帝大内	關 根	三 千 雄
修養座談會	昭六・二	横濱高工内		
神道聯盟	昭六・二	下谷區車坂五〇	佐藤 清勝	高山 公通
新日本國民同盟	昭七・三	中野區昭通二丁	佐々井一晁	近藤 榮藏
社會自由黨	昭七・三	大塚市大正區鶴町	小田 孝	飯石 豊市
神農會	昭五・〇	淺草區北田原町六	中川 良長	山田 春雄

信州皇民同盟	昭八・三	最野縣下伊那郡飯	淺井敬吾	羽田野喜三郎
赤化防止團	昭二・〇	澁橋區柏木三二五	米 村	嘉 一 郎
正義同志會	昭四・〇	神田錦町一ノ一二	富岡 彦造	寺澤 雄
聖日本學會	昭三・七	原宿二三〇	澤 田	五 郎
全日本學生協議會	昭七・七	神田區駿河臺二丁	別府 俊介	坂本 八郎
全國青年聯盟	昭五・一	芝區琴平町二小倉	原 甫	
全國大日本主義同盟	昭六・四	澁谷區羽澤三五	松永 材	北村 正
聖皇會	昭四・四	東京都	道 瀨	川 正 史
全國立憲青年同盟	昭三・二	芝白金三光町二〇	高 野	清 八 郎
全日本愛國社共同闘争協議會	昭六・三	澁谷金王津久井方	現在 自然	消 滅
全日本興國同志會	昭二・二	西巢鴨町向原三四	稜川 武治	天野 辰夫
政教社	昭二・一	芝南佐久間町二ノ	五百木良三	松林 亮
早大湖ノ會	昭二・三	早稻田大學内	松 永	村 亮
早大和會	昭四・三	戸塚町諏訪一七一	出石 誠彦	西澤 明正
祖國會	昭五・〇	千駄ヶ谷町五六二	北 崎	吉 高 倉
尊皇急進黨	昭五・〇	落合町下落合二一	遠 藤	友 四 郎
相愛會	昭六・〇	本所柳原町一九	守屋 榮夫	朴 春 琴
早大國防研究會	昭五・六	牛込馬場下町一六	後 藤	辰 夫
大日本國粹會總本部	昭八・〇	赤坂新坂町四五	高橋光威	胎中楠右衛門

階級的消費組合運動

はしがき

我國に於ける階級的消費組合の發達は労働組合のそれに比較し遙かに幼稚な状態にあるが、然し昨今の絶え間ない經濟情勢の悪化に伴ふ労働者階級の生活の窮乏化は、一面消費組合の經營に異常な困難を誘致せしめて居るにも拘らず、消費組合運動に對する労働者階級の關心を未だ曾て見ぬ迄に高揚せしめて居る。殊に本年に於てはその傾向が顯著である。而もその傾向は全國的なものとさへなつて來て居る状態である。今それ等消費組合運動の中に流れる潮流を大別して見るに、二分することが出来ると思ふ。即ち一は日常經濟生活に就て無産階級を資本主義經濟組織の根幹をなす利潤制度より保護し、自主的に生活の改善を計り、以て漸進的、平和的に社會改造を企圖する處のものであり、他の一つは單なる日常經濟生活の利益擁護の爲めのみならず進んで之を階級闘争の一段と見做すところのものである。其の何れが是であり何れが非であるかと云ふ問題は別として、無産階級の消費組合運動戰線が會てなき緊張と躍動とを示して居ると云ふことは見逃すことの出来ぬ事實であらう。

労働者消費組合運動の現勢

産業組合法に依るもの、外認可を受けて居らぬ消費組合に就ては其の調査の完璧を期することが頗る困難である。更に又消費組合は其の存在の理由として現實に事業を繼續して居ることを以て唯一の條件とするものであるから、我國の労働者消費組合の如く設立・解散の絶え間なきものにあつては一段と調査の悩みを感じる次第である。従つて現在我國に幾何の労働者消費組合があるかと云ふに、正確な數字を以てする事は到底不可能であるが、約九〇の組合と其の加入組合員總數約二萬を推算することが出来る。而してこれを地方的に見れば東京の約四〇が斷然多く、大阪、神奈川の約八が之に亞ぎ、兵庫、福岡、愛知等にも亦若干あり、北海道、青森、宮城、山形、千葉、靜岡、岐阜、京都、岡山、長崎、熊本等に於て夫々二三の組合があり。右の中産業組合法により認可を受けて居るものが一九組合ある。次に組合員數に就て見れば労働組合關係のものとしては横濱工信購買信用組合の千七百名、石川島自轉購買組合の千四百名、製網労働購買組合及び相愛社の六百名、地域の無産者消費組合と

しては東京共働社の千五百二十名、城西消費組合の八百五十名、第一合同消費組合の七百名、江東消費組合の五百名が最多數のものであつて、他は最高三百名内外のもの約一〇組合がある。今前記約九〇組合をその員數に就て見れば次の通りである。

組合員數	組合數
1— 10	14%
51— 100	9%
101— 200	35%
201— 300	24%
301— 400	4%
401— 500	1%
501— 600	3%
601— 700	4%
701— 800	1%
801— 900	1%
901— 1000	0%
1001名以上	4%

出資金の一口の金額は十圓を普通とするが、最高二十圓最低一圓であつて、數箇月に分割拂

込む制度が採られて居る。一組合員の持つ口數は概ね一口であつて、一組合員が平均二口以上を持つて居る組合は全然ない。次に拂込出資金を三一組合に就て見れば次の通りである。

拂込出資金	組合數
100圓— 300圓	ナシ
300圓— 500圓	4
500圓— 1000圓	3
1000圓— 2000圓	6
2000圓— 3000圓	5
3000圓— 4000圓	2
4000圓— 5000圓	3
5000圓— 10000圓	2
10000圓以上	2
20000圓以上	2
30000圓以上	1

一組合員の一箇月平均購買額(利用額)は最高十七圓四十八錢最低一圓四十七錢、平均八圓程度であるが、それ等は一般的窮乏化による組合員の購買力の減退となつて現れて居る。

尙賣上高に對する經費率を見るに、大部分の組合は一割以下平均八分程度であり、經費中の八割を占めるものが人件費となつて居る。然し調査組合の約一割が缺損状態に在ることを知つたが、現下の不況時に際し消費組合の經營が如何に困難であるかを如實に物語つて居るのではないかと思はれる。而してそれ等缺損を招致するに至つた原因としては種々あるであらうが、主要原因とも目されるべきことは固定、半固定、未收代金と物價の變動——騰貴——とである。

以上は諸組合の總括的な現勢の觀察であつたが、次に是等を個別的組合と聯合團體とに分類し、その各々に就ての本年中に於ける運動の跡を尋ねて見ようと思ふ。

個別的組合の現勢

一 労働團體を中心として組織されるもの
我國に於ける階級的消費組合は労働組合が自身直接に之を經營するものは極く少數であつて、多くは労働組合が中心となり組合とは別個に消費組合を組織して居る故其の組合員が一致して居る場合が多い。然し必ずしも労働組合員のみを組合員とするものは少なく、大部分は定款の許す範圍に於て一組合内に勞

總同盟關係消費組合

名 稱	所在地	組員 組合数	出口 数	拂出 込済額	一平均 高月	一用 高月	對上 率	關係組合
△共愛消費購買組 合	東京	286	579	3,819	3,597	12.57	0.095	東京鐵工大崎澁 谷支部
製網労働兵庫消費 組合	兵庫	156	171	1,673	1,699	10.89	0.044	製網労働兵庫支 部
△因島消費購買組 合	廣島	594	605	6,566	2,944	4.96	0.088	因島労働 セメント労働門 司支部
白木崎購買組合	福岡	178	178	1,778	1,896	10.65	0.093	大阪金 屬
栗本共榮社	大阪	197	197	2,499	1,200	6.30	0.160	尼崎金 屬
△購買組合共榮社	兵庫	326	558	2,569	4,032	12.36	0.036	製網労働小倉支 部
製網労働小倉消費 組合(八月調)	福岡	397	421	4,120	6,810	17.15	不明	尼崎木 管
共立社	兵庫	未報告						セメント労働三 河支部
△三河セメント購 買組合	愛知	40	113	1,844	965	24.14	0.135	製網労働川崎支 部
△製網労働購買組 合	神奈川	607	1,077	10,770	11,557	19.65	0.045	セメント労働川 崎支部
田島消費組合	神奈川	245	303	2,997	2,518	10.27	0.089	神奈川鐵工
浅野造船消費組合	神奈川	39	39	390	300	7.50	不明	神奈川鐵工
神奈川鐵工消費組 合	神奈川	140	658	?	763	5.45	不明	神奈川鐵工
浅野船渠消費組合 (八月調)	神奈川	40	64	463	291	4.55	不明	神奈川鐵工
富士製鋼消費組合	神奈川	80	87	700	850	10.62	0.110	東京鐵工
櫻田従業員消費組 合	東京	160	?	?	1,866	13.52	不明	東京鐵工
大島第一消費組合 (八月調)	東京	63	93	322	812	12.89	不明	關東釀造
實信用購買組合 (同上)	千葉	105	221	2,210	765	7.28	不明	關東釀造
八幡購買組合 (同上)	千葉	100	100	300	300	3.00	不明	紡織沼津支 部
岳南消費組合 (同上)	静岡	630	不明	不明	不明	不明	不明	
計		4,353						

備考 △印は認可組合
浅野造船消費組合、浅野船渠消費組合、八幡購買組合は消費組合としての要
素を具備して居らぬやうである。

働者並に一般市民を擁護して居る状態である。而して此の種消
費組合で最も多く労働組合と關係を持つものは日本労働總同盟
に屬するところの組合である。本年末に於ける總同盟關係の消
費組合は前頁表の如くである。

右の諸組合中一會社一工場を單位として組織するもの一九組
合、残る一組合が地域的の消費組合(勿論組合員の大部分は總同盟
關係の労働者)である。是等は自治分散的であるが、共愛消費購
買組合、製網労働購買組合、田島消費組合の三組合が消費組合聯
合會(後記)に加盟し、櫻田従業員消費組合が關東消費組合聯盟
(後記)に加盟し、夫々共同購入の便を受けて居る。尙總同盟と
しては全国各地に組合經營の購買部を有つて居る。斯くの如く
總同盟關係の消費組合は他の労働團體のそれに比較し頗る多數
に及んで居るが、消費組合に對する關心は最近總同盟關係の勞
働組合内部に於て相當昂つて居るやうに思はれる。それは秋田
製材職工組合、東京革工組合、尼ヶ崎ゴム従業員組合、關西紡織
産業労働組合錦支部、東京聯合會北豐島支部聯合會等の諸組合
内部に見られる。又大阪聯合會に於ては所屬組合に於ける各消
費組合の經營の統一を圖る爲め、その事業部に於ては仕入其他一
切の斡旋を行ふこととなり、關東労働同盟會に於ては從來の事
業部を廢止して團體協約部、協同組合部、保險基金部の各部を
設置することとなり、注目すべき事實である。尙本年四月
赤松一派の脱退による分裂當時に於ては、前頁表の諸組合の外

總同盟を去つて日本國家社會黨に走つた逓友同志會系の豊島消
費組合(後記)神田逓友消費組合、逓友下谷消費組合、品川購買
組合(三組合共に脱退後解散)があつた。又購買組合共榮社は本年
春關係労働組合の分裂により、一部組合員が全労働神金屬久保
田支部の所屬となつて居る。

全國労働組合同盟としては從來原始的な闘争を敢行して來た
關係から福利施設事業等は第二に廻して居た傾向があつた。從
つて關係消費組合としても頗る僅かであるが、現在兵庫縣下に
ある播州化學産業労働組合及び全農支部によつて組織される兵
庫縣消費組合(昭和八年一月認可。昭和七年末に於ては日本消費組合
聯盟に加盟)大阪運輸労働組合安治川支部聯合會を主體とする
大阪運輸交通消費組合及び品川共働社(後記)等がある。前者は
昭和三年三月三菱製紙高砂工場工友會購買部として發足、同年
十二月消費組合組織に改組、約六五〇名の組合員を有し、全國
労働組合同盟關係の消費組合としては唯一のものであるが、後
者は安治川支部聯合會に加盟する安治川方面の石炭運輸従業員
を中心勢力となす組合であつて、本年十二月前記兵庫縣消費組
合の協力によつて設立されたものである。此の外労働組合經營
の購買部が相當あり、大阪のみにも約一五を數へ得る由であ
るが、自主的消費組合ではない。

尙全國労働組合同盟第二回中央委員會(十二月十九日)に於て
「消費組合運動に關する件」が議案として提出され、次の如き實

行方法が決議されて居るが、来るべき年に於ける全國労働組合同盟の消費組合対策として重要性を有するものと思はれる。

- 一 前中央委員会の決定に基き全労働関係の職場會社を単位として始め、それを地域的、組合的に擴充して行く、その具體的方法としては先づ職場中心の購買部を組織し漸次街頭に及ぶこと。
- 二 一應全労働の組織の線に沿ふて發展せしめる方針で行く關係上労働組合の擴大強化を妨げる如き對立團體の組合員を包含せぬこと。
- 三 將來社會大衆黨を中心とする諸労働團體に於て協同組合運動の發展を期し之と協力すること。
- 四 組合の日常闘争に關係する闘士はこの消費組合運動に直接責任ある地位に立たぬやうにし、適當なる責任者を置くやうにすること等。

日本労働組合總聯合会としては大阪聯合會が主體となつて消費者組合協會(後記)なるものを組織し、共同購入を行つて居るが、大阪聯合會本年度大會が消費組合運動擴大を議して居る外、その加盟組合に於ても消費組合の設置促進を決議して居るのを見ても當組合關係の労働組合が消費組合に關心を持つて居ることが窺知される。然し加盟組合に於て完全な消費組合としての條件を具備して居るものは極く少數にて、一般には労働組合の購買部として存在して居るやうである。但し現在南部共働社、向島共働社、大森共働社(全部關消聯加盟後記)等が總聯合の系統に屬して居る。

右の外労働組合關係の消費組合としては次の如きものがある

名 稱	所在地	創立	組合員數	關係労働組合	備考
福岡消費組合	福岡	昭和六年	約四〇〇	九州出版労働組合	日消聯加
歐知消費組合	岐阜	昭和三年	約四〇〇	歐知製陶労働組合	日消聯加
足尾銅山購買組合	栃木	昭和六年	四、三七	足尾銅山職工組合	日消聯加
酒田消費組合	山形	昭和七年	四〇	酒田一農聯庄内組合	日消聯加
名古屋消費組合	愛知	昭和六年	一五〇	地方同志會名古屋支部聯合會	日消聯加
長崎消費組合	長崎	昭和六年	?	長崎労働組合	日消聯加
東交城北消費組合	東京	昭和五年	二四三	東京交通労働組合	關消加盟
西南消費組合	右同	昭和七年	一一九	右同	右同
城南消費組合	右同	昭和六年	二二八	右同	右同
勞友	右同	大正五年	一五八	右同	關消加盟
△蒲田共働社	右同	昭和二年	二九七	蒲田勞友會	關消加盟
麻布消費組合	右同	大正五年	二八四	東京交通、出版、労働、關東、金、安立、労働、外、一般、労働、乘、乗、自動、車、現、業、員、組合、日本、勇、信、労働、組合	右同
品川共働社	右同	大正五年	一七〇	右同	右同
日本勇信消費組合	右同	昭和七年	一七〇	右同	右同
北部一般消費組合	右同	昭和七年	一四一	東京市從業員組合、三河島支部外	關消加盟

組合名	所在地	創立	組合員數	關係労働組合	備考
豊島消費組合	東京	昭和五年	一〇三	日本労働同盟	大東京消
△自 榮	右同	昭和三年	三〇〇	興進労働組合	關消加盟
第二北部消費組合	右同	昭和七年	四八	關東化學労働者組合	關消加盟
城北消費組合	右同	昭和七年	一八七	東交組合外一般	右同
△豊多摩共働社	右同	大正五年	二二〇	總同盟東京職工外一般	大東京消
△廣工信信用購買組合	廣島	昭和二年	三五〇	廣工信會	關消加盟
△工信購買信用組合	神奈川	大正五年	一六八	造船工信會	關消加盟
△東京灣船員購買組合	東京	昭和四年	三〇〇	舊東京灣船員組合	關消加盟
△石川島自願購買組合	右同	昭和三年	一三九	自願組合	關消加盟

備考 △印は認可組合

右表にある石川島自願購買組合は石川島造船所並に石川島自動車製作所従業員によつて作られる日本主義労働組合たる自願組合を背後に持つ大組合であつて、創立以來毎年優秀な成績を擧げて居る。本年末に於ける成績は次の如くである。

組合員數一三九六名 出資口數二七三五口 拂込済出資金二六一六七圓 諸積立金一一、三四七圓 借入金ナシ 總益金二四、九三六圓 總損金一一、八三五圓 剩餘金一三、一〇一圓 一箇月平均賣上高一二、三三五圓 一組合員一箇月平均利用高八圓六三錢 購買高配當七、一七五圓(五分(一〇〇圓ニ付五圓) 出資金配當一、二九六圓(五分)

工信購買信用組合は横濱船渠會社の従業員により作られ、組合員の

多い點に於ては是等消費組合の首位にある。本年の成績は次の通り。

(一)購買部

組合員數一六八八名(内社外五八八名) 出資口數三五六三口 拂込済出資金三三、三八〇圓 借入金二二、五〇〇圓 總益金一五九九〇圓 總損金一五九九四圓 剩餘金(損失)四圓 一箇月平均賣上高一四、四八八圓 一組合員一箇月平均利用高一四圓一九錢 賣上ニ對スル經費率〇、〇九二

(二)信用部

貯金一二、七三六・四四圓 貸付金一〇、八二五・九二圓

日本主義労働團體に關係を持つ消費組合は前記石川島自願購買組合の外日本勇信消費組合、豊島消費組合、自榮社等であるが、是等組合は石川島自願購買組合の旗印「物質と精神の融和、道徳と經濟の一致」をその創立の中に高く掲げて居る。日本主義労働組合運動の精神は蓋し此處に在るのではあるまいか。經濟組織の變革期(資本主義から社會主義への)に於ける産業組合及び「社會主義經濟機構の一翼としての協同組合」の役割に關する日本國家社會黨岩手縣久慈支部長高橋新太郎氏の論文「國家社會主義と協同組合」(雜誌「國家社會主義」昭和七年十月、十一月、昭和八年一月、三月號所載)によれば、我國の産業組合は「資本主義修正の範圍から一步も出ないところのブルジョア的な運動に墮して居る。……日本に於ける産業組合をして其固持せる政治的中立性を止揚させ、その本來的使命に立歸らせて、國家社會主義イデオロギーへの發展的轉化を敢行させることに努力することは急迫せる目下の難局を打開し新日本文化を

建設する唯一無二の途であると信ずる。斯くて資本主義の支配下に
ある我國産業組合の反動的奉仕の危険を阻止する事が出来る。……
然し「こゝに注意しなければならぬ事は我國に於て行はるべき社会
主義経済組織に於ける協同組合の組織形態、事業形態、之を基礎づ
けるそのイデオロギーはソヴェートロシアに於ける協同組合や所謂
ロッヂデールの原則の上に立つ各資本主義国家内に於ける消費組合
のそれと同一に規定することは頗る危険である。……社会主義の建
設が國民的限界性によつてのみ可能なるが故に其の経済的基礎たる
べき協同組合の理論も亦國家的、民族的イデオロギーの上に打ち立
てられなければならない。換言すれば社会主義日本に於ける協同組
合はソヴェート・ロシアの社会主義的協同組合の社会的原則、即ち組
合員各自の直接的利益の爲に利潤を追求する基礎の上に立つ事を否
認せる國家機關として發展せる幾多の要素と、他方ロッヂデール協
同組合の持つ特徴たる社会主義社会に適用さるべき諸要素との發展
的統一によつてあらゆる部門の關係を「科學的に統制し聯鎖結合す
べき完全なる機能の運用を前提として、自主的に國民的に組織され
なければならない」。又曰く「現時の如く民族的、國民的の集結の尖銳
化する國際的情勢下にあつては、高度に強化せる金融資本の制覇か
らの被壓迫階級の解放は絶對的に不可能である。社会主義の建設が
「國民的限界性」によつてのみ可能なるが故に、其の経済的基礎たる
べき協同組合の理論も亦國家的、民族的イデオロギーの上に立てら
なければならない」と述べ、「眞の協同組合の勝利は國家社会主義
の勝利である」と主張して居る。日本主義労働團體の消費組合に對
する見解の一端を窺知し得る。

尙日本労働組合自由聯合協議會に於ても「消費組合運動に對
する努力も精力的になされ、昨年度(筆者註、昭和七年のこと)は
三組合を確立して居る」と報告して居る。關消聯加盟の第二北
部消費組合はその一例である。

本年七月の全國大會に於て全國勞農大衆黨、社会民衆黨の合
同に反對し、大衆黨支持を取消した日本労働組合總評議會は同
大會に上提された新活動方針中の戰闘的工場委員會の任務の中
に消費組合との連絡を規定し、又消費組合運動への組合員の積
極的参加を決定したが、大阪市電自助會に於ても日本交通労働
總聯盟の年次大會に於て消費組合の結成を叫んで居る。
斯くの如く最近労働組合側の消費組合に對する關心が甚だし
く高まりつゝある。

労働團體を中心として組織される消費組合の現勢は概ね以上
の通りであるが、労働團體が事業として單なる購買部を作りそ
の組合員に利用せしめて居るものは、前記總同盟や全國労働等
に於けるものゝ外尙相當あるやうである。例へば秀英労働組合
(東京)の秀英購買部(昭和四年設立)交通革新労働組合(大阪)の消
費組合(昭和七年三月設立)日本海員組合の兵庫(昭和四年二月設立)
並に三池(昭和七年四月設立)の購買部、官業労働總同盟名古屋向
上會の購買組合(大正十三年五月設立)佐世保勞愛會の購買部(昭和
二年二月設立)熊野勞友會(廣島)の物品販賣部(昭和七年一月)等
がそれである。

組合名	所在地	創立	組合員數	備考
△江東消費組合	東京	大正十五年	五一三	消聯加盟
△北豊島協同購買組合	同	昭和三年	二七八	同
△共働	同	大正九年	二五七	關消加盟
△向島共働	同	大正十二年	二九七	同
△南郊共働	同	大正十二年	一三五	同
△大森共働	同	大正十五年	六一	同
△一般消費組合	同	昭和六年	一六二	同
△魚市場消費組合	同	昭和五年	一五一	同
△多摩川無産者消費組合	同	昭和六年	二八二	同
△城西消費組合	同	大正十五年	八四三	同
△第一合同消費組合	同	昭和七年	六八七	同
△南千住消費組合	同	昭和六年	四〇	同
△東京共働	同	大正十年	一五二	大東京消 準

二 労働團體と關係なきもの
工場鑛山等が管理せず而も労働組合とは全然關係なく工場鑛
山等を單位とし或は地域的に労働者の自主的に經營して居る消
費組合がある。芝浦河港購買組合(東京、組合員約三八〇名)吳工
友信用購買組合(廣島、組合員二〇〇名)親交會購買組合(東京)
荻窪中島購買組合(東京、組合員一九一三名)の如きものは概ね工
場等を組織單位として居るが、地域的組合としては次の如きも
がある。

組合名	所在地	創立	組合員數	備考
新宿消費組合	東京	昭和七年	一〇〇	大東京消 準
共立消費組合	同	昭和六年	一四六	同
東亞通航組合	同	昭和四年	三〇〇	日消聯關係
京都消費組合	京都	昭和七年	八〇〇	日消聯加盟
大阪消費組合	大阪	昭和七年	二〇〇	日消聯關係
阪神消費組合	阪神	昭和六年	三〇〇	同
植愛消費組合	同	昭和六年	二〇〇	同
大同消費組合	同	昭和五年	二〇〇	同
廣島消費組合	廣島	昭和七年	一〇〇	同
湘南消費組合	神奈川	昭和六年	五〇	日消聯加盟
熊本消費組合	熊本	昭和七年	一〇〇	日消聯關係
岡山消費組合	岡山	昭和七年	五〇	同
サカエ消費組合	大阪	昭和五年	一五〇	同
宮城消費組合	宮城	昭和七年	三〇〇	同

備考 △印は認可組合

右表に於て明かな如く殆んど全部の消費組合が孰れかの聯合
體に所屬し或は連絡關係に置かれて居る。消費組合が單獨に經
營される場合其時には必ず多くの不利不保障が伴ひ易いもの
である。於茲か共同仕入の便更に進んでは強固なる組織の力を
作る爲めに是等單獨組合の聯合機關設置の必要が生ずる。次に
それ等聯合機關に就て設立の順序を追ひつゝ記述する事にしよ

工場名	組合員数	労働組合
市電(十一車庫)	667	東交
東電(江東方面各営業所)	23	東從
市從(各詰所)	77	市從
伊藤染工	20	總同盟
日藤絞釘工場	10	
安田鐵工	138	總聯合
立斯電車	20	
濱京船渠	60	工信會
日濱京材	190	
東木製工	1600	全勞
日島中工	130	
新湯鐵工	25	排同會
魚河工	60	
日本光學工業	40	親興組合
	280	
	130	ナシ
	(不明)	

横濱工信一六〇〇位(調査未完) 品川共働社一二〇位(調査未完)
 準備會
 金杉準備會一三〇人 練馬準備會七〇人 中部準備會三五人
 鶴見準備會 小石川準備會二〇人 京北準備會不明
 工場別組合員参加者数

其他の工場にあるが労働組合としては少数である。
 加盟及未加盟組合への配給額は左の通りである。
 白米 賣上 一八一、九〇六圓 給利益率 七%強
 雜貨 賣上 八三、一五八圓 四・八%強

項目	金額
一 箇月平均	二六五、〇六四圓
一組一箇月平均利用高	二二、〇八八圓
損益状態	一、〇五二圓
總損益	二二、一三六・八七七
總損	二〇、七九五・〇一〇
總餘	一、三五一・八六七
流動資産並に流動負債	
一 流動資産	
賣上未収	二三、四九八圓
拂込出資	一一、八六〇圓
在庫品	六、〇六八圓
現在金	二、一一一圓
計	四一、六三七圓
二 流動負債	
借入金	一〇、一一〇圓
銀行借入	二、五六七圓
配給車借	二、一一一圓
仕入未拂	三六一圓
仕入手形	五、五三〇圓
支拂手切	八、七九一圓
支拂計	二、六二一圓
計	三〇、一九〇圓

聯合機關の現勢並にその運動

本年末現在に於ける無産者消費組合の聯合機關としては、日本無産者消費組合聯盟、關東消費組合聯盟(日本無産者消費組合聯盟加盟)消費組合聯合會、大東京消費組合結成準備會、消費者組合協會等がある。
 イ 關東消費組合聯盟 は其の沿革古く大正十一年五月共働社東京共働社、大阪共働社(解散)月島共働社(解散)等によつて消費組合聯盟が結成されたのに始まる。爾來益々その勢力を擴大し昭和四年十月の分裂にもひるまず、一時財政的混亂に遭遇せしめられたが嚴正な自己批判により經營活動と組織活動との跛行を克服し、一時陥つて居た極左的偏向をも清算して、無産階級の政治的意見の相違に超越して超黨派性の重要性を強調し、然し根本に於ては階級闘争の立場を堅持する所謂労働運動の輻重隊としての無産者消費組合の使命を果たすべく、只管労働者、農民並びに一般無産市民階級の間に組織を進めた。斯くて本年末現在に於ては加盟組合二一、組合員總數約六、〇〇〇名に及んで居る。一九三二年度活動報告書によれば加盟組合の組合員の増減及びその内容は下表の通りである。
 加盟各組合の組合員の増減及びその内容

組合名	六組員年	七組員年	比較	組合員層内課			利員用合	員組員外合	常務者數
				勞	市	失			
共働社	214	247	+ 33	202	30	15	157	70	2人半
島共働社	284	297	+ 13	240	52	5	247	20	3人餘
蒲田共働社	310	297	- 13	200	97		250	ナシ	3人
南郊共働社	123	135	+ 12	100	35		135	25	2人
大森共働社	66	61	- 4	48	13		35	35	1人
第二北部消費組合	—	48	+ 48	48			45	100	2人
城南消費組合	226	228	+ 2	228			183	10	4人
櫻田從業員消費組合	180	138	- 42	138			138	—	4人
麻布消費組合	269	284	+ 15	184	40	60	149	18	4人
一般消費組合	140	162	+ 22	16	16	130	56	13	2人
東交城北消費組合	209	243	+ 34	223	—	20	230	7	4人
西南消費組合	80	119	+ 39	117	12	—	105	20	3人
魚市場消費組合	126	151	+ 25	135	16	—	130	10	2人半
多摩川無産者消費組合	122	282	+ 160	282	—	—	150	50	3人
城西消費組合	560	843	+ 283	100	700	43	650	60	21人
城北消費組合	230	187	- 43	50	27	90	138	103	3人
北部一般消費組合		141	+ 141	110	31	—	135	20	4人
第一合同消費組合	545	687	+ 142	375	187	130	225	145	8人
南千住消費組合	30	40	+ 10						
合計	3921	4590	+ 664	2796	1256	538	3198	706	76人

組 合 名	出口 支数	拂濟資 込出額	一均上 箇平賣高	一員一 組合箇用	高上ニ 賣對率
△江 東 消 費 組 合	513	2,344	3,906	7.61	0.098
△北 豊 島 協 同 組 合	278	2,220	1,555	5.39	0.110
△○ 共 愛 購 買 組 合	286	3,819	3,597	12.57	0.095
勞 友 社	158	1,922	1,803	11.41	0.096
○田 島 消 費 組 合	245	2,997	2,518	10.27	0.089
△○製鋼労働消費組合	607	10,770	11,557	19.65	0.045
○富士製鋼消費組合	80	700	850	10.62	0.110
ベスタ消費組合	50(?)	未報告			
我 等 の 家	180	2,281	2,281	20.57	0.087

備考 昭和七年十月東京共働社外四組合の脱退前に於ては加
盟組合数は一四組合であった。

△印は認可組合、○印は總同盟關係消費組合。
上表の外取引組合一〇、連絡組合九を持つて居る。

設の擴充。八 消費組合従業員の養成。九 消費組合法制定の要求
一〇 産業組合中央會役員公選の要求。
聯合會の運動方針は經營萬能主義であり、従つて消費組合を
階級的な運動として組織活動に不忠實であると云はれて居るが
此時に前記の關東消費組合聯盟の立場と異なる所がある。
昭和七年末現在の加盟組合の内容は次の通りである。

昭和七年度(自七年二月二十一日至八年二月二十日)に於ける事業
成績は左の通りである。
出資口数 五二口、拂込出表額 四六七〇圓六一錢、本年度總益
金五三一六圓二九錢、本年度總損金 六五九四圓八九錢、差引損失
一八八四圓六〇錢、一箇月總賣上高 一七七、九一八圓九八錢、一箇
月平均賣上高 一四、八二五圓〇〇、一組合一箇月平均利用高 一、
六四七圓〇〇。
尙消費組合聯合會が其の功績として誇つて居る事業の一つと
して東京府消費組合共同精米所がある。これは昭和六年五月自
榮社、荻窪中島購買組合、親交會購買組合等の單獨労働者消費
組合並に一般市民組合と共に産業組合中央會東京支會の後援を
得て「全國購買組合聯合會」に加盟し、一切の設備を全國購買組
合聯合會の名の下に参加組合の代表に依つて獨立會計で經營
する」と云ふ趣旨の下に事業を開始した。爾來事業が續けられ
て居る。
ハ 大正十一年消費組合聯盟(現在の關東消費組合聯盟)結成の
時既に消費組合の全國結成が計畫され、遂に昭和六年三月日本
無産者消費組合聯盟準備會が設立、本年三月正式に日本無産者
消費組合(略稱日消聯)の確立を見るに至つた。而してその正式結
成が決定されると共に組織單一化の方針が決定された。日消聯
結成當時の旗下には關東消費組合聯盟、兵庫縣消費組合聯合會、
青森縣消費組合聯合會、福島縣消費組合、海岸地方協議會と其の

備考 前頁表は昭和六年二月二十日より七年二月二十日に至る
ものである。
聯盟は本年度に於ける主要任務として次の如き諸活動目標を
決定した。

一 獨占價格、消費税、關稅、物價騰貴反對。二 ストラ
イキへの參加。三 御用購買組合對策。四 失業者對策。五
各種カンパのための闘争。六 デパート、市場等の對策。七
産組及び反動的消費組合對策。八 日消聯強化のための活動
九 國際的連帶のための活動。
更に關消聯年來の宿案たる超黨派的組織徹底の爲めに組合單
一化を具體化することに努めた。而して右の諸任務が具體的に
現れた事實としては、ストライキの應援としては組織、配給各
部の連絡の不充分や各部の活動の不活潑と財政窮乏等によつて
前年に於けるが如き結果は窺知されぬが、失業者の要求に對す
る闘争として拂下米の優先權獲得及び無保證等の闘争が實行に
移されて居る。超黨派組織の問題は「各系統に屬する労働組合
その他種々な自主的労働者組織乃至は國社黨の大衆までも包容
し」た拂下米獲得の運動に遺憾なく現れて居る、と報告して居
る。尙從來の聯合體的組織を同盟的組織即ち單一組合に統一す
ると云ふ前年度大會の決定は「最も大きな成果」を收めて居る
とされて居るが、それは城西消費組合、第一合同消費組合等の
如き合同組合の結成と、城北並に城南地區の合同等である。

ロ 消費組合聯合會の創立 従つて關東消費組合聯盟の分裂
は「昭和四年の國際消費組合デーの演說會に於ける階級闘争派
の非階級闘争派幹部に對する「聯盟内に巢喰ふ社會民主主義者
を葬れ」なる攻撃となつて公然大衆の前に表明されるに至つた」
と云はれて居るが、遂に同年十月の關東消費組合聯盟臨時大會
に於て東京共働社、江東消費組合、北豊島協同組合、大崎消費
組合、豊多摩共働社、勞友社の六組合が脱退を聲明し、直ちに
消費組合聯合會準備會を作り、翌五年七月前記六組合の外に東
京共働社の支部たる豪徳寺消費組合、東京共働社成城支部並に
日本労働總同盟系の製鋼労働消費組合、田島消費組合、會津共
働社等を加へ正式に消費組合聯合會(略稱消聯)を結成した。爾來
消聯と日本労働總同盟とは密接な提携を保ち今日に至つて居る
昭和七年四月の第三回大會に當り發表せられた綱領並に主張
は聯合會の最近の動向を明瞭に語つて居る。

- 綱 領
- 一 我等は消費組合に依る一般大衆の消費生活の改善を期す
 - 二 我等は消費組合に依る生産分配組織の確立を期す
 - 三 我等はロツチデール主義消費組合の全國的聯合を期す
- 主 張
- 一 消費組合教育の普及。二 共同仕入の徹底。三 組合生産の達
成。四 生産者組合と直接取引の確立。五 消費組合に對する鐵道
運賃割引の要求。六 共同積立金の積極的蓄積。七 組合員福利施

出資総額 一一〇二四二〇〇、借入金 一一四〇四二〇 總益金 三四二一四七五 總損金 三七九〇四一六二、損失 三六八四一六三 一箇年總賣上高 四三二四〇四 一組合一箇月平均利用高 一五〇圓一二 賣上ニ對スル經費率 〇・〇八九

ニ 消費組合聯合會は前記の如く一四組合を抱擁し若々基礎を作りつゝあつたのであるが、本年十月加盟組合たる東京共働社の内紛問題に端を發し、東京共働社、松澤病院購買組合、豊島消費組合、共立消費組合、豊多摩共働社の五組合が聯合會を脱退、十一月末大東京消費組合結成準備會を組織した。而して脱退組合は「從來、消費組合の常道とされた横斷的聯合組織の不備と缺陷に逢着するに至つて、再び斯かる不祥事を繰返さぬ爲めに、換言すれば宗派的行動を排撃し、陰險なる策動を絶對に許さぬ機能を具備する新しき縦斷的組織を持つべく我々は決意した」と、脱退の理由を聲明して居る。結成後日尙淺く事業の成績は求め難いが、加盟組合の本年末現在の状態は下段表の如くである。

備考 △印は認可組合。

ホ 日本労働組合總聯合大阪聯合會に共同購入機關として消費者組合協會なるものがあることは既述した通りであるが、此の消費者組合協會は昭和六年十二月設立されたもので、大阪聯合會所屬労働組合の各購買部に對し共同仕入機關としての役割を負つて居る。本年中に於ける一箇月平均配給額五〇〇圓程度である。

(村山重忠)

組合名	出資口數	拂込濟出資金均賣上高	一組合員賣上ニ對スル經費率
△東京共働社	一五三三三	三四四一七・九	〇・〇一五
△豊島消費組合	一〇一	一〇七六圓	〇・〇一〇
△新宿消費組合		六四三圓	六・二四
△共立消費組合	七四圓	一、八九圓	八・二四
△豊多摩共働社			〇・二七
△松澤病院購買組合	三〇〇		

聯合體があつたが、此の中兵庫縣聯合會は先づ本年四月合同に依り先づ兵庫縣消費組合となつた。其後宮城縣の無産者消費組合は宮城消費組合準備會を、福島縣の飯豐消費組合は之を中心とした北相消費組合聯盟を作つた。又九州、北海道、福島、廣島、宮城、關西の各地方には地方協議會の確立を見るに至つた。然し本年中に於ける「組織活動は全く受動的になされたに止まつたが、全國に於て七十二の組合を持ち得た。昭和八年三月二十二日現在に於て事實上の加盟組合と見なし得るものは次の如くである。

地方別	本年中の新設組合		計
	新設	備會	
北海道	5	6	11
東北	10	6	16
關東	4	11	15
中部	6	9	15
近畿	3	1	4
中國	5	1	6
九州	5	0	5
計	38	34	72

備考 合同組合三。連絡組合は含まぬ。(一九三二年度報告書による)

備考 關消を一組合に數ふ。連絡組合は九二あり。

組合名	配給額	組合名	配給額
關東 關	17,779.092	石浦岡	1,157.553
關東 關	575.271	黒福浪	171.450
關東 關	809.348	浪岡	246.099
關東 關	358.454	札幌	435.470
關東 關		野付中	511.778
關東 關	1,146.878	富名	1,755.441
關東 關	646.722	古屋	859.636
關東 關	299.344	新屋	401.626
關東 關	203.405	麻績	208.440
關東 關	287.620	兵京	548.860
關東 關	447.520	庫都	688.811
關東 關	444.647	計	31,224.256
關東 關	350.051		
關東 關	850.734		

然し右の如く組織活動が行はれると同時に、一方全般的な全國的運動としては全國産業組合大會に對する代表派遣、國際消費組合デーに於ける演說會、即賣會等に對する廣汎なる大衆動員、拂下米の要求等があつたが、拂下米運動は八月を以て中絶し、九月から歳末へ更にそれ以來は内部強化の爲めに主なる勢力を經營活動に向けたと報告して居る。

主要組合配給額(自昭和七年三月至八年二月)

農 政 問 題

はしがき

昭和七年の農村は、二つの局面を展開して行つた。昨年上半年迄まさしくと見せつけられた農業恐慌の進展はフツシの運動と結合して急迫化し、救農臨時議會すら召集された。下半年に及んで夏秋蠶の繭價騰貴を契機として、米小麦等主要農産品の昂騰は、この急迫せる農村を緩和したかに見えた。その爲め高橋蔵相は六十四議會の豫算總會に於て、太田正孝氏の質問に對し「時局巨救費總額六億圓とすることは最初の豫定であつたが、生絲や繭の値が上り、その他米價も上つた爲めに當初の計畫を遂行する必要がなくなつた」とすら言明してゐる。果して農村は、これが爲めに、蔵相の言ふが如くに、巨救計畫を變更してもよいほどに窮乏状態が解消したのであらうか、それは農村を全面的に分解検査することによつてのみ正確に認識せられる問題である。本稿の如き限られた紙数を以てしては、よくこれを爲し得ることでない。従つて、こゝでは農村が甦つたと看做される最大原因の一つたる農産品價格の騰貴と収入増加の實情、農村インフレーション政策の顯現と看做し得る土木事

業其の他の効果、並に六十四議會に於て現はれた農業關係法律等を抽出して見よう。
因に本文は本年五月末までの資料によつて昨年度下半年から本年三月迄の農村の動向である。上半期については、協同會農村課編「昭和七年度の農村問題概観(社會政策時報昭和八年二月號掲載)」によられたい。

農産品價格の昂騰と農家の現金所得

農村窮乏の基因は我邦農業生産の本質的矛盾、更にそれが原因となつてゐる負債の重壓其他に基くものが多いことは言ふまでもないが、直接原因は、何んといつても、農産品の價格下落の爲めである。その價格が昨年下半年から上昇し初めた。いま東京商工會議所の調査にかゝる東京卸賣物價別指數の中から穀菽及蔬菜類合計(十四品)の指數を取つて見れば次頁表の如くである。

年 月	指 數
昭和4年	93.8
同 5年	75.4
昭和6年	
1 月	56.6
2 月	58.6
3 月	60.6
4 月	60.5
5 月	60.9
6 月	56.5
7 月	64.1
8 月	56.9
9 月	51.7
10 月	49.7
11 月	54.4
12 月	60.0
平 均	57.5
昭和7年	
1 月	68.5
2 月	71.5
3 月	7.00
4 月	68.7
5 月	67.9
6 月	63.5
7 月	65.3
8 月	67.1
9 月	70.4
10 月	68.4
11 月	78.2
12 月	83.7
平 均	70.3
昭和8年	
1 月	84.0
2 月	78.6
3 月	77.0

備考 穀菽及蔬菜類は玄米(上中下)大麥、裸麥、小麥、大豆、小豆、長鶏豆、青豌豆、小麦粉、澱粉、甘藷、馬鈴薯の十四種をとる。右は東京商工會議所調査に依る。

即ち農産品價格は昨年七月から急角度に騰勢に轉じた。その結果昭和六年度より七年度は、平均に於いて約一割三分の騰貴となつてゐる。この騰貴の爲めに殖えた農家の収入は、約一億八千萬圓と計算されてゐる。それを我邦農家總戸數に割り當てて見ると一戸當り約三十餘圓の収入が増加したことになる。果してそれ等の収入が農家の所得を殖やしたか、問題はそこにある。それについて、先づ見ねばならぬことは、農産物が全面的に上つてゐるか、どうかといふこと、二 農民が農産物を販賣する状況、三 農産品と購買品との關係、四 生産費との關係等についてである。

一 農産品昂騰の不齊一
世間では、一般に農産品が昂騰したやうに言はれてゐるが、全面的に之を點檢すれば、必ずしもさうでない。次に主要なるものについて掲げよう。

即ち、米穀類が一番昂り、その中でも小麦が甚だしい。小麦の昂騰は爲替關係、關稅關係等によるのである。けれども農家の主要な収入部面をなす米は、目立つた騰貴を見てゐないのは注目すべきである。

次に蔬菜果實類を見れば、上つたものもあるが下落したのもあつて、大體停滞の状況にある。即ち、蔬菜や果實類では農家の収入は増加しないのである。

畜産品は、最近昂つて來た。乍併、それは一時酷い下落を見たのが回復したといふに止まる。この中で昭和六年の價格まで回復したのは鶏肉のみで、農家の収入に一番影響する鶏卵は未だ一昨年迄に及ばない。

最後に繭を見るならば、この價格は夏蠶以來昂騰し、殊に晩秋蠶は異常に騰貴したけれども、それすら恐慌前の價格には及ぶべくもない。のみならず、昨年は收繭高の一番多かつた春蠶が、近年にない安値であつたのである。

以上農産品價格の高低を全面的に點檢したところによると、農産品の價格騰貴は不齊一で、昭和六年三月頃の價格以上にな

つたのは米穀類と繭だけ(この部門が最も主要ではあるが)である。それすら昭和三、四年の恐慌前の価格には遠く及ばない。尤も一般物價も下つてゐるからといふ議論も成り立つが(このことは後に見るとして)、尠くとも農産品價格の昂騰がかやうに不齊一になつてゐる以上、特殊の農家は利益を得たかも知れぬが、一般には世人が見るほど恵まれてゐないのである。次に昭和五年度の農家經濟調査に據つて、値上りの恩典に浴した農産品の収入を農業収入の上から見ると大ざつばであるが五九%、即ち僅か過半数である。

二 販賣狀況

なほ次に見ねばならぬ問題は、農産品の値上りが直ちに農家の懐に入るかどうかといふことである。これについて小作料關係、自家消費關係其他が考慮に這入つて来る。

イ 耕作者以前の収入になる部分(主として小作料關係)

我邦の如く現物小作料が支配的なところでは、小作人が收穫する米麥大豆等の中、小作人の手で其儘商品化されず小作料形態を以て地主の手に移轉するものがある。それが何の位あるか、全般的調査はないが、最も多く小作料化される爲に重要になつてゐる米に就て、小作料總額を推算すれば次の如である。

總 收 穫	高(A)	六〇,八八六,五五五
小 作 料 總 額(B)		一七,八二一,五七二
小作料の總收穫高に對する割合		二九,〇〇〇

値上りによる實際の収入といふものは、全生産高の値上りの推計より相當尠く見積つてよいのであるが、更に、その相對的収入減は販賣する時期によつても現はれる。その一例として米の關係を見よう。

昨年度の米價は、最高(十二月)と最低(十月)で一石當り四圓以上の値開きをもつてゐる(これを毎日にすれば更に甚しくならう)がその價格騰落の情勢を見れば、昨年一月から三月迄騰勢に向ひ(二月から急騰した)、その後下落して十二月から再び急騰し本年一月を最高として三月迄は又下落の趨勢にあつた。全體にすれば昭和七年度は六年度より騰つてはゐるが、右の情勢を以てすれば、出廻期には大體價格が低かつたから値上りの利得は一般農家よりも、平均賣を行ふ地主其の他の富裕な階級の人の手に陥ちたであらう。いま農林省の調査によつて小作米、小作米以外の米の月別販賣狀態を見るに下表の如くである。

これに據ると、一般農家の米は、肥料代其他の支拂が差迫つてゐる爲めに十一月から一月迄の間に過半数を賣られてしまふのである。その中十二月が最も多いのだが、この事情から推すと昭和七年度は既に一般農家が四〇%近くを賣つた後の昭和八年一月に一番騰つたのである。殊に小さい農家の中には必要に迫られて最も廉かつた十月頃に豫約賣却をなせる者もあらう。かうして見ると、農家は昨年度の米の値上があつても完全にこれを享受出来たとはい考へられない。尤も米が騰勢に轉じたの

備考(A)總收穫高は昭和元年より五年に至る平均收穫高をとる。

(B)小作料總額は勸業銀行調査による昭和元年より五年に至る平均反當實收小作料を昭和五年小作地面積に乘じて作る。

右の如く大ざつばなる推計ではあるが全米産額の約二九%は小作料として地主の手に入るのであるから、それだけ耕作者の収入から控除されることになる。但しその影響を被るのは小作人のみであつて自作者には言ふまでもない。

ロ 耕作者の現金収入とならざる部分(自給關係)

元來農家は、自分で作つたもの、中で、自分が消費するものが多數ある。この自給部面に仕向けられる農家品は、農家の現金収入とならない。

自給額についての正確な調査は全國的には見られないが、相當の額に及ぶであらうとは推測に難くない。米だけについて見ても、昭和五年度に農林省が調査したところによると、大正十四年から昭和五年に至る五箇年間平均に於て、自給する額(産額-販賣高)は、全産額の四四・九%になつてゐる。その額は二七・〇六四、六七〇石に及んでゐる。尤もこの中には、地主等が消費するものも含まれてゐるのである。

ハ 販賣による収入減

斯くの如く、農家が生産する農産品は、その一部は地主に轉化(小作人に限り)され、他は自分で消費するので、商品化されて農家の現金収入となる部分はその全部ではない。だから農家の

月 別	實 數			一年販高一〇せ割 箇の賣を〇とる合		
	小 作 米	外 米 以 外	計	小作米	小米外 作以	計
1 1 月	703,811	3,309,381	4,013,192	5.703	15.863	12.087
1 2 月	1,549,546	4,772,642	6,322,188	12.555	22.877	19.040
1 月 計	1,461,202	2,860,081	4,321,283	11.839	13.710	13.014
累 計	3,741,559	10,942,104	14,683,663	30.097	52.450	44.141
2 月	1,060,474	1,663,785	2,724,259	8.592	7.975	8.205
3 月	982,640	1,258,488	2,241,128	7.961	6.032	6.749
4 月	996,361	1,045,435	2,041,796	8.073	5.011	6.149
累 計	6,754,034	14,909,812	21,663,846	54.723	71.468	65.244
5 月	995,922	945,631	1,941,553	8.069	4.533	5.847
6 月	891,699	850,793	1,742,492	7.225	4.078	5.248
7 月	955,349	809,616	1,764,965	7.741	3.881	5.316
累 計	9,597,004	17,515,852	27,112,856	77.758	83.960	81.655
8 月	1,095,604	909,418	2,005,022	8.877	4.359	6.038
9 月	882,735	1,045,140	1,927,875	7.152	5.010	5.806
1 0 月	766,802	1,391,730	2,158,532	8.213	6.671	6.501
合 計	12,342,145	20,862,140	33,204,285	100.000	100.000	100.000

は十二月以來で農家の米の賣り時期に當つてゐたから、その爲めに少しは有利なこともあつたかも知れないが、それすら農家の賣る米の庭相場は市場相場より凡そ一割乃至一割五分位下るを原則としてゐるのである。且つその相場は賣急ぎ、取引の抽

劣等の爲めにたゞかれる傾向のあることに注意せねばならぬ。更らに農村には従来から青田賣といふことが實際に行はれてゐる。市價より甚だ廉い値段で收穫前に賣買してしまふことすらある。要するに窮迫せる農家の經濟状態、販賣技術の拙劣等は、販賣時期を無視せしめたり、商人の乗ずるところとなつたりするのである。米ですらすくの如くであるから、技術的に貯蔵性の乏しい藪、蔬菜、果實等の農産品の販賣については、更に甚だしからう。寒商賣却などの爲めに昨年度の夏置の値上りの利益を被らなかつたものもあつたと思ふ。

三 購入品價格の昂騰

品名	昭和6年 12月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	昭和8年 1月	2月	3月
米	100.00	115.00	113.00	109.00	106.00	99.00	109.00	122.00	125.00	119.00	115.00
大豆	100.00	69.00	75.00	82.00	88.00	86.00	102.00	109.00	110.00	96.00	91.00
小麦	100.00	108.00	118.00	141.00	147.00	147.00	155.00	157.00	154.00	150.00	149.00
大麦	100.00	73.00	77.00	82.00	94.00	90.00	95.00	102.00	95.00	83.00	80.00
小豆	100.00	96.00	99.00	107.00	122.00	131.00	145.00	153.00	149.00	138.00	143.00
平均	100.00	92.00	96.00	104.00	111.00	110.00	121.00	128.00	126.00	117.00	115.00
以上平均	100.00	87.00	87.00	91.00	109.00	112.00	130.00	137.00	137.00	125.00	122.00
大豆	100.00	101.00	101.00	98.00	110.00	109.00	117.00	136.00	125.00	122.00	115.00
小麦	100.00	122.00	123.00	155.00	170.00	159.00	177.00	172.00	170.00	156.00	145.00
大麦	100.00	106.00	105.00	100.00	112.00	112.00	101.00	112.00	118.00	118.00	115.00

農産品値上りの爲めの農家增收關係を見た。たとへ以上の諸事情が、農家の収入部面にハンディキャップを與へてゐるとしても農産品が昂騰してゐる限り現金収入は後に見るが如く一昨年より増加してゐる。けれどもこれに對應して支出も(現金)また増加した。こゝでは支出の方面について見よう。

農家の現金支出は、農業經營に要する支出と家計に要する支出とに分けられる。經營費中で主なるものは肥料代で、家計費中では日用品である。この二種類と農産品との價格指數を見るに左表の如くである。

品名	昭和6年 12月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	昭和8年 1月	2月	3月
砂	100.00	94.00	102.00	113.00	121.00	119.00	124.00	125.00	121.00	116.00	115.00
木	100.00	93.00	100.00	117.00	137.00	137.00	162.00	172.00	168.00	151.00	148.00
モリ	100.00	86.00	86.00	93.00	105.00	107.00	120.00	123.00	121.00	108.00	103.00
以上平均	100.00	98.00	99.00	110.00	122.00	122.00	135.00	141.00	140.00	132.00	126.00
總平均	100.00	95.00	97.50	107.00	116.50	116.00	128.00	134.50	133.00	124.50	120.50
兌換券發行高	1,312,054	1,108,008	1,047,248	1,030,430	1,057,973	1,117,916	1,116,756	1,373,619	1,205,149	1,117,494	1,133,373

右の中には値上りの王座を占めてゐる藪がなく、且つ卸賣相場を基礎としたが、大體に於て農産品價格の昂騰率は農村需要品のそれには及ばない。況んや通貨の流通高と比較すれば、紙幣インフレーションの効果は農産品は、工業品に及ばない。その爲

品名	昭和6年 12月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	昭和8年 1月	2月	3月
小作	100.00	94.00	102.00	113.00	121.00	119.00	124.00	125.00	121.00	116.00	115.00
現金	47.00	41.00	43.00	47.00	51.00	50.00	55.00	57.00	55.00	51.00	50.00
現物	36.00	31.00	33.00	36.00	40.00	39.00	43.00	44.00	43.00	40.00	39.00
減價額	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
計	87.00	82.00	86.00	93.00	105.00	107.00	120.00	123.00	121.00	108.00	103.00
平均	100.00	95.00	97.50	107.00	116.50	116.00	128.00	134.50	133.00	124.50	120.50

農業經營費に於て購入肥料額の占むる地位を見るに約三九%に及んでゐて、是が昂騰率は

農産品以上であるから農家に強い打撃を與へる。殊に經濟的の弾力性の乏しい小作農家には一層強い影響を及してゐるとは、社會政策的にも肥料問題の重要視される所以である。

四 價格と生産費の關係

更に、個々の農産品自體の分野から、その價格(庭先相場)と生産高の關係を眺めよう。この場合兩者の關係は均衡的一致點

品名	昭和6年 12月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	昭和8年 1月	2月	3月
自作	100.00	94.00	102.00	113.00	121.00	119.00	124.00	125.00	121.00	116.00	115.00
現金	47.00	41.00	43.00	47.00	51.00	50.00	55.00	57.00	55.00	51.00	50.00
現物	36.00	31.00	33.00	36.00	40.00	39.00	43.00	44.00	43.00	40.00	39.00
減價額	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
計	87.00	82.00	86.00	93.00	105.00	107.00	120.00	123.00	121.00	108.00	103.00
小作	100.00	94.00	102.00	113.00	121.00	119.00	124.00	125.00	121.00	116.00	115.00
現金	47.00	41.00	43.00	47.00	51.00	50.00	55.00	57.00	55.00	51.00	50.00
現物	36.00	31.00	33.00	36.00	40.00	39.00	43.00	44.00	43.00	40.00	39.00
減價額	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
計	87.00	82.00	86.00	93.00	105.00	107.00	120.00	123.00	121.00	108.00	103.00

農家は貨幣收支部面に於て得るところよりも喪ふところが多いのである。假りに昭和五年度農家經濟調査によつて、

を中心として、その兩極への背離が、その農産品に對する農家の利益、不利益を支配するのである。茲では昨年度の米生産費を例にとつて見よう。

最近發表された昨年度の米生産費は農林省によれば、石當二圓八七錢、帝國農會によれば、反當二一圓八三錢となつてゐる。この兩者の相異は、それ／＼その内容を異にしてゐる爲めである。こゝでは帝國農會の生産費に隨ふこととする。先づその内容と米價との關係を見よう。

反當稻	昭和七年	昭和六年
作收入	石 二・四六九	石 二・三七六
金額	五・一七二	三・八一

反當	肥料費	昭和七年	昭和六年
		金額	金額
稻作	諸材料	昭和七年	昭和六年
		金額	金額
生産	勞賃	昭和七年	昭和六年
		金額	金額
費	農具舍費	昭和七年	昭和六年
		金額	金額
公課	公課	昭和七年	昭和六年
		金額	金額

然らば、何故に赤字であつたかそれは昭和七年度の生産費の内容を分析することによつて一端を窺ひ得る。先づ生産費を資本組成に準じて見よう。

右によれば、可變資本が増加してゐるにも拘らず、土地費を除いた不變資本は殆んど低下してゐない。その爲め平均すれば米生産費は、昭和六年より僅少の程度に下つてゐるばかりである。歸するところ赤字の罪は、米價の値上りの足りなかつたところにもよるが、生産費が固定化したことにもよるのである。その固定化の原因一、二、三を拾つて見よう。

- 一 流動資本費用の減少しないのは、その大部分を占める肥料費が、減少しなかつた爲めで、使用の數量は節約したと言はれてゐるが價格は逆に昂騰してゐる。
- 一 可變資本の増加は七年度の、反當所要勞力が増加した爲めであつて、その賃銀は却つて減少したのである。
- 一 土地費の減少は公課の減少と土地資本利子低下の爲めである。共に農業恐慌の反映である。

斯くの如く流動資本を出來得るだけ切詰め、勞賃を低く見積つてすら米生産費が固定化したのは農村にこれ以上生産費を低下せしむる餘地のないことを示すのである。それにも拘らず赤字が現はれたのであるから、畢竟その赤字額だけ家族勞働の勞賃が下ることになる。即ち前記の如く昨年の庭先相場十九圓〇八錢によると、反當米収入は五十一圓七十二錢である。その中

土地資本	一八・三八	三・三	一八・七三	三・七(一〇・四四)
利計	五・四〇	一〇・〇	五・九五	一〇・〇(一〇・五五)
石當生産費	二・八三	—	三・九	—(一・六三)

反當	總收入	五・一七二	三・八一
支當	生産費	五八・四〇	五八・九五
支當	差引殘高	(一)六・六八	(一)二〇・八四
石當	庭先相場	一九・〇八	一六・〇七
支當	生産費	二一・八三	二二・九九
支當	差引殘高	(一)二・七五	(一)六・九二

右によれば、昭和六年よりは昭和七年に於て、米價と生産費が接近したのみで依然として赤字である。

項	目	昭和七年	昭和六年	昭和五年との差額
不變資本	固定資本費(A)	四・六六	五・〇〇	(一〇・〇八)
	流動資本費(B)	一〇・一三	一〇・五五	(一〇・一一)
可變資本	土地費(C)	二五・六三	二六・九	(一)一・〇三
	可變資本費(D)	一七・六九	一六・七	(十)〇・七
計		五八・四〇	五八・九五	(一)〇・五五

備考 (A)農舍農具費、畜力費(B)種子代、肥料費、諸材料(C)公課、土地資本利子(D)勞賃

から先に控除せねばならぬ不變資本費用部分を差引くと勞賃に該當する部分は僅かに十一圓〇一錢で一日當五十三錢になつてしまふ。農家は自己を搾取して生活してゐるのである。

以上の四點が存在せる爲め昨年度に於ける農産品の値上りはその全幅的效果を農家に與へなかつたのである。更にこれを計數比に就て實證的に見る爲めに昨年度の農家の現金收支を見よう。先づ農林省が發表したもので上表によると

4年度	5年度	6年度	7年度	
高却賣物	970.55	580.93	493.10	587.56
農外現金收入	263.02	200.16	167.29	1,326.44
計	1,233.56	781.09	660.49	720.00
農業經營費	371.88	250.64	212.14	199.59
農外現金支出	32.67	27.76	34.79	29.80
家計費	506.02	332.12	334.84	331.57
公租公課	82.82	76.96	67.41	69.03
計	994.39	717.48	649.18	629.99
差引	239.17	63.61	11.31	90.01

備考 自作, 自小作, 小作二十四戸總平均
賣却高の七年度収入は六年度に比して九四圓三六錢増加した。其大部分は値上り影響である。これに對し、支出に於ては一九圓一九錢減少し

支出	収入			種 目	六 年	七 年
	家 計	兼 業	農 業			
諸 家 兼 業 費 費 費	計	計	計	事業業	二五九・〇六 四三・六三 二七・〇〇 三六・六六	二九二・四九 四九・六三 一四・九九 三七・二
諸 家 兼 業 費 費 費					一〇六・三五 四七 一・三三	一一〇・七七 一・三三
諸 家 兼 業 費 費 費					二二・四六 二九・二七	二四・〇二 二二・三四

四、平均

過 不 足 (一)	支出			収入		
	未 拂 計	諸 家 兼 業 費 費 費	農 業 經 營 費	家 計	兼 業	農 業
七七・四〇	三六・五五	一一・九	七一・四三	二五九・三三	一六・五七	一九七・五
(一)	三三・九三	一〇・〇五	六八・〇五	二七六・二九	一六・五七	一九七・五
(一)	三三・九三	一〇・〇五	六八・〇五	二七六・二九	一六・五七	一九七・五

右の調査は戸数は僅か九戸であるが、平均耕作面積八・九反(田四・四反、桑園四・三反、普通〇・二反)で割合に中庸を得た農家である。且つ七年度の数字も、昭和七年三月より八年二月迄の記帳数字であるから、前の農林省調査よりも、地方的であるが、實情に近いものである。

これで見ると七年度は六年度より赤字は減じてゐるも依然として解消されないでゐる。殊に六年度との比較に於て、小作農の赤字の減少率が僅かであるのは、好況の影響が小さい農家には尠いことを物語つてゐる。

更に是等の数字の内容を檢覈すれば昨年度の事情がいろいろ窺はれるのであるが、こゝでは省略して置かう。たゞ見逃せなものは小作農の収入である。その収入は全體では増加してゐるが、その増加本源は兼業による収入で、農業収入は却つて減少してゐる。それは救農事業等の爲めに兼業収入が殖えた爲めで、農業収入の減少は、爾其他の値上は、養蠶園の小農すら救ひ得なかつたことになる。又支出の大宗たる經營費、家計費の減少は、農家が不況対策として現金支出を切詰め得るだけ切り詰めた爲めである。自作の支出増加には購入品の値上りも相當

過 不 足 (一)	未 拂 計		種 目	六 年	七 年
	未 拂 計	金			
(一)	四四・五九	五七・三四	一六	八・〇四	(一)
(一)	四四・五九	五七・三四	一六	八・〇四	(一)

た。その結果として合計九〇圓〇一錢、六年度より七八圓七〇錢の現金が農家の懐に入ったことの計算になる。ところがこの調査は、調査戸數二十四戸の少數にして、且つ數年記帳をなし居る比較的優良なる農家であるといふから、これを以て一般農家状態と見るのは早計である。而も七年度の数字は十一月以降二月迄の四箇月間の收支金額を推定したものに過ぎない。けれども以上からして、一、農家經濟の一般的傾向として昨年度は前年度より幾分でも赤字が解消されたといふこと、二、特に經營(販賣も含む)方法に長じた農家には餘剰すら生じたものもあつたらうといふこと等が推知される。

更に養蠶縣たる長野縣について見よう。同縣農會の調査したところを見るに、昭和七年度の農家經濟状態は次の如くである。

一 自作農 調査成績(昭和七年度)

支出	収入			種 目	六 年	七 年
	家 計	兼 業	農 業			
諸 家 兼 業 費 費 費	計	計	計	事業業	二七〇・九四 二二・二七 二七・八一	三〇六・七七 六八・八七 二七・五八
諸 家 兼 業 費 費 費					一〇八・五〇 二七・七五	一一八・三三 三三・三三
諸 家 兼 業 費 費 費					四三・〇七	三七・六六

二 自作兼小作

過 不 足 (一)	未 拂 計		種 目	六 年	七 年
	未 拂 計	金			
(一)	四四・八二	三〇七・六〇	一六	八・〇四	(一)
(一)	四四・八二	三〇七・六〇	一六	八・〇四	(一)

三 小作農

過 不 足 (一)	支出			収入		
	未 拂 計	諸 家 兼 業 費 費 費	農 業 經 營 費	家 計	兼 業	農 業
(一)	四九・八五	六三・九五	一三六・八三	四四・八一	五八・八九	三〇七・六〇
(一)	四九・八五	六三・九五	一三六・八三	四四・八一	五八・八九	三〇七・六〇

含まれてゐよう。
 要するに、昭和七年度の農村は、蔵相の所言の如くに窮乏が解消せしめるほど農産品の値上りは農家の現金所得を増加せしめなかつたのである。即ち我邦の農業には農業生産機構の特殊性、農家経済の狭少性等が存在してゐて値上りの時期にもこれ等が反作用をなして農家の純収入増加を阻止してゐるのである。而もそれは経営及び経済規模の狭小なる農家に到るに從つて強度化してゐることに注目せねばならぬ。
 然らば、農業にかゝる諸條件があつた爲めに昨年度の農産品値上りの効果が全幅的に期待出来なかつたとすると人爲的農村振興策たる政府其他の諸政策が果して又他方面から農村救済に貢献したであらうか、之が次に見る問題である。

註一 東洋經濟新報「日本經濟年報」第十二輯(二三頁)
 註二 上藪一貫匁價格(春夏秋蠶平均價格をとる)(農林省調査)

年次	價格	年次	價格
大正一二年	100.45	昭和三年	6.48
一三年	82.00	四年	7.06
一四年	100.68	五年	3.10
昭和一年	8.35	六年	3.03
二年	6.03		

註三 昭和七年滿產額

種目	年度	二年	元年	大正十年	十三年	十二年	十一年
庭相場		30.48	30.33	37.34	35.22	31.98	27.35
中米標準相場		31.23	36.79	38.91	42.47	37.99	31.85

註八 農林省「農家經濟調査」(前掲)

註九

年次	農林省調査	帝國農會
昭和五年	20.96	26.12
六年	20.27	22.99
七年	20.87	21.83

註一〇 (帝國農會調査)

年次	庭先相場	石當生産費	差額
昭和三年	27.87	28.41	(-)0.54
四年	27.11	26.38	(+)0.73
五年	17.80	26.12	(-)8.32
六年	16.07	22.99	(-)6.92
七年	19.08	21.83	(-)2.75

註一一 日本農業研究會編「日本農業年報」第二輯(二〇四頁)
註一二

春蠶 收購高 四六、元一、五五匁
 價格 二、八九、三八匁 夏秋蠶 (收購高 四三、一五、九匁
 價格 一、八四、八〇、六六匁)

註四 農林省農務局「農家經濟調査」より抽出。茲に値上りの恩恵ありと推斷して抽出せるものは耕種收入中米稅麥及び養蠶收入の全部なり

註五 愛知縣農會農家經濟調査(昭和四年度)によると調査農家平均に於て農業總收益中家事仕向額五四・〇%はなつてゐて他は販賣されるのである。又協同會が昨年行へる埼玉縣北埼玉郡井泉村の選定調査農家に於て平均一戸當米の自給額は米總生産高の三・一%になつてゐる。(但し本調査中には多量の米を販賣する地主六戸(六四戸中)を包含してゐる。)

註六 地主及び生産者の米穀販賣狀況

種目	實數	割合	合
生産額	60,389,955		100.0
販賣額	33,104,285		55.1
自給額(産額-販賣額)	27,285,670		44.9

註七 庭相場と標準相場の比較(帝國農會調査)

種目	年度	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
庭相場	平均(十箇年)	28.84	16.07	17.80	27.35
中米標準相場		31.23	18.18	18.39	27.44
					29.33

年次	水田反當勞働	家族勞働算定に用ひた臨時雇賃錢
昭和三年	20.01	1.49
四年	19.02	1.36
五年	21.01	1.13
六年	19.08	0.88
七年	20.08	0.86

備考 生産算定に對する帝國農會調査

註一三 イ庭先相場一九圓〇八錢とせる場合の反當米收入分配表(但雇賃勞働を含まざるものとす)

收入	總收入	51.72
支出	不變資本費用として全額回收される部分	40.71
	實際の可變資本費用となる部分(總收入-不變資本費用額)	11.01
	計	51.72

ロ 一日當勞賃(男子)

A 生産費に於ける勞賃 八六錢

B 實際の勞賃 五三

C 兩者の差額 (一) 三三

註一四 農林省農務局「不況が農家經濟に及ぼしたる影響」(山形縣農會報一四一號による)

註一五 長野縣農會報「昭和七年度の農家經濟」(長野縣農會報一九八號、昭和八年六月)

註一六 長野縣農會報前掲

匡救事業の進捗と農業問題の新展開

今年の農業恐慌の進展に伴つて起つた社会不安を楔機として講ぜられた政府の農村対策の内容については、「農村問題概観」の中で述べたから省略する。こゝではその後にはけるそれ等の事業の進捗程度と新たに擡頭した農村の諸運動について見よう。

救農土木事業

救農土木事業には内務省所管のものとして農林省所管のものと二種類ある共に農村救済の緊急対策として、その効果も直ちにあらねばならぬ。

一 内務省関係土木事業 第六十三議會に豫算七千三百萬圓（内國貨四千八百萬圓）を以て行はれたこの土木事業は、十二月の農繁期以來事業を一齊に進めたため一月二十三日内務省の発表によると上表の如く進捗した。

其後内務大臣は二月二十七日の貴族院本會議に於て支出金額三千七百萬圓中勞賃として支出したる分が一

事業種目	事業總算	既出事業費	使用延員	進捗歩合
國直轄事業	4,345,000	1,464,000	183,000	34%
府縣事業	24,394,000	7,739,000	3,888,000	32
町村事業	44,360,000	14,570,000	8,409,000	33
計	73,099,000	23,773,000	12,480,000	33

(昭和八年一月二十一日内務省発表)

千八百八十萬圓に約五割一分に當つてゐると發表した。斯くして内務省関係の土木事業は年度末たる三月中には既定通り進捗する見込だと言はれてゐるが、更に八年度に於ては左の如き匡救土木事業豫算は第六十四議會を通過したのである。

二 農林省関係土木事業

農林省の土木事業は農業土木事業として耕地關係が主たる事業となつてゐる。だから直接農業に關係をもつものはこの事業である。而も、この土木事業は材料費等が比較的にかゝらぬから使用する農民も内務省のそれより多数になるといふ。昭和八年二月末日迄に施行せられた箇所は全國で九萬三千三百四十箇所及びその進捗程度は次表の如くである。

事業種目	進捗割合
國直轄事業合計	29,891,114
道路關係	15,873,500
治水關係	11,030,190
港灣關係	2,993,424
府縣及町村事業合計	113,968,509
道路關係	73,795,556
治水關係	30,044,001
港灣關係	8,429
指道費	1,700
總計	143,865,671

月次	全體に對する進捗割合
昭和七年十二月末日現在	四〇%
昭和八年一月末日	六一%

なほ昭和八年度に成立せる農林省所管農業土木費は三千百萬圓で、この中耕地關係分を見るに次の如くである。

昭和八年二月末日

八〇%

事業の種類	事業内容	事業費又は工費	助成率	助成金價額	内	
					昭和八年度	昭和九年度
甲 二年開墾事業	19,426	23,671,880	—	11,424,000	8,232,000	3,192,000
乙 地方排水改良事業	6,000	7,560,000	—	3,024,000	1,512,000	1,512,000
丙 地方排水改良事業	13,426	16,111,880	—	8,055,940	6,547,970	1,507,970
丁 地方排水改良事業	—	—	—	344,060	172,030	172,030
戊 地方排水改良事業	35,989	7,899,480	—	4,071,000	2,827,500	1,243,500
己 地方排水改良事業	15,000	2,862,000	—	1,431,000	715,500	715,500
庚 地方排水改良事業	20,989	5,037,480	—	2,518,740	2,051,370	467,370
辛 地方排水改良事業	—	—	—	121,260	60,630	60,630
壬 地方排水改良事業	8,000	7,960,396	—	4,101,458	3,252,876	848,582
癸 地方排水改良事業	8,211	2,048,000	—	1,024,000	819,200	204,800
甲 地方排水改良事業	8,000	5,912,396	—	2,956,198	2,373,046	583,152
乙 地方排水改良事業	—	—	—	121,260	60,630	60,630
丙 地方排水改良事業	63,415	39,531,756	—	19,596,458	14,311,376	5,284,082
右の勞働者數	—	30,961,205	—	30,961,205	22,703,237	8,257,968
計	—	44,330,292	—	44,230,292	32,433,196	11,797,096

以上二つの土木事業は枯れ切つた農村に慈雨とまでは行かずとも、幾分の潤を與へたことは明らかである（前肥長野農家の

兼業収入の増加もその一例）。ところがこれを實施すると害も出来る。その二三を列挙して見よう。

一 ところによつては、土木事業なるが故に所謂政黨屋に利用されて却つて不結果を見たものもある。

二 折角取つた収入も税金滞納、拂下米代金として村當局に取上げられたり、或はこれが爲に却つて舊價の取立てが激しくなつたこと。要するに、折角農業恐慌の爲めに餓死線上まで押しやられた貧農層を匡救すべく企圖せる土木事業も、末梢機關たる村に及ぶと、親の心子知らずで種々なる弊害が発生したのである。埼玉縣某村の道路工事で、内務省で一人一圓七十錢と豫算したものが實際農民に與へられた日當は五十錢内外に過ぎなかつた。それは土地買収を豫算より反當五十圓高にて買上げざるを得なかつた爲めである。村當局の力が地主に及ばなかつた爲めでもあるが、かゝる際迄露骨に現はれた地主の私慾は糾弾に値するのであるまいか。

經濟更生運動

昭和七年度の經濟更生施設費として三百二十萬圓を投げ出した所謂自力更生計畫は、其後昨年九月二十七日に農林省内に經濟更生部を新設して事業に取りかゝつた。その後如何にこの事業が進んだか、數字的に未だ證明出來ないが、大體次の如き諸

昭和6年	昭和7年	組合數	調査組合數	組合員數	出資總額	持込額	貸出額	諸積立金	借入金	剩餘金
14,172	14,352	13,123	4,813,140	312,424	294,673	120,622	255,284	12,078		
180(-)	180(-)	13,122	4,975,215	349,449	297,594	124,442	282,336	12,677		
		1(+)	162,079(+)	37,025(+)	3,021(+)	3,820(+)	27,052(+)	601		

事業が農林省によつて遂行せられたのである。

イ 十月六日農林大臣訓示及び必要なる諸規則通牒の公示

ロ 十二月、農林省の經濟更生計畫指導方針の公示

ハ 更生計畫の根本方針の徹底の爲めの宣傳（農林省、帝國農會、地方農會等にて）

ニ 地方事情調査員の設置とその報告聴取

ホ 優良事例の調査

以上の外昨年十一月より全國に千四百六十三箇村の計畫指定町村を設け、助成金を交附、更生計畫樹立に進み、その大半は本年中に樹立する見込みである。

元來經濟更生計畫は、短い年月の間にその成績を見ることの出來ぬものである。

產業組合運動

昨年度の產業組合運動は、農村に於ける最も注目すべきもの一つであつた。即ち農村更生計畫が產業組合中心主義で行はれた結果でもあるが、農業恐慌の自衛手段として、又行詰つた資本主義の修正運動として、窮乏せる農民の心理にびたりと合致した爲めである。

一 數の増加と組織の更改 先づ昭和七年度に於ける產業組合數を見よう。

組織別	7年未現在	前年比較
責任責任	12,968	△ 58
有限責任	990	△ 40
無責任	394	171
計	12,352	189

右表の中には農村以外の產業組合もあるが、昭和七年は六年に比して百八十九組合増加した。種類別にすると單獨から兼營、殊に全部を兼ねる組合が異常に増加してゐる。更に組織別に見ると次の如く變化した。

即ち保證責任が最も多く増加したがそれは信用制度擴張の爲めに產業組合法が改正されて保證責任に變更されたからである。

二 組合の活動 恐慌から更生への轉回にも主要なる役割を勤めるのは產業組合であつた。その爲め組合法の改正によつて農事實行組合や養蠶實行組合の加入を認められ、組合も又自己發展をなして、單獨から全部的兼營へと進展してこれに備へたのである。以下その事業の状況を見よう。

即ち產業組合事業も、さすが恐慌の深刻な打撃を被つて、最近は不振であつた。信用事業は資金の減少に悩まされ、販賣、購買事業も價格の減少が、はつきり現はれてゐる。利用事業も同様であつた。

年次	信用事業		販賣事業		購買事業		利用事業	
	調査組合數	貯金高	調査組合數	販賣額	調査組合數	賣却高	調査組合數	利用料
昭和3年	11,575	1,011,823	7,515	245,774	9,559	157,543	4,761	5,656
4年	11,485	1,108,367	7,385	254,555	9,504	163,919	4,823	5,727
5年	11,349	1,102,858	7,760	192,467	9,572	140,157	5,037	5,722
6年	11,358	1,071,647	8,192	179,826	9,908	113,538	5,409	5,389
7年								

昭和七年度は未だ成績が不明であるが、昨年から前記の產業組合の機能を發揮するに好都合なる諸條件が具備されたので一昨年よりは酷くないやうに想像される。だが本當に成績のあがるのは今後である。

三 組合製絲の躍進 斯くの如く恐慌の爲めに產業組合事業が不振に陥つたその中にあつて、注目すべきは、產業組合製絲の躍進で、次表の如くである。

即ち昭和五年以來急増は繭價下落に對する農民の防衛手段であつて、そして昭和七年度に於ては組合製絲も製絲業法で百釜以下の小中製絲は整理されるけれども、これ等を結合して内容を充實して今後は相當發展するものと思はれ

年次	生販組數 生絲賣合	工場數	釜數	生高 生絲產
昭和2年	378	410	32,088	636,823
3年	387	448	36,610	736,677
4年	396	463	38,223	783,364
5年	423	493	40,918	978,817
6年	439	519	45,492	1,109,238

全町村に及んで全農業者が加入することになるのである。と同時に又全組合が四事業兼営となる。

計畫年次	新設組合數 (四種事業兼営)	總組合員數
第一年度	一八九	五、四八六
第二年度	七三八	三、六五〇、七七
第三年度	一、四七九	四、三六八、四四三
第四年度	一、七六五	五、三三三、九三三
		五、七九三、五八九

る。組合製絲五箇年計畫によれば百釜のものを四十七組合、百五十釜のものを五十一組合、二百釜のものを四組合となつてゐる。

四 産業組合五箇年計畫 經濟恐慌殊に農業恐慌打開を目ざして、産業組合中央會は、中小産者の「自主的經濟組織ノ確立」を圖る爲めに昨年十月産業組合擴充五箇年計畫を樹立した。その案は組合の組織、事業、地方聯合會、教育等の産業組合の全面的擴充である。これに依れば五箇年後には農村の産業組合は、左の如き組合數、及組合員數を有し、殆んど

五年年度	昭和六年末	計畫終了後 (五年度末)
一、八四九	一、〇五、三〇四、九六四 (昭和四一六年及半終)	一、〇九七、四三三、三三二
三、七四四	七、七五、五二二	一八、三六八、七八八
三、六九七	七、五八、七七七	九九、八七七
	五、八六、三三六	九九、九七九、一五三

又五年度末に於ける諸事業は次の如く進展する豫定である。

種別	昭和三六年末	計畫終了後 (五年度末)
貸付事業	一、〇五、三〇四、九六四	一、〇九七、四三三、三三二
販賣事業(A)	七、七五、五二二	一八、三六八、七八八
購買事業(B)	七、五八、七七七	九九、八七七
農業倉庫(C)	五、八六、三三六	九九、九七九、一五三

備考 (A)販賣事業として米、小麦、生絲其他あるも米のみを掲ぐ

(B)購買事業としては肥料、飼料其他あるも肥料のみを掲ぐ

(C)農業倉庫には農業倉庫及び地方的聯合農業倉庫とあるも前者のみを掲ぐ

(D)利用事業としては發動機農業用機械共同作業場等の利用の普及なるもあるも數字不明なるを以て省略す

この計畫が如何なる程度まで達成せらるゝか時日の経過のみが之を證明するも、かゝる大なる計畫を産業組合中央會が樹立せる意氣こそ組合精神作興に資するものが多いと思ふ。殊に青年及婦人を目掛けて呼びかけたことに、組合運動の新傾向が窺はれる。

其他の諸狀況

上述せる以外に米穀問題、金融問題等もあるが、それは六十

四議會で新に出來た關係諸法律と共に特に章を改めて見ることとして茲では特に六年の農村に見通すことの出來ない二三の問題を拾つて見る。

一 小麦の増殖計畫の成果 農林省が産業五箇年計畫の一つとして小麦の増殖計畫を樹てたが、その第一年度には十萬町歩の作付面積と百萬石乃至百二十萬石の生産増加が見込まれるに至つたといふ。そこで農林省は、その結果から来る七八月頃の出廻り時期の値下りを防止する爲め、百萬石を六箇月間貯蔵する目的を以て預金部より小麦貯蔵獎勵金八百萬圓の融資を受けることになつた。貸付條件は次の如くである。

- 一 預金部の原利子三分五厘で、産業組合並に地方銀行を通じて四分一厘に貸付く、期間一箇年。
- 二 貯蔵期間は農業倉庫又は之に準ずる指定倉庫として貯蔵義務期間は三箇月とす。

二 蠶絲問題の推移 昨年度の上半期は繭價及絲價暴落を繞つて滞貨生絲處分問題、製絲業法の制定等が行はれた。その後繭價及絲價の昂騰は蠶絲非常時々の影を薄らげたもの、如く、原蠶種國家管理の法律も政府より議會に提出されたもの、如し、生絲販賣統制問題もたゞ議論のみで具體化されなかつた。乍併、かうして蠶絲問題が影を潜めてゐる間にも産業資本は、養蠶農民重壓の要素を遠慮なく展開して行つた。

イ 人絹の脅威的進出 人絹は蠶絲業の強敵で、今や世界如

何なる邦に於ても我邦の人絹には對抗出來ぬほどに大資本の下に脅威的の躍進を示してゐる。昨年度の人絹生産高及輸出高を示せば次表の如くである。

イ 生産高		ロ 輸出高	
月次	生産高	月次	輸出高
一月	四〇、五八〇	一月	五五、五九〇
二月	四三、八〇〇	二月	五七、一三〇
三月	四八、三二一	三月	五七、三三三
四月	四九、九七七	四月	五九、一四七
五月	五〇、〇四七	五月	六、三三三
六月	五〇、九三三	六月	一、〇三〇
		七月	一、四三〇
		八月	一、五五三
		九月	一、六〇九
		十月	一、四三〇
		十一月	一、四三〇
		十二月	一、四三〇
		合計	四三、四六三

備考 エコノミスト昭和八年一月一日號所載

ロ 特約養蠶組合 特約養蠶組合は特定の製絲業者と養蠶農民との間に繭の直接取引を行ふ爲めに養蠶農民が組織する供繭組合である。これに依り製絲業者は自家工場に適せる統一ある優良品種の原料を確保することが出來、養蠶農民は繭取引の中間機關を排除し養蠶資金の途を容易に講ずることが出来るのである。だが製絲業者は、組合に對し、養蠶資金を貸付け或は奨励金を交附するを以て自己に適せる飼育法を指定するのみならず、肥料桑苗に至るまで統一して農民を大資本下に隷屬せしめるのであると同時に、その取引は特定製絲業者と養蠶農民との

間の直接賣買なれば、生絲相場の變動と違作の危険は農民に負はされるのである。

かゝる特約養蠶組合が何故發達したか、製絲業者としては激しい原料繭買入の競争が避けられ、養蠶農民としては、一特定品種の直接取引なれば比較的高價に賣れ、二且つ製絲業者から奨励金或は無利子又は低利なる養蠶資金の供給を受けることが出来るからである。

イ 全國的調査

昭和大正	昭和十五年	昭和十五年	昭和十五年	昭和十五年
同増	同増	同増	同増	同増
加	加	加	加	加
率	率	率	率	率
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八	二、九四七・七一
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八	二、九四七・七一
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八	二、九四七・七一
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八	二、九四七・七一
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八	二、九四七・七一

宮城、山形、福島、岐阜、愛知、取島、島根、和歌山、岡山、香川、徳島、熊本、宮崎、鹿兒島ノ十四縣ノ調査

昭和大正	昭和十五年	昭和十五年	昭和十五年
同増	同増	同増	同増
加	加	加	加
率	率	率	率
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八

北海道、青森縣地方に次の如く水害を與へた。

被害反別	被害價格
北海道 (田畑)	46,788.4
青森縣 (田畑)	56,107.4
計	17,920.4
被害價格	10,375,000
被害價格	5,801,103
被害價格	3,879,731
被害價格	3,105.4
被害價格	577,595

釜數	工場數	釜數	工場數
50未満	53	200-250	12
50-100	205	250-300	6
100-150	75	300以上	6
120-200	18	計	375

新設豫定釜數	協同會農村課
1年度	1,500
2年度	1,800
3年度	2,250
4年度	2,700
5年度	3,000

註一 日本農業研究會「日本農業年報」第二輯による

註二 東京朝日新聞昭和八年二月二十八日

註三 上左表

註四 組合製絲五箇年計畫

註五 協同會農村課「昭和七年度農村問題概観」(社會政策時報一四九號参照)

註六 東京朝日新聞(昭和八年四月十四日、四月十五日)

註七 近藤康男「農業經濟論」二七七頁

註八 東京朝日新聞(山梨版)昭和七年十月五日(農業年報第二輯による)

昭和六年と七年と二箇年引續いたこの凶作が同地方の農民の窮乏に拍車を加へたことは言ふまでもない。その爲め政府は罹災者救済、土木事業、産業低利資金融通等を行つた。

註一 日本農業研究會「日本農業年報」第二輯による

註二 東京朝日新聞昭和八年二月二十八日

註三 上左表

註四 組合製絲五箇年計畫

註五 協同會農村課「昭和七年度農村問題概観」(社會政策時報一四九號参照)

註六 東京朝日新聞(昭和八年四月十四日、四月十五日)

註七 近藤康男「農業經濟論」二七七頁

註八 東京朝日新聞(山梨版)昭和七年十月五日(農業年報第二輯による)

昭和大正	昭和十五年	昭和十五年	昭和十五年
同増	同増	同増	同増
加	加	加	加
率	率	率	率
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八

この情勢は、昭和七年には更に拍車加へられたのであらうと思ふ。一例を山梨縣に見よう。

昭和大正	昭和十五年	昭和十五年	昭和十五年
同増	同増	同増	同増
加	加	加	加
率	率	率	率
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八
三〇・三%	二、六三三	三三、六六〇	二〇八

三 肥料問題 肥料は農業經營費中約四〇%を占めてゐるが、六年十一月以來暴騰した(價格指數は前出す)。その原因は一インフレーション政策の實現に伴ふ物價の昂騰、二爲替の下落、三カルテルの強化(硫安の如き)等があげられる。その爲め農林當局は肥料の市價吊上を抑制する方法を講じ、帝國農會及びその他の農會は肥料自給策を奨励し、全國購買組合聯合會は代用肥料の使用、施肥量の合理的節約、一定期間産業組合の實費配給をなすこと等を決議した。

四 北海道、青森の凶作 昭和七年八月以來の數回の豪雨は

六十四議會の農政問題

六十三議會で政府は農村救済策の中緊急を要するもののみを通過せしめ、恒久策は六十四議會に約束した。仍て政府は今回の議會に米穀統制法案、負債整理組合法案、農業動産信用法案等を提出した。原蠶種國家管理法其他は、政府からは遂に提出されなかつた。

六十四議會で通過した是等の關係法律案は大別すれば米穀に關するものと農業金融に關するものであり、共に目下の重要問題の對策である。いま該法律の内容と、その成立までの経緯を述べよう。

米穀問題と米穀統制法案

米は我邦國民の主要食糧品であると同時に農家の農業收入の重要部分となつてゐる。そこで政府は、農村救済問題が起るや先づ米の拂下、貯藏奨励、植民地米の移入管理等を行つて應急策を講じ、他面之の恒久策について苦心したのであつた。

一 米の需給關係と米穀法の效果

元來米は國民の主要食糧品だが、その生産は國內のみでは不足し、植民地其他から供給を仰がねばならぬ事情にある。そして植民地米は近來品質の改良と共に生産數量も増加して、最近は内地米の需要を壓迫するやうになつた。次頁に最近十箇年の我邦に於ける米の需給状態を掲げる。

年次	供給額			輸出額	翌へ越年の金	消費総額	
	前年度より持越しの越	産額	輸入額				
大正 12	7,305,270	26,693,851	6,208,584	694,186	6,789,850	66,723,669	
13	6,789,850	55,444,089	9,533,613	767,359	5,210,234	65,789,959	
14	5,210,234	57,170,413	12,088,344	1,908,448	5,500,031	67,060,512	
15	5,500,031	59,704,286	9,541,387	74,745,704	539,081	5,967,771	68,238,852
昭和 2	5,967,771	55,592,820	12,670,239	74,230,830	1,284,285	5,765,541	67,181,004
3	5,765,541	62,102,541	11,255,519	79,123,601	985,165	7,840,192	70,298,245
4	7,840,192	60,303,089	8,909,410	77,052,691	539,307	7,027,557	69,485,827
5	7,027,557	59,557,694	8,602,411	75,187,662	539,963	5,719,241	68,928,458
6	5,719,241	66,875,535	11,521,639	84,116,415	1,963,403	9,140,247	73,012,765
7	9,140,247	55,215,263	11,603,351	75,958,861	639,055	8,907,430	66,412,376

即ち米の供給量は、移入が増加した等の事情によつて、増加するも、需要量は相対的に増加しなかつた。その結果理想的な結果を得た。百五萬石

年次	平均	最高	最低	値開	
				最高と最低の平均	割合
大正 12年	21.57	36.20	25.70	10.50	33.3
13年	37.64	43.00	34.90	8.10	21.5
14年	41.95	45.80	38.80	7.00	16.7
15年	38.44	42.20	36.30	5.90	15.3
昭和 2年	35.93	38.30	32.70	5.60	15.6
3年	31.38	34.90	28.80	6.10	19.4
4年	29.19	31.40	27.70	3.70	12.7
5年	27.34	31.60	17.60	14.00	51.2
6年	18.46	21.60	16.90	4.70	25.5
7年	20.69	22.90	17.00	5.90	28.5

以上が毎年繰越されるに至つてゐる。かゝる情勢は他の事情を無視すれば、常に米價の昂騰を抑壓した。最低、最高米價と値開

即ち米價は大正十五年以降下向きとなり、昭和六年（實際は昭和五年十月）から暴落し、それ以來値開きの割合も亦縮まつた。即ち米價の動搖が激しくなつた證據である。大正十年に米穀法が需給及價格調節を主眼として制定されて價格は一應安定したのであつたが、農業恐慌を契機として再び破れた。その爲め昭和六年には米穀法を改正して事務米價を基準とする米價調節を行つたが、その効果の未だ現はれぬ前に米價は一層暴落して、

昭和六年十一月には近來にない廉値を現はし、遂に米穀法の效果すら疑はるゝに至つた。その爲め昨年より之に代る米穀の根本對策樹立が考究され出したのである。

二 米穀統制法案成立までの經過

農林省はその根本策樹立の第一段として六十二議會の協賛を経て従來の米穀課を擴張して六月二十八日米穀部を設置し、七月二十三日には米穀部顧問を置いた。そして根本策として左の要旨による三案を考へた。

一 米價公定制要綱

- イ 價格ノ公定ニ最低價格及ビ最高價格ヲ定ム
 - ロ 賣買價格ノ制限ニ最高價格及ビ最低價格範圍外ニ於ケル賣買ヲ禁ズ
 - ハ 政府ノ買入及ビ賣却ニ政府ハ最低價格及ビ最高價格ニヨリ希望ニ應ジ買入又ハ賣却ヲ行フ
 - ニ 米穀検査、ホ 自治的統制、ヘ 委員會、ト 會計、チ 民業ノ賠償(以上内容省略)
- 二 米穀管理別要綱
- イ 管理地區ニ全國ヲ十區ニ分ツ
 - ロ 地區外ノ米穀ノ輸送ヲ制限ス
 - ハ 地區内ノ過剩米ハ政府ニ於テ之ヲ買入レ供給不足ノ地區ニ賣却ス
 - ニ 政府ノ買入及ビ賣却、ホ 米穀検査、ヘ 自治的統制、ト 米穀管理機關、チ 會計、リ 民業ノ賠償(以上内容省略)

三 米穀專賣制要綱

- イ 專賣米ノ範圍ニ農家自家用米ヲ除ク米穀ハ政府ノ專賣トス
 - ロ 收納方法 米穀納入組合ヲ設ケ之ニ當ラシム
 - ハ 收納價格 毎年十二月全國中庸ノ米生産費、物價其他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム
 - ニ 米穀ノ賣却 白米ヲ以テ之ヲ行フ、賣却價格ハ收納價格ニ保管、搗精、配給ニ要スル經費ヲ加ヘタルモノトス
 - ホ 專賣ノ機關 農林省ニ外局トシテ中央米穀局、全國十區ニ地方米穀局、各道府縣ニ地方米穀支局ヲ置ク。專賣實施ニ關スル重要事項ヲ審議スル爲メ委員會ヲ置ク
 - ヘ 會計、ト 民業ノ賠償(以上内容省略)
- 右の三案は參考案として顧問會議に附議された。乍併、各案その長短をもつて顧問會議では遂に成案を得なかつた。そこで農林省は同會議の意嚮をも參酌して、更に植民地及び外米の輸入をも管理して擴く數量調節及價格安定を行ふ米穀統制案を制作した。
- この案は、顧問會議にて若干の修正（公定價格維持の爲の政府の米穀徵收權の削除等）を加へた後に、十一月九日設置された齋藤首相を會長とし各方面の代表者と見做すべき者を以て組織せる米穀制度調査會に、前記三案と共に附議された。その結果顧問會議で得た統制案でなく、新たに提出された幹事私案たる統制案が可決された。兩統制案の相異點は、後者が植民地も内地と一律の管理地區となし、管外移出入米を許可制にしたことで

ある。要綱(抜萃)は次の如くである。

米穀統制案要綱

- 第一 本制度ノ目的ハ米穀ノ數量及ビ價格調節ヲ圖ルニ在ル
- 第二 數量ノ調節(イ)米穀輸出入ノ許可、(ロ)政府ハ必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シテ外國米、粟其他ノ雜穀ノ輸入税ノ増減若クハ免除ヲナシ又ハ粟其他ノ雜穀ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得、(ハ)米穀ノ季節的出廻數量及ビ地方的偏在ノ匡正ヲ計ル爲メ政府ハ毎年度府縣、朝鮮及ビ臺灣ノ各月ノ管外移出量ヲ推算シ全國ヲ通ジテ移出數量ヲ月別平均ナラシムル爲メ出廻期ニ於テ買入ヲ行ヒ出廻後ニ賣却ヲ行フ。
- 第三 内地ニ於ケル價格ノ公定(イ)最低價格ハ米穀生産費、物價其他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定メ最高價格ハ家計費米價、物價其他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム、(ロ)政府ハ公定價格ヲ維持スル爲メ指定スル市場ニ於テ最低價格ニヨル買上ノ申込及ビ最高價格ニヨル賣渡ノ申込ニ應ジ米穀ノ買入又ハ賣却ヲ行フ
- 第四及ビ附記省略

三 米穀統制法の内容

米穀制度調査會の答申案を基礎に農林省は法律案を作つて議會に提出した。と同時にこれが運用の爲めに米穀需給特別會計法を改正し四億八千萬圓であつた資金を七億圓とし、米穀部の擴張をも圖つた。この案は議會で可決したので十月より施行することになつた。全文は十三章からなつてゐるが、要旨は大體前記要綱に同じであるから省略する。

題である。それは負債問題を包含するに於て更に強く響いた。そこで昨年農村救済問題が擡頭するや政府は、これに對して諸般の應急策を講じた。即ち地方銀行及産業組合への不動産融資低利資金の延納等である。と同時に最も力を注いだのは龐大なる債務を脊負つて喘ぐ農家を救ふ方策として立案した農村負債整理組合法案であつた。前二者は幸ひ實施されたが、負債整理組合法案は、六十三議會で最後まで問題となりながら遂に通過しなかつた。乍併、この法案は、負債の山積に悩む農村にとつては一日も忽せにすべからざる重要法案である。そこで政府は再びこれを六十四議會に提案すると共に併せて農業金融の圓滑化を圖る爲めに農業動産信用法案をも提出した。兩案とも成立した。

一 農村金融事情(負債を中心として)

先づ我邦に於ける農家の負債が如何程あるか、農林省が負債整理法委員會で發表したところを見るに次の如くである。

農家負債見込額

總額	四、五四六、六九二、千円
利率別割合	
七分未満	九・八一四%
一割未満	三三・一一六
一割二分未満	二八・六二六
一割五分未満	二二・二二三

要するに米穀統制法は、擴く數量を調節するのみならず家計費(家計費米價)と物價を基礎とする最高價格と、米穀生産費と物價を基準とする最低價格との中に米價を釘づけにする強力的な法律である。そこで問題となるのは最高最低價格の決定基準となる家計費と生産費の内容である。殊に米生産費は既に述べた如く農林省と帝國農會で相當の隔りがある。この生産費問題を繞つて議會其他で問題が生じた。因に米穀統制法施行後の米穀需給狀況について農林省では上表の如く推定して發表した。

米穀統制法實施後米穀推定需給狀況(農林省發表)

年次	持越額	供給額					需要額	繰越額
		内地米	朝鮮米	臺灣米	外國米	計		
第1年度	7,727	62,672	6,911	3,035	1,116	81,461	74,903	6,558
第2年度	6,558	36,735	7,210	3,272	1,116	81,891	75,963	5,928
第3年度	5,928	64,805	7,511	3,514	1,116	82,874	77,039	5,835
第4年度	5,835	65,882	7,815	3,764	1,116	84,412	78,129	6,283
第5年度	6,283	66,967	8,122	4,134	1,116	86,622	79,235	7,387

備考 本表は最近五箇年の実績を參照して推定す
需要額推算に當りては一人當り一箇年消費高は一石一斗とす
第一年度は昭和九年度(米穀年度)

農業金融問題と負債關係法律案
農業恐慌の發生と共に大きな問題となつたのは農業金融問

一割五分以上 六・二二一
計 一〇〇・〇〇〇
擔保の有無(但一道二府十八縣の見込額集計)
有擔保 四九・四〇八
無擔保 五〇・五九二
計 一〇〇・〇〇〇

階級別一戸當負債額(經濟更生部の囑託せる千五十六名の調査員の昭和八年一月末迄の報告による)

地主	二、九四九円
自作	一、四四一
自小作	一、〇三九
自小作	五二三

右の調査は昭和七年末現在であるが、これに依ると農家の負債は四十五億圓の巨額に上つてゐる。如何に巨額な債務なりとも、平常圓滑に運轉がついてゐれば割合によいが、一朝これが止まれば、金融は梗塞して債務者には重壓化して来る。即ち地方銀行や産業組合には焦げついた債務が生じて二進も三進も動けなくなり、農家は破産するのである。これを救ふべく政府は金融機關に對しては昨年十月以來政府補償の下に不動産融資を前記の如く行つたが、之が昭和八年三月十八日迄の成績は次表のやうであつた。

地方銀行融資

取 扱 銀 行	申 込 總 額	融 資 決 定 額
		千円
勸 業 銀 行	30,000	20,000
北 海 道 拓 殖 銀 行	4,000	500
農 工 銀 行	500	410
計	34,500	20,000

即ちこれ等の爲めに金融機關の還元金が潤澤になつたからである。

けれど他面農家の負債は、右の如き諸條件によつても、殆んど軽減されてゐないと見られる。却つて昨年度の如く農家の収入が殖えれば、これを機会に債権の取立が激しくなるばかりだ。即ち四十五億圓の負債見込額は、既に農産品の昂騰があり、匡救事業の進捗せる後である六年末の調査であつた。かうした農家の負債に對して政府は先づ應急策として低利資金の元利支拂延期をなし、その爲めに支出した金は七年三月末までに四千三百萬圓で、豫算額(六千五百萬圓)には及ばなかつた。乍併、負債に對する最もよい方策は、前記の如く一割内外の高利である負

産業組合融資(中央金庫扱)

申込總額 四九、一九〇千円
 貸出済及決定額 二〇、三一五
 即ち産業組合融資は昨年度の豫算額(千五百萬圓)に近い數まで達したが、地方銀行融資は、豫算額(二億萬圓)の四分の一にも達しなかつた。その不成績の理由には次の如きものがあげられる

- 一 農産品の昂騰
- 一 匡救事業の進捗
- 一 郵便貯金の利下

債を低利に借替へることである。その爲めに負債整理に關する方策が、是非共必要であつた。そこで農林省では、萬難を排しても、再びこれを行ふことになつた。と同時に又負債整理を行つても、その後金を借りる場合、再び高利の負債をなしてはその意義を減却するので、それを憂慮して農業動産信用法をも議會に提出したのである。

二 農村負債整理組合の内容

農村負債整理組合は總則、負債整理組合、負債整理事業資金、特別融通及損失補償の三章三十四條から成つて居り、要旨は次のやうである。

- 一 農山漁村民へ隣保共助ノ精神ニ則リ、負債整理組合ヲ組織シ、組合設立前ニ生シタル私法上ノ債務ヲ組合員ノ申出ニヨツテ整理スル
- 一 負債整理組合ハ一定ノ地區内ニ居住スル者ヲ以テ組織シ無限責任又ハ保證責任トス。組合ノ行フ事業ハ左ノ如シ
 - イ 組合員ノ負債償還計畫及ビ經濟更生計畫ノ樹立
 - ロ 債務者タル組合員及ビ債權者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期間、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋
 - ハ 組合員ニ對スル負債整理資金ノ貸付
- 一 市町村負債整理委員會ハ負債整理組合ニヨツテ當事者間ノ負債條件ノ緩和ノ協定ナラザル場合ニ斡旋機關トナル。尙協定ナラザル場合ハ金銭債務調停法ニヨル
- 一 負債整理組合ノ事業遂行ヲ容易ナラシム爲メ市町村ハ負債整理

の道が開拓されたことになる。

農業動産信用法は總則、農業經營資金貸付の先取特權、農業用動産の抵當權、罰則の四章二十箇條よりなり、要旨は次の如くである。

- 一 先取特權ニ信用組合其他勸令ヲ以テ定ムル法人(勸業銀行、農工銀行等)ガ農業ニ従事スル者ニ對シ左ニ掲ゲル經營資金ノ貸付ヲナシタル時ハソノ元本利息ニ對シテ特定動産ノ上ニ先取特權ヲ有ス
 - イ 農業用動産又ハ農業生産物ノ保存、ロ 農業用動産ノ購入、ハ 種苗又ハ肥料ノ購入、ホ 薪炭原木ノ購入、ヘ 水産養殖用ノ種苗又ハ餌料ノ購入
- 一 抵當權ニ農業用動産ハ農業ニ従事スル者又ハ農業實行組合、養蠶實行組合其他勸令ヲ以テ定ムル法人ガ信用組合又ハ勸令ヲ以テ定ムル法人(勸業銀行、農工銀行等)ニ對シテ抵當權設定ノ目的トスルコトヲ得

即ち本法によれば信用組合其他から農業經營に要する資金を借りる場合に限つて、民法上の特例により動産(農業用動産)のみ占有權の移轉をなすことなくして抵當權の設定が出来るのである。その爲めこれ迄借金に行詰つてゐるものにとつては、新しく資金融通の途が出来たので便利であるが、その擔保となる動産が牛馬、發動機、脱穀機等の大農具に限られてゐるので、鋤鉞しか持たぬ貧農層の利用は六ヶ敷であらう。

註一

組合ニ對シ施行ノ日ヨリ五箇年間、期間二十箇年ヲ限ツテ特別融通ヲナスコトヲ得、其ノ結果市町村ガ損失ヲ受ケタル場合ハ道府縣ガ特別融通總額ノ三割以内ヲ補償スル。道府縣ガ損失ヲ受ケタル場合ハ損失補償金ノ二分一以内ヲ政府カ補償スル、但シ如何ナル場合ト雖モ政府ノ損失補償額ハ三千萬圓ヲ上ルコトヲ得ズ

本法施行に當つて初め三億萬圓の特別融資と六千萬圓の政府損失補償とが企圖されたが、大藏省や内務省の横槍りの爲めに遂に二億萬圓の特別融資と三千萬圓の政府補償(他の三千萬圓は町村と道府縣補償)となつたのである。

本法は昭和八年九月初旬から實施される豫定であるが、負債整理の目標となるべき町村數は全國一萬二千町村中六千町村である。設立される組合の豫定數は二萬四千組合(一町村平均四組合)である。政府は融資總額の二億萬圓を五箇年間に分割支出する豫定であるが、その金は一組合當り八千圓(前記組合に信用組合、漁業組合の一組合も含む)である。要するに四十五億圓(農山漁村負債合計)の負債に對し、二億圓を以て整理しようとするのが本法の目的である。

三 農業動産信用法の内容

不動産に關する資金化の方法は既に不動産抵當證券法等で開かれてゐたが、農業動産の資金化の方法は未だなかつた。然るに今回これが行はれたことは我邦農業金融史上特筆すべきである。この法律の爲めに現在五億二千萬圓に及ぶ農業動産に金融

A 朝鮮米産額及び移出額

年次	作付面積	産額	内地移出額
昭和3年	1,517,755.1	13,511,725	9,704,231
同4年	1,632,064.9	13,701,746	5,530,932
同5年	1,662,020.1	19,180,677	4,908,212
同6年	1,674,610.1	15,872,999	8,613,947
同7年	1,643,058.5	16,345,825	-

B 臺灣米産額内地移出額

年次	作付面積	産額	内地移出額
昭和3年	603,802.08	6,795,005	2,386,577
同4年	585,566.06	6,480,763	2,171,810
同5年	633,294.32	7,370,516	2,071,113
同6年	653,380.13	7,479,846	3,000,000
同7年	686,230.81	8,949,216	-

註二 衆議院負債整理法委員會附帯決議及び希望質問
附帯決議

朝鮮、臺灣米については本法所期の目的を達する爲め更に徹底的統制方法を講ずべし
希望質問
本法第二條第一項の生産費中租税公課の中には戸數割、水
利費、部落費の一部を加し更に米の生産地より買上場所
に至る運賃諸掛の一部を加へられたし

註三 東京朝日新聞(昭和八年五月二十日)
註四 初年度二千萬圓其後は四千五百萬圓宛毎年融通する

結 び

以上を以て昨年特に昭和八年三月迄の農村の情勢とこれに對する政府其他の諸政策の主要を見た。これによれば、大體次の如き結論が得られるであらう。即ち、

- 一 昨年下半年からの農村は、その情況に於ては、一昨年頃よりは悪化して居らず、寧ろ幾分か良好に趣いてはゐるが、世間で豫想するほどに實際は良好でなく、恐慌の打撃は依然として農家に振りかゝつてゐること。
- 二 昨年上半年期には臨時議會まで開いた農政問題は、其後の農村の新局面の展開と共に世人の視野から離れる傾向が生じたこと。
- 三 昨年度に於て農村問題は俄然世人の注目を惹くところとなつたが、その多くは農業經營改善問題、農産品の販賣問題、負債整理問題等農業恐慌と直接關係のある問題のみであつた。土地に關する問題、小作制度の問題等我邦農業制度の根幹をなす諸問題は其の影を潜めた觀があつた。

(齋藤 榮 一)

農 民 運 動

總 論

本年度(昭和七年四月より昭和八年三月まで)に於ける我國農村社會の實狀は、未だかつて見ざる歴史的の一年であつたといつてよからう。兩三年來の農産物價格の大暴落は極度に農家經濟を萎縮せしめ、さなきだに疲弊困憊せる農村に、更に拍車を加へて窮乏その極に達せしめたのであつた。しかも農村に於けるこの經濟的悲況は、更に社會的不安を與へ、かくして激化せる農村問題は遂に全國民の前にさらけ出されたのであつた。即ち五・一五事件がそれである。於茲農村の破局的窮乏は社會の嚴肅なる注視を受けるに至り、この事件發生と同時に人心著しく不安に陥り、政變忽ち至つて舉國一致内閣を出現せしむる等、わが憲政史上よりするも誠に特筆すべき年であつた。

而して、今や農村問題は全社會關心の重大事件となり、朝野をあげて農村救済を叫ぶに至つた。その結果農村匡救を主とする臨時議會まで招集されると云ふ有様で、農村問題に關する限り未だかつてなき出來事といはねばならぬ。かくの如く永年黙々として耕耘に携はつて來た農民の胸中に鬱積せる不平は、かつて見ざる奔流となつて表面化し、颯然た

つて「農村を救へ！」と絶叫して、こゝに全農民の結成となり、農村議會まで召集した事は、本稿を草する上に特筆すべきことである。

さて、かくした非常時に直面した農村社會に於て、階級的農民組合が如何なる状態にあり、そして又如何なる運動をなしたかについて、順を追ふてのぶることとする。

本年度に於ける農民組合運動に就いては、さして特筆すべき事項もないが、強めてこれを見出さんとすれば、次の數項を數へ上ぐる事が出來よう。

第一には、臨時議會を中心として捲き起された農村救済運動により、こゝ二、三年比較的鎮靜勝ちであつた農民組合が、近年にない活氣を呈したこと、殊に極右日本農民組合がこの機運に乗じて積極的に運動を展開したことが注目し値する。

第二には、六年二月に行はれた衆議院議員選舉に際して、全國農民組合中央委員長杉山元治郎氏が、大阪第六區より立候補して見事當選し、近年比較的振はざる小作組合のため、大いに氣を吐き、組合の政治運動の上の一つの光を放たしむるに至つた。

第三には、全國農民組合の支持政黨たる舊全國勞農大衆黨と、

日本農民組合總同盟の支持政黨たる社會民衆黨との合同による社會大衆黨の出現である。思想的に相異なる兩組合が、同一政黨を支持せんとするのであるから、こゝに可成りの矛盾がある。即ちその一例をあぐれば、全國農民組合に於ては總本部はこれを支持してゐるが、組合自身は左翼の域を脱し得ざるため右翼的轉向を防止して居るが如くである。

第四には、本年は農民組合の分散せることで、右翼に於ける日本農民組合の分裂、左翼に於ける全國農民組合の分裂等であつて、昨年は漸く思想的分野を二大別し得たのであつたが、再び四散の状態に陥つたことである。

以下是等の諸問題についてその概略を記するとしよう。

小作組合の數的發展狀況

我が國農村に於て不作その他の凶事に際して、小作人が一時的に結束して事を構へたことは古來例證に乏しくないが、それが永續的の團結となり、地主と抗争する様になつたことは極めて最近のことである。

小作組合は、いふまでもなく小作紛議の頻發したる大正七、八年頃から殆んどこれと歩調を同じうして簇出し、しかも小作組合を本據とする小作人の團結いかなは對地方關係に於ての主要なる事柄となるに至つたので、舊日本農民組合の成立を機會に、從來模糊としてゐた小作組合に階級意識を明瞭ならしむる

と共に、その團結力を旺盛ならしめた。かくして我國の農民組合運動は頓に活氣を呈すると共に、急激にその數を増加するに至つた。

次に内務省社會局に於て昭和七年度末に調査せる小作組合數を示すであらう。

年次	組合數	年次	組合數
大正9年	450	昭和15年	3,915
大同10年	679	昭和16年	4,275
同11年	1,114	同17年	4,115
同12年	1,530	同18年	3,866
同13年	2,337	同19年	3,971
同14年	3,133	同20年	4,062

見、組合運動昔日の如くならざりしかに見え、爾來その數に於ては一進一退の状態であつたが、昨年末の調査によると前年より百四十五組合の増加を見るに至り、組合數も可成りの挽回を見るに至つた。

最近かく小作組合の振はざる原因は、所謂三・一五事件並に四・一六事件等相次ぎ、有力なる幹部の檢舉によつて組合の中

心を失つたことが最も大きな原因である。更に又近時深刻なる農業恐慌により、地主といはず、小作人といはず、これが疲弊甚だしき爲めに兩者共に階級戦より一步退きて、寧ろ平和的により以上の實利を得んとするものが相當増加し、協調的方法によつて現在の苦境より脱せんとするものもあり、或は組合經費の負擔に堪へかねて組合を脱せるものもある。是等の事實は小作農民の貧困を物語る一證左であらう。それに又我が國農民組合の中堅をなす全國農民組合の内部に於ける左右の對立は依然として持續せられ、これが爲めに組合運動が華々しくなくともその一つである。

以上は全國的に見た組合の状態であるが、これを地方的に見れば可成りの増加を示して居る地方もある。即ち長野、高知の兩縣の如きはその著例である。

いま昨年度末現在による小作組合數四千六十二組合(組合員二十五萬六千二百九十七人)に對し、これが地方的分布状況を見るに、群を抜いて多いのは新潟縣にして五百七十七組合を有し、その員數は二萬八千七百六人である。これに亞ぐものは山梨縣の二百七十四組合(組合員一萬六千九百五十一人)、岐阜縣二百五組合(組合員一萬一千四百三十四人)にして、他は長野、福岡、埼玉、群馬、兵庫の諸縣の順序にして、いづれも百五十以上の組合をもつて居る。未組織地は沖繩縣のみにして熊本、岩手、香川、長崎、山口の諸縣はいづれも僅少の組織を有するに過ぎない。

更に組織人員別による組合數を見ると、五十人未満を以て組織して居るものは二千二百六組合(五四・〇%)にして最も多く、亞いで百人未満が一千百九組合(二七・〇%)、三百人未満が五百七十四組合(一四・〇%)にして、五百人未満、千人未満、三千人未満の順序であるが、一萬人以上になると僅かに一、二を數ふるに過ぎない。

なほ是等の組合を組織地域別に見れば、農村の一字を單位とするものが最も多くして、その數二千五百七十組合であつて、總數の過半數を占めて居る。次位は一町村を單位とするものにして八百九十八組合を算し、數字を單位とするもの三百九十一にして、數町村、一郡、數郡、一府縣の順序で、全國に互るものは極めて少なく僅かに三組合を數ふるのみである。

以上に述べたる如く我國の小作組合は人員別、或は組織別より見ると、その大部分は群小組合であり獨立的な組織であつて、多數の組合員を有するか、或は組織地域廣汎にして所謂主要小作組合といはれて居るものは十數組合である。

地主組合及び地主小作協調組合

我が國に於ては小作組合以外に地主組合及び地主、小作の協調組合がある。

先づ地主組合に就いて見るに、小作組合運動の最も旺盛を極めた昭和二年にはこれと歩調を共にし、その數に於て最高に達

年次	組合数	年次	組合数
大正11年	247	昭和3年	614
同 12年	290	同 4年	543
同 13年	428	同 5年	549
同 14年	498	同 6年	485
同 15年	591	同 7年	539
昭和元年	655		
昭和2年			

年次	組合数	年次	組合数
大正11年	178	昭和3年	1,069
同 12年	347	同 4年	1,272
同 13年	596	同 5年	1,323
同 14年	754	同 6年	1,258
同 15年	894	同 7年	1,273
昭和元年	1,025		
昭和2年			

した。然るにその後小作組合の衰微するに伴つて漸減しつゝ、あつたが、本年は前年に比し、五十四組合の増加を示して居る。今内務省社会局で調査せる地主組合数を示すと上表右の如くである。

更に地主、小作の協調組合の状況を見るに近來小作組合及び地主組合の衰微の状況にあるにもかかわらず、この協調組合のみが獨り發達しつゝあつたが、昭和六年より稍々減少の傾向を辿つた。勿論本年度は組合總數一千二百七十三組合にして、前年より十五組合の増加を見たけれどもこれが員數に於ては前年より一萬四千二百三十八名の減少を來して居る。

内務省社会局調査による本組合数を示せば上表左の如くである。

主要小作組合の状況

我が國に於ける主要小作組合のうち全國的組織を有するものは、「全國農民組合」「日本農民組合」「日本農民組合總同盟」の三組合である。

いま組合員が千人に満たないものもあるが、組織地域の比較的廣汎に亘るものをあぐれば次の十二組合ある。けれどもこの中には殆んど日常活動して居らぬものも二、三ある様である。

地方的小作組合は富山縣農業團體聯合會(富山) 北日本農民組合(新潟) 愛知中央親向會(愛知) 東泊小作聯合會(鳥取) 眞庭郡南部農事改良組合(岡山) 山形縣農民組合(山形) 四箇村農業聯合會(福岡) 川島領小作組合聯合會(埼玉) 北方積農會(徳島)等である。

以下所謂階級的且つ全國的農民組合である全國農民組合、日本農民組合、日本農民組合總同盟の三つについてこれが概要を述べらるであらう。

先づ全國農民組合の概要について見るになんといつても我國農民組合の大宗をなすものは、本組合であるといつてもよい。本組合の前身は舊日本農民組合にして、去る昭和三年五月當時の日本農民組合と全日本農民組合との合同によつて生れたものである。その勢力は一道三府三十六縣に亘り、所屬組合員數は四萬五

千百餘名に達し、聯合會數四十、支部數一千二百八十餘と註せられ、他組合にしてこの右に出づるものなく、實際運動の活潑なる點等に於ても他組合に、はるかに優れて居る。

けれども合同後既に四年を経過せる今日に於ても、地方的には未だ合同を見るに至らざるものもある。即ち兵庫縣の如きはそれにして、兩組合系の支部が依然として存在せる所もある。或は又思想的に相對立して統制も行はれず、内訌熾烈あるものがある。昭和五年度の全國大會及び同年四月に行はれたる全農擴大中央委員會を契機として、所謂革命的反對派なるもの、具體的萌芽を出すに至り、次いで同年七月全國勞農大衆黨の結黨を期として全國會議派はこゝに總本部に對して完全なる對立を示すに至つた。

いま、参考の爲めに本年中に於ける(所謂)全農全國會議派の活動状況を極めて簡略に記して見よう。

全農全國會議派は、さきに千葉縣葛飾郡國分村に書記局を設けて居たが、昨年四月頃事務所を東京市内幸町高興ビル内に設けて機關新聞紙を發行し、自派勢力の擴大に力めつゝあつた。これより先、即ち昨年一月中旬に前記千葉縣事務所に於て第二回全國代表者會議を開き、組織情報々告、汎太平洋會議準備報告等の後、行動、綱領、規約、運動方針及び全國大會對策の件等十數件を決議し、更に全農全國會議全國委員長に三重縣の上田音市氏が推され、全國委員に上田音市氏、石田樹心氏其他全

國オルグを決定した。

乍然、こゝに注目すべき事は六月頃に至り、從來の行動、綱領、運動方針は、あまりに高度に失して、組織の大衆化に適合しないと云ふので、右の修正を唱ふるものがあつた。

この眞意如何は別として八月二十六、七、八の三日間東京に於て第一回全國委員會を合法的に開くべく準備を進めつゝあつたが、委員長上田音市氏及び一部幹部中には合法的に全國委員會を開かんとする常任委員石田樹心氏の行動を非階級的なりとして是等一派を除名した。

八月二十日より三日間引續き東京市及び同府下に於て全國委員會を開催したと稱されて居るが、此の一派は當局の注意によりて豫定通りに委員會を開く事を得なかつたといはれて居る。

以上簡單ながら全農全國會議派最近の活動状況の概略を記したに過ぎない。

全國農民組合は、かくの如く幾多の危機を孕みつゝあるが、昨年七月二十四日日本組合の支持政黨たる全國勞農大衆黨が、社会民衆黨と合同して、新たに社会大衆黨を組織したので、總本部に於てはこれを支持して居るが、組合自體は矢張り合法左翼的立場を固持して、右翼轉向を防止して居る。

いま、本組合最近の事情を見るために、昭和八年三月に開かれたる第六回全國大會の状況を簡單に述べよう。本組合の第四回大會(昭和六年)直後の分裂以來、全國會議派

と極めて尖锐なる対立を続けてゐたが、——昨年度の大會に於いて會議派は七十餘名を動員し、除名解體の即時取消、大會参加の自由を要求して本部派と對抗したのであるが、其後は無言の裡に悽愴な對立を続け、所謂、實踐を通じての勝利を目指して闘つて來た。而して今年度の大會直前に至つて再び表面化し、「農新八號」においてこれが闘争方針を指示し、續いて三月二十五日「全農改革、社會フラスコ」放逐のため全農第六回大會の戰闘的代議員はかく戦へ」のリーフレットを發行して準備を進めたるも、最近に至つて、北海道、三重縣に於て大彈壓にあひ、更に全會本部は上田委員長、山口常任、中村書記等を奪はれ、極めて困難な立場におかれてゐる。しかも全国的に最も強固な地盤をもつてゐる兵庫縣聯合會が大彈壓され、組織が殆んど破壊されてゐる等の悪い條件が次から次へと起り、最近は表面的には大した活動を続け得ない事情におかれてゐる。

かうした全國農民組合の分裂、内訌の導因については、こゝに更めて言ふまでもなく政黨問題である。由來、政黨問題は、全農のガンとも見らるべきものであつて、全農過去數百年は全々此の問題の故に内部抗争と分裂をくり返して今日に至つた。全農中央部は政黨問題に關して極めて消極的な態度を以て政治的對立に基く内部紛争、確執の防止に努め、昨年の大會以後益々明瞭に意識的に此の方策を遂行して來たものであるが、これは問題を解決する方針にあらずして、たゞ單に内部對立の表面化

を延引するに過ぎざるもので、此の間に新たに醸成され、深化される組織内の政治的不統一の情勢は、大會接近につれて俄に緊張し、大會に對して一般の視聽が向けられるのが例年のことである。

即ち全農のもつ政黨問題は、具體的には大衆黨支持、非支持の問題を意味し、一昨年、全農本部が合法政黨反對派たる全國會議派を殆んど餘すところなく、除名清算して一舉合法政黨支持の名の下に、大衆黨支持までなしたのであるが、當時急激に起つて來たフラスコの潮流に侵蝕されて居た大衆黨が、殊に幹部が右翼的傾向が甚だしく濃厚となり、一部幹部の如きは、國社黨にまで轉向するといふ有様であつたので、全農各地に大衆黨反對の態度に出づるものが多くなつた。

此の機運を抑壓せんとする大衆黨側の外部からの動きは、いよいよ反大衆黨系を反撥せしめ、遂に大衆黨系の絶對勢力地であつた岡山を左翼へ解消せしめ、千葉、和歌山の兩縣をすら離反せしめんとするに至つた。現在大衆黨の政治的影響下にある縣は秋田、群馬、茨城、栃木、静岡、大阪、鳥取、福岡、高知の諸府縣聯合會であると目されてゐるが、以上の地方の中で秋田、茨城、栃木、大阪等は會議派の進出に脅かされてゐる。また新潟縣は複雑なる政治的事情から去就に迷ひ、決定的態度の表明は極めて難事であると思はれる。

かゝる情勢のもとに全國大會が開かれたのであるから、本大

會は一般から異常なる關心を以て期待されたのであつた。

然るに總本部派は過去一箇年、會議派との對立の中に、内部に流れる幾筋かの諸分派を、總本部を守れ」の標語下に統一して幾度か襲ひかゝつて來た分裂の危機を克服して本大會を開いたのであつたが、動員の點においては一般の期待を裏切つたのであつた。

即ちこの原因は、各地方に於ける町村會選舉の影響、農民の極度の窮乏化の爲め旅費其の他の關係による出場不能、或は會議派の妨害等によるものであるが、如何にしても百五名——事實は、五、六十名——の代議員しか動員し得なかつたので、大會としての權能が完全に失はれて、實に寂漠を感じざるを得なかつた。

政黨問題に關しては中央委員會に於て申合せがあり、大會に於ては完全に紛糾を防止された如くであつた。即ち一九二三年度の全國農民組合活動方針中「二、組織方針(四)に於て勞農の具體的結合と政黨對策について——われ等はあらゆる機會を捉へて戰闘的勞働者と協力し、彼等の運動を支持するために戦ふ。政黨は其の場合、勞働者、農民を政治的自由獲得闘争を目標とする闘争に於いて動員し、協力せしめるために努力すべきである。この意味からわれ等は勞農政黨を認め、大會に應じて協力するものである。だが大衆團體員には一つの統一せる政治的意見を強制すべきでない」と云ふ原則の下に政黨との間には闘争の

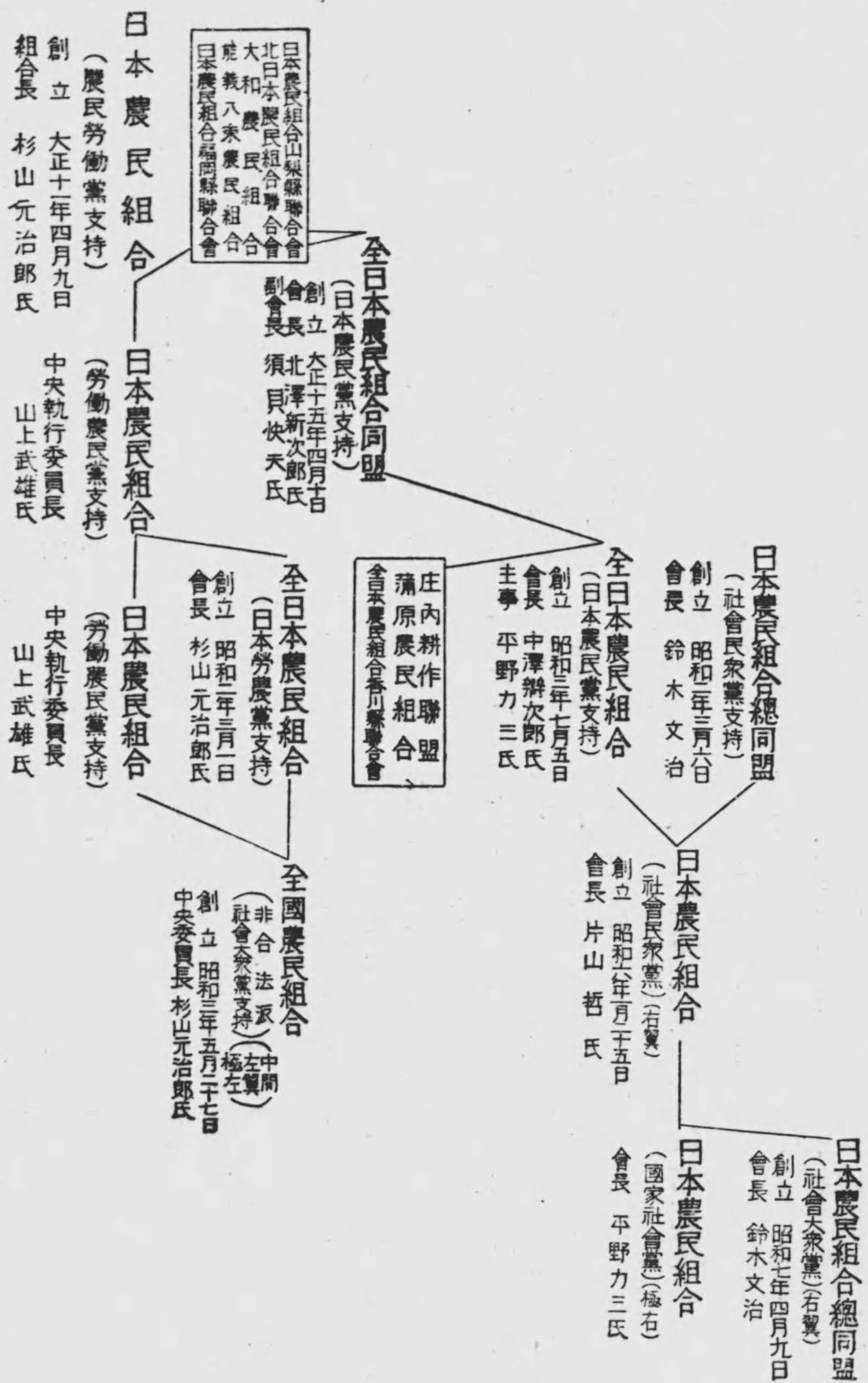
必要に應じて連絡機關を設けて問題を現實的に政治的に處理すべきである。この場合組合員個々の政治的意見を強制しないからといつて組合全體が機關により、大衆的討議によりて決定した政治的方針に對しては多數決への統制に従ふと云ふ組合デモクラシーを守るべきである。斯かる原則の確立なくしては大衆團體は分裂ばかりしなければならぬだらう——以下略、云々とされて居るが、之に對しても中央委員會に於て大分問題とされたいはれて居る。

本組合の最近の状況は大體以上の如くである。なほ組合の中央委員長は杉山元治郎氏にして、事務所は大阪市旭區森小路町六六三にある。

次に日本農民組合及び日本農民組合總同盟の状況について述べべきであるが、兩組合の状況並に分裂経緯については、當會發行「農村社會運動の動向」第八章に於て、詳細に掲載してあるからこゝに略することとした。

主要小作組合の組織分裂状況

前項に於て我國小作組合の概況を述べたのであるが、更に是等組合の組織分合について見るに、去る大正十一年四月近代的小作組合として舊日本農民組合が、呱呱の聲をあげて以來、實に離合集散常なき有様であつたが、結局現在に於ては左翼に全



國農民組合、右翼に日本農民組合總同盟、極右に日本農民組合の三組合に分れて居る。

いま、舊日本農民組合が創立されて以來の主要小作組合の分裂、合同を表示して見ると、右表の如くである。

小作組合の主なる運動

本年度に於て小作組合が如何なる運動をなしたかについて、その主なるものを述べよう。

一 **小作料の減免運動** 小作爭議の要求事項の大部分が小作料減免にあるところより見るも、此の運動は小作組合に取りて如何に重視せらるべきかを想像するに足る。昭和元年の如きは要求件数二千百三十七件のうち、一千九百三十件即ちその大部分が小作料關係のものであつた。然るにその後年々その比率を減少し、昭和六年の如きは總件数の五〇%に、更に本年の如きは四三%に低下した。これは小作人が現在の小作料に満足せるために減少したのであるかと云ふに、さにあらず、近年小作爭議の要求事項中重要な地位を占せる小作權關係中に小作料と關係を有するものを、相當包含されて居る様である。

要するに小作料減免闘争は一層深刻に行はれて居り、依然として小作爭議の要求事項中重要なものである。

小作組合は「小作人の生活を保證とする迄の小作料の減免」「小作料制限法の獲得」「小作料の合理化」等をスローガンとして

各地方支部に對しそれ〴〵指令を發して猛烈なる運動を展開して居る。

全國農民組合の如きは、本年のスローガンとして、一、豊年でも半年作でも百姓は不景氣だ、小作料をマケロ！ 二、不景氣で百姓は喰へぬ、小作料をマケロ！ 三、生産費が高い、それだのに米が安い、その損害だけ地主がマケロ！ 四、ヒデリ、蟲害、水害だ、小作料をマケロ！

の四項を掲げ、日常闘争と結び付けて果敢なる運動をなした。なほ本組合は本年九月四日に秋期闘争方針に關する指令を各地支部へ發して運動方針を指示した。

二 **耕作權確立運動** 近時地主は小作問題に悩まざるゝにより、小作地を自作し、或は之を他に賣却又は轉貸する爲め、小作地の引上を要求するもの著しく増加した。更に又都會に近き地主は耕地を住宅地に、或は工場、鐵道、軌道、道路、學校等の敷地に變更せんが爲め、その返還方を要求するものが多い。

一方小作人はこれに對して耕作權を主張して耕地の返還をなさず、若し返還せんとする場合これが賠償として、鉞先料、作離料、小作地離れ金等の名目により、地主に對して代償を請求するものも多くなつた。

本年發生せる小作爭議の要求事項件数二千四百五十四件中小作權關係のものが一千百二十一件にて、總數の約半數餘を占むる有様である。いま小作權關係の一千百二十一件についてその

内譯を見れば、小作契約の継続一千二十七件、小作権の確認又は賠償九十四件、永小作権の獲得十八件等である。

以上小作権関係のうち最も多く占むるは小作契約の継続にして、要求事項總数の四六%を占めて居るが、これは近年地主中土地の返還請求をなすものが次第に増加せる結果、小作人がこれに對し、小作権の存続要求をなして争議化したるためである。

かつて小作争議初期時代の戦術として、小作人が小作料の軽減を要求し、若し地主がこれを認めざる場合は土地の共同返還をなしたること往々あり、地主も亦これに對して困却の餘り小作料を軽減したる例證も乏しくなかつたが、いまでは全くその跡を絶ち、これと反對に、争議戦術としては「耕地不返還同盟」の手段を講ずるに至つた。

小作人は近年益々土地擁護に努め、地主はこれを取上げんとするなど、土地を繞つて事件が愈々深刻化し、複雑化しつつある。

階級的小作組合に於ては耕地の返還は小作人の死活問題なりとし、その主張に「耕作権の確立」「耕作権の絶對的獲得」「立入禁止反對」等の項目をあげて土地の擁護に努めて居る。

三 農村窮乏打破運動 この運動は本年の農民組合運動中最も猛烈に行つた運動の一つである。本年開かれた第二回の臨時議會を目標として各組合が如何なる運動を展開したるかについて少しく述べて見る。

る。

日本農民組合は、この運動に對しては華々しく活動し、會議派の「飯米闘争」の如き、深刻的なものは少ないが、可なり社會の注目を引いたものがあつた。八月二十二日には、第六十三議會に對する次の如き闘争指令を出した。

即ち一 養蠶農民の繭を生産費價格で政府は買上げよ。二 政府は所有米を貧農に無償給與せよ。三 生産費を基準とする米穀價格の決定。四 農村借金の支拂猶豫をなし、農業資金の無擔保貸付をなせ。五 小作料耕地租の三箇年免除並に縣村税の半減。六 向ふ三箇年政府は肥料貸付を決定せよ。七 耕作権を確立し、土地取上げ其他の強制處分の停止。等の七項目を緊急對策として政府にこれが即時斷行を要求した。

各地方に於ても右指令により、これが目的貫徹の爲めに縣民大會、村民大會、農民大會等を開き、關係當局に對しそれ／＼陳情した。なほ全國的に統一をはかる爲め、特にスローガンを左の五項目にし、各地方はこれにより運動を開始した。

一 滞納小作料の棒引。二 田畑小作料の全免。三 製絲女工未拂ひ償金即時支拂。四 國有林野の開放。五 産米検査による補償米の獲得。

更に八月二十四日山梨縣聯合會に於ては大舉して議會に陳情すべしとなし、執行委員長平野力三氏等は深夜トラックに乗り、

全國農民組合は昭和六年以來、その支持政黨と相呼應して、總本部及び關東出張所を中心に相當活潑なる運動をなしつつあつた。殊に本年の五・一五事件以來、總本部は益々これが救済運動に努め、六月十八日には「所謂「農村救済」運動に對する我等の方針」と題し、「貧農のヘゲモニーの下に農民大會、農代會議を捲き起せ」と稱する指令を發行し、地方支部を鞭撻した。

この指令に基き長野、群馬、和歌山、京都、新潟等の諸縣を初め關係地方聯合會或は時局研究會、討論會、演說會等を開き、一面に於ては請願署名運動をなし、或は一般借金闘争と結びつけて果敢なる運動を行つた。六月上旬には全國農民組合各縣聯代表者山崎劍二氏外十四名は中央委員長杉山元治郎氏に率ゐられ農林省を訪問して要求書を提出するなど、その運動は大いに見るべきものがあつた。

日本農民組合總同盟に於ては、六月九日中央執行委員會を開き、會長鈴木文治氏外數名參集して、農村救済に關する決議文を可決し、翌十日鈴木文治氏、片山哲氏外四名と共に衆議院内に農林當局と會見、右決議文を提出した。然るに農林當局に於ては重大なる問題なる故、具體案を提出され度き希望を述べられたるを以て、翌十二日更に中央委員を招集し、緊急具體案を製作した。

この外、長野、栃木、岡山、京都、埼玉の諸縣に於ても各々運動を開始したる模様なるも特筆すべき事件はなかつた様である。陳情團勧誘の爲め淺川驛にて組合員を糾合し、汽車にて出發したのであつたが、途中當局の注意により解散した。一方平野力三氏及び組合員荻野氏外十二名も亦、翌日八王子にて檢束されたる爲め、此の運動は不成功に終つた。けれども本運動としては特記すべき事柄である。

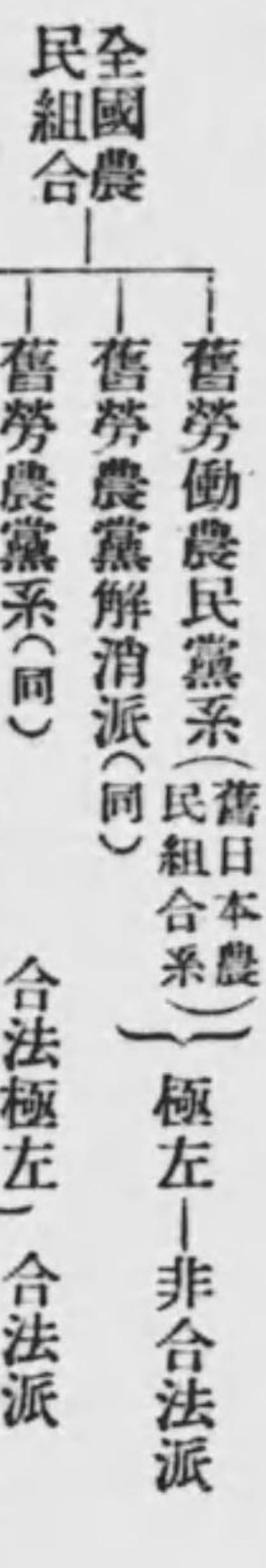
四 政治運動 本年三月衆議院議員の總選舉に當り、組合關係者にして立候補したるものも相當あつたが、いづれも支持政黨より擁立したるものであつて、上村進(新潟縣第二區)氏のみ全國會議派を背景として立候補したのであつた。上村氏は落選したるも二千四百八十七票を獲得したことは注目に値する。

更に注目すべきは、全國農民組合の中央委員長たる杉山元治郎氏が、大阪第五區より全國勞農大衆黨を背景に見事第三位(一、八五〇票)を以て當選の榮を得たことは特筆に値する。此の外全國農民組合關係より擁立せるものは次の諸氏であるが、いづれも落選した。

伊井 誠一(新潟縣第二區) 三宅 正一(新潟縣第三區)
泉 國三郎(岩手縣第二區) 川俣 清音(秋田縣第二區)
水谷長三郎(京都府第一區) 堀田 馨(和歌山縣第二區)

なほ、政治運動としては、本年四月日本農民組合の分裂により、從來支持して來た社會民衆黨を脱黨し、本年五月國家社會黨を組織して、これを支持してゐる。一方舊日本農民組合總同盟に復歸したる一派は、依然として社會民衆黨(現社會大衆黨)

を支持して居る。
 本年七月全國大衆黨と、社會民衆黨と合同し、全國農民組合及び、日本農民組合總同盟はこれを支持して居る。
 いま、農民組合と無産政黨との關係を表示すると次の如くである。



日本農民組合總同盟—舊日本農民組合總同盟系—社會大衆黨
 日本農民組合—舊全日本農民組合系—日本國家社會黨

五 教育運動 農民の解放運動は、農民團體の組織擴大と、その團結力の鞏固とを必要とするから、つまり農民大衆を階級的に教育することによりその目的が達成せらるゝものである。なし、闘士の養成或は一般未組織農民の教育をなして居る。教育の方法は主としてニュース、パンフレット等の印刷物に依るものと、座談會、茶話會等の會合を以てするもの、或は農民學校を開設して指導者教育をなすこともある。

全國農民組合は、本年八月二十四日新潟縣中蒲原郡五泉町全農南地區事務所に於て、全農南地區農民學校を開設した。
 いま本年開かれたる講習會を見るに、和歌山縣日高郡湯川村安養寺に於て八月二十三日より同二十五日まで(全農日高地區)、

家が點在して居り、商品の買入とか、販賣其の他これが經營に容易でなく、年々新たに設けられる消費組合も相當あるが、解散するとか、自然消滅すると云ふ状態で今日の處ではこの運動は盛んであると云はれない様である。なほ消費組合以外の産業組合事業に至つては現在見るべきものはない。
 いま小作人組合關係の消費組合を表示すると次の如くである

廳府縣	名	創立年月	組合員數	關係農民組合
兵庫	加古川消費組合	昭和六・一	九五	全農備後支部員
	伊保村中島購買部	大正二・一〇	四七	全農組合員
新潟	木崎村相互購買利用組合	大正一五・四	二九五	木崎村農民組合
	全農南蒲地區配給所	昭和六・三	八〇〇	全農南蒲地區
群馬	有限責任強戸信用購買利用組合	大正二・二	四八六	全農強戸支部員
福岡	三又村消費組合	昭和二・六	四三	全農福岡佐野會三又支部外一般
	全農福岡佐野會野田支部消費組合	同	一	全農福岡佐野會野田支部外一般
	二日市消費組合	同	一五〇	全農福岡佐野會二日市及片野支部外一般
山梨	甲府消費組合	昭和五・三	五〇	全農縣聯合會(創立當時)目下個人經營
	八幡配給所	同	四六	全農縣聯合會(創立當時)目下個人經營
	市川配給所	同	三三	全農縣聯合會(創立當時)目下個人經營
	大工配給所	同	一三	全農縣聯合會(創立當時)目下個人經營

福島縣伊達郡板野村組合事務所に於て九月十一日より同十三日まで(全農縣聯合會)、新潟縣三條出張所に於て八月二十九日より同十一月十一日まで(全農縣聯合會)、北海道本部事務所に於て八月十五日より同十七日まで(全農縣聯合會)、徳島縣麻植郡西麻植青年館に於て七月二十二日より同二十五日まで(全農徳島出張所)、山形縣飽海郡中平田村組合事務所に於て七月三十日より八月三日まで(山形縣農民組合)、新潟縣中蒲原郡白根町北日本農民組合事務所に於て二月二十五日より六月六日まで(全農會議青年部)、同縣下高津町高坪温泉長生館に於て二月二十四日より同二十六日まで(全農本部派聯合會)、福岡縣京都郡新地區公會堂に於て十月十八日より十九日まで(堺利彦農民學校)等である。

この外、賀川豊彦氏等の農民福音學校あり、本年は静岡、兵庫、岡山、香川、秋田、青森の諸縣にて開催し、相當効果を收めたと稱されて居る。

六 消費組合運動 わが國に於ける農民組合運動の初期時代は、その主力は専ら外部的なる組織運動に向けられて居り、内部的なる消費組合運動の様な方面には餘りに重要視されない向もあつた。しかるに近年漸くにして組織分合の緒につき、無産政黨運動も一段落をつけた様に、組合運動もまた漸次現實的な消費組合運動に着眼して、都市のそれに比して少なからず農村に於けるこの種の運動は、即ち農村は比較的交通不便にして住

廳府縣	名	創立年月	組合員數	關係農民組合
福島	立野消費組合	昭和六・一	四	全農
	荊宿消費組合	同	九	全農
	室原消費組合	同	七・一	全農
	福浦消費組合	同	七・三	全農縣福浦支部
廣島	川口農民消費組合	昭和六・一	一七〇	日本農民組合總同盟川口支部
鳥取	河岡班消費組合	大正二五・四	四三	全農縣支部
山口	日用品購買會	大正一五・七	四七	全農縣下松支部
島根	富山消費組合	大正一四・三	五〇	全農縣富山支部
	簸川郡中央消費組合	同	五・九	全農
富山	大澤野村消費組合	大正六・三	三〇	全農縣大澤野支部
高知	全國農民組合仁西支部共同購入組合	大正七・四	二八	全農仁西支部
	黒石消費組合	大正八・二	八六	全農縣黒石出張所
	常盤村消費組合	同	四・三	同上常盤支部
	青森消費組合	同	一五	同上常盤出張所
	藤崎町消費組合	同	二六	同上常盤出張所
	八戸消費組合	同	六〇	同上常盤出張所
	弘前消費組合	同	二二	全農縣八戸出張所
	五戸消費組合	同	一〇六	全農青年部中弘支部
	消費組合青森縣聯合會	同	九四	八戸消費組合ノ指導
			六五	全農縣聯合會

青 森	館 村 消 費 組 合	大 正	五・〇	四六	全 農
	湊 消 費 組 合	同	五・二	一三〇	全農縣聯八戸出張所
	福 島 消 費 組 合	同	五・二	六	同 上 黒岩出張所
	淺 瀬 石 消 費 組 合	同	五・二	四六	同 上
	中 川 消 費 組 合	同	六・一	三	同 上
	藤 崎 町 消 費 組 合 下 町 支 部	同	六・〇	五〇	全農縣聯藤崎支部
	青 森 消 費 組 合 浦 町 支 部	同	六・二	八四	全農縣聯(友誼的關
	五 所 川 原 消 費 組 合	同	七・五	三〇	全農縣聯
計	四〇	同		三、六三三	

七 青年部運動 大正十三年五月舊日本農民組合が始めて青年部を組織して以來左翼分子の指導のもとに、著しき發達をなし、活潑なる運動をなして來た。然るに累次の日本共産黨檢舉に連座し、精銳なる闘士を失つた爲め、勢力が頓に萎靡した。その後昭和五年四月全國農民組合青年部第二回府縣代表者會議を開催し、青年部中央部を確立したので、漸々復活の緒についた。現今青年部の組織は全農の外二、三の有力組合にも存して居るが、全農以外の青年部は其の存在甚だ不明瞭にして且つ運動として見るべきものは少ない。故に以下参考の爲め全農青年部の狀況に就いて述べることにしよう。

現在全農青年部は前にも述べたる如く、全農本部が左右兩派に對立し、其の確執容易に解消すべくもなく、日を逐ふて益々

其の結果常任委員長に増田操氏、中央常任委員に江田三郎、師岡雅雄、伊藤實、前井庄次の諸氏を任命し、中央委員には沼田政治氏外十八名を任命、全農中央委員としては青年部より選出する師岡、江田の兩氏と定めた。

この外地方に於ても各種會合を催し、組織の擴大強化に努めて居る様であるが、その効果は極めて遅々たるものがある。右に述べたる如く、組織運動に精力の殆んど總てを傾注して居る状態であつて、外部に對する運動として見るべきものは少ない。一方全國會議派たる舊青年部も亦勢力擴大に汲々として居るが如き有様にして、七年二月一日山梨縣に於て全農全國會議派青年部大會を開催し、議案「××闘争方針書」等數件を審議すべく各級の準備を進めたのであつたが、當局の注意により審議未了に終つた。けれども潜在的に同志の連續協議を遂げ、各種の問題を捉へて運動に努力し、七年九月「青年部再建カンパ方針書」を關係方面に送附したと云はれ、専ら文書を以て宣傳、煽動をなすつゝあると稱されて居る。

以上の如く現在青年部の最も活動して居るのは組織運動にして、他を省る暇なき状態なるが、日常闘争として一月十五日(カールローザ記念日)、一月三十一日(レーニンデー)、五月一日(メーデー)、九月八日(國際無産青年デー)、十一月七日(ロシア革命記念日)等を利用して、各種の運動を計畫したるも、當局の注意により表面的の運動は少なかつた様であるが、潜在的な運動が相當行

激化しつゝある状態にして、これに伴つて青年部も亦二派に分裂し、各々所屬本部と歩調を一にして、自派の勢力扶植に狂奔しつゝある。由來、青年部は組合の一部門として設立され、其の果敢なる闘争力を以て日常の各種運動の前衛部隊として組織されたものであるが、近來の全農青年部は内部抗争に寧日なき状態にして、本來の目的に副はざること遠きが如くである。即ち從來の青年部は左翼的色彩が濃厚にして、常に合法政黨排撃の態度を持し、青年部の所謂戰闘化は勿論全農自體の左翼化運動の一翼として活動し、青年部存在の意義は、其の本來の範圍を逸脱して、専ら左翼一派の貯水池たるの觀があつた。

こゝに於て組合總本部は六年七月七日第三回中央委員會に於て從來の青年部は農村青年の組織に即せず、しかも官僚的にして、思想的團體に過ぎないのみならず、組合の統制に服せざるの理由を以てこれが解體を命ずるに至つた。これに次いで再組織準備委員會を組織し、越えて八月二十一日新青年部を確立するに至つた。爾來引續き組織の擴大を圖り、本年二月二十二日東京市神田區錦町松本亭に於て、全國農民組合青年部代表者會議を開催した。出席者中央委員長増田操氏外二十八名にして議案一、青年部の確立と擴大強化の件。二、組合一般闘争への參加の件。三、農村青年委員會組織の件。四、青年團、修養團、青年訓練所、在郷軍人會、消防組に對する闘争の件。五、組織活動上の技術方法等を審議可決した。續いて役員の改選を行ひ、

はれたと云はれて居る。

八 少年部運動 現今少年部の組織のあるのは全國農民組合と日本農民組合とである。兩組合を合せて十八支部にして、その員數八百人である。全農會議派の青年部が、本年二月山梨縣に開催せんとしたる青年部大會に提出の筈であつた議案のうち「少年運動批判」と題せる一項目をかかげ、從來の運動方針は親達の利害の中心にして、少年達の問題を等閑に附し、單に争議のみの便宜の爲めに組織されて居る様な状態であつて、自主的な組織でないから、今後は常に少年の利害及び××の爲めの闘争といふ點に重心を置きこの組織を恒常的なる運動の爲めの一部隊として發展せしむべきであると評してゐる。

是等の指導は、年齢、活動の内容等に於て直接關係深き青年部に於て擔當すべきものにして、組織技術に就ては少年の「移り氣」「物珍らしさ」を利用して、ピクニック、運動會、展覽會、學藝會及び各種のスポーツ等を通じて少年を誘引すべきものとして居る。

一面教育方針は、(A)ブルジョア教育の暴露に就て、(B)プロレタリア教化に就て、(C)スポーツに就て等各部門に分ちて指示して居る。

主なる地主組合の概況

現在我國に於ける地主組合は、その數五百三十九組合にし

て、これが過半数は五十人未満の組合であつて、五百人以上をもつて居る組合とか、その運動が概して活潑である組合をあげて見ると次の十五組合である。

- 大日本地主協會(大阪 大正十四、十、四設立) 上房地主會(岡山 明治四十、十二、七設立) 愛知縣農事協會(愛知 昭和二、二、六設立)
- 山梨農村振興會(山梨 昭和三、一、二三設立) 江別町地主會(北海道 大正五、五、十八設立) 長沼村地主會(北海道 大正十五、十一、七設立)
- 浦幌村地主會(北海道 大正七、四、二十五設立) 音江村地主會(北海道 大正十四、三、二十設立)
- 別村地主會(北海道 大正十四、四、四設立) 勝川町地主會(愛知 大正九、一、九設立)
- 月形村地主會(北海道 大正五、六、五設立) 高津地主協議會(島根 大正十三、一、一設立)
- 浦臼地主會(北海道 大正五、六、一設立) 安達郡地主會(福島 大正九、一、十二設立)
- 強戸村自治會(群馬 大正十五、十一、十三設立)

以上十五組合であるが、乍然、是等の大部分は地方的的存在である。地主組合にして全國的組織を有するものは、大日本地主協會のみにして、各地に支部とか提携團體をもつて居り、その活動も相當見るべきものがある。

大日本地主協會の概要 大日本地主協會は我國唯一の全國的組織を有する地主組合である。この歴史を尋ねて見るに、本協會は大阪府下山田村の地主等に依り創立せられたるものにして、當時「北河内郡地主會」と呼ばれ、大正十四年「大日本興農會」と

改稱して、組織を擴大し、更に京都、兵庫、奈良の諸縣に於ける地主をもこれに加入せしめ、同年十月大日本地主協會と改名したものである。

現在に於ては大阪、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、和歌山、徳島、香川、愛媛等の近畿地方を中心とする西日本及び愛知、岐阜、山梨、新潟等中部地方に勢力を有し、約三千六百の組合員と、提携團體十三、其の員數約三千六百を有して居り、地主團體としての一大勢力を有して居る。

本協會は大體五町歩以上の耕地を有して居る地主を以て組織して居り、農村の振興發達、社會政策の實現等を目的として居るが、其の眞意は地主の地位擁護にある。常に小作爭議に對する對策を研究し、小作立法に關する運動を爲す等、地主の經濟的社會的地位の擁護に努めて居る。

本協會の機關雜誌として、毎月「農政時報」を發行して居る。この印刷部數二萬部と稱さる。

- 大日本地主協會 (創立大正十四年十月四日 本部大阪市北區梅ヶ枝町一五七梅ヶ枝ビル) 會長中村紋作氏 常任幹事高落松男氏
- 加盟團體は京都府聯合會、大阪府聯合會(三島郡聯合會、北河内郡聯合會、中河内郡聯合會、南河内郡聯合會、泉北郡聯合會、泉南郡聯合會、豊能郡聯合會)、淡路聯合會、奈良聯合會、富士土地研究會(静岡)、和歌山縣地主協會、大日本地主協會和歌山

縣支會。

提携團體としては、山梨縣農村振興會、親和會(山梨)、岐阜縣土地共濟組合、群馬縣強戸村地主會、島根縣地主協會、洽愛會(島根)、東伯地主協會(島根)、山陰土地株式會社(島根)、河東土地株式會社(鳥取)、西條土地株式會社(愛媛)、岡山縣農事協會、徳島縣農事協會、香川縣農事協會

地主組合の運動狀況 小作組合の勢力が近時益々増大するの傾向にあると共に、小作爭議も亦深刻化しつゝある。

小作人側は豊凶に不拘、平時に於てすら小作料の滞納をなすもの多く、地主側はこれに對して小作料の納入方を督促するも何等效果なく、しかも數年に互つて滞納をなすものがある状態である。かゝる場合地主は是等小作人に對して強硬に督促をなすのであるが、小作人中にはこれに應ぜず却つて爭議化するものも尠くない。されば地主の地位は近來少なからず脅やかされつゝあつて、自ら自衛的なる組合を組織して、これに對抗するに至つた。

地主組合は常に小作組合の行動を監視し、小作爭議其の他農民運動の對策を攻究し、或は爭議の最後の解決策たる法廷戦に備ふるため顧問辯護士を置いて其の對策を練る等、自己の地位の擁護に努めて居る。

現在地主組合中、全國的組織を有し、地主階級の一大勢力をなす大日本地主協會を中心とする地主組合に於ては、政治運動

としては昨春議會に提出されたる小作法案に對し、その内容が著しく地主の權利を犠牲とし、小作人を過大に保護するものであるとして、これが修正案を作成し、當局に陳情する等、盛んに反對運動を行つた。殊に近來米價其の他の農産物價が著しく下落したる爲め、米穀法を適用して、速かにこれが買上げをなし、農村の窮乏を救済すべしと陳情し相當效果があつたと稱されて居る。

なほ、地主組合は、原則として選舉運動には直接關係して居らないのであるが、町村會、農會等地方的のものに對しては地主を代表すべきものを選出せんと陰に陽に運動せるものも少くない。

この外農村救濟運動に關して、大日本地主協會に於いてもこれが對策を謀せざるべからずとし、八月二十四日東京如水會館に於て幹部會を開催した。其の結果を齎し翌二十五、六の兩日關係方面へ陳情をなした。なほ本會主催の下に八月二十五日東京丸ノ内中央亭に於て會員の懇談會を開き、同日更に農村出身の多額勸選議員の懇談會等を開催した。是等の會合は何れも農村救濟の爲めの意見の交換をなし、以て政府の所謂對策を姑息的なものであるとして政府に鞭撻或は陳情をなし、相當活動をなした。

結 言

以上を以て本年度に於ける我國の農民組合運動の大略を叙述し得たと思ふ。

要するに本年度に於ける我國の農民組合運動は、農村の非常時ともいふべき年であつたにも不拘、他の農業團體に比して目立つ程の華々しい活動もなかつた。

乍然、農民組合運動の一般的狀況より見れば、本年は近年にない活氣を呈したことは事實である。

今日、我國に於ける農民組合の狀態は誠に離合集散常なく、左右の組合に於ては依然として内訌去らざるの有様にして、組合運動本來の使命を忘却し、單なる自己勢力維持のためにのみ汲々とするやに見ゆる現狀である。

常に無産農民の先頭に立ち、農村民の幸福と平和のために、鬭争を続けつゝあると誇稱し、自負する農民組合に於ては、今日の如き重大なる時機に於てこそ、自ら勞耕する農村民の生活上向のため、英斷果敢の措置に出ねばならなかつた秋ではなかつたかと思ふ次第である。

日本農民組合全國大會の狀況

日時 昭和八年一月廿日午前十一時十五分—午後五時三十分
場所 東京市芝區協調會館

午前十一時十五分北山亥四三氏の開會の辭に始まり、議長に稻富稜人氏、副議長に菅舜英、松澤一の兩氏を推した。

議長稻富氏の挨拶あり、續いて大會書記、並に各種大會委員

を左の通り任命した。

- 資格審査委員 菊池氏外六名
- 議事進行委員 河田氏外九名
- 宣言起草委員 今里氏外五名
- 法規委員 北山氏外五名
- 役員選衡委員 稻富氏外十三名

次いで祝辭、祝電の披露をなしたる後、一般情勢報告に入つた。

一般情勢報告として北山氏が次の如き報告をなした—昨年四月社民黨を脱退したる後、本組合の組織は日に發展して來て居る。近くは全農の秋田縣前田村支部が我が陣營に参加し、更に豫後備軍人によつて組織されて居る皇道會とも提携する様になつた—なほ組合旗及組合員マーク變更等につき報告をなした

右一般情勢報告後各地方の情勢報告として北海道聯合會、京都支部聯合會、岐阜縣聯合會、九州同盟會等の地方情勢報告をなした。右終るや議長は午後一時半迄休憩を宣した。

一時四十分開會
まづ議長は松下(東京府聯合會)、白鳥(日本勞働同盟)、社本(皇道會)の諸氏に祝辭をなさしめた。

それにより資格審査委員會、議事委員會等の報告あり、いづれも承認され、直ちに議事の審議に入つた。

一 綱領變更に關する件(説明者今里氏)

從來の綱領は單なる經濟鬭争のみに重點を置いたのであるが、もつとイデオロギーを明確にし、活潑なる政治鬭争を表現するものでなければならぬと説明をなし左記の通り決定した。

- 一 我等は皇道政治確立のために闘ふ。
- 一 我等は資本主義を打倒し、國家統制經濟の確立を期す。
- 一 我等は團結の力により農民解放の果敢なる鬭争を決行す。

二 小作地土地國有に關する件(説明者平野氏)

全國耕地面積約六百萬町歩(田三百十五萬六千五百三十四町三反歩)のうち田の小作地約百七十萬町歩を國有化せんとするものである。その方法は土地公債(三分利付)發行の方法により、反當り二百圓とする(イ)公債發行總額三十四億圓(ロ)利子年三分の總額一億二千萬圓)

租税を玄米にて納入せしむるもの(イ)一反歩現在の小作料(平均一斗一升)の内半額即ち平均反當り五斗とすれば八百五十萬石が政府の収入となる、(ロ)此の金額一石二十五圓とすれば約二億一千二百萬圓となる、(ハ)公債利子一億二百萬圓を差引きたる殘額一億一千萬圓が租税の形態として國庫の収入となる)

以上の結果により、農村に於ける搾取階級たる地主の消滅となると共に、小作料半減による八百五十萬石即ち二億一千萬圓が實際耕作者たる小作人の收得となる譯である。

實行方法は新中央委員に一任と決定し本案は可決した。

三 肥料國營に關する件(説明者阿部氏)

今日農村の窮乏にも拘らず、爲替相場の激落と肥料資本家の組織するカルテルによつて、肥料は確安を先頭に驚くべき暴騰を示して

あるのである。然るに政府は外國確安の安價なる時には農民の反對を押し切つて確安輸出入許可制を設定し今亦確安輸出入許可制を廢止して高價なる外國確安價格への均衡化と確安輸出による確安價格の昂騰維持を策せるが如きインチキを敢て犯してゐるのである。

我々は支配階級の肥料政策を擊破すると共に、肥料の獨占價格を粉砕して最も安價に公平に肥料を農民に分配すべく此處に肥料の國營を提案するものである。(可決)

四 米穀國營に關する件(説明者稻富氏)

米價の變動は絶えず投機業者をして利益せしめ、勞働者農民はその爲めに不當に苦しめられて居るのである。

農民からは生活を補償し得る價格に引取り、消費者に對しては最も安價に配給する國民的統制を國家財政と國家權力とを以て實行する米穀の國家管理を要求するのである。(可決)

五 蠶絲業統制に關する件(説明者會田氏)

過去の繭價大暴落の苦しき經驗を通じて、原蠶種の國家管理と生絲輸出販賣の國家統制は一般的にも問題となりつゝあるが、政府も亦先に蠶絲業統制案を議會に提出するが如く宣傳して居たのである。然るに今日その政府の態度は甚だ曖昧なのである。我々は此の機會に反資本家的蠶絲業統制確立の爲め果敢に闘はなければならぬ。(可決)

六 電燈料金半減運動の件(説明者小野氏)

人間生活の絶對的必要なるものは應て無料ならざるべからずといふ所に文明の進化があると信ずる。かゝる社會の實現が理想である。従つて電力事業の社會主義的國家統制が理想である。乍然、それは

七

滿蒙農業移民問題に關する件

今や祖國日本は名實共に非常時に際會してゐる事は明白な事實である。特に農村に於ては久しきにわたる資本主義的搾取の結果利益少き農業生産は極度に行詰り、田園將に荒廢せんとするの狀態である。(可決)

視よ農産物價は益々下り生産費と税金は愈々上り、農家負債は五十億を突破し、過剰人口は全農村に氾濫してゐるではないか。

斯くの如き破局的現實に立つ我が民族に對して、新滿洲國の出現は確に一大光明に相違ない、我等は政治的に、經濟的に、軍事的に日滿兩國は共に一大ブロックを形成して、東洋モンロー主義確立に向つて邁進すべきものなりと信ずる。その事はやがて世界資源の平衡を期し、東洋永久平和の基礎をなすものであると我等農民は深く信ずるものである。

以上の如き日本農民独自の立場に立ちて積極的に滿蒙移民問題解決を要する。その爲めに調査派遣等妥當適切なる處置を執らん事を新中央執行委員に一任する。(可決)

八

非常時農村救済策に關する件(説明者稻富氏)(可決)

農村救済土木事業に關する道路敷設離耕金要求の件

現在農村救済事業として施行されてゐる土木事業は却つて小作農民の耕作地減少と失業の矛盾を來すもので生活をおびやかされて來

栃木縣聯合會	栃木縣足利郡山邊村堀込三田良作方
埼玉縣聯合會	埼玉縣粕壁町四四六〇福島嘉市方
神奈川縣聯合會	神奈川縣鎌倉郡川口村新屋敷倉岡方
靜岡縣聯合會	濱松市海老塚町三一貴志徹方
滋賀縣聯合會	滋賀縣大津市高見町二三矢尾喜三郎方
香川縣聯合會	香川縣綾歌郡川津村藤本金助方
下越農協聯合會	新潟縣北蒲原郡中條
富山縣聯合會	富山縣高岡市定塚五丁目一一七〇
富山縣農業團體聯合會	富山市西四十物町七
石川縣聯合會	金澤市外泉イ一一六六繁榮多方
山形縣聯合會	山形縣北村山郡高根村字富並青柳重平方
宮城縣聯合會	仙臺市小田原金剛院町六上川名武雄方
岩手縣聯合會	岩手縣盛岡市肴町水原友治郎方
秋田縣聯合會	秋田縣北秋田郡前田村五味堀川端三三方
北海道聯合會	北海道釧路郡追分營舞英方
國家社會農民組合	上田市川原柳驛前關口龜吉方

日本農民組合規約

第一章 總則

- 第一條 本組合は日本農民組合と稱し總本部を東京に置く。
- 第二條 本組合は小作農、小作農兼自作農及日雇農其他本組合の承認したるものを以て組織す。
- 第三條 本組合は宣言綱領主張の貫徹を以て目的とす。

第二章 機關

るので、これに對して吾等は離耕金要求の運動を展開すべきである(可決)

十 官許無盡業者取締法制定に關する件(説明者柴田氏)

農村窮乏を絶好の温床として、しかも官許の名の下に中小貧農の膏血を搾る惡辣極まる金融業者の徹底的取締法の制定を期するのである。(可決)

十一 租税公課借金に對する闘争の件(説明者井上氏)(可決)

最近軍人を中心として組織されたる皇道會は、その組織の過程に於いて既に我が日本農民組合と緊密な關係にあり、亦日本に於ける強力なる國民運動は軍人と農民との提携によりて最も成功的に進展するものと確信する故に此處に提案したのである。(可決)

右議案の審議終了の後、法規委員の今里氏が宣言主張の説明をなし、滿場異議なくこれを承認し、ついで役員選衛委員稻富氏より新役員報告があつた。

平野力三氏が會長就任の挨拶をなし、座長稻富氏が閉會の辭を述べ、最後に天皇陛下萬歲、日本農民組合萬歲を三唱して解散した。時正に五時三十分であつた。

日本農民組合支部聯合會所在地

山梨縣聯合會	甲府市二十八町
九州同盟會	福岡縣筑紫郡大野村下大利
東京府聯合會	東京市芝區櫻田伏見町二内田ビル
群馬縣聯合會	群馬縣群馬郡明治村大澤忠七方

第一大會

第四條 大會は本組合の最高決議機關にして大會代議員、中央委員會長、各部長、主事及會計を以て組織し本組合の重要な事項一切を審議す。

第五條 大會は毎年一回會長之を招集し前年選定せる場所に於て開催す。中央委員會に於て必要と認めたる時は臨時大會を開催する事を得。

第六條 大會の代議員は聯合會を選挙區とするを原則とし其選出方法は中央委員會に於て決定す。

第七條 大會の議長は大會に於て之を選挙す。

第八條 大會は大會代議員の三分の一以上の出席あるにあらざれば會議を開く事を得ず。

第九條 中央委員會は本組合の決議機關にして會長主事中央委員各部長及會計を以て構成し必要に應じ中央執行委員會之を招集す。但し中央委員三分の一以上の要求ありたる場合は中央執行委員會は臨時中央委員會を召集す。

第三 中央執行委員會

第十條 中央執行委員會は中央執行委員會長主事各部長及會計を以て構成し組合の常務を執行す。

第十一條 中央執行委員會は必要に應じ組織部、宣傳部、政治部、爭議部、法律部、出版部、教育部、産業部、青年部、婦人部、衛生部、調査部等の部門を設くる事を得。

第十二條 各部門は中央執行委員會の統制を受け部長一名部員若干

名を以て構成し中央執行委員會之を任免す。
第十三條 部長は中央執行委員會常任中央執行委員會 出席し發言する事を得。

第十四條 中央執行委員會は顧問を推薦する事を得。
第十五條 中央執行委員は中央委員會の互選とす。

第四 常任中央執行委員

第十六條 常任中央執行委員會は會長、主事、會計及常任中央執行委員を以て構成し組合の緊急事項を審議執行す。

第三章 役員

第十七條 本組合は會長、主事、會計各一名、會計監査二名、中央委員、中央執行委員、常任中央執行委員各若干名を置く。

第十八條 會長は大會に於て選出し本組合を代表す。
第十九條 主事は大會に於て選出し本組合一切の事務を管掌す。

第二十條 會計は大會に於て選出し本組合の會計事務を管掌す。
第二十一條 會計監査は大會に於て選出し本組合の會計を監査す。

第二十二條 中央委員は大會に於て選出す。但し之が補充の場合は中央委員會にて行ふ事を得。
第二十三條 常任中央執行委員は中央執行委員會の互選とす。

第二十四條 本組合役員任期は一箇年とす。

第四章 組織

第一 聯合會

第二十五條 聯合會は道府縣を單位として三支部三百名以上に達したる場合は之を組織するものとし中央執行委員會の承認を得るを要す。

第二 支部

第二十六條 支部は町村又は字を單位として組合員二十名以上を以て組織す。

第二十七條 支部を設立せる時は支部規約組合員名簿及所定の組合費を添へ聯合會に申出その承認を得るを要す。

第二十八條 支部は該地方に聯合會ある時はその所屬たるを要す。但し聯合會なき時は總本部直屬とす。

第五章 會計

第二十九條 本組合の經費は組合員の負擔とし組合員一名一ヶ年十ニ錢とす。

第三十條 本組合の豫算の決定決算の承認は大會にて行ふものとす。
第三十一條 本組合會計年度は二月一日より翌年一月三十一日迄とす。

第六章 機關紙

第三十二條 本組合は總本部に於て機關紙を發行す。

第三十三條 機關紙の經費は特別會計とす。

第七章 罰則

第三十四條 本組合員にして左の一に該當する者は中央執行委員會又は大會に於て之を除名することを得。
一、組合の主義綱領に違反したるもの。
二、組合の面目を汚損したるもの。
三、組合の統制を紊したるもの。

第八章 附則

第三十五條 本規約は大會に於て出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば修正變更することを得ず。

全國農民組合青年部代表者會議

全國農民組合第六回全國大會に先立ち全國農民組合青年部代表者會議が三月二十八日午後六時二十分より、大阪市旭區千林町森永喫茶店に於て開催された。

出席者は新潟縣聯合會外各聯合會代表者約十四名にして、外に委員長増田操氏及總本部員黒田壽男氏の出席があつた。

増田氏開會を宣し議長に同氏が推された。議長は副議長に師岡氏、書記に北見氏を任命したる後、祝辭及びメッセーヂの披露を書記に命じた。

右終つて議長は中央委員會の報告を増田氏に命じたるを以て同氏は大要次の如き報告をなした。

「一言にして云へば遺憾ながら青年部の活動は不活潑であつた。従つて何等報告すべきものがないのであるが、地方に於ては青年部の確立中のものが相當多いのは喜ぶべきことである。會費納入状態は不良であり、連絡等も充分でなかつたし、單にピラ、ニュースにのみ終つて居ると云ふ有様であつた。青年婦人對策委員會常任の江田三郎(岡山)氏が、爭議で刑務所に入つたので青年婦人方面の活動も行はれなかつたのである。
次の役員はドウなるか分らないが大大會以後に於て益々鬭争することを誓ふものである。」

本報告は満場一致承認された。

次いで地方情勢報告として新潟縣聯合會の報告を師岡氏がなした。

新潟縣聯は一昨年八月ウルトラの爲一時壊滅に陥つたが、現在では支部數七十を數へ、組合員九百名を有して居る。現に四月十五日までに二千名獲得カンパの遂行中である。

教育鬭争として農民學校を開き貧農青年の教育に従事し、現在本校五、分校三十を有して居る。

岡山縣聯合會の報告を瀧川治雄氏が次の如く報告した。

岡山は昨年十二月に確立したばかりでこれと云ふ報告はない。乍然現在常任の江田三郎及び會計の三輪の兩氏が吉村爭議で刑務所に入つて居るが、兩名の留守中にも拘はらず、未組織に對して勇敢に働きかけて居る。云々

地方情勢報告は以上を以て終り、直ちに議事に入つた。

一、全國大會に關する件 師岡將雄

「全國大會に關する青年部の態度に就ては色々問題があるが、我新潟縣聯合會では全農は經濟組織の組合であるとの原則によつて政治的意見を組合内に持ち込まない事に決定したのである。大會を混亂せしむるが如き議案を提出せざるのみならず、積極的に之を防衛すると云ふ態度を以て望み度い。この趣旨に於て青年部から大會に挨拶を送ることを、本部に上申するか否かを決定して貰ひたい。なほ多少政治的に不滿を抱いて居る者をも押へ、總本部派の立場から極力應援する様にしたいのである。」

これに對する質問として、

「和歌山(由村)趣旨には賛成するものであるが、政治的には各自違つた意見を大会に述べるよりも、青年部として間違のない方針を決定して上申してはドウカ」。

師岡氏並に議長「全國的統一の立場からも全農の大衆化と云ふことからも、青年部としては親組合の闘争力を弱め、分裂を來たすが如き意見を避けて進みたい。」

結局親組合の態度を大體支持することとなり、青年部としての挨拶を増田氏に一任することに決定した。

二、フッシュヨ、社會フッシュヨ粉碎に對する件
本案の説明は省略して満場一致可決した。

三、規約改正の件
規約中には本部費は三十錢となつて居るがその徴収成績が非常に悪いのである。それは本部費が高いからである。今後責任を以て納入することを前提として拾錢としたい。(可決)

四、地協オルグ任命の件
五、役員改選の件
委員長 増田操氏。

常任委員 組織部(未定) 教育部 増田操氏、政治部 師岡將雄氏、青年婦人部 江田三郎氏。

中央委員 工藤覺氏外九名。
書記 神谷恒雄氏外一名。

右議案の審議終了後議長は簡單なる挨拶をなして閉會した。時正に午後八時四十分であつた。

全國農民組合第六回全國大會の狀況

日時 昭和八年三月二十九日、三十日の二日間
場所 大阪市天王寺公會堂

第一日 (三月二十九日)

午後零時三十分司會者黒田壽男氏開會の辭を述べたる後直ちに議長並に副議長の選舉に入り、大會の承認を以て左記の如く決定した。

議長 杉山元治郎氏、副議長 石田宥全氏、松本積善氏、宮向國平氏。

杉山元治郎氏議長就任の挨拶として大要次の如く述べた。

御承知の如く昭和五年以來の農業恐慌によりて、農民の生活は極度に窮乏化せるを以て、全國各地より「我等農民を救へ！」とさげばるゝに至つた。この結果、政府は臨時議會を招集して「救農事業」を起したのであるが、これによつて農民は救はれることなく却つて各地に於て、小作人の生命とも頼んで居る土地が道路敷設その他によつて取上げられる様な状態で、現在福岡縣などに於ては刑事事件さへ起つて居る有様である。

さらに、政府は今議會に於ては二十二億といふ未だかつてなき大なる豫算案が通過したのでありますが、其の結果として、物凄く勢で、吾々の上に襲ひかゝつて、農民の苦痛はどん底に陥ることは明かな事實である。今や吾々組織農民は生活權の擁護の爲勇敢に闘争せねばならぬ秋である。我々は過去一箇年の闘争の結果を靜かに

考へる時、多少の誤謬をおかして來てゐるのであるが、これ等は潔よく清算して、正しい方針の遂行のため突進しなければならぬ——云々

次いで議長は大會書記及び各種委員の任命をなした。

- 大會書記 角田藤三郎(長)氏外四名
- 大會執行委員 川俣 清吾(長)氏外三名
- 大會委員 岩淵謙二郎氏外十六名
- 豫算決算委員 瀧 源一氏外九名

右各種委員の任命終りたる後、書記より祝電祝辭の披露をなし、歡迎の辭として大阪府聯合會を代表して寺島宗一郎氏が述べ、之に對する答辭として東北地方を代表して青森縣聯合會の工藤氏、九州地方を代表して福岡縣聯合會の落合氏が述べた。

この時議長は休憩を宣した。午後二時十分開會さる。

開會と同時に杉山議長は祝電の披露をなさしめたる後、資格審査委員會の報告を川俣委員長に命じた。仍て川俣氏は——大會委員會の申合せによつて、府縣別による出席人員の報告は發表することが出来ないものであるが、代議員の出席せる府縣は岐阜縣、新潟縣、長野縣、静岡縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、宮城縣、秋田縣、青森縣、福岡縣、島根縣、鳥取縣、岡山縣、大阪府、京都府、高知縣、徳島縣、愛媛縣、愛知縣等で招集人員百三十六名の内、出席代議員八十三名にして、それに本部員十二名を合して百五名である。これを以て本大會が成立したのである——云々。

次いで地方情勢報告として新潟縣聯合會、茨城縣聯合會の報告をなし、終つて社會大衆黨を代表して河上丈太郎氏が祝辭演説をなした。

右終るや議長は中央委員會提出による「一九三二年度に於ける全國農民組合の活動報告とその批判」につき、前川正一氏にその説明をなさしめた。仍て前川氏は大會報告書により詳細に説明をなした。

右活動報告に對する質問の主なるものを擧げると次の如くである。

和歌山縣聯合會(米田氏)第一の質問として「救農土木事業による地主の土地取上げに對して海草地區大會は、これに對し、積極的闘争をやる様に全農總本部に對して要求したのであるが、總本部はこれに對して如何なる處置をとつたか」、第二の質問として、現在の水神社に加盟してゐる者の六割は小作人であつて、その内の幾割かは全農に加盟してゐるのであるが、最近水神社を勞農組合へ解消せしめる方針のもとに闘争しつゝあるが、これに對して總本部は將來如何なる方針で進み、今日如何なる考へをもつてゐるか」

これに對し前川氏は次の如く答へた。
「救農事業に對しては、その當時全國的に激を發して、その方針を示し、三月一日にはこれが闘争方針を指令した。なほ杉山代議士を通じて議會内の闘争を試みる積りであつたが、發言權が與へられなかつたので、遂にその儘となつた。三月十日には内務省に向つて抗議運動をやつた。」

「水平社に對しては友誼的立場から、相互に援助し合つて來て居る。水平社内の全農民組合員には全農の方針で指導してゐる。解消運動は全國會議に改組しろといつてゐるので、これに吾々が反對すれば却つて水平社の分裂を見るおそれがある様であるから、水平社自身が解決するまでは積極的な態度に出ぬことにしてゐる。」

岡山縣聯合會(入谷氏)「北海道は會議派支持を表明したとの報告であるが、きく處によると、縣聯常任の中にも、組合員の中にも、總本部を支持するものが多數あるとのことであるが、本部はこれに對して如何なる處置をとるか」

前川氏「北海道聯合會が會議派支持を表明したことも、道聯内に總本部支持者のあることも事實であるが、現在の農民組合の勢力は三・一五以後力が非常に弱い。」

農民は内地で没落して一族あげようと意圖をもつてゐる實に理窟の多い人達が多いので、組織も非常に困難であるし、更に同地に一箇月も滞在して運動するには百圓以上もかかるので、財政上より見ても度々行くことが出来ないし、直接にドウ、コウと處置をとることは六ヶしい」

岡山縣聯合會(入谷氏)「社會大衆黨と組合との組織上の問題は如何に處理したか」

前川氏「全農と社會大衆黨との組織上の關係は支持してゐる時は問題であるが、現在はそれは何等問題とならぬ。」

以上は主なる質問の内容であるが、本部報告は満場一致を以て承認された。

あるを以て午前九時には必らず開會をなす旨代議員に注意したるも、當日出席率が悪く漸く午前十一時十五分開會した。

議長開會を宣するや、まづ書記をして祝電の披露をなさしめ祝辭として關西勞働總同盟榊繁夫氏が述べた。

次いで議長は昨日提案されたる第一號議案たる「一九三三年度の全國農民組合活動方針大綱」に對する質問をなすこととなつたが、高知縣の代議員が杉山議長の許可を以て質問しようとしたるが、前川常任發言を求めて、本案に對して質問せんとする者は、前以て書記の方へ通知することとなつてゐるが、一つもなかつた。仍て本案に對する質問は止められたい」と提案したので、一般より大きな興味を以て見られてゐた「活動方針大綱」も實にあつてなく片づけられたのであつた。

それより青森、福岡の地方情勢報告に移り、第二議案の審議に入つた。

第二號議案 農民會館建設に關する件(中央委員會提出)(説明者 明者初田季太郎氏)

吾々は次の諸條件に於いて農民會館を建設するものである。

- 一 設立期日 昭和十年 二 場所 大阪市 三 建設費 三萬五千圓
- 四 建築様式 建坪六十坪洋館三階建(一階總本部事務室、二階會議室、顧問辯護士共同事務所、三階宿泊室)
- 五、建設費算
- 資金の部

これに次いで議長は青年部の報告を増田操氏に命じた。

増田氏「青年部の活動は昨年度は餘り活潑でなかつたのであるが昨年の大會直後に於て、社民、勞大黨の合同に際しては、これを右翼的轉向であると反對したが、八月會議で組合は政黨支持の問題は自由に決した。八、一反戰カンパ三エルカンパには指令を出したが、何等反響もなかつたのである。これは中央書記局の怠慢の如くに見えるのであるが、一つには人と財政が缺けて居り、實質的には、青年部が建設されてゐないためである。だが地方的には先頭に立つて活躍して來てゐる。昨日も全國代表者會議を以て嚴重な自己批判をやり現在一切の(中止)青年部委員これに代つて報告をなし、満場一致承認した。

次いで地方情勢報告として高知縣聯合會秋田縣聯合會の報告があつた。大會執行委員長長川俣氏より代議員八名追加されたる旨報告があつた。

右報告終るや議長は議案第一號案の「一九三三年度の全國農民組合活動方針大綱」(中央委員會提出)を前川氏に説明なされた。前川氏は大會議案書により約一時間餘に互り説明をなした。

右説明に對する質問は明日に廻すこととし、午後七時四十分議長は第一日の閉會を宣した。

第二日 (三月三十日)

議長は第一日の閉會に際し、第二日目即ち本日は議案山積し

總額三五、〇〇〇圓

1、二八、〇〇〇圓 組合員一人反當り支米五合一箇年一回二箇年

の寄附總額。

2、七、〇〇〇圓 一般寄附

建設費之部

總額 三五、〇〇〇圓

1、五、〇〇〇圓

2、二七、〇〇〇圓

3、二、〇〇〇圓

4、一、〇〇〇圓

六、維持、總本部費から補助、宿泊料その他

七、使用範圍、總本部、地方組合員の宿泊所、農民學校教室、顧問辯護士共同事務所

實行方法としては建設委員を本大會で任命して、建設委員にこれを一任することにした。(可決)

第三號議案 豫算に關する件(中央委員會提出)(説明者 吉岡八十一氏)

豫算、決算委員を一括任命することにし、この選ばれた委員によつて、決定することにした。

第四號議案 役員選舉に關する件(中央委員會提出)(説明者 前川正一氏)

役員選舉は來年度の運動に對する重要な役割をもつものであるから、慎重審議の上役員を選舉したい。各地方より役員選衡委員を任

命することにした。

零時三十分議長は休憩を宣し、午後二時開會した。

第五號議案 立禁土地取上反對等の土地闘争に關する件 (中央

委員會提出) (説明者 石田宥全氏)

日本は農業人口の割合に耕地面積が狭い。一戸當り田、畑共で一町餘りにしかならない。約六百萬町歩の田畑を五百四十萬戸の農家が耕作してゐる。その中で、百六十六萬戸が自作農で他の二百二十四萬戸の自作農と百五十萬戸の小作農が、僅か九十七萬戸の地主(大、中から小地主も入れて)から田畑なり宅地を借りて農業をやつてゐる。勤勞農民の七割が不斷に生命の根源たる土地を脅かされる土地に餓えたる農民である。

昭和五年以來のすさまじい農業恐慌で、小作料を拂へず。凶作が續き、米價が安い、公租、公課は安くならない。地主は最早や呑氣に土地が一番安全な金儲けの道具だ等と空嘯いて懐手で遊んでゐられなくなつた。中小地主は土地を抵當に借金してゐたが、恐慌以來土地の相場は下り追擔保に迫られ、土地が銀行等へ没收され、競賣される。自作農はそれ以上に窮して土地をドシドシ奪はれるため、自作農から小作農が増加して自作農は小作農へ轉落し或は自作貧農となりつゝある。又大地主は土地に對する意識を明確にし、若し戰鬪的農民から勇敢に訴訟、立禁、和解、調停等の法律の力で土地を奪ひ、土地を賣逃げるため自作農獎勵に努力してゐる。

事實土地の賣買價格が極めて素晴しく變動してゐる。秋田の或る地方では未組織農民の耕作してゐる小作地一反が二百五十圓、小作人組合のものが百五十圓、全國農民組合員のは殆んど賣買が停止さ

一般大衆から孤立化し、敵の弱點を狙ひ打つこと、9、争議團の結成、青年、婦人、少年の組織と活動、交渉、示威、ピラ、傳票、ボスター、ニュース等の文書戦をやること、10、全国的に立禁反對デモのキャンペを起し、裁判所、當局へ立禁を許すな!の運動を起すこと、等である。

第六號議案 市町村會選舉闘争に關する件(中央委員會提出) 説

明者 山崎劍二氏

地方自治體と云はれる市町村會は殆んど完全に金持地主の手中にある。又補助金、下渡金等や低利資金や救農土木事業補助費等で資本家地主勢力に縛られ、主務者から解散されたり監督されたりして自治的な餘地が殆んどない。だが市町村民の多数は我等勤勞大衆である。この勤勞大衆が自己の生活を支配するこの自治體に對して正しい理解を持つならば、われ等は多くの代表を送つて勤勞大衆の生活擁護のため戦はねばならぬ。

特に、現在 窮乏農民の重大問題である税金闘争、特別戸數割及び家屋税、牛馬税、本税、特別税、等の府縣税の附加税が高いこと、賦課が不公平なこと滞納税に對しては強制取立を喧しくやること等に對して一般大衆は不平を抱いてゐる。又自治體を通じての融資の取立なり分配なりに不公平があること、直接的に反動的政策をやること等に對しても大衆は不満を感じてゐる。

われ等がかゝる問題を提へて戦はねばならぬ。それには町村會の内部に代表を送り、外部の大衆と結び合つて協力して大衆的に戦はねばならぬ。その代表を出すのが今回の闘争である。これに對しては既に前年度の中央委員會は詳細なる指令を出し、各地でその指令

れたと云はれてゐる。新潟では農民組合員が作つてゐた田が三、四十圓から百圓たらずでなければ賣買されず、それも組合の出方一つで停止されると云はれてゐる。地主が土地を賣逃げんとする動機には斯くの如き事實があるからである。

いづれの場合にせよ農民が土地を離すことは餓死に等しいことであるから、土地取上、立入禁止には徹底的に反對して戦はねばならぬ。實に土地闘争は日本五百四十萬戸の勤勞農民全體の大問題である。これを充分に戦ふことなくしては、折角我等が長い苦闘によりて築き上げた耕作權も無爲になり、農民の解放はあり得ないのである。寄生的土地所有と土地飢餓とを考へる場合、闘争に對する熱意は全勤勞農民全體がこれを問題として闘争し、組織される情勢に今はおかれてゐる。

實行方法として、1、文書による土地返還、契約解除には永小作權による貸借であることを明示すること、2、調停、和解には土地を返すとか契約解除してもよい、と云ふ文句を入れないこと。これを入れる位なら決裂せよ!土地を返すと云ふやうな公正證書を入れるな! 3、訴訟や調停や立禁にならぬ間に小作争議を解決つけやう努力すること、4、小作證書の入換はするな! 5、立禁は襲來前に粉砕すること、あらゆる大衆的壓力ある闘争組織を以てすること、6、農民大會、農民代表者會議、××同盟の如き闘争組織で地主をあらゆる力で壓倒せよ! 7、地主組合、土地會社、大地主に對しては地主別々の闘争組織を持つこと、そして未組織の關係小作人を動員し支持せしめ地主を包圍すること、8、敵を分割支配し、

による闘争が展開してゐる。(可決)

第七號議案 産業部確立活動に關する件(中央委員會提出) 説明

者 山崎劍二氏

われ等は本年度の運動方針で、特に高調した如く、産業方面の活動による新しい領野に於ける活動を一段と活潑にせんとするものである。

その實行方法は、1、産業部を新たに設けること、2、農民會館の建設と俟つて全国的に農産物、農民必需品の媒介斡旋等を大々的にやること、3、必要に応じて關係僚友團體と共同戦線を張ること、4、醫療組合、生産組合、消費組合の部分にはあるが、成功的經驗に學んで、産業部の設置と共に具體的運動方針を明示して全国的活動を開始すること等の詳細な具體方法は新中央委員に一任すること。(可決)

第八號議案 救農土木事業に對する闘争の件(中央委員會提出)

説明者 黒田壽男氏

「農村匡救」の名を冠した土木事業が昨年の臨時議會で決定され、夫々實施されてゐる。われ等はこの所謂「救農土木事業」の中にひそむゴマカシや、搾取のカラクリと闘ひ、これの偽善性をバクローして來た。この闘争の發展の上に、本年度は更に強力且つ廣汎に本闘争を闘はんとするものである。(可決)

第九號議案 小作料減免並に小作制度改廢闘争の件(中央委員會

提出) 説明者 山崎劍二氏

現在の小作料、ネングは殆んど封建時代そのままな不合理な制度である。何等理論的基準なくして地主の強い力によつて片手落に契

約されて居る。只さへ小作人、小作兼自作農は自作農と同様、田を作り、畑を作り、山林、田畑、宅地を借りてこれを經營して收支が償へてゐない。(このことは農林省、農會さへ認めて居る) 剩へ最近の農業恐慌により一層激化せしめたインフレーション政策によつて肥料高、諸物價高と農産物の割安で米、麥、蠶、野菜、果樹等の生産者は徹底的に窮乏してゐる。更に農業恐慌による農業恐慌の再生産から肥料不足、生産費不足等のため東北から漸次全国的に連續的な人為的不作因作、話にならぬ收支の不償が引續いてゐる。アメリカ恐慌と人絹と世界的恐慌に悩まされた養蠶農民二十萬戸の窮乏は特にひどい。

今日の小作人、小作兼自作農で小作料、ネングを完納することは殆んど不可能に近い。甚だしきは娘を金にしなければならぬ程なのがある。

われ等はこの小作人生活の重大な問題にして直ちに地主と對立する小作料減免闘争を廣汎に組織して戦はねばならぬ。この闘争は端初的な對地的闘争ではあるが、これと附隨して起きる多くの封建的な殘存物である不合理なそして殆んど小作人が意識的にか、無意識的にか不平を抱いてゐる小作制度がある。これ等をも合流せしめて戦はねばならぬ。即ち口米(帽子米)撤廢(産米検査の實施と共に廢止さるべきものであり、産米闘争とも結びつけ得る)獎勵米の増額納米の等級下げ、小作米は小作人の庭渡し、運賃を出せ! 納期を遅く云ふな! 用排水の水利、作場路を地主負擔で改修せよ! そのためのロハや安い賦役反對! 滞納小作料の借金書換反對! その利子反對! 滞納米はこの不景氣の際だ××せよ! 地主本位の被害から守ること。(可決)

の小作證書の入替反對! 又貸し又小作の自由、農民生活の必要による地目變更の自由! 等を多くの小作人の古き時代からの桎梏を廢止せしめる闘争をも併せて戦ふことである。又永久減の要求でなく毎年要求することである。かゝる闘争にはどんなに弱い小作人でも殆んどが上手にアヂリさへすれば奮起するのだ。小作組合では今やこの闘争で悩み抜いてゐるのが多い。絶對的窮乏下の貧農をわれ等はこの様な原始的な喰付き易い題目で廣汎に、大衆的に動員し組織しなければならぬ。われ等は斯うした農民運動の土臺を廣くすることによつて全農の大衆化、農民運動の廣汎な展開と廣い足場を作らねばならない。(可決)

第十號議案 小作法案、小作調停法反對闘争の件(中央委員會提出)

出) 説明者 諸岡將雄氏

小作法案は未だ法律になつてゐないが、既に大正十三年から實施されてゐる小作調停法は地主の多額の訴訟費用を助けて簡単に小作地と地主とを個人個人に對面せしめて、小作争議を解決つるための法律である。この調停によつて如何に多くのわれ等の戰闘的同志が數年間争議が封ぜられたり、調停不履行で苦もなく土地を取上げられたことだらう。彈壓よりもこの調停によつて、ツブされた組織、眠り込まれた儘に残つてゐる村組合が如何に多いかは既に明らかだに判つてゐる。われ等は此の調停法にも反對するものである。争議が苦戦に陥つても調停にかけないことを原則とし、地主から申立てた場合はこれを決裂さす方針を持つて居る。萬止むを得ない場合でも土地を返すとか、この條項を履行しない場合は契約を解除すると云つたやうな條項を入れることに反對しなければこの不景氣だ、納

第十二號議案 財務確立の件(中央委員會提出) 説明者 吉岡八十

一氏

組合員は總本部費を完納する事によつて、全農の財政を確立し活潑なる闘争の展開の原動力たらしめることである。(可決)

右議案の審議終了後、議長は約十五分間の休憩を宣したる際突如代議員席より、全國會議派の一組合員がピラを撒布したるを以て直接に檢束された。

第十三號議案 ファッション、社會ファッションに對する件(中央委員會提出)

出) 説明者 島田健二氏

(本案は青年部が昨年度に於いて全力を盡して、闘争目標としたため、相當議案説明に對し活氣を呈してゐた) 説明者島田氏は全般に亘るファッションの攻撃をやつて中止されたるを以て、これに代つて説明するもの五名であるが、いづれも中止の連續にて結局最後に諸岡氏が「今支配階級は農村ファッション化のため最後の努力を續けてゐる。言論の自由が封鎖されてゐる時、吾々は今こそ實踐によつてファッション粉碎のために進まなくてはならぬ。故に諸君の絶大なる支持を望む」と結び、本案の説明が漸くにして終り、満場異議なく可決された。

右議案終了後議長は、川俣委員長に役員選挙の結果を報告せしめた、なほ次期大會の件は、大體東京に開くことに決定した。ついで議長は時間の關係から、残りの議案は全部一括して新中央委員に一任する事を提議したる處、満場異議なく承認された。それより杉山新中央委員長の挨拶があつて、午後五時五十

第十一號議案 肥料生活必需品等の獨占價格に對する件(茨城縣聯合會提出) 説明者 菊地重作氏

今日、百姓の作る物で農民がつけた値で賣れるものは一つだつてあるか? 然るに農民の是非買はねばならない肥料農具等から生活日用品に至るまで一切の物が資本家の獨占的につけ値で押しつけられてゐる。故に吾々は都市労働者との連繫によつて階級的立場に立つた處の全國的な協同組合の設立を要望するものである。

實行方法として、1、階級的な消費組合生産組合を組織すること、2、政治的に全国各地の肥料大販賣商に對して抗議したり、値下げを勧告すること又、全国各地の肥料會社に對する生産費の最底價格の明示を要求したり値下げを要求すること。3、ブルジョア産業組合に對して地方の特殊な事情を考慮して、階級的立場に立ち、内外からその機能××のために戦ふこと。

▲階級的消費組合、生産組合の設立へ!!
▲一切の獨占物々價を即時値下げしろ!! (可決)

分萬歳を三唱して散會した。
新たに選ばれたる委員

委員長 杉山元治郎氏

中央委員 前川正一、渡邊潜、山崎劍二、佐々木更二、八坂正、

島田健二、川俣清音、石田宥全、今井一郎、大尾政男、須永好、

氣地重作、黒田壽男、冲山勝太郎、初田米太郎、吉岡八十一、

田中義男、宮向國平、山崎豊定、渡部國市、武野豊、岡崎清郎、

田原春次、大島吉松、諸岡將雄、増田操の諸氏

(青年部は別に選出)

會計監査 米田富、秋山要、大村忠一の諸氏。

全國農民組合現勢表

(一九三三、二調)

北海道聯合會	北海道旭川市九條通十一丁目左十號
青森縣聯合會	青森市浦町橋本一五一
同木造出張所	青森縣西津輕郡木造町
同八戸出張所	同 八戸市常泉下一三
同秋田縣聯合會	秋田縣横手町上飛瀨
同南秋田出張所	同 南秋田郡飯田川村飯塚
同八郷地區委員會	同 北秋田郡東館村味噌内
同山本出張所	同 山本郡能代港町
同縣北出張所	同 大館町御成町
同由利出張所	同 由利郡岩谷町
同阿仁地區委員會	同 北秋田郡前田村五味堀

同秋田地區委員會	秋田市上中島上土手町二七
宮城縣聯合會	仙臺市東七番町一二二
宮城縣桃生地區委員會	宮城縣桃生郡桃生村字永井
大崎地區事務所	同 志田郡古川町川端
河西地區事務所	同 登米郡石森町 小野田方
仙南地區事務所	同 伊具郡枝野村寄江 横山方
山形縣聯合會	山形縣西置賜郡東根村淺立
福島縣聯合會	福島縣伊達郡飯野村
同高田出張所	同 大沼郡高田町
茨城縣聯合會	茨城縣結城郡水海道町寶町
同北部地區協議會	水戸市上市元山町五六六七雷神裏
同北相地區委員會	茨城縣北相馬郡大井澤村 齋藤方
同谷田地區委員會	同 結城郡大生村十花
群馬縣聯合會	前橋市清王寺町三
栃木縣聯合會	栃木縣河内郡横川村臺新田
那須郡西部地區委員會	同 那須郡野崎村驛前
芳賀郡地區委員會	同 芳賀郡中川村飯野
河内郡縣南地區委員會	同 河内郡横川村臺新田
上都賀郡地區委員會	同 上都賀郡北大伺村茂呂
河内郡縣南地區出張所	同 下都賀郡土生町藤井原宿
下都賀郡東部地區委員會	同 栃木町入舟町
那須郡東部地區委員會	同 那須郡川西町
足利市安蘇郡地區委員會	同 足利市旭町一七七

埼玉縣聯合會	埼玉縣見玉郡見玉町二六五三
千葉縣聯合會	千葉縣印旛郡八街町八街
同印東地區委員會	同 大森町
同印西地區委員會	同 香取郡栗源町澤
同香取地區委員會	同 八王子市仲町一一 森田方
東京府聯合會	山梨縣東八代郡石和町
山梨縣聯合會	同 中巨摩郡常永 白井方
同中巨摩出張所	同 東八代郡錦村二ノ宮
同東部出張所	同 長野縣上伊那郡伊那町
長野縣聯合會	同 下伊那郡山本村 濱島方
同下伊那地區委員會	同 上伊那郡赤穂町 中原方
同上伊那地區委員會	同 南佐久郡岸野村二三〇七 木内方
同佐久地區委員會	同 須坂町 北村方彌方
同北信地區委員會	同 北安曇郡平村 傘本方
同中信地區委員會	同 上諏訪町 林虎雄方
同諏訪地區委員會	同 沼津市追手町四〇九
靜岡縣聯合會	靜岡縣三島町小中島四二七
同田方出張所	同 富士町キネマ側
伊豆地區委員會	同 小笠原池新田村池新田 赤堀方
同富士地區委員會	同 新潟市流作場一七一三
同小笠原地區委員會	同 高田市仲町二丁目七
新潟縣聯合會	同 長岡市袋町一一〇〇
同高田出張所	
同長岡出張所	

同三條出張所	新潟縣南蒲原郡三條町寺
同白根出張所	同 中蒲原郡白根町横町
同新發田出張所	同 北蒲原郡新發田町竹町
同南部地區委員會	同 中蒲原郡五泉町
同上越地區委員會	同 中頸城郡和田村字島田
福井縣聯合會	福井縣南條郡武生町平出
岐阜縣聯合會	岐阜市高野七丁目
愛知縣聯合會	愛知縣海部郡津島町
和歌山縣聯合會	和歌山市北ノ新地下六軒町二
同日高出張所	同日高郡湯河村小松原
京都府聯合會	京都市中京區富小路四條上九
同洛北地區委員會	同 上京區鷹ヶ峰三二 高地方
同相樂地區委員會	京都府相樂郡木津町鹿香山 三上方
同山城地區委員會	同 乙訓郡向日町上植野 小野方
同南桑田地區委員會	同 南桑田郡千歲村國分 龜谷方
同綴喜地區委員會	同 綴喜郡三山木村高木 村田方
大阪府聯合會	大阪市外守口町土居
同北河內地區委員會	大阪市北河內郡山田村中宮 寺島方
同三島地區委員會	同 三島郡山田村下 吉岡方
兵庫縣聯合會	明石市東仲ノ町一丁目
同攝陽出張所	兵庫縣川邊郡神津村森本 大畑方
岡山縣聯合會	岡山市原尾島龍正寺内
廣島縣聯合會	廣島縣世羅郡神田村